

平成20年第4回志布志市議会定例会

目 次

第1号(12月5日)		頁
1. 議事日程		13
2. 出席議員氏名		15
3. 欠席議員氏名		15
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名		15
5. 議会事務局職員出席者		15
6. 開 会・開 議		16
7. 日程第1	会議録署名議員の指名	16
8. 日程第2	会期の決定	16
9. 日程第3	報告	16
10. 日程第4	鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	16
11. 日程第5	認定第 1号 平成19年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について	18
12. 日程第6	認定第 2号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について	29
13. 日程第7	認定第 3号 平成19年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定につ いて	29
14. 日程第8	認定第 4号 平成19年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて	29
15. 日程第9	認定第 5号 平成19年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定に ついて	29
16. 日程第10	認定第 6号 平成19年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について	29
17. 日程第11	認定第 7号 平成19年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につ いて	30
18. 日程第12	認定第 8号 平成19年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について	30
19. 日程第13	議案第 80号 平成19年度志布志市水道事業剰余金の処分について	43
20. 日程第14	議案第 82号 志布志市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定 について	44
21. 日程第15	議案第 83号 志布志市移動通信用鉄塔施設条例の制定について	45
22. 日程第16	議案第 84号 志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について	48
23. 日程第17	議案第 85号 財産の無償譲渡について	61
24. 日程第18	議案第 86号 財産の無償貸付けについて	62

25. 日程第19	議案第 87号	志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について…	63
26. 日程第20	議案第 88号	有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について…	63
27. 日程第21	議案第 89号	松山家畜指導センターの指定管理者の指定について…	64
28. 日程第22	議案第 90号	志布志家畜指導センターの指定管理者の指定について…	65
29. 日程第23	議案第 91号	有明家畜指導センターの指定管理者の指定について…	65
30. 日程第24	議案第 92号	伊崎田青少年館の指定管理者の指定について…	66
31. 日程第25	議案第 93号	通山青少年館の指定管理者の指定について…	66
32. 日程第26	議案第 94号	原田青少年館の指定管理者の指定について…	66
33. 日程第27	議案第 95号	山重青少年館の指定管理者の指定について…	66
34. 日程第28	議案第 96号	蓬原青少年館の指定管理者の指定について…	66
35. 日程第29	議案第 97号	有明青少年館の指定管理者の指定について…	66
36. 日程第30	議案第 98号	野神青少年館の指定管理者の指定について…	66
37. 日程第31	議案第 99号	平成20年度志布志市一般会計補正予算 (第 6 号) …	69
38. 日程第32	議案第100号	平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) …	72
39. 日程第33	議案第101号	平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) …	74
40. 日程第34	議案第102号	平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) …	75
41. 日程第35	議案第103号	平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算 (第 2 号) …	76
42. 日程第36	同意第 4 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること について…	77
43. 日程第37	同意第 5 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること について…	78
44. 日程第38	同意第 6 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること について…	78
45. 散 会			79

第 2 号 (12月 8 日)

1. 議事日程	80
2. 出席議員氏名	81
3. 欠席議員氏名	81
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	81
5. 議会事務局職員出席者	81
6. 開 議	82
7. 日程第 1 会議録署名議員の指名	82

8. 日程第2	一般質問	82
	鬼塚 弘文	82
	立平 利男	97
	宮田 慶一郎	110
	西江園 明	131
9.	延 会	142

第3号 (12月9日)

1.	議事日程	143
2.	出席議員氏名	144
3.	欠席議員氏名	144
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	144
5.	議会事務局職員出席者	144
6.	開 議	145
7.	日程第1 会議録署名議員の指名	145
8.	日程第2 一般質問	145
	小野 広嗣	145
	金子 光博	169
	岩根 賢二	180
	下平 晴行	189
9.	延 会	198

第4号 (12月10日)

1.	議事日程	199
2.	出席議員氏名	200
3.	欠席議員氏名	200
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	200
5.	議会事務局職員出席者	200
6.	開 議	201
7.	日程第1 会議録署名議員の指名	201
8.	日程第2 一般質問	201
	立山 静幸	201
	小園 義行	213
	上野 直広	235
9.	日程第3 議案第104号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ	

	いて	246
10.	追加日程第1 報告	247
11.	散 会	247

第5号（12月25日）

1.	議事日程	248
2.	出席議員氏名	249
3.	欠席議員氏名	249
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	249
5.	議会事務局職員出席者	249
6.	開 議	250
7.	日程第1 会議録署名議員の指名	250
8.	日程第2 報告	250
9.	日程第3 事件の訂正について	250
10.	日程第4 議案第82号 志布志市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定 について	251
11.	日程第5 議案第83号 志布志市移動通信用鉄塔施設条例の制定について	252
12.	日程第6 議案第84号 志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について	253
13.	日程第7 議案第85号 財産の無償譲渡について	253
14.	日程第8 議案第86号 財産の無償貸付けについて	253
15.	日程第9 議案第87号 志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について	260
16.	日程第10 議案第88号 有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について	261
17.	日程第11 議案第104号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ いて	262
18.	日程第12 議案第99号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第6号）	264
19.	日程第13 議案第100号 平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）	273
20.	日程第14 議案第101号 平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第1号）	274
21.	日程第15 議案第102号 平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）	275
22.	日程第16 議案第103号 平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）	276
23.	日程第17 陳情第9号 産業廃棄物安定型最終処分場計画反対について	277
24.	日程第18 発議第13号 志布志湾一帯における密航・密輸等事犯の防止に関する決議 について	279
25.	日程第19 発議第14号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について	280

26. 日程第20	発議第 15号 「オラレ方式」による競艇場外発売場設置に関する調査特別 委員会の設置について……………	281
27. 日程第21	議員派遣の決定……………	283
28. 日程第22	閉会中の継続審査申出について (総務常任委員長) ……………	283
29. 日程第23	閉会中の継続調査申出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長) ……………	283
30. 追加日程第1	陳情第12号 WTO農業交渉に関する陳情書……………	284
31. 追加日程第2	陳情第13号 WTO農業交渉に関する陳情書……………	284
32. 追加日程第3	発議第16号 WTO農業交渉に関する意見書の提出について……………	285
33. 追加日程第4	発議第17号 緊急経済・雇用対策を求める決議について……………	286
34. 閉 会……………		287

平成20年第4回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	会 議 別	内 容
12月5日	金	本 会 議	開会 会期の決定 19年度決算関係（委員長報告・採決） 議案上程（質疑、採決・委員会付託）
6日	土	休 会	
7日	日	休 会	
8日	月	本 会 議	一般質問
9日	火	本 会 議	一般質問
10日	水	本 会 議	一般質問・追加議案上程（委員会付託）
11日	木	委 員 会	
12日	金	委 員 会	
13日	土	休 会	
14日	日	休 会	
15日	月	休 会	
16日	火	休 会	
17日	水	休 会	
18日	木	休 会	
19日	金	休 会	
20日	土	休 会	
21日	日	休 会	
22日	月	休 会	
23日	火	休 会	（天皇誕生日）
24日	水	休 会	
25日	木	本 会 議	委員長報告・採決 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
認定第1号	平成19年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	平成19年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	平成19年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	平成19年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	平成19年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	平成19年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	平成19年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	平成19年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
議案第80号	平成19年度志布志市水道事業剰余金の処分について
議案第82号	志布志市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について
議案第83号	志布志市移動通信用鉄塔施設条例の制定について
議案第84号	志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
議案第85号	財産の無償譲渡について
議案第86号	財産の無償貸付けについて
議案第87号	志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
議案第88号	有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
議案第89号	松山家畜指導センターの指定管理者の指定について
議案第90号	志布志家畜指導センターの指定管理者の指定について
議案第91号	有明家畜指導センターの指定管理者の指定について
議案第92号	伊崎田青少年館の指定管理者の指定について
議案第93号	通山青少年館の指定管理者の指定について
議案第94号	原田青少年館の指定管理者の指定について
議案第95号	山重青少年館の指定管理者の指定について
議案第96号	蓬原青少年館の指定管理者の指定について
議案第97号	有明青少年館の指定管理者の指定について
議案第98号	野神青少年館の指定管理者の指定について
議案第99号	平成20年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
議案第100号	平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第101号	平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第102号	平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第103号	平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
議案第104号	志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
同意第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
同意第5号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
同意第6号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
陳情第9号	産業廃棄物安定型最終処分場計画反対について
陳情第10号	志布志市商工会に対する平成21年度商工会事業にかかる補助金について
陳情第11号	「AZスーパーセンター大崎店」の新店に対する反対要望について
陳情第12号	WTO農業交渉に関する陳情書
陳情第13号	WTO農業交渉に関する陳情書
発議第13号	志布志湾一帯における密航・密輸等事犯の防止に関する決議について
発議第14号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

発議第15号 「オラレ方式」による競艇場外発売場設置に関する調査特別委員会の設置について

発議第16号 WTO農業交渉に関する意見書の提出について

発議第17号 緊急経済・雇用対策を求める決議について

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議員派遣の決定

閉会中の継続審査申出について

(総務常任委員長)

閉会中の継続調査申出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
1 鬼塚 弘文	1 観光行政について	(1) 本市の顔である観光行政の体制は万全か問う。	市 長
	2 教育行政について	(1) 学校の規模・配置の在り方検討委員会の進ちょく状況を問う。 (2) 潤ヶ野地区営農研修センターの改修計画はどのようなになっているか。	教育委員長 市 長 教育委員長
	3 消防行政について	(1) 広域合併について問う。	市 長
2 立平 利男	1 農業政策について	(1) 県が推進している「環境と調和した農業」の一環としての有機農業推進計画の取り組みと、耕種農家のたい肥舎設置に支援はできないか。 (2) 農業経営継承事業の取り組み状況はどうか。	市 長
	2 消防行政について	(1) 消防分団に運営費の助成はできないか。	市 長
	3 環境行政について	(1) 公共施設（学校を含む。）の合併浄化槽の設置状況と取り組みを問う。	市 長 教育委員長
3 宮田慶一郎	1 県道志布志福山線（関屋地区）の枯並木、雑草の撤去について	(1) 3月議会で一般質問をした事件について、その後の進ちょく状況はどうか。	市 長
	2 県道志布志福山線（大原地区）の改良工事について	(1) 県の「街路事業」の進ちょく状況はどうか。	市 長
	3 まちづくり公社に対する市の役割について	(1) 場外舟券売場誘致について「市民から批判がないから問題はない」と言っているが、市長自身はどう思っているのか。 (2) まちづくり公社に借入れ返済が終わるまで補助金を出すつもりか。 (3) 既存商店街の振興をどう思っているのか。	市 長
	4 休暇村サービスとの契約について	(1) 契約不履行のことも考えた上での契約がなされているか。	市 長
	5 NPO法人の「お知らせ」について	(1) NPO法人が作成した活動内容についてのチラシ配布はできないか。	市 長 教育委員長
	6 保育所の民間移管について	(1) 「受託を希望する法人等」とは、株式会社、NPO法人も入っているのか。 (2) 民間移管した場合に、新たに実施が見込まれる事業を公設ではなぜできないのか。 (3) 民間移管の真の目的は何か。	市 長
4 西江園 明	1 商工業の振興策について	(1) 店舗改修等に補助制度は作れないか。 (2) アピア内の空スペースの活用について	市 長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
4 西江園 明	2 本庁を志布志町へ	(1) 本庁を志布志町に移転することは考えられないか。	市長
	3 大崎町との合併について	(1) 経過について (2) 意向を問う。	市長
5 小野 広嗣	1 介護保険事業計画について	(1) 第3期介護保険事業計画の事業評価と、第4期介護保険事業計画への取り組み状況について問う。	市長
	2 妊婦無料健診の拡充について	(1) 国の第2次経済対策には14回分の妊婦健診の無料化が盛り込まれている。本市の現行7回の無料健診を更に14回に拡充すべきではないか。	市長
	3 教育行政について	(1) 教育振興基本計画の中で、道徳教育の充実に向けて、指導方法・指導体制等に関する研究や、教材の国庫補助制度等を検討することが明記された。本市の道徳教育の現状と今後の方向性について問う。 (2) インターネットや携帯電話、テレビ、出版物等のメディア上の有害情報が深刻な問題となっている中で、有害情報から子供を守るための対策はとられているのか。	教育委員長
6 金子 光博	1 道路行政について	(1) 県道柿ノ木志布志線（柳橋～弓場ヶ尾間）の今年度の具体的な進捗状況と今後の見通しについて (2) 市道志布志平山線（平山地内）の第1級の危険箇所（がけ）の現状認識と今後の考え方について (3) 市道吉村押切線（中央吉村地内）の改良工事計画変更をされたが、地権者への説明は不十分と考えられるがどうか。 (4) 曾於南部土地改良事業を活用しての農道整備の実績はどうか。	市長
7 岩根 賢二	1 財源確保策、経費削減策について	(1) 市の財政が厳しい折、財源を確保するために公用車に企業等の広告をのせることは考えられないか。 また、広告入りの封筒を利用して、経費を削減する考えはないか。	市長
	2 補助金の在り方について	(1) 補助金制度等に係る指針を策定したが、公表の仕方や意見募集の方法は妥当であったか。 (2) 補助金を受ける側の団体の長が「市長」である場合、法的に問題はないのか。また、そのことについて見直す考えはないか。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
8 下平 晴行	1 健康対策について	(1) 食品添加物がほとんどの食品に使われている、その実態「裏側」を市民に情報提供する考えはないか。 (2) 学校給食の調味料等は安全か。	市長 教育委員長
	2 「志」のまちづくりについて	(1) 11月29日に志ふれあい交流会in志布志市(演劇「米百俵」&「志」の講演会)が開催された。特に、志ネットワーク代表 上甲晃氏の「志」に対する考え方を、職員に「志」のまちづくりの研修として、講演会を開催する考えはないか。	市長
	3 移動通信用鉄塔施設について	(1) 携帯電話の移動通信サービス利用可能な地域以外の取り扱いについて	市長
9 立山 静幸	1 枇榔島自然観察教育林の活用を図れ	(1) 枇榔島には日南海岸国定公園(自然公園法)、史跡名勝天然記念物(文化財保護法)、魚つき保安林(森林法)の3つの網がかぶさっている。それぞれの担当課及び業務内容並びに最小限の許可、行為が認められているのは、それぞれ法第何条か。 (2) 枇榔島の周囲には地番のない土地が21か所あるが、どこの省庁の土地か。また、この土地には自然公園法、文化財保護法、森林法の3つの法のうち、どれとどれがかぶさっているか。 (3) 枇榔島森林レクリエーション地区管理経営方針書が、大隅森林管理署と志布志市で締結されている。 現在、所管課は耕地林務水産課である。事業内容等から教育委員会へ所管換えすべきと考えるが。 (4) 大隅森林管理署が平成18年9月14日付けで枇榔島森林レクリエーション地区管理経営方針書の設定見直しで、管理運営協議会の設置を義務付けているが、現在まで協議会の設置がなされていない。協議会の設置を急ぐべきと考えるが。	市長 教育委員長
	2 市役所敷地内の舗装実施について	(1) 本庁舎敷地内のシルバー人材センター及び野井倉土地改良区付近の舗装実施を急げ。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
10小園 義行	1 経済対策について	(1) 本市の経済の現状をどのように受け止めているか。 (2) 「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」(セーフティネット5号)の本市の相談、申請状況と対応について問う。 (3) ㈱まちづくり公社への支援とあわせて、既存の商業者への本市独自の対策を考えるべきと思うがどうか。	市 長
	2 国保について	(1) 短期被保険者証を配布されている家庭で18歳以下の子供たちの数はどれぐらいいるのか。また、そうした状況の子供たちを無保険状態にすることについての考え方を問う。	市 長
	3 児童福祉について	(1) 保育所の民間移管が提案されているが、保育に対する公的責任をどのように考えているか。	市 長
	4 高齢者福祉について	(1) 敬老祝金を以前の制度に見直しをして75歳以上すべての高齢者に支給する考えはないか。	市 長
	5 学校教育について	(1) 給食の食材高騰をうけて、来年度の給食費について考え方を問う。	教育委員長
11上野 直広	1 財政運営について	(1) 平成21年度の経済状況をどうみているか。 (2) 中期財政計画どおりに財源が確保できるのか。 (3) 財政計画の見直しが必要では。	市 長

平成20年第4回志布志市議会定例会（第1号）

期日：平成20年12月5日（金曜日）午前10時24分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第5 認定第1号 平成19年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第2号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第3号 平成19年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第4号 平成19年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第5号 平成19年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第6号 平成19年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第7号 平成19年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第8号 平成19年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第80号 平成19年度志布志市水道事業剰余金の処分について
- 日程第14 議案第82号 志布志市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第15 議案第83号 志布志市移動通信用鉄塔施設条例の制定について
- 日程第16 議案第84号 志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第85号 財産の無償譲渡について
- 日程第18 議案第86号 財産の無償貸付けについて
- 日程第19 議案第87号 志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第88号 有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第89号 松山家畜指導センターの指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第90号 志布志家畜指導センターの指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第91号 有明家畜指導センターの指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第92号 伊崎田青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第93号 通山青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第94号 原田青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第95号 山重青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第96号 蓬原青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第97号 有明青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第98号 野神青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第99号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第32 議案第100号 平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第33 議案第101号 平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第102号 平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第35 議案第103号 平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第37 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第38 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

出席議員氏名 (32名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	19 番 岩 根 賢 二
20 番 吉 国 敏 郎	21 番 上 野 直 広
22 番 宮 城 義 治	23 番 東 宏 二
24 番 宮 田 慶一郎	25 番 小 園 義 行
26 番 上 村 環	27 番 鬼 塚 弘 文
28 番 重 永 重 久	29 番 丸 崎 幹 男
30 番 福 重 彰 史	31 番 野 村 公 一
32 番 谷 口 松 生	33 番 若 松 良 雄

欠席議員氏名 (1名)

18 番 木 藤 茂 弘

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆	保 健 課 長 今 井 善 文
農 政 課 長 永 田 史 生	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 白 坂 照 雄
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 五 代 豊 一
水 道 局 長 徳 田 俊 美	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 大 園 朗	教育総務課長 上 村 和 憲
学校教育課長 山 口 幸 彦	生涯学習課長 小 辻 一 海

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時24分 開会 開議

○議長（谷口松生君） ただいまから、平成20年第4回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、坂元修一郎君と鶴迫京子さんを指名いたします。

○
日程第2 会期の決定

○議長（谷口松生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月25日までの21日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月25日までの21日間に決定しました。

○
日程第3 報告

○議長（谷口松生君） 日程第3、報告を申し上げます。
昨日まで受理しました陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。陳情第9号は文教厚生常任委員会に、陳情第10号は総務常任委員会に付託いたしました。
次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社志布志まちづくり公社から第17期事業報告書及び決算報告書、第18期事業計画書及び予算書並びに監査委員からの監査報告書が提出されましたので配布をいたしました。参考にさせていただきたいと思います。

○
日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（谷口松生君） 日程第4、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されております。今回、市議会議員区分に1人の欠員が生じたため、候補者受付の告示を行い、届出を締め切ったところ、2人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。
この選挙は、同条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そここでお諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。閉鎖をお願いいたします。

（議場閉鎖）

○議長（谷口松生君） ただいまの出席議員数は30人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条の規定によって、立会人に迫田正弘君及び毛野了君を指名をいたします。

候補者名簿を配布いたします。

（候補者名簿配布）

○議長（谷口松生君） 候補者名簿の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 配布漏れなしと認めます。

投票用紙を配布します。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配布）

○議長（谷口松生君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（谷口松生君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（徳重昭一君） それでは、順次お願いします。1番、下平晴行議員。3番、丸山一議員。4番、八久保壹議員。5番、玉垣大二郎議員。6番、坂元修一郎議員。7番、鶴迫京子議員。8番、藤後昇一議員。9番、迫田正弘議員。10番、毛野了議員。11番、立平利男議員。12番、本田孝志議員。13番、立山静幸議員。14番、小野広嗣議員。15番、長岡耕二議員。16番、金子光博議員。17番、林勇作議員。19番、岩根賢二議員。20番、吉国敏郎議員。21番、上野直広議員。22番、宮城義治議員。23番、東宏二議員。24番、宮田慶一郎議員。26番、上村環議員。27番、鬼塚弘文議員。28番、重永重久議員。29番、丸崎幹男議員。30番、福重彰史議員。31番、野村公一議員。33番、若松良雄議員。32番、谷口松生議員。

○議長（谷口松生君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。迫田正弘君及び毛野了君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（谷口松生君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数30票、有効投票30票、無効投票0票。有効投票のうち、京田道弘君24票、中嶋敏子さん6票。以上のおおりであります。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)



日程第5 認定第1号 平成19年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（谷口松生君） 日程第5、認定第1号、平成19年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件は、平成19年度志布志市一般会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○平成19年度志布志市一般会計決算審査特別委員長（玉垣大二郎君） ただいま議題となりました認定第1号、平成19年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について、平成19年度志布志市一般会計決算審査特別委員会における審査経過の概要と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、10月14日から17日、20日及び24日の6日間にわたり、各課・局長及び関係職員の出席を求め、説明を受け、審査を行いました。

それでは、審査順に従い、まず情報管理課分について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

情報通信に係るハードの部分、金額が高額になるがゆえの入札の関係の問題について、各課での検討状況をただしたところ、導入メーカー以外のメーカーが基幹業務システムを修正することは仕様等が不明であり、セキュリティの確保、安定運用を損なうなど事実上不可能に近いことであり、電算システムの調達についても契約目的が競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2で随意契約ができるものとされている。このような全国的な状況を踏まえ、総務省が指導して地域情報プラットフォームの普及推進を始めているところである。内容については、効率的で質の高い電子自治体化を支えるシステム連携基盤である地域プラットフォームの仕様を策定して、全国標準化を図ろうというものである。今までコンピュータメーカーがそれぞれ独自の仕様や規格を定めていたが、これから先は国が指導してやっと自治体システムの全国標準の方針が示されたところである。実現までに時間がかかることになるとは思うが、現在課題となっている電算調達の手法、競争原理についてもこれから改善が図られていくものと考えているとの答弁でありました。

ホームページ改修事業の具体的な中身とバナー広告がこの段階でとどまっている理由をただしたところ、ホームページ改修は汎用のホームページ制作ソフトではなく、専用のコンテンツマネジメントシステムを導入している。これは、情報管理課だけで管理するのではなく、各課の職員が自由に自

分の課の情報を市民にアップすることができるシステムである。それと、ホームページデザインの作成、システム設計、画面作成、修正を実施した。ホームページバナーの広告は、市のホームページの広告にバナーを出しても特段問題のないような所をこちらでリストアップして、市内の企業に出向いてお願いをした。承諾をいただくのに難しい部分もあったが、1社については今年も1年間向こう3月までの契約をお願いしているとの答弁でありました。

ホームページのソフト面での改修で、障害者支援として視覚障害とか聴覚障害とか、デジタルデバイス的な情報格差の方々に対する成果と問題点をたざしたところ、前回になかった機能を大幅に追加し、目の不自由な方については文字の拡大ができる機能、また音声読み上げ機能も追加したとの答弁でありました。

約3,000万円の更新業務をしなければならなかった理由をたざしたところ、職員が日常業務で使うパソコンが5年以上経過して、障害も発生したので、3年間で順次更新していくとのことで、19年度100台、今年100台、来年100台という年次的計画で進めている。住民基本台帳ネットワークシステムの機器更新については、サーバーで使っているOSがウィンドウズ2000という前のもので、開発元のマイクロソフト社がウィンドウズ2000のサポートを打ち切るということで、国からウィンドウズ2000のサーバーを使っている自治体は速やかに更新するようという指導があり、これに基づき住民基本台帳ネットワークシステムの更新に至ったとの答弁でありました。

電算機器類の廃棄に伴う搬出处分業務20万3,000円の内容をたざしたところ、パソコンが40台、プリンターが37台、モニターが31台、ケーブル類の廃棄という内容であるが、市役所のパソコンにはハードディスクに業務データが記録されていて、この中には個人情報、行政情報等、外部に出せない情報が含まれており、確実に破壊処理を行って情報漏えいを起こさない対応が必要で、産業廃棄物として廃棄物の処理及び整備に関する法律に基づいて処分を行っているとの答弁でありました。

次に、総務課及び選挙管理委員会について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

交通安全対策費のロードミラー等設置工事について、危険箇所を急を要するわけだからまとめて工事をするのは基本的におかしいと思うが、その考えをたざしたところ、例年契約が遅いという指摘を受けて、19年度も年を越してからの発注となった。交付金が年2回あるので、当然1回目の交付金の確定があったら工事発注はできるので、20年度は2回に分けて前期分の工事発注を行っているところであるとの答弁でありました。

自治会運営費助成金について、小さな自治会同士での合併の意向状況の実態をつかんでいないのかたざしたところ、19年度に全自治会を対象にアンケート調査を実施したが、戸数等あるいは高齢者が多い集落等、いろいろ条件が違う。各世帯からの徴収金額が多い自治体、あるいは運営費補助に90%以上頼っている自治会もアンケート結果で出ている。現在、アンケート状況を踏まえながら、21年度に向けて検討をしている状況であるとの答弁でありました。

防災無線の成果で、「防災行政無線難聴地域の改善が図られた」との報告が挙がっているが、その地域の住民の声をくまなく聞いて改善が図られたとして上がったと理解していいのかとたざしたところ、改善が図られて100%クリアできたかについては、個別に全員に問い合わせたところではない。

今後は地域の声を確認していきたいとの答弁でありました。

次に、財務課分について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

19年度の決算状況の中で、財政健全化へ向けてどうだったのかとただしたところ、19年度決算からいけば普通建設事業費に充当した一般財源が災害復旧まで含めて約8億円で、来年社会保障費が増えていけば8億円を食い込んでそちらを減らさないといけないことになってくる。したがって、事業自体の見直しをしていかないと一般財源が減っていく状況ではとても対応できないだろうと思っている。確実に減っているのは職員の人件費だけで、19年度決算で約9,000万円落ちている。補助費、物件費も若干見直したが、それは数千万円程度で、合併の特例措置がなくなった段階で今の交付税が9億7,000万円減るのは確実である。将来に向けてスリム化していかないと、そのときになって経費を削減しようとしてもどうにもならないと思っているとの答弁でありました。

昨年は自主財源が30.5%、依存財源が69.5%で、税源移譲があったために交付税が減らされたようだが、地方交付税については財政調整として格差是正、財源保障となっている。今後交付税が減った場合、地方交付税の財政調整は機能しなくなるのかとただしたところ、高齢化社会に伴い、社会保障費等、国が事業をやると原則4分の1の負担を地方に求めてきているが、それが100%は交付税に入っていないと考えている。20年度は特例措置があり一時的に増えたが、やはり将来的には年々減少していくであろうとの答弁でありました。

次に、企画政策課分についての主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

男女共同参画事業の成果説明での問題点で、女性支援の中で大隅半島に一時避難施設がないため、鹿児島市内まで送致しなければならない。県も大隅半島に設置を希望しているが難しいとあるが、その意味をただしたところ、DV、虐待等に対する避難所である。志布志市においては、19年度は2件の送致があった。南風寮で対応できるときは対応していただいているが、どうしても送致しなければならない場合もあり、今後は更に増える傾向にある。その中で特に難しい問題については、警察署と連携も取りながら相談していく状況であるとの答弁でありました。

ふるさとづくり委員会活動事業は、公民館の役員以外が役員にならないとできない事業であったが、その後、組織についての検討を行ったのかとただしたところ、公民館長や公民館の役員の方を全く度外視するのではなく、その方々も一緒に組織の中に入って委員長ないし代表者を別に定めて、公民館事業とすみ分けをしながらやっていく先進事例もある。今後は、それぞれ20地区の方々がお互いに情報交換をできる場を設けながら、それぞれまた地域が伸びてもらえるような仕掛けはしていきたいとの答弁でありました。

ふるさとづくり委員会で壮大な図を描いて、そこまで出来上がったとしても、市のまちづくり計画と照らし合わせたときにできないということがあるわけで、市の中身として組み入れられるものは組み入れる、地域単独でやれるものは頑張ってもらい、そういうすみ分けをしていかないと事業がうまくいかないのではないかとただしたところ、当然地域の夢、希望として大きな絵を描いてこられる場合もあるが、大きくなってふるさとづくり委員会ではできない範囲については、場合によっては市が何らかの事業を位置付けていくべきであろうという答弁でありました。

志のあふれるまちづくり事業について、事業として浸透を図ろうということで続けているが、イベント的にやるということまで広がっていかないと市民に浸透しないし、日本中に発信できるような情報量ではないのではとただしたところ、志のまちを提唱し、昨年4月24日に発表し、大会も開いた。今年も志ウィークということで1週間いろんな事業を取り組んできたが、一番大事なのは志のまちを子供たちからお年寄りまで、市民みんなが知っていただく、知るきっかけはどうすべきか、21年度に向けて検討しているとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

漁業振興資金の19年度の基金取り崩しは幾らだったのかとただしたところ、漁協加工施設整備補助金223万8,400円、ヒラメ放流事業250万円、マダイ放流50万円、トラフグ放流30万円で、合計553万8,400円との答弁でありました。

放流事業のマダイに関して、水揚げ量と水揚げ高が共に減っているが、漁協全体の漁獲高では比率が高いと表現されている。放流事業をしていて、こっちの方は減ってきているということの分析、問題点等で指摘等はなかったのかとただしたところ、稚魚を放流しても底引き網等にかかる部分もあるのではないかという懸念も指摘されている。21年度からは、放流事業を若干見直そうかということで、放流稚魚の数を1年か2年減らしてみようかという協議を漁協としているところであるとの答弁でありました。

大隅グリーンロードの7,800万円の負担金はいつまで続くのかとただしたところ、実施状況の中の土地改良、暗きょ排水、区画整理分が16年度から償還が始まり、17年度から農業用道路整備の分が始まり、平成31年度まで続くとの答弁でありました。

森林整備地域活動支援事業は、実績にかかわる行政の確認を担当者がしているのかとただしたところ、会計検査の対象ともなり、常日ごろから写真、あるいは帳簿等について整理をしていくように指導して、現場を確認しながら事業を推進しているとの答弁でありました。

緊急間伐対策事業の間伐面積の推移と所有者の申し込みがあれば増やしてもいいのかとただしたところ、面積はほとんど横ばいで進んでいる。これは一般財源で、申し込みが多くなったから増やそうという考えは現在のところない。ただ、森林づくり推進委員の方々に適齢期の間伐を勧めていただくよう推進をしてもらっているとの答弁でありました。

次に、農政課分について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

やっちくふるさと村指定管理委託について、指定管理者制度の在り方は利用料制と委託料制があり、委託料制は収益が上がった分は本来、市に上げないといけないわけで、委託料を上げているのであれば収入は全部市に入れるやり方が当たり前である。それらについての考えをただしたところ、指定管理制度を入れた時点で、利用料という格好で宿泊施設もお願いし、あくまでも指定管理の委託料はそれらを除いた部分の公衆の電気代、トイレ代、地域環境美化、そういったものの委託料ということで分けてお願いしているとの答弁でありました。

指定管理者制度の在り方そのものも調べて、無駄のない経営をしてもらいたいとただしたところ、19年度は市が管理をしていたものを途中から委託管理ということでこのような格好になったが、その

委託料が今後上がることがあってはならないと思うので、これらの額を極力抑えていく方向で検討していかななくてはならないとの答弁でありました。

東部地区の畑かんの水利用率は何%かただしたところ、19年度末で申し込みがあるのが11.5%、全体で2,130haのうち245haになっているとの答弁でありました。

フェロモン剤を活用した防除を立本草野茶生産組合で109haで実施しているが1回だけか。1回であれば、もうハマキの薬はふらなくていいのかただしたところ、フェロモンは約半年間効果があるということで、19年3月に設置したので1回だけである。フェロモンの使用については、ハマキの薬剤を使わない方法の防除体系で、3月に設置してほぼ9月までの効果である。それ以降については状況を観察しながら対応するとの答弁でありました。

無人ヘリコプターの稼働率をただしたところ、早期については203.2ha、普通期については153.7haを散布している。それと、ポジティブリスト制度の兼ね合いで都城等からも要請があり市外にも行くので、19年度としては約732.8haを散布しているとの答弁でありました。

新規就農・就業支援システム推進事業で、新規就農者の19年度の実績と、この事業に対し問題視することは無かったのかただしたところ、19年度は公社の卒業生3組、5名が就農している。農地確保の問題、原油高騰によりいろんな面で厳しい問題が出てきている。今後このまま原油高騰が続けば、この事業を一時休止すべきではないかと公社とも話し合いをしているが、現在のところ様子を見ていくとの答弁でありました。

次に、建設課分について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

都市計画区域拡大検討事業について、対象地域といつごろまでかかるのかをただしたところ、対象としては国道220号を含む通山地域ということで検討を行っている。現在、県と土地利用基本計画の協議を行っている最中で、スケジュールでいくと平成21年度中には都市計画区域の見直しができるものと考えているとの答弁でありました。

臨時交付金事業の六月坂安楽線の見通しと、その後国道までの見通しをただしたところ、グリーンロードの交差点から水ヶ迫線との交差点までを1期工事区間で22年3月までということで進めている。国道までの区間は、引き続き21年度に調査区間という形で測量委託、建物調査等、費用対効果が見込まれる関係資料を整理しながら県と調整中で、21年度から25年度までと考えているとの答弁でありました。

住宅使用料の滞納の実態をただしたところ、決算時点では1,389万6,600円だったが、10月1日現在では226万4,070円を徴収している。滞納者は延べ人数で116名、松山地区は24名、志布志地区が49名、有明地区が43名である。19年度は法的措置を取っていないが、最終的には法的措置に持っていけないと全面解決には至らないような気がしているとの答弁でありました。

公営住宅解体整地事業の目的で、「政策空き家になっている」老朽化住宅を解体し、公営住宅の建設環境を整えようとしているが、志布志地区でいえば松波、若浜にしても、一方でスポーツゾーンを広げていこうという計画の話も聞く。そこらの整合性をどう考えているのかただしたところ、18年度にストック計画ということで既存住宅の在り方について検討したところで、位置付けとしては用途

廃止、改築保全、維持保全、建て替えという四つの手法で仕分けをしてきた。今、基本設計をしながら残っている団地と空き地になっている団地等々を考慮して計画をしているところで、それに基づいて詳細設計をして、来年度から建設という計画にしたいとの答弁でありました。

次に、畜産課分について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

市肉用牛振興協議会の139万8,817円は、「市内の支部単位のリーダーを対象に市単独事業等の研修会を実施し、事業の周知や理解を深めることができた」とあるが、研修のためだけに使ったのかとただしたところ、主な用途は3地区の共進会の参加商品、出品者の記念品の帽子で、研修費用は12万円を支出している。以前は秋の共進会の出品牛に対する記念品は地区別に報償費で出していたが、平成19年度からは肉用牛振興協議会の立ち上げを行い、経費の節減を図ることも考えながら、記念品を肉用牛振興協議会で一括して執行する方法に切り替えたとの答弁でありました。

世界的な飼料の値上がりが原因で肥育をやめていく傾向があるのかとただしたところ、市内には小規模な肥育農家はないが、生産農家においては少数農家もあり、飼料高騰が原因ということは聞いてはいないが、毎年50戸ぐらいは高齢化等に伴って減少している状況であるとの答弁でありました。

最近の養豚農家の豚舎の改築、ふん尿処理施設の取り組み状況をただしたところ、公共事業である資源リサイクル等の事業を入れながら整備している農家、小規模な分については市単独事業のたい肥舎建設ということで補助事業の活用をしながら整備している所、整備されている中で不具合な部分があって、改めて補修する事業者もあるとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

農業集落排水施設に接続する工事の状況について、市内と市外の業者の割合をただしたところ、19年度は有明地区の業者が23%、志布志地区の業者が26%、松山地区の業者が9%、近隣の市町村業者が17%、県外の業者が25%で、県外業者のセールスが非常に活発に行われているのではないかと答弁でありました。

不法投棄の実態をただしたところ、平成19年度の環境パトロールの実績として、3地区で1年間に12.6tのポイ捨て、不法投棄ごみを処理している。そのうち洗浄して資源ごみに回したものが9t、一般ごみに回したものが3.5tになっている。依然として不法投棄は後を絶たないが、量としては減ってきていると思うとの答弁でありました。

環境少年団育成事業が去年初めて立ち上がって、当初の目標人数に達していないが、昨年の成果も含めてのこの事業に関する今後の考え方をただしたところ、環境に関して少しでも小さいときから意識付け、気付きが必要ではないかということで、環境サイドとしては非常にうれしい事業であった。25名の企画をして14名ということだったが、参加した人たちに自分の生活習慣に気付かせるとか、そのことを友達に広げていけて所期の目的は達成されたのではないかと考えているとの答弁でありました。

清掃センターのごみで入ってくるものを分別してゼロにしていくことについての協議はどうなっているのかとただしたところ、埋立てごみが約2,400tあるが、半分から3分の1は紙おむつと考えている。その紙おむつを分別収集できないか、そしてそれを殺菌、脱臭、乾燥してRPFできないかとい

う検討を行っているとの答弁でありました。

ゴミ減らし円卓会議をやってきた結果、どういうふうに改善がされたのかただしたところ、19年度に3回実施してきた。1、2回の会議でもっと市民にレジ袋持参運動とかを働き掛けてはどうか、そのためにポスター募集、川柳募集をしたらどうかという意見もあった。3回目は、小さな店だけではなく大きな所もということでお願いに行った。その結果、レジ袋を有料化するのがゴミ減らしには有効ということで、円卓会議の中でも引き続きレジ袋有料化という方向で検討していくとの答弁でありました。

曾於南部厚生事務組合火葬場負担金の関係で、火葬場の改造についてはどういう協議が進んでいるのかただしたところ、今、炉が3基あり、18年度に1基改修している。19年度、20年度にはひつぎが最近高級化してきて大きくなっているために幅を10cm広げた形で改修しているということを南部厚生事務組合から確認した。昭和54年の供用開始でもう28、29年経過しており、今後の補修計画は告別式のできる場所の確保やクーラー設置等を行ったり、そういう二次的改修をしたいという方向を確認したところであるとの答弁でありました。

次に、保健課分について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

母子保健事業の件で、資料では平成19年度の出生者数が285人だが、全285人を訪問したのか。訪問することで、子育て状況とかお母さんたちが置かれている環境が見えてくると思うが、問題点はなかったのかただしたところ、訪問をすると生活がよく見えてくるので、通常の相談場面よりきめ細やかに事例の中身が見えてくる場合が多いが、2回目、3回目はなかなか家にあげてもらえない方も増えている。訪問で面接ができなかった人については、3、4か月児健診の時に再度面接をさせてもらって経過を見ている。19年度からはBCGの予防接種と乳児健診を合同に実施している関係で3か月健診が98.9%、ほぼ100%に近い形で相乗効果があり、乳児健診の受診率が上がってきているとの答弁でありました。

発達障害児の発見は、できるだけ早い時期がいいと思うが、どのような考え方をしているかただしたところ、国の方では5歳児健診の重要性を言われている。本市の健診の流れでは、1歳半で発達障害というまでの判断はできかねるが、2歳までにはと本市の基準を持っている。ただし、発達障害の中には、アスペルガー症候群とってとても高い知能を持っていて少し対人関係が困難というような方も含まれているので、「少し対人関係が気になります」ということをどういうふうに伝えるかが難しいとの答弁でありました。

妊婦健診は、18年度まで3回まで無料、19年度からは5回まで無料という形になったが、この変化状況をただしたところ、使用枚数で1,350回使用されている。4回目が269人、5回目が227人で、この回数等が増加していることになると思う。妊婦健診を行った結果、ちょっとおかしいということがあれば精密検査の受診券の配布もしており、その数は65件あったとの答弁でありました。

老人保健事業の問題点と解決策、成人予防についてどう対応したのかただしたところ、基本健康診査ということで、がん検診のほかにそういう健診を実施している。いかに受診者を増やすかが課題であるが、対18年からすると若干増えている。今年度は、特定健診とがん検診の合同実施、土・日曜日

の実施、昨年受診できなかった方について年明けぐらいにそういう健診を実施して少しでも受診者を増やしていきたいとの答弁でありました。

健診結果が分かって、逆に怖がって病院に行かない事例も結構あるが、把握しているかとただしたところ、健診を受けただけでは何ら効果がないわけで、医療機関で精密検査を受けなさいとか通知があるが、まだ行ってない方の名簿はこちらに届くので、再度こちらから連絡を取ったり訪問したりしてフォローは行っている。基本的には、保健師による訪問によって受診勧奨を行っているとの答弁でありました。

次に、福祉課分について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

放課後児童健全育成事業は、志布志地区、有明地区、松山地区で事業形態が違い、料金が違う問題、公立で運営している部分、小学校の空き教室を利用している部分、民間の保育園部分の光熱水費の問題、それらの状況がどうなっているのかただしたところ、利用者の負担金については協議をして1人目が4,000円、2人目からは5,000円という形で統一した。光熱水費については若干の矛盾があるということで19年度からは民間保育園にも相当分の経費を計上して委託しているとの答弁でありました。

乳幼児健康支援一時預かり事業で447名の利用実績があるが、預けに行って先生の判断で断られたケースを掌握しているかただしたところ、現場の判断で断られた方もいると思われるが、実態を調査して、その後どういう状況なのか、どれぐらいの数があるのか、そのときの子供の状況はどうだったか、どういう形で子供たちに対する支援ができるのかを今後検討していきたいとの答弁でありました。

生活保護適正実施事業でレセプト点検に有資格者を入れたことにより、過誤請求がどのように推移しているのかただしたところ、395件で1,315万3,779円の過誤調整がされているとの答弁でありました。

障害者行政の中で、夢しずく工房の利用者を増やすためにはどういう対策を取ってきたのかただしたところ、夢しずく工房は、昨年度末で5名、現在6名という形で非常に少ないところである。サポートできる場所とはということで、平成20年度からは市内の公園のトイレを1か所、清掃業務の委託を受けてやっている。21年度以降については、各課で事業をしている分で障害者でもサポートできるものはないかという形で協議をしているところである。人数が少ない理由としては、法人格を持っていないので民間からの受注がなかなか難しく、場所についても志布志地区の町営住宅を改修した面積的にも手狭な部分というのも理由ではないか。我々のもう一步の後押しを必要とされている方々もたくさんいらっしゃると思うので、今後十分検討して取り組みをさせていただきたいとの答弁でありました。

次に、農業委員会分について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

農林水産業手数料の嘱託登記が13万8,000円あるが、これは事務手間として取っているのかただしたところ、こちらが行っている手数料としていただいているもので、所有権移転が5,000円、氏名の誤記とか表示変更が2,000円、登録免許税軽減証明を200円いただいているとの答弁でありました。

志布志市の農地で農家の人が売りたいと申し出て、地域振興公社が保有している土地があるのかただしたところ、今のところ、志布志市の土地を地域振興公社が買っている所はないとの答弁でありま

した。

条件が悪い耕作地はどのぐらいの増加傾向にあるのかただしたところ、山間地の耕作条件の悪い所、雑木、竹やぶが増えている所が625haぐらい挙がってきた。これらについて、非農地として認定するかということを含めて検討しているところで、1回認定してしまうと農業委員会から農地として離れるので非農地としての認定については慎重にしなければならないと思っているとの答弁でありました。

次に、会計課分について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

年度末になると補助金等が出納閉鎖になってから入ってくる分があり、一時借り入れで対応しないといけないわけだが、国の歳入は早くなってきているのかただしたところ、実際、年度末になると出納閉鎖期間にかなりの額が入ってくるので、19年度も3月に10億円の一時借り入れをして支払いをした。どうしても資金が足りないので借り入れをせざるを得ず、財務課で入札をしてもらって一番金利の安い所から借り入れをしているとの答弁でありました。

用度関係で、物品の一括購入は合併後どのような方法でしているのかただしたところ、備品、消耗品等を含めて各課で購入しているとの答弁でありました。

次に、監査委員事務局分について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

監査委員が19年度に出会した回数はどれぐらいあったのかただしたところ、代表監査委員が71日、議選監査委員が69日の実績であるとの答弁でありました。

諸会議出席の3万3,000円は何回の出席だったのかただしたところ、4つの会議で、鹿児島県各市監査委員会、九州各市監査委員会、西日本の研修会、県監査委員事務局研修会であるとの答弁でありました。

次に、議会事務局分について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

印刷製本費について、議会だよりは余裕を持った予算編成がされていたのかただしたところ、原則競争原理が働かないといけないということで5社を指名して執行しているが、最終的にページ単価が1円にも満たないところでの契約となったとの答弁でありました。

議会費が6.6%上がって18年度より決算額は多いが、要因は何だったのかただしたところ、議員分の手当が、18年度6月期は100分の60であったために19年度は約700万円増えたことと、議員共済の負担金率が上がった関係で議員共済費等負担金が約570万円増えているのが主な要因であるとの答弁でありました。

次に、教育総務課、学校教育課、給食センター分について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

光熱水費の不用額の要因について、どういう節約の指導をしたのかただしたところ、プールの水道使用料について、学校によって水道使用が大きいという指摘を受けた経緯もあり、特に各学校のろ過器が非常に古くなっている関係で故障したときにはかけっ放しのケースもあり、プールの水使用については十分管理してほしいと学校側に指導してきた。ただ、どの学校も同じような年度にろ過器を設置しているので、今、故障等が発生しているのが実態であり、今後はろ過器の補修等も行いながらプールの使用については指導するとともに注意深く見守っていきたいとの答弁でありました。

スクールカウンセラーを置いたことによる家族と生徒に対する実績をただしたところ、延べ人数でみればかなりの数が上がってくるが、その大学の先生と話をしたことで実際に何名が大きく変化をして、よい方向に向かったというところではなかなか厳しいと思う。ただ、客観的に見てもらえるということで、その気持ちを聞いて、それを学校側や保護者への指導の中で子供理解、生徒理解が進むような実績としてはかなり効果があると思っているとの答弁でありました。

学習にしても生活指導にしても、教育は継続であると思うが、追跡指導をしているのかただしたところ、教育活動の成果について4月の段階で全国学力学習状況調査、中学校等がMR Tという学習状況調査を活用している。それから、中学校は中間・期末のテストを基にしながら学力の状況把握をする。1月には鹿児島県が独自で実施している基礎・基本定着度調査、年度末にはC R Tという別の学力状況調査をしているが、年間を通して正確な一人一人の学力状況を把握させている。その結果が出たときには、個表を基に保護者や子供と直接話をする中で、どんな勉強をしていけばいいのか、勉強のやり方等について課題や問題はないか、子供の学びの意欲を高めるための手立ては最大限しているつもりであるとの答弁でありました。

次に、生涯学習課、図書館分について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

自主文化事業の自主事業公演入場料は、投資効果から見て何割を目標にしているのかただしたところ、1,000名の文化会館の場合で言うと、1,000万円の公演があったとして、前売り券1枚当たりの単価を大体8割を満席になった場合に回収する設定になるようにしているとの答弁でありました。

8割という目標に近づけるのは非常に困難かもしれないが、やはり宣伝も足りないのではとただしたところ、公演をよく知ってもらうという形で行政事務連絡員を通じて散らしを配布し、また高齢者学級等でも取り上げなければいけないという反省に至ったところで、今後はそのことを十分に踏まえながら対処していきたいとの答弁でありました。

新おにぎり大作戦を展開しているが、市民に周知できているのかとただしたところ、保護者への啓発活動が中心で、子育て講座、P T Aの講演会等で18年度、19年度を通じて食育の講演会等を相当回数行っている。18年度のアンケート結果では、朝御飯を食べない子供が小・中学校に1割程度いたが、追跡調査によるとその数も相当減ってきていて、食に関して保護者の意識が相当高まってきているのは確実なようであるとの答弁でありました。

商家資料館は、仮設解体工事を実施する必要があると問題点に出ているが、その状況をただしたところ、かなり老朽化した建物なので、今後のことを考えると耐震調査も必要になってくるものと思うが、計画は従前のおりである。ただ、事業を推進するための財源がネックとなっているので、歴史のまちづくり事業全般に関する推進を歴史まちづくり法に乗せて進めていこうということで、基本計画を策定して、それを国が認定するという事になっているとの答弁でありました。

図書館の件で、決算での蔵書数、19年度における図書の紛失をただしたところ、19年度末で旧志布志町図書館の蔵書冊数は13万5,203冊で、紛失については年間40件ぐらいの紛失、破れ等の弁償関係が出てくるとの答弁でありました。

文化会館リニューアル設計業務の問題点が列記してあるが、具体的な実施計画はどのようになっ

いるのかただしたところ、管理棟、ホール、バリアフリー化に伴う増築工事、駐車場整備等の外構工事の四つに大別されるが、今の計画でいくと21年度は耐震補強工事と空調関係、非常用バッテリー関係の取り替えを考えている。22年度はホール等の改修工事、バリアフリーの増築工事を1年間休館してできないものか。23年度は管理棟の改修工事、駐車場関係を整備できればと考えているが、事業費が相当な金額になるので心配しているとの答弁でありました。

次に、税務課分について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

機械化が進む中、申告の際、その場で入力できて、税額が出るような簡素化はできないのかただしたところ、国税については自分の家からインターネットを通じて申告をするやり方を国は進めている。9月定例会でお願いした市町村民税版であるeLTAXへの加入で国が進める電子自治体の推進の中で税務行政についても電子化は進めており、若干時間はかかると思うが将来的には、より簡易な申告の仕方も可能になって、結果的に職員の手作業も減ってくると思っているとの答弁でありました。

財産の差し押さえのデータ分類をしているのかただしたところ、地方税法、国税徴収法に基づいた滞納処分は今までもやっていて、19年度は不動産の差し押さえが24件、債権差し押さえが7件、交付要求が19件である。データの物件数、差し押さえ、不動産、債権、交付要求それぞれの件数は把握しているとの答弁でありました。

分納している方は、本税がありながら延滞金が増えていくが、分納している人に対しての延滞金の処理の仕方をどう考えているのかただしたところ、合併以来、延滞金については原則取るということで対応してきていて、やはり公平性、適正課税が基本であるので、中身を精査しないと簡単に延滞金は取らないということではできないわけで、それは調査しながら実際に能力的に無理という者については、それなりの対応も必要かと考えているとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について、主な質疑とそれに対する答弁を御報告申し上げます。

企業立地促進事業について、パンフレット等の作成をして企業誘致のPRに努め、また地元の誘致企業との懇談会等を開いて情報交換会をしたとの説明を受けたが、企業誘致の成果が得られたと思うかただしたところ、今のこういった厳しい状況の中ではどこでもやっているような手段や助成の支援では企業の進出は本当に難しいのではないかと考えている。特に陸上交通のインフラは非常に志布志市の場合デメリットもある。ただ志布志港という海路航路が国内・国外へ通じているので、この点はメリットがあると思っている。まずは輸出を増やすような手段を現在ある企業の中からお願いし、同時に食糧危機と言われる農産物がいろいろあるので輸出するような企業に来てもらえるような思い切った手立て、思い切った手段・方策を講じて今後PRしていきたいとの答弁でありました。

商工振興策について、小規模事業経営改善普及事業で後継者がいない、高齢者の店舗になっているということを踏まえてどのようにとらえているかただしたところ、やはり大型店にない魅力あるものを頑張ってもらいたい。同時に、個人でできる限界があるので、その部分が可能になるように行政としてどこまでできるのかについて、今後皆さんの意見を拝聴しながらそういったものにも取り組んでいけるような策を維持しながら、魅力あるまちだなというような商工業の振興につながる方策を皆さんと一緒に検討させていただきたいとの答弁でありました。

地域に根ざした祭りということで、当然今までどおりやっていきたいということはあると思うが、今後の各祭りの考え方、寄附の取り扱い、補助金との兼ね合いをただしたところ、いずれの祭りも合併前から取り組まれてきていた伝統的なイベントということで、地域の活性化に役立ってきたわけで、新市になっても引き継いできた。これだけ地域に根付いて地域の活性化、振興に役立っている祭りについては、やはり今後もこういった形で継続していくことが必要であろうと思っている。寄附金については、寄附が少なかったからといってその分を一般財源で賄うことは考えていないところで、範囲の中で同じような取り組みができればいいと考えているとの答弁でありました。

観光協会育成事業は、19年度実績を見ても人件費がほとんどで、問題点にある自主事業、自主財源の確保について、育成・指導をどのように考えているのかただしたところ、各種団体の補助金については、それぞれ各団体が実施する事業の一部事業費としての支援というのがどこの団体にしても望ましいが、観光協会についてはほとんど人件費で、特異なケースの補助金であった。補助金に頼らず独立した形でやってもらえる団体が望ましいので、公的に市民の役に立つと認定されるものに対して助成していくような形、あるいはそういった事業をするような指導をしていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、認定第1号、平成19年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号について採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。認定第1号に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数です。したがって、認定第1号については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。



日程第6 認定第2号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第3号 平成19年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第4号 平成19年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第5号 平成19年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第6号 平成19年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第7号 平成19年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第8号 平成19年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（谷口松生君） 日程第6、認定第2号から日程第12、認定第8号まで、以上7件の平成19年度志布志市各特別会計及び志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。いずれも平成19年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長のご報告を求めます。

○平成19年度志布志市特別会計決算審査特別委員長（長岡耕二君） それでは、ただいま一括議題となりました認定第2号から認定第8号まで、平成19年度志布志市特別会計決算審査特別委員会における審査の経過の概要と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、10月22日から24日の3日間にわたり、それぞれ各所管課・局長及び関係職員の出席を求め、説明を受け、審査を行いました。

まず、認定第2号、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査の概要と結果の御報告を申し上げます。

保健課の説明によりますと、歳入総額として48億3,030万9,742円、歳出総額47億8,169万573円、実質収支額として4,861万9,169円となった。

歳入は、国民健康保険税10億7,202万7,352円、使用料及び手数料62万7,600円、国庫負担金11億383万4,747円、財政調整交付金6億776万9,000円、療養給付費交付金5億6,373万5,000円、県支出金2億3,789万5,240円、共同事業交付金6億4,268万7,817円、一般会計からの繰り入れ3億8,603万7,202円、国民健康保険基金からの繰り入れ1億713万6,799円が主なものである。

歳出の主なものとして、保険給付費の療養諸費が昨年度と比較して1億8,121万2,894円、7%の増、高額療養費が昨年度と比較して3,153万6,382円、11.8%の増となった。

また、税務課の説明によりますと、国保税は全体で収入済額10億7,202万7,352円、対前年比2,902万9,620円の減、徴収率79.05%、1.45ポイントのマイナスとなった。現年課税分は10億3,802万9,830円の収入済額で、一般分が医療、介護合わせて8億8,117万5,333円、退職者分が合わせて1億5,685万4,497円、徴収率93.17%で、財政調整交付金の減額の判定基準となる一般分は92.22%となった。滞納繰越分は3,399万7,522円の収入済額で、一般分は医療、介護合わせて3,316万7,768円、退職者分が82万9,754円で、徴収率14.05%となった。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、保険税の滞納繰越分の徴収率は3ポイント近い努力を見られるが、一般会計の市民税、固定資産税については倍近く徴収率が伸びている。その分析がなされているかただしたところ、合併して滞納整理指導官の導入、平成19年度からは嘱託徴収員を2名体制にしている形で、分納誓約書なり、新規滞納者に対しての対応の指導を受けながら、また嘱託徴収員のコマメな訪問により、非常にその分が伸びているのではないかと考える。一般会計については、固定資産税関係の大口の滞納者分が非常に大きい金額で入ったことが増につながったと考えているとの答弁でありました。

レセプト点検について、点検の件数とその指導についてどれだけ改善等が図られたかただしたとこ

ろ、審査件数として16万5,770件、うち2,387件の過誤調整、再審査を国保連合会に依頼した。指導については、1,541件の抽出リストを基にレセプトを調査して、重複・頻回受診者24人については、訪問で指導をするという実績になった。病院受診等の回数が減ったとか、目に見えてということにすぐにはつながらないが、訪問等を繰り返していきながらそういう指導ができる方については指導していくとの答弁でありました。

過年度分財政調整交付金の精算返納金についてただしたところ、平成17年度会計検査で全県下的に国からの交付額の一部に保健事業で認められないものがあるとして、温泉保養助成事業が補助適用外と認定されたことによるもので、旧松山町の分が18年度で返納、旧有明町分が19年度で返納、旧志布志町分は20年度で返納していくとの答弁でありました。

収入未済額について、不納欠損は実態をきちんと調べて対応すべきではないか。また、不納欠損についての分析がどのようにされているのかただしたところ、滞納整理システムを入れて、滞納者の把握について過去の接触履歴からずっと実態調査的なものが残るようになっていて、今年に入ってから既の実態調査を直接267件、本当にその人に財産がないのか、給与、預貯金関係を含めてそういう調査も約40件行っている。そういう形で、適正課税につながるということで滞納整理・収納係を含めて実態調査に基づいた取り組みを進めてきたとの答弁でありました。

国庫負担金は、医療給付費に関して何%ぐらいかただしたところ、療養給付費の負担金で32.18%、老人保健拠出金は34%、介護の負担金は33.7%という数字がでているとの答弁でありました。

療養給付費等の交付金等に対して来年度はどのぐらいの見込みであるかただしたところ、前期高齢者交付金分については2年後に精算されるので、実際にどうだったかはそこで結論が出てくるわけで、次年度についても恐らく12月ぐらいに調査等が入り、概算金額が出てくるので、それらを基に予算作業に入らないといけないと考えているとの答弁でありました。

平成19年度は財政調整交付金の特別交付金のペナルティがかからなかったが、仮に徴収率が下回ったらどのぐらいの影響が出たのかただしたところ、概算で約1,500万円程度の影響が出たのではないかと答弁がありました。

平成19年度で短期被保険者証がどのぐらい発行されているのか。また、資格証明書が発行されていれば、18年度と比較してどのぐらい増えているのかただしたところ、短期被保険者証の発行世帯数は年間延べ2,369世帯で、ばらつきはあるが月平均140世帯から160世帯に発行している状況で、18年度に比較して19年度は大分増えているのが現実である。この事実を真しに受け止めながら、その対応にあたっていく。なお資格証明書の発行はないとの答弁がありました。

関係課と連携を取りながら自治会への未加入を少なくすれば、おのずと徴収率が上がるのではないかと思うが考え方をただしたところ、自治会加入であろうが未加入であろうが、確実に口座から引き落としをする自主納税という形で、徴収率向上対策の一つとして口座振替を推進しているとの答弁でありました。

はり・きゅう券の利用率が38.4%、それに対して温泉券は74.2%で、約2倍の数字の違いをどのように認識しているかただしたところ、はり・きゅう券については、大体1回当たり2,500円から3,000

円ぐらいの自己負担があるので、その一部負担ということで600円を助成しているが、温泉券については19年度から1回の利用につき、各温泉保養所の利用料金の範囲内の枚数まで利用できることで本人が使いやすいように改正した関係で利用率が上がっている状況であり、単価も使われている方々も若干違っているのではないかと考えているとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、一つ目は、実際に質疑をする中で資料として十分なものが出ていない。19年度の決算にあたって、当局としての姿勢として不十分だという気がする。二つ目に、2億6,000万円からの収入未済、そしてその1割を不納欠損として落としていく会計処理の在り方が今後も非常に大変な状況をますます深めていくのではないかとという気がする。三つ目に、国保税を引き上げ、そして徴収が困難になって、さらに次年度は国保税を引き上げないといけない悪循環がずっと続いている。これは、国が医療費に対して45%あったものを38%に引き下げたことがそもそもの大きな原因で、それだけ国は責任を放棄し、地方に負担を押し付けてきている。こうした国のやり方に対して駄目だということをはっきりと声を挙げ、国保に加入している住民の方々の生活を守るとりでとして、自治体として大いに努力しないといけないと思う。四つ目に、国保会計の健全化に向けて予防保全事業に携わる栄養士、看護師、保健師等を本当に力を発揮させるべく集団的な体制を組んで、市民の健康がどうあるべきかということ等の問題点を把握し、それに対して対策を打っていく、その中からいろいろな事業を生み出していくことが必要な分野ではないかと思う。以上のようなことから、当局の徴収に対する努力はよく理解するが、担当課だけではなく、志布志市全体、そして議会議員としても、住民の皆さんの理解を求める努力をしないとはいけない、そういう点がまだまだ不十分という意味で、自身の反省を含めて認定にあたらないという立場であるとのことでもあります。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第2号、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号、平成19年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

執行部の説明によりますと、平成19年度の年間平均老人医療受給者数は5,562人で、前年に比較して267人、4.6%の減となり、1人当たりの給付額は前年と比較して4万2,743円、5.8%の増となったところであり、歳入総額は46億790万1,781円、歳出総額は45億7,889万1,282円で、実質収支額は2,901万499円となった。

医療諸費については44億2,357万6,041円の決算額となり、このうち医療機関への支払いが43億3,580万8,517円、現金支給分が7,213万4,855円、審査支払手数料1,563万2,669円となった。

また歳入については、医療費交付金が22億2,353万1,000円、審査支払手数料交付金が1,582万3,000円となり、国庫支出金については医療費国庫負担金として14億6,945万424円、また県支出金については医療費の負担金が3億6,058万4,156円、そして一般会計からの繰入金、医療費分が4億5,580万円、事務費分が460万5,000円となった。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、給付件数の減少と1人当たりの費用額が増加していることに対して分析と認識をただしたところ、給付件数の減については、平成14年10月から老人医療の対象年齢が70歳から75歳までに段階的に引き上げられたため、引き上げられたその年のうちに到達した方が元々の保険にとどまっている関係で受給対象者数が減少し、平均的に給付の件数も減少している。1人当たりの費用の増額については、加齢とともに医療が必要となる割合が高くなっていくという影響と、医療技術が毎年発達しているという面からの増加ということも考えられるとの答弁でありました。

また、市として住民に対して後期高齢者医療制度に対して理解を得ようとしているのか、どういう対応をしているのかただしたところ、校区公民館長会議、各種団体等への説明会、年齢到達による老人医療受給者証の交付の際に直接その該当になる方に出向いて説明を行うなど、半年以上かけて説明した経緯がある。4月には老人クラブ等の総会等の会合もあるため、市内21の老人クラブ等にも出向いて説明し、5月には各校区公民館を対象に市内20地区での説明会等を実施してきたところであり、制度説明会が延べ132回、3,000人を超える方々に説明したとの答弁でありました。

老人医療費の伸びの適正化と老人福祉の増進について、平成19年度に具体的にどのような取り組みをされたのかただしたところ、重複・頻回受診対策として、年間1,500件ほどの重複・頻回リストをレセプトと比較して、最終的に70名ほどの自宅訪問をして重複・頻回の状況を聞き取りながら指導を行ってきたとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第3号、平成19年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

○議長（谷口松生君） ここで、昼食のため、暫時休憩をいたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

○
午前11時52分 休憩

午後1時09分 再開
○

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

西江園議員、小園議員、着席です。福重議員、金子議員が早退をしております。

決算特別委員長の報告を続行いたします。

認定第4号から報告を求めます。

○平成19年度志布志市特別会計決算審査特別委員長（長岡耕二君） それでは、次に、認定第4号、平成19年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入歳出の決算の状況は、歳入総額30億7,866万239円、歳出総額は29億8,141万6,210円、実質収支額は9,724万4,029円である。

歳入の主なものは、保険料の収入済額として4億6,740万1,456円、使用料及び手数料6万4,600円、

国庫支出金は介護給付費に対する国庫負担金が5億42万7,000円、国庫補助金として調整交付金、地域支援事業交付金等で2億7,774万3,905円、県支出金については地域支援事業に対する補助金等で4億3,094万8,452円である。

歳出の主なものは、保険給付費が28億2,891万2,828円の決算額となっている。保険給付費として、前年度に対して4.9%、1億3,157万8,000円の増となっている。また、第1号被保険者数は1万375人、前年度と比較して71人の減、要介護支援認定者が1,853人、前年度比54人の増、認定率として17.9%になっている。居宅サービス受給者は累計で1万4,130人、施設サービス受給者は累計で4,671人となっている。介護予防事業として特定高齢者を436人認定し、その中の134人に対してデイサービスを委託して実施した。また、配食支援事業の実績は、合計2万5,835食である。

税務課関係では、介護保険料の収入済額が4億6,740万1,456円、対前年度比830万149円の増、徴収率97.31%で、うち現年度分の収入済額が4億6,620万8,445円、徴収率98.91%である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、施設への入所待機に対する今までの検討状況、考え方についてただしたところ、一番多いのが、やはり特別養護老人ホームである。現在4期の介護保険事業計画の策定のデータ収集、実績等を検討しており、国の基準に市としての検討も加えていかなければと考えている状況で、もうすぐ策定委員会の発足、そこでの検討に入っていく状況であるとの答弁がありました。

監査意見書の中で、介護サービス事業所の適格性について注視されたいとの指摘があるが、そういう事業所に対しての行政としての指導、取り組みについてただしたところ、グループホームとかは地域密着型のサービスになり、市に指定権があり、市の方で2年に1回、あるいは3年に1回実地指導ということで事業所に入る。そのほかの事業所は県の指定になっており、県も定期的に実施指導に入る。また、何らかの事例が発生した場合には、当然、市は保険者であるので指導に入る権限を持っており、そういう権限も行使できる立場であるとの答弁でありました。

実態として、わずかではあるが利用者から事業所の苦情を市に持ち込まれ、協議の場を持ったこともあるとのことで、市の立場も分かるが苦情があるので対応というのではなく、やはり抜き打ち的にやらないと内部告発でないと表面化しない。抜き打ちにでも査察なりすべきと思うがどのように考えているかただしたところ、抜き打ち的な部分については現在実施していないが、定期的に実地指導等を行っている。地域密着系の事業所については、おおむね2か月に1回、運営推進会議を開かなければならないようになっており、それに行政は必ず入るので、その中で情報をつかむ機会はあるとの答弁でありました。

特老関係の入所を希望されている方々が全体としてどれぐらい現在も入所待ちになっているかただしたところ、8月末で聞き取りをした分で市内3つの特別養護老人ホームの待機者が218人であるとの答弁がありました。

保険料を納めていながら給付を受けたいと思っても、その施設がない状況、待機者が218人という現状をどう見ているのかただしたところ、市内3つの特老施設とも申し込まれている方々などいろいろ要素があろうかと思うが、以前からすると緊急度の高い方、すぐ入所したいという方の割合

は減っていると聞いている。しかし、まだ200人を超す待機者がいるので、少しでも解消できたらと思うが保険料との兼ね合いもあり、慎重に検討しなければならないと考えているとの答弁でありました。

第3期介護保険事業計画が今年度で終わって、来年は見直しがあるが、市内3つの特老施設を含め、相部屋から個室にどれぐらい増えているのかとただしたところ、第3期計画の中で個室化された事業所は志布志地区の賀寿園がほとんど個室化したが、生活保護の方等については多床室でなければ金額が上がるため、1ユニットだけ多床室が残っているとの答弁でありました。

包括支援センターの職員の確保のことで、要支援の人たちは国の方針もあって増えるが、そこでケアマネージされる人たちは、21年度は今の体制で十分にやっつけていける状況になっていくのか、見直しはどうかとただしたところ、19年度については市内の2法人から1人ずつ、2名の派遣をいただいた。本年度は、社会福祉協議会から2名の派遣をいただいて包括の事業を行っている。現在、民間の事業所に委託しているプラン作成についても委託が増える方向ではない。したがって、直営でしなければならない件数も若干増えるのかなあという見直しを持っているとの答弁がありました。

介護保険料の滞納者は国保の滞納者とほとんど一緒か、また収入未済の内訳、状況についてただしたところ、介護保険料は基本的には特別徴収ということで年金から引かれるが、特別徴収から外れた方はほとんど低所得の方々ということになるかと思うが、そういう意味では国保と同じ滞納者の可能性は非常に高い。また、相手は高齢者ということで、分納誓約なりの約束ごとができないという方々が多く、現年分で500万円程度の繰り越しが毎年出ているとの答弁でありました。

以前には特老などに入所するときは、市内の方を最優先という状況があったが、個室化になることによってそういったことが少し取り除かれているのかとただしたところ、介護度、あるいは必要性という部分で判断され、市内市外という部分の優先順位はないが、グループホームとかの地域密着型の施設については原則として市内の方しか入所できないとの答弁がありました。

特老の経営悪化を把握しているか。また、介護職員が集まらないというような特老が職員的な問題と経営的な問題で危機に陥っていることを把握しているのかとただしたところ、一経営体ということについては把握してない。ただ、介護事業所の経営悪化は、ここ数箇月何回も報道されており、そういう面から事業所として非常に経営が困難な状況になりつつあるとは感じている。また、介護職員についても、小さい事業所ほど入り替わりが頻繁にあるという統計等も聞いている。市内の事業所等の経営状況については、今のところ把握してないとの答弁でありました。

県内を平均的に見ると、3町で合併すれば旧町で1か所の包括支援センター、その下に平均ですると3か所の在宅支援センターで構成されている。そして、介護予防に関しては、在宅支援センターに委託している形態で成り立っていると思うが、志布志市では包括支援センターが一つしかない状況をどう考えるかとただしたところ、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師という職種を置かなければならない職種要件があり、旧町ごとに包括支援センターを設置した場合、この職種要件をどうクリアするかが非常に大きな問題であるとの答弁でありました。

厚生労働省は、病床削減に先立ち、診療報酬削減を実施しており、これにより本市の病院も非常に

深刻な経営状況に陥っているのが事実であるが、こういう現状を把握しているのかただしたところ、医療制度改革により診療報酬が引き下げられ、あるいは自立度という区分けの中で細分化され、当然部分的には影響があったところが非常に多いことは聞いている。ただ、病院個々の経営状況については、我々において把握できる状況ではないので、経営体個々については現状を把握しかねているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、保険料は払うがサービス、給付は受けられない状況が発生してしまう制度はおかしい。国の政策上の問題とかがあるだろうが、この制度は見直していかなければならない。個室化は、その施設で最期をみとるという言葉はいいが、現実には本人及び自治体の負担増、所得のない人は少ししか部屋がないという問題が発生している。また介護を支える方々の賃金、待遇も低く、こうした状況は本当にそこに人が集まらないような仕組みをわざと作っているとしか思えない。そして、始まって数年しかたっていないが約1,000万円を超える収入未済があり、国保との関係等を踏まえて対応していかないと先々本当にこの保険そのものがパンクしてしまうのではないかと心配する。当局の努力はよく分かるが、国の制度設計の在り方、お年寄りを最後のところでしっかりと見ない国のやり方、それらを考えたとき、認定に当たらないという立場であるとのことでありました。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、認定第4号、平成19年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号、平成19年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入総額は3億3,478万3,738円、歳出総額は3億2,476万2,836円で、差引残額1,002万902円を翌年度に繰り越している。

歳入の主なものは下水道使用料で、現年度収入額5,407万3,770円で、収入未済額77万2,340円、収納率98.75%、一般会計からの繰入金が1億1,250万円である。前年度からの繰越金として1,876万436円を収納している。市債として、農林水産業債、農業債、下水道事業債として1億3,890万円の収入済額となっている。

歳出の主なものは、総務費の給料738万2,100円、職員手当等495万8,950円、需用費1,695万7,950円、委託料は各浄化センターの維持管理業務委託料で、松山地区浄化センター420万円、野井倉地区浄化センター446万2,500円、通山地区浄化センター966万円、蓬原地区浄化センター357万円、公債費、元金、償還金利子及び割引料1億8,757万8,077円、利子、償還金利子及び割引料として6,561万6,524円となっている。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、減価償却の関係で世代間の負担の公平化を図ったとあるが、詳しく説明をとただしたところ、資本費平準化債ということで、通常市債を借り入れる場合は23年から25年が一般的であるが、下水道については実際の耐用年数が通常44年であり、最初で払い終わってしまう。もう1回借り入れをして、より平等にやっていくのが資本費平準化債という制度であるとの答弁でありました。

下水道に接続した場合、1か月にいくらぐらい払っているのかとただしたところ、通常世帯割が1,780円、1人当たりの均等割が420円で、世帯の人数に応じて積算され、消費税も含まれているとの答弁でありました。

単独槽で2人世帯を大隅衛生が管理する場合と、農業集落排水につなぐ場合の料金の差が確認できたところ、合併浄化槽の場合、5人槽で約3万円、年間のモーターの電気料等が1万円を少し超えるぐらい。あと、法定検査が約1万円である。農業集落排水の場合、4人世帯ぐらを超えると農集の方が高くなっていくと思うとの答弁がありました。

加入率を促進していくための考え方としてどのような考え方を持っているのかとただしたところ、基本的には合併浄化槽は農業集落計画地域内にはできないように法律でなっている。よって、農業集落排水の加入率を上げるために19年度から公共用水域保全事業で単独で10万円、接続すれば補助するという対応をしているとの答弁でありました。

加入率が4年前に通山地区は48%くらいあったのが約20%伸びているが、野井倉地区はあまり伸びていない。また、蓬原地区はいまいちであるが、蓬原地区はまだ可能性があるのかとただしたところ、9月末で野井倉地区は68%まできている。通山地区が70.6%、蓬原地区が46.4%、松山地区が62.1%で、今の加入率が平均で62.8%である。やはり公共用水域保全事業での接続で蓬原地区が大分伸びてきているので、今後もこの事業を進めるべきと考えているとの答弁でした。

農業集落計画区域内で単独浄化槽を合併浄化槽に変えることは法の縛りでできないのか。補助をもらわないで自前ですということでも駄目なのかとただしたところ、そこまでは縛りはないが補助の対象にならないということの答弁でありました。

不納欠損の3万5,840円は何件分かただしたところ、2名で14件分であるとの答弁でした。

滞納未済額が減ってきているということは、それなりの努力をされているからだと思うが、今後の見通しとして滞納額がどういふふうに移していくと想像しているかとただしたところ、繰越がないように現年度分に力を入れていて、昨年度の訪問回数は三百八十何回という件数が出ているが、このうちの150件近くは徴収でいただいている。また、滞納繰越を減らしていくことは大きな課題であり、できる範囲内で努力していきたいとの答弁でありました。

野井倉地区浄化センター機器類取り替えとして766万5,000円計上されており、供用開始されて12年目でこれだけであるが、他の浄化センターもその可能性があるのかとただしたところ、通常の機器類についてはメンテナンスが5年である。機器取り替えについては、主に給食センターができたための分の工事であるとの答弁でありました。

4地区の浄化センターの維持管理業務委託については、地元育成、専門業者という観点から見積もりの相手方が1社ということは分かるが、他の自治体との契約内容の比較はされているのか。また、価格交渉の段階で、他の自治体はどのようになっているのかを検討して価格交渉をしているのかとただしたところ、価格交渉はしていないが、通常何らかの仕事をする際に見積もり等を徴する場合、他の市町村の状況を必ず把握し、単価はどれぐらいなのか聞いている。業者のなすがままではなく、あくまでもすべて税金で賄われているので、そういう努力は我々に課せられたものと思ってそのようにし

ているとの答弁がありました。

汚泥の最終処分の行き先についてただしたところ、野神の沢津ヶ峯の一般廃棄物最終処分場に埋め立てているとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第5号、平成19年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号、平成19年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

執行部の説明によりますと、平成19年度の予算総額450万4,000円に対して、歳出総額444万1,920円。公債費については償還金元金343万8,485円、利子が99万4,975円である。平成19年度末の償還金の残高は、元金が4,512万9,104円、利子が1,004万6,544円となっている。

歳入については、予算総額450万4,000円に対して、収入額460万6,484円で、内訳は一般会計からの繰入金が450万2,000円、繰越金10万2,057円、預金利子2,427円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、総体事業費の予算はいくらか、この63haに着手した事業費についてただしたところ、平成9年度に志布志地区処理区としてエリアを480ha、人口1万2,000人、総体事業費は168億円、目標年次を平成25年度完了ということで、1期工事として平成10年度にエリア63ha、人口2,600人、事業費が59億円で、平成10年度から16年度で完了という目標で事業認可を受けた。1億4,100万円ほどを測量・調査設計に費やし事業を進めたが、諸所の事情により平成11年度に休止状態となり現在に至っているとの答弁でありました。

休止状態になっているということだが、今後どのような取り組みの考えを持っているのかただしたところ、昨年度も決算委員会の段階で本年度には方向性を示すということであったが、その後いろいろなことを模索し、エリアの見直しなどを含め県と相談しながら進めてきたが、なかなか結論に至らないところである。基本的な方向として、都市計画エリアの中での政策ということにおいて、快適な環境の整備や振興計画の施策にのっとり、区域内に対しては公共下水道がベターというような方向で、今、計画を再開に向けて検討するというので、財政好転を見極めながら着実に進めていきたいとの答弁がありました。

有明町、松山町も一生懸命環境浄化に努めているが、市街化区域の一番人口の多い所がそのままになっているのは非常に不合理、不条理だと思うが、再開に向けてどのような計画なのか、いつまでをめぐるとかの計画はないのかただしたところ、必要性は我々も考えているが、いろいろ区域の見直しや社会情勢の変化もあり、また技術の発展により、大分コストの削減が図られるので、このようなことを再度見直しながら財政の好転あるいは、ある意味では既存の事業を止めてでも取り組みたいという気持ちは十分にあるとの答弁でありました。

市街地の約62haの事業認可を受けているが、事業を休止して8年たっている中、死亡等により世帯がいなくなっている、いわゆる廃屋が19年度の1年間でどのぐらいあるのか、またこの地域に合併浄

化槽はどのぐらい設置されているのかただしたところ、63haの中で対象世帯がどれぐらい減っているのかは把握してない。合併浄化槽の設置については、市民環境課の担当の方と逐次連絡を取りながらデータを取っている。くみ取り槽、単独槽、合併槽をすべて市内の地図に位置を落として集計もしているとの答弁でありました。

エリアの見直しや財政が許す規模の中でどういう形ならできるのかということを含め、昨年総括質疑の中で市長が20年度には何らかの方向性を示すということで当時の決算委員会は認定したわけである。その方向性について、どのぐらいまで進んでいるのか、また自分の口で方向性を示すと言いながら組織機構を見直したときに都市計画課をなくしたわけであるが、そのような中で建設課長に市長からどういう指示があったのかただしたところ、方向性についてはエリア見直しや工法の検討等により7ケースぐらいのパターンを準備し検討しているところで、市長に中間報告をした。市長からの回答として、財政の好転を見て進めていきたいということで指示を受けているとの答弁でありました。

港湾区域内が除外されていることについてどうとらえているのかただしたところ、港湾区域内の企業等については、費用対効果等から見て対象に入れるべきではないという結論が県から出たという答弁がありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第6号、平成19年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号、平成19年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について、審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入総額3億717万5,746円、歳出総額3億628万1,380円、歳入歳出差引額89万4,366円であった。

歳入については、公営企業収入として収入済額2億4,110万5,319円。内訳は、国民宿舎事業1億8,982万6,049円と遊園地事業1,227万9,270円、及び9月以降の利用料金制度導入による財団法人志布志観光開発公社からの納入金3,900万円である。

歳出については、予算額2億365万5,000円に対して支出済額2億354万7,706円、不用額10万7,294円であった。歳出のうち委託料の内訳として、9月以降利用料金制度導入後の株式会社谷口製作所への遊園地指定管理料750万円、使用料及び賃借料支出済額436万3,443円は、利用料金制に変わる8月までの株式会社谷口製作所への遊園地遊具施設賃借料である。

成果説明については、平成19年9月1日から利用料金制を導入し、非公募により財団法人志布志観光開発公社と株式会社谷口製作所を指定管理者として効率的に管理させたところである。平成20年度から公募により指定管理者として選定された株式会社休暇村サービスと連携を図り、健全な運営に努めていく。国民宿舎等の管理委託事業については、利用料金制度以前の指定管理料ということで1億8,432万4,850円を志布志観光開発公社の方に委託をしていた。9月以降は利用料金制度を導入して、谷口製作所のみ750万円を指定管理料として委託をしたところである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、国民宿舎事業について、増収減益であったとあるが、いくら増収でいくら減益であったのかただしたところ、収益として2,198万1,000円の増、支出は2,952万8,000円の増で、増収減益であった。収支で754万7,000円の減であるとの答弁でありました。

減益ということは、一般会計からの繰り出し分の増加につながると思うがただしたところ、一般会計からの繰り入れが6,180万7,000円となっている。収益が減額になると一般会計からの繰り入れが増加することになるとの答弁でありました。

繰出金の6,500万円は可能である、具体的な根拠があると指定管理者制度の論議をしている当時の委員会で言われたが、その後の検証はどうだったのかただしたところ、支出で約3億4,878万1,000円を歳出見込みとしていたが、費用の面で婚礼についても支出の方に跳ね返り、収入については増収になったが費用の削減ができなかった。もろもろ経営努力を重ねたが、年間4,400万円程度の収益となったとの答弁でありました。

平成12年からの最低の収益が出たという結果に対して、理事長である市長を含めてどういう討議、分析をなされたのかただしたところ、平成20年度から指定管理者として株式会社休暇村サービスで管理をしているが、収支については慎重に計画を立てて少しでも収益が上がるようにしなければならないという理事会での話があったとの答弁でありました。

指定管理者制度を導入する当時の論議の中で6,727万円の剰余金が出るということが当時の委員会で出たが、結果的には4,400万円しか上がらなかった。当時の6,727万円の根拠がしっかりしていれば、議会の判断も変わってきたと思う。データを出す中においては、非常に慎重に出さなくてはいけない。今後も指定管理者の導入があると思うが、積算においてはしっかりしたデータを持った中で示してほしいとただしたところ、データや見込み等については、資料等を提出して説明する際には今回あったようなことが起きないようにしっかりと分析をした上で出していきたいとの答弁がありました。

観光開発公社は、もう一回起こすことができるのかただしたところ、株式会社休暇村サービスに3年間指定管理しているので、公社については解散したため、今のところ予定はないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第7号、平成19年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号、平成19年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について、審査の経過の概要と結果について報告申し上げます。

執行部の説明によると、平成19年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算は、収益的収入及び支出のうち収入から、上水道事業収益は3億5,413万9,482円、簡易水道事業収益で2億6,263万3,099円、合計額で6億1,677万2,581円となり、支出として上水道事業費用で2億5,572万2,239円、簡易水道事業費用で2億8,636万1,409円、合計額で5億4,208万3,648円である。

資本的収入及び支出のうち収入から、上水道資本的収入で1億7,817万円、簡易水道事業資本的収入で1億6,546万円、合計額で3億4,363万円である。支出として、上水道資本的支出で2億5,336万

8,477円、簡易水道資本的支出で2億4,477万7,086円、合計額で4億9,814万5,563円となった。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、平成19年度の森山水源の水質等の状況はどうだったかとただしたところ、井戸を3本掘り、一つの井戸がMAXでそれぞれ3,300tの量で、水質は今まで問題になっている硝酸値が約3という結果を得ているとの答弁がありました。

また、大迫水源の希釈水の関係で、現在工事を始めているが、大腸菌等すべてクリアしている状況なのかただしたところ、水質については41項目すべて調査しているが、すべてをクリアしており、問題は見当たらないとの答弁がありました。

水道局は本庁にあるが、志布志分室の作業は加入者数等、休止、開始、苦情等があり大変忙しい状況ではないかと思うが、本来水道局は加入数等多い所にあるべきと思うがとただしたところ、水道事業だけに携わるだけではなく、滞納徴収の問題なり、それらを解決するには一本化の方がよいと思っている。このことは8月末の行革のヒアリング時にも水道局の意向として申し上げているとの答弁がありました。

漏水件数は、平成19年度は18年度に比較して減っているが、決算書では無効水量、漏水量は34万トン、逆に増えているがとただしたところ、漏水件数は18年度より二、三十件減っているが、19年度は漏水事故の大きいものが多くあり、漏水量としては多くなった。例を挙げると、有明町の市民センターの漏水では、本管が山の中に入っており、漏水箇所を限定するのに1週間程度を要した。また、立本集落の道路陥没で長い間の漏水、志布志の谷口海産前の消火栓に車が衝突して破損して、止水に1日ぐらいかかった等、大きな漏水が多かったためであるとの答弁がありました。

老朽管の布設替えの状況はどのようになっているのかただしたところ、上水道については森山地区の水源地工事が終わると老朽管の更新、配水池の耐震化に向けていかなければならないが、本年も旧下町を部分的には更新しているが、これからは進行を早めなければならないが、ただ市街地であり、工事の進ちょくを心配しているが、老朽管の対策は待てない状況であり、可能な限り進度を速めたいとの答弁がありました。

天神と大原地区はどんどん住宅が密集していくが、給水はうまくいっているのかただしたところ、今回森山水源の増設で量的には確保できるとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第8号、平成19年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定については、賛成多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 認定第5号の中で、浄化センターを清掃センター、あるいはまた清掃センターを浄化センターと読み間違えた箇所がございましたので、議事録作成の時点で整理をしたいと思いますので、訂正をしておきます。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、認定第2号に対する討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号について採決をします。採決は起立によって行います。

お諮りします。認定第2号に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第3号に対する討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号について採決をします。

認定第3号に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第4号に対する討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号について採決をします。採決は、起立によって行います。

お諮りします。認定第4号に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第5号に対する討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号について採決をします。

認定第5号に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第6号に対する討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号について採決します。

認定第6号に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第7号に対する討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号について採決します。

認定第7号に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第8号に対する討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

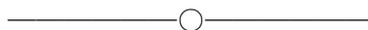
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから、認定第8号について採決します。

認定第8号に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。



日程第13 議案第80号 平成19年度志布志市水道事業剰余金の処分について

○議長（谷口松生君） 日程第13、議案第80号、平成19年度志布志市水道事業剰余金の処分についてを議題とします。

本案は、平成19年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○平成19年度志布志市特別会計決算審査特別委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第80号、平成19年度志布志市水道事業剰余金の処分について、平成19年度志布志市特別会計決算審査特別委員会における審査の経過の概要と結果を報告申し上げます。

本委員会は、10月23日、執行部から水道局長及び関係職員の出席を求め、説明を受け、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、当年度の未処分利益剰余金は5,967万1,240円となったところで、処分の内訳として、法定積立金である減債積立金と任意積立金である建設改良積立金とした。額については法第32条第1項の規定に基づき、利益の20分の1を下回らない金額として定めのある減債積立金に368万1,828円、その残額5,598万9,412円を建設改良積立金へ処分しようとするものである。なお、この処分により、減債積立金が1億3,008万6,556円、建設改良積立金が2億4,850万円となる予定である。

概略、以上のような説明を受け質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第80号、平成19年度志布志市水道事業剰余金の処分については、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なし認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

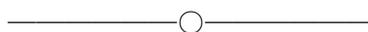
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから、議案第80号について採決します。

議案第80号に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は、委員長の報告とおり可決することに決定しました。



日程第14 議案第82号 志布志市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第14、議案第82号、志布志市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第82号、志布志市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について説明申し上げます。

本案は、移動通信用鉄塔施設整備事業の施行に伴い、受益者から分担金を徴収することとし、その受益者の範囲、分担金の金額等に関する事項を定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 議案第82号、志布志市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について、補足して説明いたします。

市が移動通信用鉄塔施設を整備するにあたり、この事業に要する経費に充てるため、受益者である電気通信事業者から分担金を徴収する条例を新たに制定するものであります。

なお、新規の条例であるために、新旧対照表はございません。

それでは、制定します各条項に沿って御説明申し上げます。

第1条の趣旨でございますが、この条例は地方自治法第224条の規定により、市が施行する移動通信用鉄塔施設に係る分担金徴収の事項を定めるものでございます。

第2条が分担金の徴収について規定したものでございます。

第3条が分担金の金額について規定したものでございます。第1項では分担金の算出方法を定め、第2項は、今回2社の通信事業者が事業参画をしていただいておりますので、案分の方法を定めたものでございます。

第4条が分担金の納期について規定したものでございます。

第5条が分担金の徴収延期について規定したものでございます。

第6条第1項が分担金の精算について、第2項は不足又は過納について規定したものでございます。

第7条が委任について規定したものでございます。

附則でございますが、第1項では、この条例の施行期日を公布の日から施行するものとし、第2項はこの条例の失効について規定したものでございます。

なお、付議案件説明資料1ページに事業費負担内訳を記載しております。

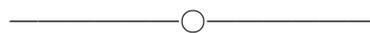
以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第82号は、総務常任委員会に付託をいたします。



日程第15 議案第83号 志布志市移動通信用鉄塔施設条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第15、議案第83号、志布志市移動通信用鉄塔施設条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第83号、志布志市移動通信用鉄塔施設条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、八野辺地に係る公共的施設の総合整備計画に基づき整備した移動通信用鉄塔施設を使用に供するため、その設置及び管理に関する事項を定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 議案第83号、志布志市移動通信用鉄塔施設条例の制定について、補足して説明いたします。

今回の条例制定は、携帯電話の不通話エリアを解消するために、市で整備する移動通信用鉄塔施設を使用に供するための条例を新たに制定するものであります。

なお、新規の条例であるために新旧対照表はございません。

それでは、制定します各条項に沿って御説明申し上げます。

第1条が移動通信用鉄塔施設の設置目的を規定したものでございます。

第2条が施設の名称及び位置を定めるものでございます。

第3条が施設を使用できる者の範囲を規定したものでございます。

第4条第1項は使用の許可について、第2項は条件を付することができることについて規定したものでございます。

第5条が施設の使用の制限を規定したものでございます。

第6条が使用の権利の譲渡禁止について規定したものでございます。

第7条が使用者の原状回復義務について規定したものでございます。

第8条が使用料を規定したものでございます。第1項では使用料の算出方法を定め、第2項では、今回2社の通信事業者が事業参画をしていただいておりますので、案分の方法を定め、第3項では使用料の前納について規定したものでございます。

第9条が使用料の不還付について規定したものでございます。

第10条が損害賠償義務について規定したものでございます。

第11条が施設の管理委託について規定したものでございます。

第12条が委任について規定したものでございます。

第13条が過料について規定したものでございます。

附則でございますが、この条例の施行期日を平成21年3月1日とするものでございます。

なお、付議案件説明資料1ページに建設予定地と事業負担内訳を記載しております。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○27番（鬼塚弘文君） いずれにしても総務委員会に付託ということになっておるようですが、確認をさせていただきたいと思います。

以前もこのことを議論させていただきましたけれども、設置の目的にありますように、携帯電話の利用可能な地域を拡大していくと。よって、通信格差の是正をするというのが大きなねらいでありまして、以前も確認させていただきましたが、エリアが果たしてどの辺りまで広がったのか。そのこと

を前も確認をさせていただきましたが、前の段階では、この八野という地域の部分がわずかしかなかったらならないということになっていたようですが、どうなったのでしょうか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） エリアについてのお尋ねでございますけれども、今般、NTTドコモとKDDIが、それぞれ現地でクレーン等により仮設アンテナを設置して電波実験を実施をしたところでございます。この目的は、どこに基地局を設置したら最大のエリアが確保できるかの調査と総合通信局に提出するための電界共同データの取得を目的としたものでございました。3月議会の折にシミュレーションのエリア図をお示したところでございますけれども、今回の実験によるエリア図におきましても、おおむね同じようなエリアということのようでございます。

以上です。

○27番（鬼塚弘文君） ということは、当初ここで確認した時以上にエリアが広がってないということなんですよ。この案件は、移動市長室で市長に地域住民の方がどうも不公平だといったようなことで御提案がありました。その地域は大方入ってないんですよ。それでいいのかですね、そこらあたりは、市長、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この事業につきましては、当然受益者がある程度見込まれる地域について事業者の参入を図りながら設置していくということでございます。現在の段階では、このような形で新しくエリアが広がるというようなことを御提案するところでございますが、今後また、今この範囲にも入らない地域につきましても、引き続き調査を重ねながら要望等をして、そして事業者の参入を図るような形を求めていきたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○26番（上村 環君） 総務委員会においてはまた詳しく説明があろうかと思いますが、第11条、使用者による管理についてお伺いをいたします。

この移動通信用鉄塔施設の管理を使用者に委託して行わせることができると記載をしてありますが、今、使用を計画している業者が2社あるというわけですが、この第11条は委託することをもう既に前提とした条文なのか。だとしたら、2社のうちの1社が管理をした場合、もう1社はその管理している業者に、さらにまた何らかの負担を強いられるものなのか。また委託料というものについては、市が決定していくものなのか。ここあたりを分かっていたら教えていただきたいと思います。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 施設の管理の委託についての御質疑でございますけれども、今般、この施設が完成しまして、供用開始をした以降につきましては、市としまして維持管理につきましては委託をするという前提で検討をしております。供用開始後の維持管理につきましては、市と通信事業者の間で鉄塔施設の賃貸借、維持管理契約を締結して施設の管理をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

なお、契約につきましては、現在、NTTドコモ、そしてKDDIの2社が参画をするということですが、この中で管理会社がKDDIということになっております。したがって、市としましては管理会社のKDDIと契約をするということで現在協議を行っているところでございます。

○26番（上村 環君） 既に委託を前提とした条例であるということであれば、委託料についての補正予算も出ているものなのか、その点をお伺いいたします。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 委託料についてでございますが、現在委託料につきましては費用が発生しない方向で協議を行っているところでございます。

以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第83号は、総務常任委員会に付託をいたします。



日程第16 議案第84号 志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第16、議案第84号、志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第84号、志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、野神保育所の民間移管に伴い、同保育所の市立保育所としての供用を廃止するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（津曲兼隆君） 議案第84号、志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

本案は、野神保育所の民間移管に伴い、平成21年4月1日から民間移管する野神保育所を本条例から削除するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、岩根賢二議員から発言通告書が提出されておりますので、まず岩根賢二議員の質疑を許可をいたします。

○19番（岩根賢二君） 発言通告をしておりましたけれども、今朝ほど全員協議会の中でこの議案に対する予備説明というのをしたいということで、私の質疑はなくてもいいのかなと思っておりましたら、ごく簡単な説明でございました。昨年、この保育所の民間移管につきましては、5園の提案がされて、否決をされて、非常に重要な問題であるということで、今回、また再度野神保育所に関して提案するというのであれば、もっと丁寧な説明があってもいいのではないかと思うわけですが、発言通告に基づきまして質疑をしたいと思います。箇条書きで通告がしてありましたので、的確な答弁をお願いいたします。

まず1点目、市の保育方針の内容を改めて示してもらいたい。

2番目、選考基準はどのような内容であったのか。

3番目、今回は1園だけの提案であります、募集そのものは6園とも行ったのか。行ったとすれば、その応募状況はどうであったのか。

4番目、今年3月の一般質問の中で、移管先の対象を社会福祉法人以外も含めた上で募集をしたと、市長はそのように答弁をされましたが、そのような呼び掛けを実際に行ったのか。

5点目、これは全協の中でも説明がございましたが、野神保育所については2つの法人から応募があったということでございましたので、じゃあ2つの法人のうちの若草会に決定をした理由はどのような理由で決定をされたのか。

6番目、選考会のメンバーの中には保護者が何名ほど含まれているのか。

7番目、移管までの移行期間が、12月議会で可決をしたとしても、3か月間しかないわけですが、引き継ぎや、あるいは職員の確保等を考えた場合、十分な期間だと執行部は考えているのか。

8点目、野神保育所以外の5園について、今後の移管の見込みはどうであるのか。

9番目、移管後の遵守事項の検証はどのようにして行うのか。

10番目、まとめですが、去年の民間移管の案件が否決された時の反対理由について、今回は十分クリアされていると考えているのか。

以上、10項目について答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

1番目に、保育方針の内容を改めて示してもらいたいということでございますが、保育所の保育指針に基づきまして、子供が健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、健全な心身の発達を図ることを基本方針としております。このことを基本にしまして、各保育所独自の保育方針を持ってそれぞれ運営をしているところでございます。

2番目にお尋ねの選考基準はどのような内容かということでございますが、選定のための審査表を作成しております。項目は、1番目に現在の法人の運営状況、2番目に現在の保育所の状況、3番目に現在の職員体制、4番目に現在の保育内容、5番目に移管後の保育所運営、6番目に保護者の意見としまして、審査内容を細分化したもので選考委員により審査を行ったところでございます。

3番目にお尋ねの今回は1園だけの提案である、募集そのものは6園とも行ったのか。行ったとすれば、その後状況はどうだったかということでございます。このことにつきまして、募集につきましては保護者の方々の御理解をいただき、2保育所を先行して行ったところでございます。今回、審議をお願いします野神保育所、それからさゆり保育所につきまして保護者の理解をいただいたと。しかしながらさゆり保育所については応募がなかったということで御提案できなかったということでございます。

次に、4番目にお尋ねの今年3月の一般質問で社会福祉法人以外も含めた上で募集したいということをご答弁したところでございます。そのような呼び掛けを行ったのかというお尋ねでございますが、昨年度は現に志布志市において保育所、保育園または幼稚園を運営している者ということで、社会福

社法人または学校法人の認可を受けているものとしておりましたが、本年度より、またはすべて社会福祉法人及び学校法人、NPO法人、医療法人など、保育所経営に意欲のある方ということで公募要件に追加いたしまして、保育所の運営に意欲をお持ちの市内の様々な事業者の応募が可能になるよう範囲を広げたところであります。しかしながら、本年度におきましては、平成21年4月の移管を目指すためには、社会福祉法人格未取得の団体や保育事業未経験者については、今後の社会福祉事業を実施する上でこれまでの事業実績の審査等に時間を要するというところもあるとの県の方の見解がございましたので、既取得団体の方のみが対象となったところでございました。広報の方法につきましては、広報紙による広報、ホームページを活用してまいりました。また、既に社会福祉法人格をお持ちの事業者については、出向いて説明を行ったところであります。

5番目にお尋ねの野神保育所についてはいくつの法人があったかということですが、応募状況につきましては2法人の応募があったところでございます。選考委員会によりまして、法人による説明、審議を経て、先ほど申しました選考基準に従いまして選考したところでございます。

6番目に、選考会に保護者が何名含まれたかということですが、保護者会の代表者2名が含まれております。そして、ほかの選考委員としましては、地区の公民館とか地区の民生委員、それから税理士さん、子育て中の一般の方も入っております。

7番目の移管までの移行期間が3か月しかないということですが、このことが引き継ぎや職員の確保等を考えた上で十分な時間だと考えるかということですが、移管の条件としまして、職員につきましては希望するものは最低でも1年間雇用し、その後も不当な解雇は行わないということにしております。すべての嘱託職員に移管後も残っていただけるよう法人と協議を重ねていく予定でございます。また、今回移管先として御審議いただきます若草会につきましては、旧志布志町時にも移管を受けた経験もあり、県への設置認可の手続きを含め、お互い協力しながら十分な引き継ぎが行えると考えております。

8番目にお尋ねの野神保育所以外の5園についての今後の移管の見込みということですが、今後保護者の理解を得る努力を重ねながら順次募集をかけ、保育所の運営に意欲をお持ちの事業者を募っていく考えでございます。

9番目に、移管後の遵守事項の検証というものについてどのように行うのかということですが、移管条件の中に市による移管保育所の巡回、立ち入り調査等について協力するとともに、実施事業に係る報告を求められたときはこれに応じることとしておりまして、書面等による報告をするものとしております。加えまして、保護者、法人、市の三者による協議をしまして、市の保育方針を踏まえ、運営方法について調整を行っていく考えでございます。

最後にお尋ねの昨年民間移管の案件が否決されたという時の反対理由について、今回はクリアされているのかというお尋ねでございます。昨年、11月の臨時議会におきまして様々な御議論をいただきまして、それを踏まえましてすべての公立保育所を単年度で移管する方針から、保護者会で十分な協議を重ねていただきまして、保育所ごとに移管への理解度を報告していただきながら、順次移管していく方針に改めたところでございます。また、地域の理解が必要ということで、有明地区、松山地区

の公民館長の連絡協議会においても市の方針、今までの経過、今後の取り組みについて説明をさせていただいたところでございます。さらに、選考基準を定め、今回、民間移管を進めたところでございます。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） お答えをいただきましたけれども、二、三また追加してお聞きしたいと思いますが、選考基準に基づいて選定をされたということでございましたが、応募が2法人あったということでございますので、選に漏れた所については、こういうことでおたくじゃなくて若草会に決定しましたのでというそういう報告がなされたのか、その点。

それと、今回はさゆり保育所と2か所だけ募集をかけたということでございますが、その2か所のうちのさゆり保育所に関しましては、応募する法人さえなかったということですね。それと、ほかの園につきましては、地域の理解が得られていないので募集もできなかったという状況じゃないかなと思うんですね、今の市長の説明ではですよ。そういう中であって、この民間移管を今後どのようにして進めていくのか、その点ですね。今後も努力して理解が得られるように説明をしていきたいという話でしたけれども、とても今の状況ではそのように進むような状況ではないんじゃないかなという気がしておりますが、その点についてお願いします。

それと最後に、昨年の否決のいろんな理由の中で、その否決の理由について今回はクリアされたのかということに関しましては、市長がくしくも述べられましたけれども、地域の理解が得られたということでございますが、何をもちえて理解が得られたという判断をされたのかですね。今日の全協の中での説明でも、市長はこういう言葉が使われました。保護者の理解が十分得られたと。いろんな昨年の審議の中では大方得られたという言葉が使われましたけれども、今回は十分得られたということで、私の耳には100%もう理解が得られたんだというふうな自信を持っておられるんじゃないかなというふうに思ったんですが、そういう発言をされる根拠は何だったのか、その点についてお答えください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

はじめに、野神保育所で応募していただきました〇〇〇〇〇さんの方には、こういったことで若草会の方に決定されましたということにつきましてはお話をさせていただいているところでございます。

それから、さゆり保育所は応募すらなかったということでございました。私どももちょっとその件につきましては残念だったわけでございますが、今後またそのことにつきましてどういった形ですればいいかということにつきましては、更に検討をさせていただきたいというふうに思います。

そして、他の保育所はまだ理解が得られてないんじゃないかというようなお話でございますが、私どもは昨年の反省に基づきまして、今回、更に慎重に理解を求めながらというような姿勢を取ってきました結果、それぞれの園について十分時間をかけながらやってきたところでした。職員の説明会、保護者の役員に対して説明会、それから保護者、それから地域の方々というようなことで進めてきたところですが、その中でそれぞれの保育所自体の行事等がいろいろございまして、役員の方々の対応が遅れてきたりしたところもございまして、そのような中で結果的には野神保育所だけということになったわけでございますが、それぞれの保育所につきましては、保護者会の方々につきましては理解

が得られている方向に進んでいるというふうには認識しております。今回、こういった形で公募というところまでの時間が足りなかったというようなことでございます。

それから、何をもって理解を得られたというふうに判断したのかということですが、今回、野神保育所につきましても、昨年も理解をいただいたというふうには判断しまして御提案申し上げましたところですが、今回につきましては、早い段階から民間移管を進めてもいいという御回答をいただいたところでした。そして、事業者についても積極的に御協力をいただいたというふうなことで、今回は十分理解を得られているというふうなふうに判断した上で御提案するところでございます。

○19番（岩根賢二君） 最後の答えはちょっとですね、私としては根拠がはっきりしてないなという気がしますが、あと二、三、もう一遍お聞きしたいと思います。

さゆり保育所の募集をしたのに応募がなかったということについて、なぜ応募がなかったと考えるおられるのか、その点。

それと、民間移管をするときに、すべての法人、社会福祉法人以外にも声を掛けるというふうに3月議会では答弁されたわけですが、先ほどの市長の答弁を聞いておりますと、結局募集はできなかったと、社会福祉法人以外についてはですね。いろんな理由を申されまして、結局募集をかけることができなかったと言われましたけれども、そのことは3月の時点でも分かっていることじゃないですか。いろいろ理由を述べられましたけれども、社会福祉法人化しなければ委託ができないということであればですよ、一般の法人が。そういうことは3月の時点でも分かっているでしょう。ということになれば、社会福祉法人以外にも募集をかけますという答弁は、3月の時点ではあるべきではないと思うんですね。過去のことを言ってもしょうがないですけど、その点についてのそちらの理解の仕方を教えてください。

それと、この移行までの期間が3か月間しかない、私は3か月間しかないと思っているんですが、市長の答弁では十分時間はあるというふうな考えのようですが、この3か月間しかないということで、過去にはほかの自治体で、結局移管先が決まっていたけれども移管が最終的にできなかったという事例もあるわけですので、このことについては議決されればですね、その3か月間をフルに使ってスムーズに移行ができるように執行部としても動いてもらいたいと思うわけですが、その点についてお答えください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

さゆり保育所の応募がなかったということにつきましては、先ほども申しましたように少し残念だなということを感じたところでした。今後もまた、改めて募集をするということですが、募集の仕方というか、またほかの事業者と、それから庁内等でも十分協議をしながら、このことについては、例えば広域的に取り組むのかどうかということも含めまして検討をしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、3か月の期間が短いのではないかとというようなことについての再度のお尋ねでございますが、この野神保育所につきましては、若草会の方々の施設等も十分見られておられます。そして、

その若草会につきましても、実績があるということでございますので、このことについては十分対応が可能だというふうに思います。私どもとしましては、今お話がありましたように、十分そごが生じないようにスムーズに、議決いただきましたらスムーズに移管ができますように十分指導はしていこうというふうに考えます。

2番目につきましては、課長に回答させます。

○福祉課長（津曲兼隆君） 2つ目のお尋ねについてお答えいたします。

社会福祉法人以外につきましては、最初から分かっていた、その時期が遅かったんじゃないかということでございますが、私どもが理解していましたことにつきましては、社会福祉法人以外のその他団体の方々について、施設整備ないしは特別保育のソフトの部分について、県の方に再度確認いたしましたら、施設整備、そういう部分については社会福祉法人格を取っていないと補助が出ないということの確認が夏場を取れたところでございました。それによって、スケジュール等を見ましてこのような形で公募の内容がなったところでございます。

それから、3か月間という期間ですが、他団体についてはちょっと把握してないところですけども、一昨年、伊崎田保育所につきましては、指定管理者ということで12月議会で議決をいただきまして、3か月の間で設置認可の申請を県の方へ出して間に合ったという事例がございます。

○議長（谷口松生君） 19番、岩根賢二君、特に許可いたします。

○19番（岩根賢二君） なぜ4回目手を挙げたかということ、市長の答弁が答えになってないんですね。さゆり保育所に応募がなかったのはどういう理由だと思いますかと私は聞いた。だけど市長は、応募がなかったのは残念だったと、今後は応募があるように努めていきますと。理由になってないじゃないですか。何でさゆり保育所については応募がなかったと考えているのか、その点を聞いているわけです。

○市長（本田修一君） 失礼いたしました。昨年、募集しました時に応募があった所は市外だったというようなことでございました。今回、市内に限定して募集しましたということで、結果的にまた市内の方々いなかったと。市内の方々につきましては、今申しましたようにごく限られた方々が応募されているというようなことでございまして、さゆり保育所については応募は見送られたというようなことだろうというふうに思います。また今後、改めてさゆり保育所を含めたほかの園についての募集につきましては、このさゆり保育所の例を参考にさせていただきながら募集をかけたいと、応募をかけたいというふうに考えます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○14番（小野広嗣君） 一般質問も出てますし、委員会にも付託になりますので、大まかな部分だけ聞こうと思っていました。今、だけど岩根議員との質疑の中で気になる点が2点ほどありましたので、先にそちらをですね、させていただきたい。

一つは、今回2園が応募されたということで、その件に関しては私も気になっていました。どういう選考基準だったのかと。そして、どういう違いがあってそうなったのかという点ぐらいは聞きたいと思っていましたけれども、それを聞く以前に、もう市長は名前まで出されましたよね。僕はそうい

うことを聞こうとは思ってませんでした。質問者も名前は要請されていませんよ、実際は。ちょっと気を付けて発言をした方がいいんじゃないですか。

それともう一つ、住民の理解が得られたと、十分に得られたということで質疑が今あった、その背景はどこにあるんですかと言ったら、昨年野神保育所に関しては、昨年も結構理解が得られていたと。そういう状況の中で、この春先からどんどん進めたらという雰囲気があったということを書べられましたね、さっき。その後ですよ、そういう状況とともに事業者の積極的な協力もいただいたおかげでこうなったと言われましたね。どういう意味があるんですか、これ。大変な発言じゃないですか。そういう状況の中で公募をしているんですか。そしたら、先ほど言われたもう一つの保育園に対して大変失礼なことですよ。さっき言われましたよ、これまでの流れを。事業者の積極的な協力を得てここまで来たと言われましたよ。

まずその2点。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

—————○—————
午後2時54分 休憩

午後2時56分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 会議を再開をいたします。

執行部の答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどの答弁の中で、法人の名前を述べましたことにつきましては、誠に軽率でございました。取り消しをさせていただければと思います。

事業者の積極的な協力があったということにつきましては、少し私、勘違いしておりました。別な保育園で、そこを見に行きたいということがあった時に、その園の状況を見させていただいた事業者があったというような意味で協力があったということでもございました。野神保育所につきましては、前回、園の経営状況について保護者の方々が研修に行かれた、見に行かれたということについて協力をいただいたというようなことでもございまして、今年についてはそのようなことはされてないということでもございました。

○14番（小野広嗣君） そういう答弁にならないとですよ、誤解を受けますよね。そのまま記録に残れば、今回、選ばれた若草会がですよ、ずっと、去年そうだったわけですからね、それが地元の状況も大方いいという話も当然連合審査の中でもお聞きしていました。それ以後の流れの中で、ずっと努力をされて、いい関係もつくられて、そして今回に結びついた中で、先ほどのような市長の発言になると、もう既定事実の中ですよ、公募をされたのかなど。そして、ましてや先ほども一方の名前を公表されているから、大変失礼なことになるんじゃないかというふうに誤解をしてしまうんですね。そこは訂正されていますので理解をしますが、翻ってですね、僕が今思うのは、やはり野神保育所に関してとやかく、今、あまり考え方としてはないわけですが、去年の連合審査、あるいは文教厚生委

員会の結果、そして最終本会議、こういう全会一致で否決をされた後に民間移管を進めていくと。その後の市長の発言を聞いていきますと、すごいショックを受けたんだけど、議会の皆様方お一人お一人のいろんな声を聞くと、反対討論等の声も聞くと、民間移管に関してはそう反対というわけではなくて時期尚早、あるいは行政の進め方に少し無理があったのかなと、そういう反省の上に今後は進めていくというような、大きくくりで言えばそういうことだろうと思うんですが、そういう流れの中で今回は野神保育所とさゆり保育所を公募された。さゆり保育所に関しては保護者の思いがある程度、野神保育所と一緒にですね、成熟してきたんだろうというふうに聞こえてたんですが、僕は基本的に原点にやっぱり返らなきゃいけないのかなという気がすごくするんですよ。保護者の保育ニーズに対する思い、いわゆる行政側は保護者がこういう保育をしてほしい、それでもなおかつ公立ではそれができないから、ぜひ音頭を取って民間移管を進めてくださいよという方向性が、この有明・松山地域では強いのか。あるいは逆にそうではなくて、行政の側がですね、やはりこういうサービスもありますよと、民間移管になったらこういうニーズにこたえていただけますよということを提供してあげたいのか。あるいは、財政的な問題でですね、行財政改革の観点から進めていきたいのか。そういう基本的な部分をまずもう1回、お聞きをしておきたい。

それで、今回野神保育所に関しては先ほどあったように、昨年も、昨年もですよ、いい状況にあった。そして、本年は更に、先ほどあったように、野神保育所が昨年よりいい状態に来ているというのは先ほど言われたように、見学会なり、いろんなことを進めていく中で理解がもっと進んだから提示されたということだろうと思いますが、その場合ですよ、これまでやってきた公立の保育方針がありますね。そして、社会福祉法人さんの保育方針があります。福祉課長等々ともいろいろ窓口で話をしていくと、いろんな声を聞いている、現場で活動されている方ですので聞くと、いわゆる急激な激変というのは嫌がられると。これまでの公立の保育方針を堅持しながら民間移管だったらいいよという声の所もあったりするとか、いろいろあります。ここらに対する法人との調整ですね、そこらはどうなっているのかをお示しをください。

そしてもう一点、地域性があるって、例えばさゆり保育所に、原因を聞かれましたね、先ほど。なかなか答えが出てこなかったわけですが、ここは昨年も公募をしたけれども、地元の法人の方々はこちらに関しては手を挙げられませんでした。そして、その挙げ句、市外の方ということになったわけですが、議会がそのことに関してはノーを突き付けました。だから、今回も市外を除いて、まず市内に声を掛ける段階で、その危険性というのは十分あったと思うんですよ。こういうことを私たちが外に出てしゃべるわけではないですが、2回にわたってですよ、そういう手順を踏まなきゃいけなかったさゆり保育所に関係する保護者の方々、そこで働いているの方々、ましてや子供たち、こういったことを考えてあげて進めないと、すごく厳しいなと僕は思うんですよ。例えばどこかの、旧志布志町がやったように保育園とくっ付けてお願いしていくとか、公募をしていくとかですね、それだったらまだ可能性はある。同じことをやっているわけですからね、去年と、同じ出し方を。そして、それがなおかつ厳しければ、いわゆるさゆり保育所だ、城南保育所だ、みどり保育所だとか、松山にある中でしっかりもんでいってここだけは公立で合併させて残すとか、そういう議論とかいうのはしなか

ったんですかね。教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、また改めまして御提案するということにつきましては、当然、私どもが今まで保育所の民間移管についてどういった基本的な考えを持っているかということに基づいて御提案しているというようなことでございます。当然、私どもは新市になりまして、市の新しい振興計画を定めた中でも民間移管を進めていきますよというふうな方針をしております、私自身が施政方針の中でも今年度も取り組みたいというふうなことをお話をしているところでございます。それは、当然行財政改革を進める中で定員の適正化計画を定めながら、住民サービスが低下しない形の行政運営をするためにはどういった形で進めればいいのかというふうなことがありまして、その中で保育行政については民間でできることは民間に任せたらいいというふうなことが前提になりまして、保育所の民間移管というふうなことになっているところでございます。

そのような流れの中で、昨年も御提案しましてお話を申し上げたところでございますが、現在、保育行政を取り巻く中で非常にまだ保護者の方々の様々なニーズも高まってきているというふうなことでございまして、そのニーズに応じるためには民間移管をした形で保育ニーズに応じた方が、その方がサービスの度合いが高まってくるというふうなこともございまして、民間移管を進めていくというふうなことでございます。

そういうふうな中で、当然、その地域地域の方々のお考えがあるわけでございますが、その地域地域の方々にそれぞれお話をさせていただきながら、その地域の実情やお気持ちを酌みながら進めてきたというふうなことでございます。当然、その中で、もし民間移管になったときには、今のままの園の方針というのをしばらく変えないでやってほしいんだよねというふうな御希望もいただいておりますので、そのことは十分新しく事業をされる法人につきましては、お伝えして、そして保護者の方々の意見がまた反映できるような機関も私ども行政としても別途設置して取り組みをしますというふうなことをお話をしているところでございます。

松山地域につきましては、前回、市内の業者がなかったということで市外の方々に応募していただいたということに結果的にはなったというふうなことでございます。今回もまた同じ形で公募をしているわけでございますが、今回、新たにまた公募をしたということで、ひょっとするとあるかもしれないというふうな希望的な見込みで公募をしてきたところでございます。もしないとなれば、今、ありましたように、先ほど私自身もお話しましたように、もっと別な形での募集というふうなものを今後考えていかなければならないというふうには思うところでございます。

○14番（小野広嗣君） 今、答弁いただきました。この野神保育所の移管に関しては、今後一般質問、また委員会等でも十分審議をされると思います。

私個人として、民間移管には決して反対ではないですよ。旧志布志町時代においても、そういうスタイル、また当時委員長も、文教厚生委員長もしていた経緯があります。そして移管する前、移管後もですね、しっかり回って、その成果も見極めた上で新市になって、今、こういう議論をしているわけです。ただ、民間移管の必要性は十分認めておりますが、なし崩しにですね、進めていくというの

はやはりよくないなど。そういう意味で、今回野神保育所がある程度保護者の意見もまとまってきたと。去年でも実際はまとまっていたということですので、そのことには理解をしますが、やはり大多数の意見があれば、そこに少数の意見もあると。その中には、やはり公立から民間になることに対する不安を持っていらっしゃる方がいて、やはり公立の保育園という、保育の在り方というのを残してほしいというのが結構いらっしゃいますね。だから今、市長が言われたように、そういったところに関してはですね、しっかり、今後結果次第ですが、法人にも伝えていただく。得てしてですね、やはり保育料の問題とか、指導、監督ができるとか言いますけれども、いったん民間移管になってしまうと、なかなかやはりその法人のですね、やり方でどんどん進んでいくんですよ。そういったことをやはり事前にですね、きっちり申し述べていかないと、なかなかそんな話ではなかったとなっちゃいけないから、あえてこういう質疑もさせていただいています。

もう一点だけ絡んで言うと、去年はですよ、この野神保育所に関しては、この若草会さんが法人として去年も言っていました、松山のみどり保育所も、去年は合わせて頑張りたいということで希望されてたと理解をしております。そういう状況が過去にあったわけですが、今回このみどり保育所が公募されなかった理由、これだけ最後にちょっとお示してください。

○福祉課長（津曲兼隆君） 今回、みどり保育所につきましては、十分保護者の方々のコンセンサスが得られてないという判断がございましたので、更にまた理解を得るための説明会、意見交換会をしなければいけないという判断をしたところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○11番（立平利男君） ただいま、野神保育所が民間移管ということで条例化、なっておりますが、今、2名の方々が質疑をなさったわけですが、この野神保育所については、10年間、移管について、移譲についてほんろうされた保育所であります。10年前、非常な反対運動がありまして今日に至っておりますが、ここ二、三年、移管に前向きな保護者の意見も多く聞いておりますが、確認の意味で質疑をさせていただきますが、先ほど選考基準なりいろいろお話をなさったわけですが、今回、11月19日に出された選考基準の内容と、若草会が移管先に決まったわけですが、それらの書類をお示しいただきたいと思っておりますが、議長、お取り計らいいただきたいと思っております。

また、保護者の同意状況というのが先ほどから出ておりますが、執行部としては把握が少ないような気がいたしております。保護者会自身がいろいろ奔走している状況ではないかなと思っております。保護者の皆さん方にお聞きすると、まだ数名が反対という状況もあるようでございます。民間移管ということで、非常に不安もあろうかと思っておりますが、先ほどから出ていますように、去年も否決された中で丁寧なる説明が不足というのは非常に感じております。この同意状況を執行部としてはどうとらえておられるのか、お伺いいたします。

また、保護者の代表、保護者の皆さんと移管先である経営者の話し合いもいくつかあったと思っておりますが、内容等がお示しいただければ有り難いかなと思っております。

先ほど岩根議員の質疑の中にもありましたが、可決されると引き継ぎまで3か月しかない、そういう状況の中で、園児の皆さん方が安定して保育が受けられるかな、そういう疑問を持っております。

先の新聞でも民間移管の特集が保育所については組んであったようでございますが、そういう状況を見ますと非常に不安を感じております。そういう状況をやはり少なくするため、移管先である若草会なりの保育士と、今、野神保育所の保育士の派遣と申しますか、交流はできないかなと思っております。先ほど答弁にもありましたけれども、希望する保育士については採用というような話もありますが、希望する保育士の状況等もお示しをいただければ、一つでも少なくなるんじゃないかなと思っております。

それから、保護者との要望がまだあったと思っております。この移管先ともう1回話し合いをしたいというような要望も聞いておりますが、その取り組み状況についてもお伺いいたします。

○福祉課長（津曲兼隆君） まず、保護者の方々の御理解度ということでございますが、会長、副会長さんと私どもで話をする機会がございました。その時に得られたのは、ほぼ100%に近い方々が理解をさせていただいているというお答えでございました。

それから、保護者会と若草会のやり取り、プレゼンテーションをした時のやり取りなのかなと思いますが、この内容につきましては、例えば今後どういう運営方針をするのか、それから行事についてはどのような行事の取り組みを、決定の仕方をしていくのかということ、それから服装についての問題、これについては新しく買わなければいけないのか、また今ある服装、かばん等を使っていいのかということ等がございました。その中で一番、今までの流れをすぐ変えるということは保護者会としてはしてほしくないということを申されておりました。そのことについては、今回受けられる若草会の方も、旧志布志町時代に志布志町から移管を受けた経験もございまして、そのことは十分私も理解をしておりますということで、保護者代表の方々と十分話を進めていきながらいろんなことは決めていきたいということをおっしゃっておりました。また、民間の場合は公立にないいろんな取り組みをされていらっしゃいます。そのことについて、例えば、してほしくないものについてもしなければいけないのかということについては、それについてもやはり保護者の方々の意向に沿って相談をしながらやっていくという説明のやり取りがございました。

それから、希望する保育士、今いらっしゃる保育士の状況はということでございますが、これについては、まだ今の段階で囑託保育士の方々の希望調査というのはいたしておりません。やはり議会の議決を得た上で次の段階に進むべきなのかなということで、保護者の方からは当然、今いらっしゃる方々に残っていただきたいという御希望は聞いております。当然、議会の判断を待った後、動いていかなければいけないだろうと。もし議決をいただいたとするならば、その後すぐ保育士の方々へのお願い、それから若草会と保護者との意見交換会、こういうものの取り組みをしていかなければいけないだろうと考えております。

○副市長（井手南海男君） 先ほど選考委員会の資料を提示してもらえないかというお話があったわけですが。どの程度の資料なのか、またどの範囲なのか、御質疑の意図と申しますか、その範囲があまり把握できないわけでございますけれども、当日、11月19日ですか、選考委員会が開かれました。そのいわゆる内容としましては、設置要綱とか、あるいは委員会の名簿、移管の取り組み、公告内容、それぞれ今までの説明会等の資料というものがあるわけでございます。ただ、当然それぞれが、各委

員の方々が採点といたしますか、評価されますので、その評価された内容については、まずお出しはできないと思っております。係る法人の今後の保育所の運営にも影響してくるでありましょうし、またそのことについては選考委員会を開く時点でお互いの共通認識の中で、そこはいろんな保育所運営にかかわってくるということで、そこはもう公表はできないということで意見の一致を見た上での審査となったところでございます。

でありますので、いろんな資料がございますが、その中でどの資料が出せるかということについては、また内部で協議をさせていただきたいというふうに考えています。よろしくお願いたします。

○11番（立平利男君） その資料については、基準とか、経営状況とか、そういうのは出せないんでしょうか。説明会資料とか、参考にしたいと思っておりますので、出せる範囲でお願いしたいと思っております。

それから、経営者、移管先との、先ほど保育士の交流派遣はできないかというような質疑をしたわけですが、今おられる野神保育所の保育士さんがどれだけ希望されるか、まだしてないということなんですが、いろんなシミュレーションも作っておられるんじゃないかと思いますが、全員退職となれば、当然園児が4月1日から全員保育士が替わるということで、非常な不安はあるんじゃないかなと思っております。最悪の状況で話をするのは非常にどうかなと思うんですが、可能性としてはあるような気がします。そのところは十分に移管先と、今後もし可決した場合は取り組んでいきたいと。すべては園児が中心でございます。そして、保護者が、そういう状況をつくらないためにも、我々が環境整備をしてやらないといけないということでございますので、そういう状況について市長の考えをお伺いします。

それからもう一つ、もう1回保護者の皆さんと、移管先と話し合いがしたいという申し入れをやっているという話を聞いたんですが、どういう認識を持っておられますか。聞いてないのか、聞いているのか、今後始めるのか、そこをお伺いいたします。

○福祉課長（津曲兼隆君） 最後の御質問の方から、私の方からお答えさせていただきます。

保護者の代表の方とお話をした時に、当然、4月以降になればいろんな行事を組んでいかなければいけないとか、保育方針を知りたいということがございましたので、そのことではないかと思っております。そのことについては、議会の議決をいただいた後にすぐ取り組みをさせていただきますということでお答えをさせていただいております。

○市長（本田修一君） 民間移管というふうになったときに、保育士さん方には希望される方が全員残っていただいて、そして新しい事業者とともに野神保育所の運営にあたっていただくという形を当然私どもは想定していて、そうでありたいというふうに思っているところでございます。多くの方々が退職はないような状況というのを、今回議決をいただきましたら、本当に事業者の方々ともお話をさせていただきながら、保育士さんとも十分交流等ができるような、そして、一番の保育行政の眼目であります保育園児が健全に、健やかに育つような環境というのをつくるためには、当然、そこに働く保育士さんたちが生き生きとして働かなきゃならないということが前提でございますので、そういった環境をつくるためにも、新しい経営者と経営理念を密に連携をしながら、そして健全な保育行政

ができるような環境を保てるように私どもは指導していきたいというふうに考えます。

○11番（立平利男君） 課長、先ほど答弁の中で、議決後、話し合いを持つというような答弁であったんですが、私の聞く範囲では、近いうちというような表現をなさったようでございますので、果たして可決後でいいのかな、話し合いは先ほどあった内容等も説明していただいたわけですが、保護者の皆さんがまだ反対もおられる、役員の方々も少し悩んでおられます。議決前になんとか時間を取って、あと保護者の役員会の皆さんともう1回連絡を取ってそういう状況をつくっていただきたい、そういうふうに思っていますが、努力されますか。

○福祉課長（津曲兼隆君） 保護者会の役員の方に早速連絡を取りまして、確認を取り、どうしてもそういう機会を設けていただきたいということであれば、設定をしていきたいと思えます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○13番（立山静幸君） 所管ですので、一点だけお伺いいたしますが、岩根議員の質疑の中で株式会社、あるいはNPO法人は募集を今回はかけなかったと。回答として、補助事業が受けられないからという答弁があったんですが、この補助事業というのは、どれとどれとどれなのかですね、お聞きをいたしたいと思えます。

○福祉課長（津曲兼隆君） 私どもが確認しておりますのは、施設整備に係る補助金、それから特別保育ということで、延長保育とか、一時保育、そういう取り組みをさせていただいておりますけれども、そういう部分に係ってくる補助金等がございます。その部分について社会福祉法人の資格が必要だということを確認しております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありますか。

○26番（上村 環君） さゆり保育所については、保護者の方々の理解は得られたが応募がなかったということのようであります。保護者若しくはその関係者に説明する段階においては、やはり民間に移管した後の保育がこのようによくなっていくんだということも含めて、何とかして協力していただきたいという流れで御理解がいただけたものと思えますが、そうなりますと一応保護者も今後は期待をするわけです。しかし応募がなかったということの市の責任ということも生まれてくると思えます。応募がなかったから、あなた方にはああいうことを言ったけれども、もうだめだったよということでもいいのか。それについて、保護者若しくは保護者全員に対して速やかにそのことの陳謝なり、説明なりを行われたのかというのが一点。

それと、いつの志布志市の市報だったか、ちょっと忘れましたが、保育所の公立と民間の違いについての記事が約1ページありました。昨年、大きな論議をして、そして議会は全会一致で否決というような大きな本市の課題であります。その後、議会との何らかの合意、若しくは民間移管について前進が見られない中で、市報を使って市長の政策をああいうふうに出すということ。これは、広報紙というのは市長の広報紙なのか、市の広報紙なのか。その点、私はその広報を見て疑問に思ったわけであります。決定した政策、そういったものを周知していくということならまだしも、あれほどの議論をして、そしてまた内容的に大きな変化のない政策ですから、市報を活用した市長の政策をああいった形で利用していいものかということ、いつか機会があればお伺いしたいと思っております。

たので、その点について、その記事を載せた経緯、考え方について、併せてお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） さゆり保育所につきまして、結果的に応募がなかったということにつきましては本当に、また新しいせっかく皆さん方のそういった御意思を示していただいたので、そのことについて十分結果をくみ取ることができないふうになってしまったということについては、本当に責任を感じるというか、残念だというようなふうに思っていたところでございます。そのことにつきましては、また私自身も出向きましてお話をさせていただきたいというふうに思います。そのために、そのことも含めて、今後の全体の保育所の公募の仕方というものをあらかじめ協議した上でお話を申し上げたいなというふうに思います。

それから、市報10月号に掲載したというようなことでございます。先ほどもお話しましたように、このことにつきましては、様々な行財政改革の中での取り組みであると、そして私自身も施政方針の中でも今年取り組みますよと言ってきて、事業と取り組みをしてきている中で御理解をいただきたいというようなことで掲載したということでございます。現在、特に国民健康保険税の税率改正に基づく健康増進につきまして、毎号毎号特集を組んだような形で市民の方々に御理解をいただいて、今後の取り組みについての協力を求めているところでございます。そのようなことで、市といたしまして今後取り組むべき政治課題、あるいは政治方針について、ある程度市民の方々にも予告しながら協力を求めていくというようなやり方というものが市報としては適当な広報の仕方ではないかなというふうに私自身は考えているところでございます。今回の場合、昨年11月議会で皆さん方から否決というような結果を得た形の上での本年度の事業推進ということになっておりますので、慎重にこのことについては進めていきたいということをお前提としているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第84号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。
ここで、45分まで10分間休憩をいたします。



午後 3 時34分 休憩

午後 3 時46分 再開



日程第17 議案第85号 財産の無償譲渡について

○議長（谷口松生君） 再開をいたします。

日程第17、議案第85号、財産の無償譲渡についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第85号、財産の無償譲渡について説明を申し上げます。

本案は、野神保育所の民間移管に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償

で譲渡することについて、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（津曲兼隆君） 議案第85号につきまして、補足して説明を申し上げます。

議案第85号につきましては、今回、野神保育所の民間移管にあたり、市の保育所建物を移管先へ無償で譲渡するものでございます。

お手元に配布しております議案の付議案件の資料、説明資料3ページを御覧いただきたいと思っております。

本資料は、保育所の建物評価額に関する資料でございます。評価額の算出につきましては、減価償却資産の計算方法に基づき算出いたしております。保育所などの公有建物等につきましては、税務課等の評価額が無い関係で、公営企業の場合の償却資産の計算方法に倣いまして定額法によって評価額を算出いたしたところでございます。耐用年数につきましては、昭和40年大蔵省令に定める償却資産の耐用年数表によるものでございます。保育所の木造造りは、耐用年数22年となっております。また、下の表は、保育所を有償譲渡した場合の国庫補助金、県補助金の返納額であります。中央の※印の部分につきましては、平成19年度税制改正において減価償却制度が一部改正されましたので、その改正された内容を記載しているところであります。

議案第85号、財産の無償譲渡につきましては、所在地、志布志市有明町野神3143番地2、種別は建物、数量は木造平屋建1棟382.87㎡で、評価額は101万5,544円であります。相手方につきましては、志布志市志布志町内之倉1808番地10、社会福祉法人若草会でございます。無償返還の譲渡の条件を付しております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第85号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。



日程第18 議案第86号 財産の無償貸付けについて

○議長（谷口松生君） 日程第18、議案第86号、財産の無償貸付けについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第86号、財産の無償貸付けについて説明を申し上げます。

本案は、野神保育所の民間移管に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（津曲兼隆君） 議案第86号、財産の無償貸付けについて、補足して説明をいたします。

土地の所在地ですが、志布志市有明町野神字穴倉3143番2、2,231㎡。貸付けの目的は、児童福祉施設（保育所）用地でございます。貸付けの期間としまして、平成21年4月1日から平成31年3月31日までの10年間とするものでございます。相手方につきましては、建物と同様若草会でございます。

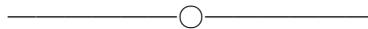
以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第86号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。



日程第19 議案第87号 志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第19、議案第87号、志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第87号、志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について説明申し上げます。

本案は、志布志シルバーワークプラザの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志シルバーワークプラザの指定管理者となる団体を社団法人志布志市シルバー人材センターとし、指定の期間を平成21年4月1日から平成26年3月31日までとするものであります。

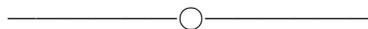
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第87号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。



日程第20 議案第88号 有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第20、議案第88号、有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第88号、有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について説明申し上げます。

本案は、有明シルバーワークプラザの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、有明シルバーワークプラザの指定管理者となる団体を社団法人志布志市シルバー人材センターとし、指定の期間を平成21年4月1日から平成26年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第88号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第21、議案第89号から日程第30、議案第98号まで、以上10件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号から議案第98号までの以上10件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第21 議案第89号 松山家畜指導センターの指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第21、議案第89号、松山家畜指導センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第89号、松山家畜指導センターの指定管理者の指定について説明申し上げます。

本案は、松山家畜指導センターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、松山家畜指導センターの指定管理者となる団体をそお鹿児島農業協同組合とし、指定の期間を平成21年4月1日から平成26年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第89号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は、可決されました。

—————○—————

日程第22 議案第90号 志布志家畜指導センターの指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第22、議案第90号、志布志家畜指導センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第90号、志布志家畜指導センターの指定管理者の指定について説明申し上げます。

本案は、志布志家畜指導センターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志家畜指導センターの指定管理者となる団体をそお鹿児島農業協同組合とし、指定の期間を平成21年4月1日から平成26年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第90号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は、可決されました。

—————○—————

日程第23 議案第91号 有明家畜指導センターの指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第23、議案第91号、有明家畜指導センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第91号、有明家畜指導センターの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、有明家畜指導センターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、有明家畜指導センターの指定管理者となる団体をあおぞら農業協同組合とし、指定の期間を平成21年4月1日から平成26年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第91号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は、可決されました。



日程第24 議案第92号 伊崎田青少年館の指定管理者の指定について

日程第25 議案第93号 通山青少年館の指定管理者の指定について

日程第26 議案第94号 原田青少年館の指定管理者の指定について

日程第27 議案第95号 山重青少年館の指定管理者の指定について

日程第28 議案第96号 蓬原青少年館の指定管理者の指定について

日程第29 議案第97号 有明青少年館の指定管理者の指定について

日程第30 議案第98号 野神青少年館の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第24、議案第92号から日程第30、議案第98号まで、以上7件については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 一括議題となりました議案第92号から議案第98号まで、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第92号、伊崎田青少年館の指定管理者の指定について説明申し上げます。

本案は、伊崎田青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、伊崎田青少年館の指定管理者となる団体を伊崎田校区公民館とし、指定の期間を平成21年4月1日から平成26年3月31日までとするものであります。

次に、議案第93号、通山青少年館の指定管理者の指定について説明申し上げます。

本案は、通山青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、通山青少年館の指定管理者となる団体を通山校区公民館とし、指定の期間を平成21年4月1日から平成26年3月31日までとするものであります。

次に、議案第94号、原田青少年館の指定管理者の指定について説明申し上げます。

本案は、原田青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、原田青少年館の指定管理者となる団体を原田校区公民館とし、指定の期間を平成21年4月1日から平成26年3月31日までとするものであります。

次に、議案第95号、山重青少年館の指定管理者の指定について説明申し上げます。

本案は、山重青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、山重青少年館の指定管理者となる団体を山重校区公民館とし、指定の期間を平成21年4月1日から平成26年3月31日までとするものであります。

次に、議案第96号、蓬原青少年館の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、蓬原青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、蓬原青少年館の指定管理者となる団体を蓬原校区公民館とし、指定の期間を平成21年4月1日から平成26年3月31日までとするものであります。

次に、議案第97号、有明青少年館の指定管理者の指定について説明申し上げます。

本案は、有明青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、有明青少年館の指定管理者となる団体を有明校区公民館とし、指定の期間を平成21年4月1日から平成26年3月31日までとするものであります。

次に、議案第98号、野神青少年館の指定管理者の指定について説明申し上げます。

本案は、野神青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、野神青少年館の指定管理者となる団体を野神校区公民館とし、指定の期間を平成21年4月1日から平成26年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから、7件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第92号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第92号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は、可決されました。

これから、議案第93号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第93号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は、可決されました。

これから、議案第94号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第94号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は、可決されました。

これから、議案第95号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第95号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は、可決されました。

これから、議案第96号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第96号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は、可決されました。

これから、議案第97号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第97号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は、可決されました。

これから、議案第98号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第98号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は、可決されました。

—————○—————

日程第31 議案第99号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第6号）

○議長（谷口松生君） 日程第31、議案第99号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第99号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第6号）について説明申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、小・中学校建物耐震診断委託事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） それでは、議案第99号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第6号）について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に1億4,748万6,000円を追加し、予算の総額を204億8,020万6,000円とするものでございます。

それでは、予算書の7ページをお開きください。

予算書の7ページ、第2表地方債の補正ですが、一般公共事業は県営畑地帯総合整備事業の事業費追加に伴い1,480万円増額、一般単独事業は国営かんがい排水事業等の事業費確定に伴い、合併特例事業を470万円減額し、総額で1,010万円増額変更をしております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

まず、歳入の1款、市税、1項、市民税は、当初見込額より税収が伸びたため3,234万9,000円増額しております。

11ページの2項、固定資産税は、償却資産等の伸びに伴い1,000万円増額しております。

13ページの4項、市たばこ税は、たばこ売り渡し本数の減数に伴い2,000万円減額しております。

14ページをお開きください。

2款、地方譲与税、2項、地方道路譲与税は、租税特別措置法で定められておりました暫定税率が

失効した1か月分の減収分を109万4,000円減額しております。

15ページの8款、自動車取得税交付金、1項、自動車取得税交付金につきましても、暫定税率が失効した1か月分の減収分を174万8,000円減額しております。

16ページでございます。

16ページの9款、地方特例交付金、3項、地方税等減収補てん臨時交付金は、暫定税率の失効に伴う交付金の減収分を補てんするため、今回新たに新設された交付金でございますが、先ほどの減収分と同額の284万2,000円を新規に増額計上しているところでございます。

17ページをお開きください。

10款、地方交付税は、地方税等減収補てん臨時交付金の創設による普通交付税の再算定に伴い、今回899万4,000円増額しているところでございます。

18ページでございます。

18ページの12款、分担金及び負担金、1項、分担金の1,513万8,000円は、移動通信用鉄塔施設整備事業の分担金徴収条例の制定に伴い、諸収入から分担金への組み替えによる増額でございます。

19ページでございます。

2項、負担金は、保育単価の改正等に伴い、保育料を273万4,000円増額しております。

20ページをお開きください。

13款、使用料及び手数料、1項、使用料378万4,000円は、移動通信用鉄塔施設条例の制定に伴い、諸収入から使用料への組み替えによる増額でございます。

21ページでございます。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金のうち、保育単価の改正等に伴い保育所運営費を1,533万7,000円増額しております。

22ページでございます。

2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、国の補正予算に伴い、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を2,415万2,000円、今回新たに計上し、3目、衛生費国庫補助金は、合併処理浄化槽の設置数の増加に伴い、合併処理浄化槽設置整備事業を162万1,000円増額しております。

24ページをお開きください。

15款、県支出金、1項、県負担金のうち、保育単価の改正等に伴い保育所運営費を766万8,000円増額しております。

25ページでございます。

2項、県補助金、2目、民生費県補助金は、ひとり親家庭の医療費の増加に伴い、医療費助成事業を108万9,000円増額、3目、衛生費県補助金は、合併処理浄化槽の設置数の増加に伴い、合併処理浄化槽設置整備事業補助金を126万5,000円増額、4目、農林水産業費県補助金は、原油高騰対策事業として、かごしま茶産地拡大チャレンジ事業を1,038万円計上しております。

26ページでございます。

26ページの3項、県委託金、3目、農林水産業費県委託金は、松くい虫伐倒駆除対象木の増加に伴

い、伐倒駆除事業を191万3,000円増額しております。

27ページをお開きください。

18款、繰入金、1項、基金繰入金は、今回の財源調整として財政調整基金繰入金を2,385万9,000円増額、小・中学校の建物耐震等に伴う財源として施設整備事業基金繰入金を122万2,000円増額、蓬の郷民宿村地盤補強事業に係る財源として蓬の郷振興基金繰入金を300万円増額、給食サービス事業の事業量増に係る財源として地域福祉基金繰入金を447万4,000円増額しております。

28ページでございます。

28ページの20款、諸収入、1項、延滞金加算金及び過料は、市税延滞金を319万8,000円増額しております。

29ページでございます。

29ページの5項、雑入は、蓬の郷及び松山家畜指導センターの落雷に伴う建物共済保険料を106万4,000円計上しております。移動通信用鉄塔施設整備事業参加者負担金及び使用料を条例整備に伴う組み替えにより減額、県後期高齢者医療広域連合からの職員派遣の給与費負担金を430万円計上しております。

30ページでございます。

30ページの21款、市債は、1,010万円増額し、総額で30億9,800万円としているところでございます。次に、歳出の主なものを御説明申し上げます。

まず、職員の人件費でございますが、今回、休職等による給料の減額等によりまして、職員の人件費を782万9,000円減額しております。

32ページでございます。

2款、総務費、1項、総務管理費、2目、文書広報費は、上位法の改正等に伴い、市例規のデータ更新委託料を208万7,000円増額しております。

35ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、中国残留邦人の死亡に伴い、扶助費を112万円減額、財政安定化支援事業分の確定に伴い、国民健康保険特別会計繰出金を1,374万6,000円増額しております。

4目、老人福祉費は、敬老祝金支給事業の実績に伴い、報償費を110万6,000円減額、給食サービス事業の委託料を447万4,000円増額しております。

37ページをお開きください。

2項、児童福祉費、1目、児童福祉費総務費は、出産祝金支給事業の対象である第3子以降の出生見込みの増加、及びひとり親家庭の医療費の増加に伴い417万8,000円増額しております。

4目、保育所費は、保育単価の改定等に伴いまして、扶助費を5,268万円増額しております。

38ページでございます。

38ページの4款、衛生費、1項、保健衛生費、6目、介護予防支援事業費は、介護予防支援計画の作成件数の減少に伴い、委託料を273万円減額しております。

39ページでございます。

2項、清掃費、3目、し尿処理費は、合併処理浄化槽の設置数の増加に伴い486万4,000円増額しております。

40ページでございます。

6款、農林水産業費、1項、農業費、5目、茶業振興費は、かごしま茶産地拡大チャレンジ事業を1,038万円計上しております。

6目、畜産業費は、県肉用牛共進会への未出品等に伴い、報償費を315万5,000円減額しております。

41ページをお開きください。

肥育経営基盤の維持を図るため、肥育経営緊急対策事業を738万円計上しております。

9目、土地改良費は、県営畑地帯総合整備事業の事業費追加に伴い3,160万4,000円増額しております。

42ページでございます。

2項、林業費、2目、林業振興費は、森林病虫害等防除事業及び有害鳥獣捕獲事業の事業費増加に伴い212万6,000円増額しております。

44ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、3目、観光費は、蓬の郷民宿村地盤補強事業に要する経費等を390万円増額、4目、港湾振興費は、新若浜地区多目的国際ターミナルの竣工式典等の開催に伴い、志布志港湾振興協議会負担金を105万円増額しております。

47ページをお開きください。

10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費は、ALTに要する経費等を345万9,000円減額しております。

それから、48ページ及び49ページの調査委託料でございますが、国の地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金事業として、建物耐震診断委託費を小学校費に2,035万7,000円、中学校費に762万5,000円、それぞれ計上しております。

52ページでございます。

52ページ、6項、保健体育費、3目、学校給食センター費は、光熱水費が当初見込額より不足するため599万9,000円増額しております。

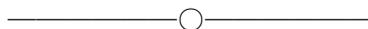
以上が補正第6号の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。よろしく申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第99号は、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。



日程第32 議案第100号 平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（谷口松生君） 日程第32、議案第100号、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第100号、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、一般被保険者療養費、老人保健医療費拠出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（今井善文君） 議案第100号、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,417万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を48億8,230万5,000円にしようとするものでございます。

それでは、歳入でございますが、予算書の6ページをお開きをお願いいたします。

国庫支出金、国庫負担金でございます。療養給付費等負担金でございますが、保険給付費、老人保健拠出金などの所要の補正に伴うものでございます。

次の7ページをお開きをお願いいたします。

国庫補助金の財政調整交付金につきましても、保険給付費等の補正に伴うものでございます。

2目の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金でございますが、システム改修に関しまして国庫補助金が見込まれましたので計上するものでございます。なお、改修費用につきましては、既定の予算で対応できますので、歳出には計上いたしておりません。

次に、8ページの県支出金、財政調整交付金でございますが、これも保険給付費等の補正に伴うものでございます。

9ページをお開きをお願いいたします。

財産収入につきましては、基金利子でございます。

10ページの一般会計からの繰入金につきましては、財政安定化支援事業繰入金確定いたしましたので繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

11ページをお開きをお願いいたします。

一般管理費につきましては、国庫補助金の受け入れに伴います財源振替でございます。

12ページの一般被保険者療養給付費につきましては、所要の財源振替でございます。

一般被保険者療養費につきまして、ここにつきましては不足が見込まれるため増額補正をお願いするところでございます。特に、はり・きゅう・マッサージ等が伸びてきておまして不足が生じる見

込みでございます。

13ページをお開きをお願いいたします。

高額療養費につきましては、財源振替でございます。

次のページの14ページも同様でございます。

15ページをお開きをお願いいたします。

老人保健拠出金につきましては、確定額でございます。

16ページの介護納付金につきましては、財源振替でございます。

17ページをお開きをお願いいたします。

基金積立金につきましては利子の積み立てでございますが、財産収入の補正額とは6,000円の差がございます。利子の積み立てにおきまして予算に不足が生じまして、予備費からの充用で対応しておった分がございます。この差でございます。

18ページの予備費につきましては、今回の補正によります財源留保分を計上いたしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第100号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。



日程第33 議案第101号 平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第33、議案第101号、平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第101号、平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、後期高齢者医療システム導入等委託に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（今井善文君） 議案第101号、平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ804万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億9,125万3,000円にしようとするものでございます。

それでは、歳入でございますが、予算書の5ページをお開きをお願いいたします。

国庫支出金でございます。システム改修に対します高齢者医療制度円滑運営事業費補助金といたしまして804万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出でございます。

6ページでございます。

総務費、一般管理費の委託料といたしまして、長寿医療制度におきます保険料の軽減対策等に係りますシステム改修委託料でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第101号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。



日程第34 議案第102号 平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（谷口松生君） 日程第34、議案第102号、平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第102号、平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、介護予防事業委託、地域自立生活支援事業委託等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（今井善文君） 議案第102号、平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,113万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を31億1,554万5,000円にしようとするものでございます。

それでは、歳入でございますが、予算書の5ページをお開きをお願いいたします。

国庫支出金でございます。地域支援事業費減に伴います国庫補助金の減額と、システム改修に關します補助金の増額、合わせまして528万8,000円の減にしようとするものでございます。

次に、6ページをお開きをお願いいたします。

支払基金交付金につきましても地域支援事業費減に伴うものでございます。

7ページでございますが、県支出金につきましても同様の地域支援事業費の減に伴うものでございます。

8ページをお開きをお願いいたします。

繰入金でございます。一般会計からの繰入金でございますが、地域支援事業費減に伴います一般会計からの繰入金の減とシステム改修に対します一般会計からの繰入金の増額でございます。

次に、歳出でございます。

9ページでございます。

一般管理費の委託料につきましては、要介護認定見直し、保険料見直し及び住民税特別徴収開始に対応するためのシステム改修に要する経費でございます。

10ページをお開きをお願いいたします。

居宅介護住宅改修費の減額でございますが、次の11ページの介護予防住宅改修費が不足する見込みでございますので、こちらの方へ一部組み替えを行うものでございます。

12ページをお開きをお願いいたします。

介護予防特定高齢者施策事業費の委託料の減額でございますが、通所介護予防事業、特定高齢者のデイサービス利用者が当初見込みより減少する見込みでございます。この減額と、生活機能評価の受診者の見込み減によるものでございます。この生活機能評価につきましては、当初特定健診時に65歳以上の方について、すべて受診していただくように予定いたしておりましたが、特定健診を実施していく中で、生活機能評価については真に必要な人だけの受診でも特定高齢者の把握に支障はないものと分かりまして、今回、減額をするものです。

次の13ページ、任意事業費の委託料につきましては、見守りの必要な方の配食支援事業の対象者食数減数の見込みに伴うものです。

最後のページでございますが、予備費につきましては留保分を計上いたしております。

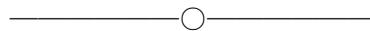
以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第102号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。



日程第35 議案第103号 平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）

○議長（谷口松生君） 日程第35、議案第103号、平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第103号、平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、各浄化センターの機器類修繕等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必

要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,391万円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

歳出の総務費は、職員2人分の退職手当の率の改正に伴い、職員手当等を35万5,000円増額し、各浄化センター及び管路の修繕料を200万円増額し、野井倉地区浄化センターほか維持管理委託料を235万5,000円減額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の予備費は1万8,000円増額するものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第103号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第36、同意第4号から日程第38、同意第6号まで、以上3件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号から同意第6号までの以上3件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第36 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（谷口松生君） 日程第36、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成21年2月22日をもって任期が満了する鍋山博美氏を引き続き固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

鍋山博美氏の略歴につきましては、説明資料の17ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

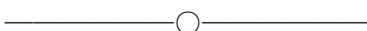
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第4号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号は、同意することに決定しました。



日程第37 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（谷口松生君） 日程第37、同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成21年2月22日をもって任期が満了する原口和任氏の後任として福留勉氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

福留勉氏の略歴につきましては、説明資料の18ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

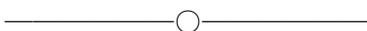
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第5号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第5号は、同意することに決定いたしました。



日程第38 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（谷口松生君） 日程第38、同意第6号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第6号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成21年2月22日をもって任期が満了する岩満文男氏を引き続き固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

岩満文男氏の略歴につきましては、説明資料の19ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第6号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第6号は、同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日及び明後日は休会といたします。

8日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでございました。

午後4時46分 散会

平成20年第4回志布志市議会定例会（第2号）

期 日：平成20年12月8日(月曜日)午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

鬼塚	弘文
立平	利男
宮田	慶一郎
西江園	明
小野	広嗣
金子	光博
岩根	賢二
下平	晴行
立山	静幸
小園	義行
上野	直広

出席議員氏名 (31名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	19 番 岩 根 賢 二
20 番 吉 国 敏 郎	21 番 上 野 直 広
22 番 宮 城 義 治	23 番 東 宏 二
24 番 宮 田 慶一郎	25 番 小 園 義 行
26 番 上 村 環	27 番 鬼 塚 弘 文
28 番 重 永 重 久	29 番 丸 崎 幹 男
30 番 福 重 彰 史	32 番 谷 口 松 生
33 番 若 松 良 雄	

欠席議員氏名 (2名)

18 番 木 藤 茂 弘	31 番 野 村 公 一
--------------	--------------

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆	保 健 課 長 今 井 善 文
農 政 課 長 永 田 史 生	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 白 坂 照 雄
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 五 代 豊 一
水 道 局 長 徳 田 俊 美	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 大 園 朗	教育総務課長 上 村 和 憲
学校教育課長 山 口 幸 彦	生涯学習課長 小 辻 一 海

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

木藤議員、野村議員から欠席届が出ております。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、坂元修一郎君と鶴迫京子さんを指名いたします。

—————○—————

日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、27番、鬼塚弘文君の一般質問を許可いたします。

○27番（鬼塚弘文君） おはようございます。

質問通告をいたしておりましたので、3点について当局の考え方を伺ってみたいと思っております。

まず一番目に、観光行政についてでございます。

観光協会の一連の不祥事が監査委員のチェックにより発覚をいたしまして、新聞報道でもお示しがありました。私は、旧志布志町の時代からの案件であるがゆえに、私自身当時の町議会議員として、とても恥ずかしく申し訳ないなというふうに思っております。不祥事の原因についてははしかるべき関係者の中で調査も行われ、行政に報告もあったようでありますけれども、その件についてはここでは触れません。役所も関係者同様反省すべきは反省し、今回の不祥事が明らかになったことを機会に、しっかりと行政指導を行いながらの立ち上げが急務であろうと思っております。

本市のまちづくりの中で観光行政は、避けて通れない大きな政策課題の一つであることは多くの市民の期待するところであろうと思っております。

そこで、観光協会として去る11月25日に臨時総会が行われ、今月の2日には理事会が開催されたとお聞きをしております。反省を踏まえた上で、今後の志布志市の観光協会の方向性が見えてきたのではないかなというふうに思っておりますが、どのような受け止めをしておられるかですね、どういう方向に向かいつつあるのか、当局で分かっておればまず伺っておきたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） おはようございます。

鬼塚議員の一般質問にお答えいたします。

今回の観光協会の不祥事を受けて、現在の私どもが対応しております中身について御回答申し上げます。

今回の観光協会の件につきましては、一連の不祥事によりまして、現在のところ事務局長が不在となっております。そして、現在観光協会の事務を一時的に港湾商工課内で対応しているということでございまして、観光協会の現状としてはそういったことでございます。しかしながら、今お話にありましたように、観光協会の会員におきましては、このことを真しに不祥事として受け止め、先月の11

月25日に臨時総会が開催されたということでございます。この臨時総会の場で、この件に関しまして調査報告と現状の説明がなされ、今後の観光協会再生のための方向性が議論されたようでございます。このことにつきましての正式な報告というのはまだ現在受けておりませんが、今後は特産品協会との合併も視野に入れた形の新しい組織の再生に向けての取り組みがなされていくというふうに聞いているところでございます。

○27番（鬼塚弘文君） 調査が行われて、特産品協会との同じ傘の下で事を起こしていくといったような方向性の今お話がありましたけれども、そもそも今回の不祥事の流れを見ていくと、行政の長が公共的団体の指導をしていくという部分はあるわけですね。そういう面から見ていくと、行政のチェックというものが果たしてどうだったんだろうかと思うことであります。旧志布志町の時には私どもは全然聞いておりませんでしたけれども、合併してから、観光協会がどうもおかしいよという話は風の便りでよく耳にすることが多うございました。行事を執行する側と金を支払う側を同じ人がやっていくということになると、当然おかしいということであろうと思うんです。よって、今回の不祥事が二度と起きてはいかんわけでありませうけれども、やはりお金の取り扱いというものには十分に気を付けていただくという面から見て、今後市の行政側としてですね、指導、チェックをどう考えていらっしゃるのか。こういうふうに気を付けていくんだぞという部分が何かお示しがあったのか、まずそのことを説明をしてみてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この件に関しましては、議員御指摘のとおり本市の監査委員による監査があつて、現在あります不祥事が発覚したと、確認されたというようなことでございます。そのようなことから私どもとしましても、補助金の運用につきまして関連する団体での事業の遂行が的確に行われているか、またその補助金の使用については目的どおり使用されているかについては、常々担当の部署からチェックをしているところでございます。

そのような流れの中で今回このような形になったということにつきましては、まことに残念というふうに思うところでございますが、そのことを受けて私どもは、更にそれぞれ関連する団体についてのチェック機能というものにつきまして強化するように指示をしてきているところでございます。

観光協会につきましては、このことが発覚して以来、担当する課と観光協会の役員の方々とで連絡を密にし合いながら、この不祥事についての中身の解明に努めてきているところでございます。

○27番（鬼塚弘文君） 市長、ぜひともですね、こういう団体が我が市にはたくさんあると思うんです。観光協会のみならずですね、他の組織にもそういう目を光らせていただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

さて、この協会は、お釈迦祭りとかみなとまつり、ひいては自衛艦の歓迎誘致、さんふらわあの促進、関東・関西の志布志市会、スポーツ合宿等々、観光協会がかなりのボランティアをもって協力してきたことは言うまでもありません。しかしながら今回の不祥事が原因で、これまで協力をいただいた方々から協力は今後もらえないような状況であつてはいけません。そうであるとすれば我が市も大変であろうというふうに思うことであります。よって、志布志市の市役所として、観光協会に対して財

政的な支援をいただけないのではないか、今回の不祥事があったがゆえに、今後市として観光協会に財政的な支援が不可能じゃないかといったような不安の声がですね、協会の中でかなり広がっているようであります。ある面、私はいいことだというふうに思っておりますが、それはあつてはいけないというふうに思いますが、市長の今の思いですね、次年度の予算編成もあろうと思っておりますけれども、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、本年度の観光協会の補助金につきましては、引き上げと執行を停止しているような状況でございます。そのことを受けまして、観光協会の方々も真しにこの不祥事についての説明をされているということでございますが、この不祥事につきましては、当然内部的には事務局長の責任も大きかったということでございますが、観光協会自体の管理体制についても問題があったのではなかろうかというようなことを考えているところでございます。そのようなことの説明、そして新しい方向性というものが明確に出されたならば、また先ほども申しましたように特産品協会との合併というのも視野に入れておられるようでございますので、新しい組織体制で臨まれると、一新して臨まれるというようなことがなされるならば、私どもはそれについては前向きに対応していきたいなというふうに考えております。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひともですね、そういう救いの手も今必要だろうというふうに思っております。今市長の方でありましたが、一部の事務職員、私はその職員だけの問題ではない、今おっしゃったように全体の責任であろうと思っております。それで役員体制も一新されるといったようなこともお聞きをいたしておりますので、今答弁があったような方向でですね、ぜひ行政指導の中でしっかりと守っていただきたいというふうに思っております。

さて、今の時期に申し上げるべきではないかもしれませんが、私は逆に今だから伺ってみたいことがあります。それは、過去の私の議会の質問の中で、商工観光の窓口がこの本庁舎の中にあつて果たしてどうかなということを上上げた経緯があります。その答弁として、現時点では考えていないといったことでありました。つまり、私が申し上げたいのは、これはあくまでも商売であります。役所がしてはならない、商売は商売人に任すというのが私は鉄則だろうと思っております。しかし、チェックが今ひとつ手が届かなかったところにこの不祥事が発覚をした、それも監査委員の先生方のチェックでこれが発覚ができたということで、大変いい時に私は発覚をしていただいたと思っております。よって、その営みが行われている現地というかですね、商工観光のにおいのする場所に、利用する市民やさんふらわあ利用者等地域外のお客様の窓口というか、案内所みたいなものをですね、旧志布志町の商業の核になるであろう旧志布志駅跡地、いわゆるアピアがあるあの周辺、現在の志布志駅、ここにそのような案内所、窓口なるものを造ったらどうかといったような話が私どもの耳に入ってきましたが、まさか今回の不祥事でこのことはもうちゃらにしたと、無かったものにしたということにはなっていないというふうに思っておりますが、現状はどうですか。ひとつあったらお答えを、担当課長でも結構でございますのでお答えいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

観光協会の不祥事は不祥事として、このことについてはきっちりと説明をしていき、そして組織体制を見直していただき、そして新しい歩みをしていただかなければならないというふうに考えているところでございますが、それとは別に、観光行政というものは他にも、今お話がありましたように、観光案内とか、それから志布志の観光情報の発信という施設とかいうことの整備、そういったものを現在考えているところでございます。このことにつきましては、関係団体から昨年、今年というような形で要望がありまして、そのことに基づき私どもとしましては検討を重ねてきたところでございまして、JRの志布志駅舎内に総合的な観光案内、情報発信の拠点となる総合観光案内所の設置について、現在JRと協議をしているというようなことでございます。

そのようなことで、先ほども言いましたように、観光協会の不祥事とは別に、こういったことは前向きに取り組んでおりますので、次年度等、具体的にそのような施設整備ができるのではないかとというふうには考えております。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひとでもですね、今おっしゃったようなことで、そっちはそっちでどんどん進めていただきたい、こういうふうに思います。

さて、ついこの前、今年度の事業として市長の施政方針にもお示しをされましたけれども、スポーツ合宿なるものの団体を立ち上げていくんだということで、今回もサッカーフェスティバルがかなり大きな大会として、昨年度よりも今年度はかなり大きな大会として進まれたようでありますけれども、今年度の内容、そして大会の後の事業。当初予算でしたか、こんなことをやるんだといったようなことでありましたけれども、現在どういう状況にあるかですね、そこらあたりがもし分かっておればお示しをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今年開催されました第13回志布志みなとサッカーフェスティバルは、参加チーム81校、参加延べ人数は9,141人、県外から39校の参加がありました。そのうち7校がさんふらわあを利用した関西方面からの参加というふうに聞いております。経済効果といたしましては約3,400万円となっております。

このサッカーフェスティバルにつきましては、本年度からスポーツ団体誘致推進協会というものを設置していただきまして、その協会を中心にして受け入れ等については取り組みをさせていただいたところでございます。フェスティバルの開催自体につきましてはサッカー協会を中心として開催をしていただいたところでございますが、サッカー協会だけでなく全市を挙げてこの志布志市はサッカーフェスティバルについて歓迎を申し上げるというようなことを表すために、スポーツ団体誘致推進協会を立ち上げていただいたところでございます。その団体が今回、サッカーフェスティバルが終了しました後に、改めてまた関西方面へのお礼にも行ったところでございます。

誘致活動の一環としまして、会長以下3名で今年のサッカーフェスティバルに参加しました関西方面の6つの高校を訪問いたしまして、参加のお礼と次回への参加要請、及び新たな参加校の呼び掛けをお願いしたところでございます。各校監督の反応としましては、サッカーフェスティバルは天然芝を使用できて、参加チームも質・技量・礼儀等統率のとれたチームが多く、子供たちを指導する上で模範となり、チームの体制づくりに役立っているとのことでした。また、さんふらわあを利用して参

加できるため、日程も有効に使えてとても参加しやすい環境にあるということでした。

今後の誘致活動ですが、主催者と連携しまして、九州・県内の新たな参加校の誘致活動も展開していきたいということでございます。

○27番（鬼塚弘文君） 大体、そういうことで事業は着々と進んでおるようであります。と申しますのはですね、このサッカーにかかわる多くの方々、我が市のサッカー協会の代表者は同僚議員の若松先輩でありますけれども、多くの関係者が、今回の観光協会の不祥事によって、もう合併して間もない志布志市だから、そんな不祥事のある所には行政の支援はないんじゃないかと、議会もそのことを認めなくなるんじゃないかという心配をかなり多くの方がしておられます。そういうことはないんだといったようなことを今の市長の答弁を聞いて、思って安心しておりますけれども、ぜひこれを機に、再三申し上げましたけれども、前に進んでいただきたい。不祥事の原因は分かっておるわけでありませうから、そのことが払しょくされるのであればもう二度と起きないでありますから、ぜひともですね、そうして合併効果をこの世界でも出していただきたい。旧志布志町単独の町ではできませんでした。パイが大きくなったらこういうことができるわけでありませうから、どんどん進めていただきたい。JR側もそういう御回答をしているのであれば、ぜひともですね、前向きに歩いてほしいということをお願い申し上げておきます。

この案件について最後でありますけれども、先ほど市長の答弁の中にもあったようでありますけれども、事務局の職員が今いないわけでありませう。よって、担当課の職員がこの事務局のお手伝いをしておられるようでありますけれども、行政の中におられる職員がこの事務局の仕事を果たしてどこまでできるのか。私が思うにはしっかりとですね、市民がしっかりと認める、ひいては議会も、お間違いないと認める状況が見えてこないと思えないと思うんでありますが、そのことを前提にしてお願いを申し上げますけれども、一時も早くですね、観光協会の臨時的な職員の人件費等は私は計上していいんじゃないか、見えた段階でですね。今じゃないです、それがしっかりと見えてきた段階で、早いうちに対応をしていただきたい。と申しますのが、お釈迦祭りだとかいろんなイベント事は時間外にかなりあると思うんです。役所の職員がその事務をするというのは、果たして効果が上がるのかなということを懸念をしておるところであります、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在のところ、事務局長が不在ということで観光協会の方も運営がされているようでございます。そのことにつきましては、今ほど御質問がありまして、そして私も答弁いたしましたとおり、今回の不祥事に対しての新しい体制の整備について取り組んでいるという中で事務局長が不在というような状況でございますので、このことにつきましては、長期にわたって公金の不正流用があったと、そして局長の責任も大きいものがあると、そして観光協会自体も管理体制に問題があったというようなことがございましたので、私どもとしましては、先ほどもお話しましたように、新しい体制ができて、その体制の再編の内容、あるいは事業計画の改善性というものもとらまえて、そして進ちょく状況も見極めた上で判断していきたいなというようなふうを考えているところでございます。そのことにつきましては、今議員の御質問の内容のとおりでございます。今後は、本当の意味で再生され、そして

自主、自立ができたというような段階におきましては、速やかにそのような体制というものを組んでいきたいなというふうには考えているところでございます。今後も積極的に助言、指導は行っていきたいというふうに思います。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひともしょういう行政の指導の配下の中です、しょういう新しい立ち上げを急いでいただきたいというふうに思っております。もう内容は申し上げませんが、詳しい金銭的なもの、その後の処理の問題等々いただいておりますけれども触れません。どうかです、しょういうことを志布志市の行政としても、まちの看板として構築していく責任があるというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます、次の質問に入らせていただきます。

教育行政について伺ってみたいと思います。

教育長、学校の規模・配置の在り方検討委員会の進捗を問うということですが、いかがですか。

○教育長（坪田勝秀君） 本12月議会におきましても、教育委員長から委任を受けておりますので答弁をさせていただきます。お答えいたします。

御案内のとおり、本市の児童・生徒数の推移を見ますと昭和45年の8,213人をピークといたしまして、平成20年には2,934人となっております、実に64.3%という減少率でございます。この急速な少子化は、歴史と伝統を持つ本市の学校存続そのものが危ぶまれるという誠に憂慮すべき問題にまで発展してきておるところでございます。学校規模及び配置の状況を見ましても、都市部・農村部といった地理的な問題があるとはいえ、現実に児童・生徒数に大きな格差が生じてきております。そして、平成26年度になりますと児童・生徒数20名以下の小学校が4校、それから中学校では2校となる見込みでございます、学校規模上の格差が生じてまいります。もちろん学校にはその規模によっても長所短所があるというものの、子供たちは、一番大事な人間形成の出発点として友達との語りや、あるいは部活動などを通し、または学習の面などを、義務教育の場において適度のせきたくまの中で生きる力を身に付けていくものと思っております。そのようなことから、第1次志布志市振興計画におきましては、教育・文化の分野の柱といたしまして、「伝統・文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまち」を実現するため、今後の小・中学校の在り方について、適正規模や教育効果など将来を見据えた、学校の統廃合を視野に入れた協議・検討を進めると位置付けられたところでございます。

そこで、平成19年2月に市内各界の方々で構成する志布志市立学校の規模・配置の在り方検討委員会を設置いたしまして、これまで御検討をいただいております。そして本年1月、この在り方検討委員会から、現在の本市の学校の規模・配置は教育水準及び健全な学校教育等に支障を来す恐れがあることから、今後統廃合を含め適切な規模・配置を検討すべきであるという報告を受けたところでございます。そこで私どもといたしましては、平成20年度からはこの報告を足掛かりといたしまして、教育の機会均等または地域とのかかわりなどいろいろな観点から本市の将来を見据えた学校の規模・配置はどうあるべきかといった具体的な検討をお願いして、本年度は、今回まで4回の検討委員会で様々な意見交換をしていただいたところでございます。

いずれにいたしましても、生徒・児童の減少傾向は必至でございます、今後の学校の在り方をど

うするかという問題は避けて通れない、重たくてかつ重大な課題だと認識しております。したがって、この12月には、今月でございますが、保育園、幼稚園、小・中学校の保護者等の皆様を対象に、市民の考える学校の在り方、適正な規模、学校の編成等について、望ましい学校づくりに関するアンケート調査を実施するための準備作業を進めてまいりましたが、先日アンケート用紙を発送いたしましたので議員の皆様方の所にも届いている方がいらっしゃるかもしれません。その結果を今後分析等いたしまして、来年度は更に審議を深めていただきたいと、こういうふうに考えているところが現在までの進ちょく状況でございます。

以上でございます。

○27番（鬼塚弘文君） 今までの経過をるる御報告いただきました。アンケートまで入って来たということであります。

そこで、今回の議案上程の中でもありましたけれども、補正第6号の中で、小・中学校16校ですか、30棟の耐震診断委託事業費として2,798万2,000円の計上がされ、提案がされております。校舎が地震にどの程度耐えられるのかの診断であるわけでありますので、極めて大事な大事な事業であろうと思います。その結果、危険な校舎という判断がありますれば当然、検討委員会どころじゃない、校舎の建て替え工事が始まるわけであります。またそうでなくてはいけない。よって、当委員会でのこの結果等、こういったような耐震の調査の結果ですね、ここらあたりの関係をどのように受け止めておられるのかということなんであります。

つまり、今教育長がおっしゃったような、そう簡単に右から左という結論が出せる品物じゃないことは私は十分分かっております、その地域に住んでおりますからなお分かっております。よって、熱のこもった学校の規模・配置の在り方検討委員会が一方では必死に行われます。一方では、耐震診断の結果が出ました、危険だと判断をされました、人の命に即かわりがありますから、ほかの道路造り、他の産業にも待ったをして、多分執行者である市長は学校の建て替えの方を急ぐはずであります。当然そうあるべきだと私は思います。よって、このようなことが予想されるんじゃないかということを実は心配している我が旧三か町の役場職員のOBの方から、実は私のこの通告を見て分かりませんけれども、電話をいただきました。卵が先か、ひよこが先かといったようなことなんでしょうがね。そういうことも想定した上でしっかりとこのことにかかわりを持っていかないと困るんじゃないかという行政OBの声がありますけれども、どうお答えできますか。

○教育総務課長（上村和憲君） 細かな数字になりますので、私の方からお答えをさせていただきたいと思えます。

今回、補正で耐震診断調査をお願いをいたしました。これにつきましては、文科省の方から更なる耐震診断調査の加速化といういうことで要請がございまして、今回幸いにして緊急の交付金が出ましたのでお願いをしたところでございます。今、志布志中学校の耐震の診断の計画をさせていただきましたけれども、これにつきましてはいわゆる耐震補強工事、柱間と柱間の間、いわゆる柱間の間が1か所200万円という数字が出てございます。4か所しますと800万円、6か所しますと1,200万円と、こういう今概算工事費を出しているところでございますが、耐震補強工事そのものはそんなに多額の

費用はかかってございませんけれども、校舎の老朽化が著しくまいっておりますと併せて改修もしていくということで結構な金額になってまいります。文科省の方針といたしましては、改築ではなくて耐震化に向けて改修というスタンスでございますので、今後は改築はほとんど出てこないんじゃないかと思っております。今御指摘ありましたとおり、本当に在り方と耐震診断との関係というのは非常に、先ほど御指摘がございましたとおり、卵が先かというようなことになってまいりますけど、いずれにいたしましても、子供たちが一人でもいる学校でございますと、まずこの耐震化工事を最優先するというのが私どもの考え方でございます。御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○27番（鬼塚弘文君） 今課長がお答えいただいたようなことだろうと思っております。よって、これ以上私どもが触れる状況じゃありませんが、そういうことも私どもの行政のOBの方が心配しておられるということは、どこか頭に入れておっていただきたいというふうに思っております。

そこで、この在り方の検討委員会を進めていく中でですね、これも学校現場の管理職の先生、学校にかかわりを持つPTA関係の方々声であります。こういう意見があります。例えば、10年先ごろには私どもの学校は統廃合やむなしと予想される学校があれば、片やここ二、三年、5年も保たないだろうと、二、三年。こういう危うい学校に対する対応について、行政若しくは教育委員会の考え方が市民の側に今ひとつ聞こえてこない、こういう声なんです。みんな触りたくないですよ、私も触れたくない。しかし、現実にはそう甘くないわけでありまして、そういう声があるわけです。10年先ごろどうかと、いやそこまでいかない、もうあと二、三年だと、二つあるということなんです。そこら辺りのものとの考え方を、市長、教育長、どう思っておられますか。市民にどう答えられますか。ひとつ伺っておきたいと思っております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

確かに10年後、あるいはまたあと二、三年のうちという現状を抱える学校もあることを承知しておりますが、それゆえに在り方検討委員会、もう二年になります、それで検討いたしまして、そして今回、いろいろな角度から審議していただいておりますけれども、やはり行ったり来たり行ったり来たりという現状もございまして、ひとつ望ましい学校づくりに関するアンケートを今度取ってみようというところまで更に踏み込みましたので、これによってですね、ある程度それぞれ市民の方々の考え、望ましい学校とは、学級数とはどんなもんなんだろうと、あるいはクラス数というのはどのくらいがいいだろうと、あるいは望ましい通学距離、あるいは統合を視野に入れた場合の何を重要視すべきかと思うとか、いろいろな角度からたくさん質問をいたしておりますので、その中から市民の考えられる、あるいは市民のイメージされる学校の姿が浮かび上がってくるのではないかと思います。それを踏まえまして、それでは現実的に現在志布志市の学校の状況はどうなのかということ逆をバックいたしまして検討しますという、ああそうか、そういうことになるかという結論がおのずと導き出されてくるのではないかなと思っております。今回の、膨大な数になり、膨大な分析量になりますが、今現在進行中のアンケートの結果を見まして、市教委はどう考えるかということ等も含めてまた検討委員会に投げ掛けまして、十分検討を繰り返していただきたいと、こ

ういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、学校の規模ということにつきまして、国の方でも様々な基準を設定しているようでございます。それは、学校の教育の在り方ということで適正規模というのが当然考えられるというようなことが前提になっておりまして、文科省の方でもそういったことを設定しながら、その規模に応じた対応というものを考えているということでございます。そのことに基づきまして、私どものまちでは在り方検討委員会で検討をしてきたと、そしてそのことでさらに市民の方にアンケートの調査をお願いしているというようなことでございます。ただいま教育長が答弁いたしましたように、その結果をとらえ、そして先ほど議論がありました耐震の調査等も含めて、私どもとしましては慎重にそのことについては対応していきたいというふうに思います。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひですね、慎重に取り扱いをしていただきたい。また一方から言うんですね、慎重すぎてこれが5年も10年もかかったらどうなるかという声も市民の中にあることも忘れてほしくないというふうに思っております。

そこで、この在り方検討の最後になりますけれども、質問にはならんかと思っておりますけれども、教育長、市長、私はですね、大きな大きなこの問題を教育委員会だけでできるはずがないと思っております。市全体で取り組んでいかないと、とても大きすぎて大変だろうというふうに思っております。とても結果は出せるはずがない。つまり、例えばですね、この検討委員会で結果が、何がなんでもこの地域には学校が必要だと、この学校は絶対に残すんだという結論が出たとするのであれば、いかなる補助事業にも頼らず、住宅政策、交通政策、産業、福祉・医療等々の事業に対して市単独での政策手段が急務であろうと思っております。分かりますよね、間に合わないわけですから。5年、10年かけてはどうしようもないわけでありますから、どうしても市としてこの学校は残すんだという方向を定めるのであれば、住宅政策、交通アクセスの問題、産業振興の問題、医療・福祉等々の問題を市単独でもやるというぐらいの腹がないと絵にかいたもちだろうと思っております。

さらに、該当する地域の若者たちが、こういう声が最近届くようになりました。A校区に住むけど、Aという地域に住むけど、子供はほかの校区の学校に出せないものだろうか。それが可能であるとすれば学校とは関係無しに、その対象になる校区、その農村地域に住みたい、住めるんだと。よって、若者、赤ちゃんの声が聞こえるような農村の構築が可能だということを口に出す若い人が最近増えてきました。みんなしびれがきているわけですよ。そういうことも、この大事な大事な委員会を進めていく中で、頭に置いておっていただきたいというふうに思います。役所言葉で、やっぱ学校がねければ困ってやなということは分かりますけれども、学校がなくちゃならんというのであれば、その地域に若い人が住まうような住宅政策も必要だと。

一つの例として、田之浦小学校の近くに住宅が欲しいということで相談がありました。志布志市の担当の職員の方、有明出身の方でありますけど、一所懸命していただきました。私は感謝しています。二人がかりで本当必死でした。そして、やがての時私の家に来て、「鬼塚議員、やっせんげな」と、「

なんで」と、「がけ下がけ上やげな」と。元校長住宅、教頭住宅ですよ。そこに人を住まわすことはできないという判断が建設課で出たと。そういう問題に必死に取り組む職員もおるわけですね。よって、言葉だけでは駄目なんです。あの地域に本当に住まわそうと思えば、そういう政策に手を付けてもらわないと。そのことを何もせずしてソフト面だけを進めても駄目ということを御提言を申し上げて、教育問題は終わります。

次に、潤ヶ野営農センターの改修計画、このことについて伺っておきたいと思います。

地元にも私も3名議員もおりまして、必死にこのことを願っておるわけでありまして。潤ヶ野校区の公民館長、さらに長寿会の皆様方が署名をされて市長さんの所に要望してあるということをおもは聞いております。この要望書をちょっと読ませていただきます。「私どもの潤ヶ野校区に設置してある営農センターであります、潤ヶ野校区の規模から考えても極めて狭い施設であり、旧志布志町時代は、規模の大きい会合等は隣校区の八野営農センターまで潤ヶ野校区から移動しての活動をしてまいりました。よって、行政に無理も言わず今日まで我慢しながらの活動でありましたが、御承知のとおり本校区も高齢化率が急速に進み、現在72名の会員にて敬老会や様々な健康活動においても、せっかくある施設を活用できず大変困っています。市当局においては、国民健康保険税の財源不足によって大変困っておられると市報等でも情報提供されているようではありますが、我々高齢者も現状を十分見極め、大事であると思っておりますが、当施設では高齢者には極めて活用しにくい施設であります。市当局においても財政の厳しい時期と思っておりますが、ここが大事ですね、「財政が厳しい時期と思っておりますが、何も新築を希望しているわけではありません。ぜひとも室内の改善を望むものであります。」。三つ、要望として書いてあります。和室が狭い。隣にタイル張りの会議室がある、そこを畳の部屋にしてほしいと。そして最後には、便所が非常に使いにくい、トイレが使いにくいと、足腰が痛くてしゃがめないと。よって、便所を使わずして外で用を済ませておる、忍びないと。非常に涙の出るような、私は御要望であろうと思っております。市長も教育長もこの施設は見ておられると私は思っておりますが、どうかですね、こういう地域の方々の御苦勞を御理解していただいて、そう大した予算はかからないというふうに思っております。今年の10月でしょうか、9月でしょうか、そのころに御要望が出されているはずであります、それに対しての考え方を伺っておきたいというふうに思っております。

今の時期、次年度の予算編成の時であろうと思っております。いいチャンスです。来年度の当初予算で計上するお考えは固まっているのか、伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

潤ヶ野地区営農研修センターにつきましては、昭和54年に地域住民の集会及び生活改善や農村自営者の研修の場として設置され、約30年近く経過しており、本格的な改修等の検討時期に来ているところでありますが、市の財政状況等を勘案した場合、大変厳しいものがあつたというふうに認識しておるところでございます。しかしながら、今議員からお話がございましたように、私も教育長もこの施設には十分、何回も見させていただき、そして地域の活動等もお伺いする中で、今回潤ヶ野地区営農研修センターということにつきましては、地域の住民の方々がより利用しやすく、そしてそのこと

で更なる地域の連帯感が高まると、活性化が図られるということになるとなれば、来年度の予算編成につきましては十分前向きに検討させていただければというふうに考えております。

この改修にあたりましては、高齢者の方々や地域住民の方々の方が更に利用しやすい施設となるよう、あるいは災害時の避難場所等にも利用できるよう、公民館の方々、長寿会の方々とも意見をお伺いしながら取り組みをさせていただきたいというふうに考えます。

○27番（鬼塚弘文君） 前向きに検討していただくと。いつもここで同僚議員等とのやり取りの中で、検討というのは一方ではせんということもあるわけでありますけれども、どうなんですか、自信はないんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお答えいたしましたように、この施設につきましては、御要望された内容とは違う形での整備というものが若干必要なというふうに担当の方から意見が来ているところでございます。そのようなものを含めた形で私どもとしましては対応させていただきたいというふうに考えます。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひ御期待を申し上げておきたいと思います。教育長、何かありますか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今市長の方からございましたように、この営農研修センターの改修につきましては、かねて私どもも高齢者と子供たちとのふれあいの場でありますとか、あるいはまた生涯学習の更なる研修の場であるとか、そういう位置付けもございますので、今市長が前向きに検討したいということでございましたので、求められればその利用状況等につきまして資料等も提出いたしまして、側面から進めていけるようなことで進めていきたいと、このように考えております。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひともですね、御要望におこたえいただきたいというふうに思っております。

このセンターのことはもうあえてくどく申し上げませんが、先ほどちょっと、教育長、忘れておりました、例の学校の検討委員会の関係でありましたけれども、前も私、この議会で申し上げた経緯がありますが、皆さんに御理解していただきたい点の一つがあります。やはりですね、この大きな作業を進めていく中で、学校を任せられている管理職、校長、ここら辺りがですね、果たしてどういう認識で学校を運営しているか、このことも極めて私は大きいと思っております。もういい話ですから紹介申し上げておきたいと思いますが、私の母校でありますけれども、八野小学校、ここには女性の校長さんが今おられます。単身で来ておられます。御主人は何か旧吾平町で、肝付の方でハウス園芸をしておられると聞いております。ところがですね、市長、えらいですよ。地域の奉仕作業、豊年祭り、これにだんなさんが来やっわけですから。来て、作業服を着て、草払いですよ。そして、地域の方とグラウンドゴルフをして、お酒を一緒に飲みながら、いつも家内がお世話になっていますと。すると家内の校長先生は、学校の灯を消さないでみんな頑張つてよと必死に訴えられる。こういう立派な校長さんもおられます。片や悲しい人もおる。そのこともですね、教育長、トップをしっかりとあなたの下で御指導していただきたい。このことも添えておきたいと思っております。

ラスト、消防行政について伺います。

国は、大規模地震、大規模災害に対する備えとして、消防防災危機管理体制の強化を図るため、平成18年6月に消防組織法の一部を改正する法律の公布、施行、市町村の消防の広域化を基礎人口10万人から30万人に広げることを定め、鹿児島県としては平成24年度末を目標に、県内七つの本部を設置するという計画を立てました。我々の大隅地区は4市5町、いわゆる鹿屋市、肝付町、東串良町、錦江町、南大隅町、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町の枠組みが示されたわけであり、今後のスケジュールとして、平成21年2月、来年の2月でありますけれども、大隅地域消防広域化運営協議会の設立準備事務局の設置となっております。つまり、垂水、鹿屋地区、曾於地区の3つの消防本部の規模等を考慮すると、我が曾於地区に本部を置くことの可能性はかなり低いのではないかとされており、

現段階において、何も対策を講じなくてそのままいくとすれば、結果的には県の出先機関等は鹿屋に一極集中して、国際的な重要港湾を持つ私どもの地域には、北部署、南部署、財部分署が残るだけで、まさしく通山地区にある南部署においては、先の議会でも申し上げましたが、海拔0mの地域に設置してあり、地域の住民を守るどころか消防署そのものが危険であります。先月の第2回消防組合議会で、この合併に伴う等々の議案が議題となったようであります。消防組合議会に出向している丸山議員から資料を預かった上で御質問をさせていただきますけれども、先の第2回の消防組合議会で御提案になって可決をされた案件がありますね。その件について、ひとつお示しをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本地区の消防の広域化につきましては、県が作成しました鹿児島県消防広域化推進計画によりまして、ただいま御質問がありましたように、4市5町で、この地区におきましては現在3消防本部が設置されているところでございますが、平成24年度までに広域化の実現を図るということを目指しているところでございます。現在、大隅地域消防広域化運営協議会設立準備事務局の立ち上げにつきましてそれぞれの地域で調整され、本地域でも平成21年2月ごろには設立準備事務局が設置される予定になっております。

本市におきましては、今年度に入りまして大隅曾於地区消防組合と連携いたしまして、広域化に向けて現状の把握、課題等について協議を行いまして、消防組合本部や北部署、南部署の移転をはじめ高機能指令センターの建設等について、消防組合が中心となり検討を進めてまいったところでございます。11月25日に開催されました第2回大隅曾於地区消防組合議会におきまして広域化に伴う可決された議案でございますが、大隅曾於地区消防組合総合整備計画目標年次及び後期年度別施設整備計画の変更について提案され、原案どおり議決していただいたところでございます。

その中で大きな変更点としましては、これまで整備計画に盛り込まれていなかった、訓練塔を備えた南部消防署の建設事業を要望し、今回の整備計画に盛り込んでいただいたところでございます。このことにつきましては、議員が今年3月議会の一般質問の時に提案していただいた内容のとおりでございます。その他の変更点としましては、総合整備計画の目標年次を1年延長して平成24年までとすること、後期年度別施設整備計画につきましては、平成23年度に、一つ目に消防本部と北部署、消

防訓練塔を兼ね備えた曾於市防災センターの建設事業、二つ目に末吉、大崎に分駐所を設置し、救急分駐隊を置く救急分駐隊配置事業を、さらには平成24年度に、消防救急デジタル無線設備を備えた高機能消防指令センター総合整備事業を新たに追加されたところでございます。

以上が、第2回大隅曾於地区消防組合議会での広域化に伴う可決された内容でございます。

○27番（鬼塚弘文君） 今御答弁いただきましたけれども、非常に有り難いなと私は思っております。いずれにしてもこの広域化は止めることはできないわけでありまして、総務省がもう一方的というか、決めてきた案件であろうと思います。それに対して、南部署の建設もこの予定の中に入れたと、そして末吉と大崎に分駐所なるものの設置、これを議決をされたというお話でありました。

そこで、市長、伺っておきたいと思うんですけれども、レスポンスタイム。いただいた資料を見て質問させていただきます。レスポンスタイムとは、救急車が通報から現場に到着するまでの時間とあります。119を回してお願いしますと言って電話を受けてから現場に届く時間、これが私どもの管内の平均タイムが10分、全国は6.6分とこの資料にしっかりと示されております。そうでしょう、総務課長。よって、市長、この地図です、私はこの地図を見て伺っておるんですけれども、これを見てですね、うまくいくと市民の不安がここで解消されるような気がいたします。と申しますのは、私はこういうふうに分かりやすく書いてみましたけれども、この地域は通山です、南部署です。そして、松山の一部が北部署から飛んで来ますね。119を回してお願いしますと言って10分以内に届く枠、15分かかる場所、この線が色分けして作っておりますね。この前消防組合議会で示された資料だろうと思います。これを見てみますと、10分で届く所、通山から行って10分で届く所が、志布志市でいうと天神、あの付近、そして高吉、上門、風八重、宇都、この付近だろうと思います。この付近までは10分で飛んで来ます。ところが、15分かかる、あと5分かかるぞといわれる場所が、向こうでいうと夏井、そして私どもの所まで届かない坂之上、あの一帯ですね。そして、横尾上、伊崎田、あの付近まで15分。そして、北部から来るであろう松山の秦野、ここら辺りまでは15分という図が示されております。じゃあ、それ以外はどうなるのよということなんです。我々も同じように税金を払っているじゃないかという論法からいうと、私どもの潤ヶ野校区、八野、森山、田之浦、四浦、そして松山の尾野見、宮下、あの一帯は枠に入っておらんですがね。20分かかるのか30分かかるのか分からない所に住んでいる人がいっぱいいる。私もその中におりますけれども、このいわゆるレスポンスタイムの改善をしてもらえないかという願いが過去もありました。一緒に消防組合議会にいた重永議員からも、輝北分署が鹿屋に行くのであれば、あれをどこか松山辺りにできないかという御提案も過去にありました。しかし、1か所分署を造ることによってかなりの財源が必要ということで、今回分駐隊というものをつくろうということで、分駐隊とはどういうものだろうと私もお聞きしてみますと、一番分かりやすかったのが、例えば志布志のグラウンドでマラソン大会がある、必要なことがあるといかんからといって救急車を1台設置して隊員が二、三名いらっしゃる、これを分駐隊という、こういうものを大崎と末吉につくるということになったわけでしょう。

北部の場合は、八合原にもうなおる場所が決まっていますよね。そうすると松山、有明の一部までは、その枠が私は広がってくると思います。これも良かったなと。そして、大崎は丸々かかりますよ

ね。ところが、南部の通山のこの位置を、同僚議員の話を聞くと、どこかグリーンロード、高台の方に上げたらどうかという意見を出したと申しておられました。そういうふうにして高台の方に上げ、ひいては都城から来る高規格、もう一部開通にもなっておるわけではありますが、あれが来る、グリーンロードが来る、東九州縦貫道が来る、どこかあの台地にこの通山をなおすのであれば、私が言わんとしている志布志の農村地域の部分までこのエリアが広がっていく、こういうふうに思っています。どうかですね、これは大きな私は政治課題だろうと思います。よって、このレスポンスタイムの改善に、今回議決をされた南部署の建設、大崎・末吉の分駐隊の設置、このことがこのレスポンスタイムの改善策につながるのか、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の大隅曾於地区消防組合議会におきまして、平成23年度に志布志消防署、現在の南部消防署でございますが、志布志消防署というような形になろうかと思います。この建設事業と救急分駐隊配置事業を新たに提案し、そして議決されたところでございます。

この救急分駐隊というものにつきましては、ただいま議員の方からお話がありましたように、住民の更なる安全・安心のために、救急分駐隊というものを末吉と大崎に2隊編成しまして、救急車現場到着時間の効果的改善を図ろうとするものでございます。分駐隊におきましては、救急車1台及び救急救命士1名を含む救急隊員3名で救急隊1隊としまして、分駐隊長は置かず、救急隊が駐留しているというような形でございます。住民の方々には十分な安心感が得られるとともに、現在の分署機能というものに大きな差違はないというようなことになろうかと思います。

分駐隊につきましては、現在の北部署・南部署の救急隊2隊を分散配置するものでありますが、分駐所の位置につきましては、本署と離れすぎても本署機能に支障を来し、その逆に近すぎてもその効果が薄れるということでございますので、このことを総合的に判断しながら位置を選定する必要があるかというふうに思いますが、一般的には本署から10km、移動時間10分内外が最も機能するというふうに思われております。また、分駐所の位置を中心としました半径5分の円内外の人口が多いほどメリットが大きいということでございます。そのようなことから、この分駐隊というものを設置しながらレスポンスタイム短縮の改善を図っていこうというものでございます。

そして、南部署を整備した後、志布志署というふうになろうかと思います。それらのものも設置した後、設置されました建設地にもよりますが、現在の段階で、大崎の分駐所ができることによりまして、南部署西部、原田・山重・野神地区が9.8分から8.1分に、大崎町が11.72分から6.84分に、そして管内としましては10分から7.91分にレスポンスタイムの短縮改善が見込まれるというふうに考えております。

今後、建設地につきましては、レスポンスタイムの全国平均が6.6分でありますので、少しでも全国平均に近づけるように、大崎町も含めて大隅曾於地区消防組合と協議を進めながら、火災や救急態勢が最も効果的に発揮され、そして地域住民の方々が安全で安心に生活できるよう努力してまいりたいと考えております。

○27番（鬼塚弘文君） 今答弁の中にもありましたけれども、全国平均が6.6、現在、今おっしゃい

ましたよね、分駐所を造らない前の、例えば旧末吉町は10.11分がこれを造ることによって5.17分で
すか、大崎町は11.72分が6.84分、旧有明町が9.8分が8.1分、こういうふうにして改善されていく。
南部署の位置をどこに持っていくかで、先ほど私が申し上げている地域の時間短縮が、内容が決まっ
ていくわけですね。よって、そのことに対してですね、ぜひとも大きな力を発揮していただきたいと
いうふうに思っております。先の私の一般質問の時の市長の答弁を見ますと、私は、大隅地域の
片隅にこの地域が置かれてはいけないという趣旨のことで質問申し上げました。それに対して市長の
答弁として、今後この広域化の協議に対して、議員が指摘されるような私どもの地域が片隅に追いや
られることがないような形の志布志市の常備消防体制というものを私はこの協議会の中で強く要望し
ていくというふうにお述べをしていただきました。よって、このことを期待をしてやまないわけであ
ります。

火災も怖い、しかし救急は即命であります。同じ市に居を構えながら、一方は6分、7分で着くけ
ど、一方に行くと20分、30分もかかると。じゃあ、そういう所に分駐隊とか分署が置けるかという
と、財政的なことでそのことも不可能であるとすれば、今回の広域化が、これはベストチャンス。南部署
の位置をどういう位置に持っていか、議長、丸山議員共々、私どもこの33名の議会にも多分御相談
がありながら私は進まれていくだろうと思っております。よって、この変更された備考の所に書いて
ありますよね。南部署の建設事業、分駐所、この建設地については、当該市町、大崎町、志布志市、
曾於市ですよね、当該市町及び消防組合により別途検討するということになっておりますので、しっ
かりと検討していただきたいというふうに思います。

そこで、市長、消防組合議会の中で、本部庁舎建設基金なるものが旧8か町からずっと積み立てて
こられました。これは、今岩川にあるあれを八合原になおすというための準備基金でありました、目
的基金であります。この現在高、さらには建設が予定されている23年度に積まれる予想額、いくらに
なりますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、庁舎建設基金の平成19年度末の基金残高は、1億4,169万9,987円となっております。平成21
年度と平成22年度と同額で積み立てると仮定するならば、平成22年度末の予想基金残高は、1億
7,000万円程度になるのではないかとこのように見込んでおります。

○27番（鬼塚弘文君） 1億4,100万円と、これが大方建設予定時では1億7,000万円ということであ
りましたが、市長の今の思い、この4市5町の大隅半島、垂水から鹿屋、曾於、この大隅半島が合併
をするであろう24年、この段階で、いろんな詰めをされていかれると思いますが、この消防本部が我
が曾於地区に来る可能性がありますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本部が曾於地区に決定する可能性ということについてでございますが、現在、大隅地域消防広域化
運営協議会を設立するために、設立準備事務局の立ち上げについて県が中心になって進めているとこ
ろでございます。今後設立されていくこととなりますので、現時点でそのことについて可能性がある
かについては何とも申し上げられないところでございます。

いずれにしても、大隅曾於地区消防組合の構成市町であります曾於市、大崎町及び本市、そして消防組合と十分協議・検討を行いまして、この地域の方々が安全で安心して生活できるように、そしてまたこの地域が不利益を被ることがないように、広域化の運営協議会の中で意見を申し上げていきたいというふうに考えます。

○27番（鬼塚弘文君） 何とも言えない、そうだろうと思いますが、できるのであればですね、鹿屋に一極集中して何もかも鹿屋といわずに、やはりこの曾於地区、この地域も大事なんだということで一所懸命頑張っていたきたいというふうに思うんです。しかしながら垂水と鹿屋、私ども曾於ですから、どうしても常識的に考えて、一番規模のでかい鹿屋に収まる可能性が私は高いんじゃないかなという気がしております。予想することは良くないかもしれませんが、大方そういう気がいたします。そうなるとすればこの基金を、もし本部が曾於郡でなくして鹿屋に行ってしまったということであるとすれば、八合原に準備をしようとする曾於地区消防組合の本部は要らなくなります。本部としてのこの基金の目的は外れてしまいます。この1億7,000万円なる基金を、北部署を八合原になおすお金に使ってもらっちゃ困る。旧8か町、輝北が抜けておりますので7か町、1か町当たりにして割ってみましても2,400万円、私ども志布志市と曾於市には7,280万円、こういう原資があるわけですね。こういう基金の有効活用といったようなことについて、市長はどう考えておられますか、まさか黙ってはいらっしゃらないと思うんですけれども、この金は使っちゃだめと、ぜひ南部にもよこせというべきだろうというふうに思いますがいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話にありました本部庁舎建設基金ということにつきましては、当然本部庁舎を建設することが前提になって基金を各構成町で積み立てたわけでございますので、この目的が無くなったとすれば、この基金については別な形で活用ということになるかというふうに思います。

今回、新しく整備計画を定めましたので、その中に志布志署の、南部署の建設事業というものも計画の中に入れていただいたところでございます。このような中でございますので、その建設につきましても、構成市町であります曾於市、大崎町、そして消防組合も含め、検討をする必要があるということになりますので、この基金の活用についても十分前提にして考えなければならない内容だというふうに考えます。

○27番（鬼塚弘文君） ぜひともですね、そういうことで最善の努力をしていただきたいというふうに思います。

終わります。ありがとうございました。

○議長（谷口松生君） 以上で、鬼塚弘文君の一般質問を終わります。

次に、11番、立平利男君の一般質問を許可いたします。

○11番（立平利男君） 通告に基づきまして、3件、4項目にわたって質問をさせていただきます。

先月、行政評価導入について指導を受けたわけでありましたが、その中で講師の方から、県庁職員ということで、5年間も県庁におれば役所起点で物事を考えるという大きな指導があったように感じております。そういう役所起点でなく、市民起点で答弁をお願いしたいと思っております。

まずはじめに、農業政策について。

1項目の、県が推進している環境と調和した農業の一環として、有機農業推進計画が本年の8月に策定をされております。そういう項目についてですが、今日本の農業の現状を見てみると、非常に厳しい状況もいっぱいあるようでございますが、まず新聞の切り抜きを二、三紹介させていただきます。

農民作家である佐賀県唐津市の山下惣一さんについては、市長ももう何回も講演をお聞きになったろうかと思います。私も農業を始めて40年を超えておりますが、何回も若いころ指導を受けております。そういう惣一さんの本音の本音ということで、6月でしたか、農業新聞に載っておりましたので紹介させていただきますが、この国の選択、農業問題、食糧問題は、農家の問題ではない、これは消費者にとっての問題なのだ。彼が若い時から訴えている状況ではないかと思っております。その中で、40年間私はただひたすらそのことを世に訴えてきた、農家にとっての問題は食糧ではなく所得である、どうやらそういう雲行きになってきたとあります。そしてまたその中で、5月30日付けの朝日新聞の一面のトップ記事に、牛乳が7月にも不足かという記事が出たということでありますが、飼料高騰など酪農家の廃業が相次ぎ、牛乳が不足する可能性があるというトップ記事にした朝日新聞の意図が分からないと、酪農家の現実を知って衝撃を受けてのことなら、むしろそれ自体が衝撃的であると。農家と消費者の現実がここにあるんじゃないかと思っております。現実には、7月に入り牛乳の不足、チーズの不足等、酪農製品の不足を来しております。牛乳1本が1ℓで200円、わき水が500mlで150円、消費者はどういう感覚で消費されているかなと思うときに、生産者としては非常に疑問を感じておるところでございます。

そういう状況の中で、市内の酪農の現状を見ますときに、現在非常に廃業が多くありまして、現在市内で15戸の農家が牛乳の生産に携わっております。20年度もいろいろ補助事業なり機械導入の政策を行っておりますが、その15戸の農家が生産される牛乳が、市内で6割の消費であるそうでございますが、4割が市外で消費ということになるろうかと思っております。やはり、15戸ですが、酪農家の育成も非常に大事ではないかと思っております。今後とも市の政策を大いに期待をいたすところであります。

もう一本新聞の切り抜きを紹介させていただきますが、西日本新聞の佐藤弘編集委員の鹿児島での講演で、農業に従事する人は日本の総人口の3%、食にかかわる人は100%である、食べない人はいないからという講演があったそうでございます。その中で、日本の国内総生産は約500兆円、そのうち農業の占める割合は1%、500兆円の経済の中で1%の価値しかない農業は1%の意味しかないのか、そういう講演をされております。現実には、総人口の3%の農業従事者が日本の農業を支え、この農業が自然環境の維持・推進を非常に支えているところでございます。

このような現状を踏まえて、県もいろいろな事業を展開をしているところでございますが、今年の8月に作成した農業推進計画がありますが、先月の17日に蒲生町中央公民館でこの有機農業推進計画の講演会があるということで足を運んだところでございますが、実はこの計画書は農政課からもいただいております。そういう中で、説明を聞きたいということで足を運んだところでございますが、その内容を少し紹介させていただきます。

推進計画の性格と位置付けということで、環境への負荷をできる限り低減させる取り組みは、農業

が基幹産業である本県にとって基本的な課題。県においては、農業が本来有する自然循環機能を発揮させつつ、家畜排せつ物由来の良質たい肥の施用による健全な土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用量の低減に向けた環境と調和した農業を積極的に推進していく。我が国の食料基地としての役割を担う本県において有機農業の推進を図るために、平成20年度からおおむね5年間を対象として推進するという位置付けであります。

そしてまた、有機農業に取り組む農業者への支援の中で、市町村や有機農業関係団体等と連携しながら県内に技術の実証、習得を行う現地実証ほを設定し、実践的な技術指導を行う現地研修会等を開催することにより、有機農業に必要な技術の修得を支援します。そしてまた、国の交付金事業や県単公共事業等を活用することにより、有機農業を持続的に取り組むために必要な共同利用機械・施設の整備や土壌・土層改良などを支援します。

もう一つは、有機農業者の実態調査等を実施し、その結果を元に有機農業の経営課題を明確にすることにより、慣行栽培と有機農業の適切な組み合わせなどによる本県に適した有機農業経営モデルの策定に努めますとあります。

県も本年の8月に策定しておりますのでこれからだと思いますが、先の9月定例会においても、下平議員の方から一般質問が有機農業についてはありました。そういう中で、今後の市としての現在の取り組み状況はどうなっているのか。先ほどありましたように、慣行栽培と有機農業の適切な組み合わせなどとありましたように、有機農業を推進するためにも、やはり本当に有機農業を確立するためには取り組みを始めてから20年、30年かかるそうであります。まず手始めに、有機農業推進のためにも、やはり現在の肥料高騰なり等を考えたときに、耕種農家、野菜や園芸、お茶、からいも等も非常に有機たい肥を投入いたしております。

そこで、この耕種農家へのたい肥舎等の助成はできないものかお伺いいたします。現実にそういう取り組みをされている市内農家もございますので、新年度へ向けての市長の取り組み等をお伺いいたします。

次に、農業政策の2項目ですが、農業経営継承事業の取り組みについてですが、これも新聞の切り抜きから質問させていただきますが、鹿児島県農業農村振興協会は2008年度から、本年からです、離農を考えている農家に対し、後継者となる就農希望者をあつせんする農業経営継承事業を始め、新規農業にかかわる初期投資を軽減するためにこの事業を始めるとあります。農林水産省の委託事業で、一番目に5年以内に経営を辞める意向がある農家、二番目に新規就農を目指している非農家等であります。委譲までは市町村の農業委員会、行政職員などが後見人として就農希望者にあたるほか、研修期間中、農家には経費として月9万円が支給される計画であるようであります。県農業農村振興協会ではこれまでも農業公社などの受け入れ先を紹介してきたが、ゼロから経営を始めることが前提になっていた、この事業で新規就農の新しい提案をしていきたいと、そういうふうには報道をされております。

現実に、志布志市もこれまで農業公社の研修事業等で、苺やらピーマンやらたくさんの農家が育成をされております。この県の農業農村振興協会の事業経営継承事業に取り組んでおられるかもしれま

せんが、取り組んでおられれば状況等、そして今後の取り組み状況等もお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 立平議員の質問にお答えいたします。

はじめに、農業政策についてでございますが、鹿児島県有機農業推進計画は、本年8月に策定されたところでございます。この計画は、国において平成18年に制定されました有機農業の推進に関する法律に基づいて策定され、平成20年度からおおむね5年間を対象としております。

計画の概要につきましては、本県における有機農業の現状と課題、有機農業の推進の基本的な考え方、有機農業の推進に関する目標、有機農業の推進の具体的な施策の展開、推進計画の着実な推進を掲げておまして、この推進計画の着実な推進において、市町村及び農業団体の役割を二つ示しておるところでございます。第一番目に有機農業者等との協力による消費者の有機農業等に対する理解と関心を増進させるための取り組み、二番目に有機農業者等との交流の場の設定や地域協議会の設置による有機農業の推進が効率的に図られる環境の整備を掲げております。

本市の有機農業の現状としましては、通常の農業と比べて品質や収量の低下が起りやすく、有機農業に対する消費者や実需者の理解が十分でなく、その取り組みがまだまだ少ない状況でございます。

そこで、本市としましては、環境と調和しました農業の推進を目的とした関係団体等で組織する協議会を設立し、環境にやさしい農業の推進を図ってまいりたいと思います。その一つの手段として、市内の有機農業に取り組んでおられる方々で組織する部会等の設立に向けて支援をしてまいりたいと思います。また同時に、有機農業栽培技術の研修等を積極的に行いながら、情報の収集・発信に努め、農家が有機農業に容易に取り組める環境の整備を図ってまいります。

一方、今後の本市の基幹産業であります農業を展望したときに、我が国の食糧供給基地としての役割を高めながら、消費者のニーズを踏まえた取り組みも推進する必要があるがございます。そこで、本市で生産される農産物を、安全かつ良質な農産物として全国に向け情報発信をしていく取り組みも今後検討してまいりたいと思います。

耕種農家へのたい肥舎設置等に対する支援についてのお尋ねでございますが、耕種農家に対するたい肥舎設置の支援については、土づくりが環境と調和の取れた農業生産活動の基盤となる技術であり、土づくりにおけるたい肥等の有機物の利用は、循環型農業の重要なポイントとなっているところでございます。議員が御質問された耕種農家に対しましてのたい肥舎設置の支援についてでございますが、現在市におきましては、単独事業で畜産農家を対象に環境保全を目的としましたたい肥舎の新設・整備に対しまして、補助事業を実施しているところでございます。また耕種農家に対しましては、国・県の耕畜連携の補助事業で施設の整備に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、これらの事業はある一定の事業の規模を要し、3名以上で生産組合を組織する必要があります。このことから、個々の耕種農家に対しての補助事業は現在のところ無いのが現状であります。しかしながら、肥料価格の高騰により、耕種農家が有機たい肥を中心とした土づくりを見直す時期に来ているというふうには思われます。循環型農業を考えますと、それぞれの農家の方々が自分の作物に合わせて有機質のたい肥を作っていくことも大事ではないかと考えられます。市としましては、現在のところ耕種農家のたい肥舎の設置状況について、十分把握を行っていないのが現状であり

ます。今後、耕種農家の方たちの現状、意向調査等を行い、設置に対しての諸課題を検討しまして、化学肥料及び化学合成農薬を大幅に低減する営農活動を支援していくため、関係機関と連携し、検討してまいりたいと考えます。

次に、農業経営継承事業の取り組みについてでございます。

近年、農業経営者の高齢化は深刻でありまして、後継者のいない農家は一定の年齢になると廃業したり、大幅に規模を縮小し、農地の遊休化も招いております。これは認定農業者などの中核的な担い手も例外ではなく、御承知のとおり、販売農家の半数は後継者がいないのが実情でございます。全国農業会議所のアンケート調査によりますと、後継者のいない認定農家の3割は、第三者に自らの経営を移譲してもいいという回答をしております。

一方、新たに農業を志す新規就農者は年々増加しておりますが、農地の確保や資金、技術などが課題となっており、新規就農にかかる初期投資を軽減するとともに、離農等による遊休地拡大に歯止めを掛けるため、平成20年度から国の新規事業として始まりました事業で、実施主体として全国農業会議が委託を受けて、鹿児島県農業農村振興協会が本県では事業をスタートさせているところでございます。現在、県内の進ちょく状況は、経営移譲希望農家が10件で、内容としましては果樹が5件、施設野菜が1件、露地野菜が1件、施設花き1件、酪農1件、水稲1件ということで、経営継承の希望者は6件ということでございまして、内容としましては果樹が4件、酪農1件、肉用牛1件の問い合わせ及び申し出があるところでございます。

そのような中で、本市での取り組みについてでございますが、本年度から県としてスタートしたばかりの事業であるということでございまして、我が志布志市においては、現在のところ取り組みはしておりません。正式に県農業農村振興協会より本事業の希望者等の調査依頼があった場合には、早急に各農業生産部会や団体等の会員からの要望調査を行っていきたいと考えております。また、この事業につきましては、農業公社の新規就農研修制度と併用できるという事業でありますので、農業公社の研修制度で研修生を一人前の農家に育てるために多額の費用が必要となっていることから、研修制度等の見直しの中で、今後はメニュー化等に組み込み、研修生が該当者となる場合には支援及び協力等をしていきたいと考えております。

〇11番（立平利男君） ただいま答弁をいただいたところでございますが、市長も認識は深いようでございますが、まず市内の有機部会を立ち上げ、支援していくと。早急に期待をいたしております。

その答弁の中で、有機たい肥づくりについて、耕種農家、今後要望等があれば把握して検討していくと。これも期待をいたしておりますが、答弁の中で、現在畜産農家については、畜産廃棄物法により当然取り組むべき事業であったらうかと思えます。その畜産農家も大分、整備も100%に近い整備が進んでおります。そういう観点からも、この事業を耕種農家の方へ検討できないかなという希望であります。先ほどありましたように、県の事業については縛りがいくつもあるようでございますので、現在農家の方々も肥料等が2倍、値上がりしている肥料については3倍という数字も出ております。そういう状況の中で、コストをいかに下げるかということで、いろんな肥料の組み合わせ等、土壌検定等も行って、肥料設計の見直しやら行っておるところでございます。やはり、ただいまの畜産関係

の補助事業をこの耕種農家へ来年度取り組んでいけないものか、そこをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、耕種農家につきましてはまだ現状を把握していないということで、今後現状を把握しながら、そして意向調査も併せて行いながら、このことにつきましては取り組んでいきたいというふうに思っております。

当然、私どものまちとしましては農業振興ということで、農業振興を中心として市勢の振興を図っていくということが前提になっておりますので、その農業振興の中でも、今後畑かん事業が完備していく中で、この畑かん事業の中でも当然、耕種農家の作物選定、あるいはその作物選定の中での施肥の問題ということについては、大いに議論がされるところではなかろうかというふうに思います。

意向調査というふうに申しましたが、現在のところ、大規模の耕種農家においてはそれぞれ御自身で、たい肥等についての生産には独自で取り組んでおられているような現状があるのではなかろうかというふうに考えております。先ほどお話がありましたように、畜産農家につきましては、畜産をされている方々、ある一定規模以上の方々につきましては、おおむねたい肥舎の整備等が済んだ状況でございますので、これからは耕種農家の方々、こちらもまたある一定規模以上の方々が対象になるかと思っておりますが、その方々の意向調査等もしながら、たい肥舎の設置の要望があるとなれば、そのことについては関係機関と連携しながら進めていきたいというふうに考えます。

○議長（谷口松生君） ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

—————○—————
午前11時56分 休憩
午後1時09分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

一般質問を続行します。

○11番（立平利男君） 午前中に引き続いて再開させていただきますが、答弁が一緒であったようでございますが、現状を把握して、意向を踏まえてという答弁の繰り返しであります。やはり、市長、リーダー的要素も必要ではないかなと思います。やはり、良い政策をするためにはリーダー的指導をもって、これについてはできる方向で取り組んでいただきたいと思っております。

それから、農業経営継承事業であります。答弁の中に、認定農家の3割を超える人たちがそういう経営を移譲して、譲っていききたいというような意向もあったようでございます。そういう中で、県の依頼があってからやるというような答弁もあったようでございますが、やはり現状を把握して、高齢化が進んでいる農家、農業については、本市の基幹産業であります。志布志港の発展も、やはり基幹産業である農業があってこそだと思っております。輸入品を見てもとうもろこしが断トツに多い状況、農業資材等もあろうかと思っておりますので、こういう事業をどんどん取り入れていただいて農業振興に取り組んでいただきたいと思っておりますが、依頼があってからという答弁は少し後ろ向きじゃないかと

と思いますが、今もその気持ちは動かないでしょうか。先ほど言いますように、5年も役所におれば役所の目線で物事を考える、指導も受けておりますので、その問題を含めて、やる気が少しでも進むか、答弁を期待したいと思いますが、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、県内全体で見たときに経営移譲の希望農家が10件ということでございまして、それを受ける経営の継承の希望者が6件ということでございまして、県内全体でそういった状況の中で本市としてじゃあどうするかということでございまして、各農業生産部会、それから団体等の会員からの要望調査をまず行って行って掘り起こしをしなきゃならないということでございまして、掘り起こしについては早速取り組みをしまして、そしてその両者が相もって本市の農業の継承につながっていくような在り方を探っていきたいというふうに考えます。

○11番（立平利男君） 前向きに取り組むということで理解をします。問題提起ですので、新年度にはそれなりの体制もつくっていただいて、一步一步進んでもらいたいと思います。

次に、消防分団に運営費の助成はできないかという質問に入らせていただきますが、志布志市の消防団の今の団長、濱野博さんを中心に、465名の団員がそれぞれの地域、3方面隊で17分団の組織がされております。まず、この消防団については、志布志市民の生命・財産を保護するため、本当に、非常勤職員ということで日夜努力されておりますが、私ども市内において唯一の非常勤の組織であります。災害等、非常に貴重な組織であろうと思っております。条例定員が480名ということで、欠員も生じております。この組織をいかに大事にしていくか、それが一番の問題ではないかと思っております。

実は、ここに19年度の収支決算書をいただいておりますが、有明町の分団と志布志町のある分団ですが、その内容を見ますと、志布志方面隊の分団の収入の部で、それぞれ助成金なりありますが、助成金が多い分団でもあります。しかし、収入の部の中で団員負担金というのが、34名おる分団でございまして、団員負担金が42万円、旅行負担金32万円ということで、74万円の負担金を団員から徴収いたしております。もう一つは、私も18年間おりました有明方面隊第4分団でございまして、ここは団員35名で、ここも団員から積立金名目で70万円、特別会計がありますが、これから20万円、ここも団員から90万円という収入を得ております。団員2万6,000円弱になろうかと思っております。支出を見ても、総会費なり、訓練費、通信費、会計手当、それぞれ忘年会、新年会、志布志方面隊も似たような状況であります。この団員からの積立金でございまして、年俸と出動手当のそういう中から二万五、六千円ずつ徴収をいたしております。果たして、この消防団を市として組織をしていただいているながら、団員に年俸として支払い、出動手当として支払い、そういう中で分団長を中心にして地域活動に携わるということを考えたときに、我々行政側として、いいのかなと思っております。

実は、合併まで有明方面隊については、それなりの助成金をいただいております。当然、その運営費助成金が少なくなっておかげで、それなりの行事も少なくなっております。先ほど申しましたように私も18年間消防団にいましたので、しかも長く幹部をさせていただいて、団員の気持ちを十分理解いたしております。今も年間何回も消防団に行き、彼らと行動を共にする中で、大変だなという思い

がいたしております。

合併を機にこの運営費が無くなったということではありますが、いろいろな分団の運営なり、厳しい分団の運営もあろうかと思えます。助成金なり、後援会費、分団によって、後援会が大きい分団は当然会費も大きくなります。小さい後援会はそれなりの会費しかいただけない、応援をいただけないという状況があります。団員がかねて活動した中で、年俸なり出動手当をいただいた中で、いったん家庭の経費の中に組み込まれたものをもう一回組織運営のために団員が支払う、非常に行政として考えるべき消防団運営ではないかなと思っております。

その状況を十分踏まえれば、当然団員いくらかの割り振りで消防団運営に助成すべきだと思うんですが、市長の考えをお聞きしたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まず、本市消防団の皆さんには、地域住民の生命・財産を守るために昼夜問わず御尽力していただいていることに対しまして、深く感謝申し上げるところでございます。昨日のふるさと祭り I N 有明のお昼の時間帯にもちょうど火災等が発生いたしまして、有明方面隊の第二分団の方々が出動されているようでした。

本市の消防団につきましては、消防組織法第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、非常勤の志布志市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他の身分の取扱いに関する事項を志布志市消防団条例で定めているところであります。現在、本市の消防団は、松山方面隊、志布志方面隊、有明方面隊の3方面隊から組織されておりまして、分団数が17分団で、団員数は465名ということでございます。消防団員へは、階級に応じて年額報酬と火災・警戒・訓練等の出動に対しまして費用弁償を支払っているところでございます。

議員お尋ねの消防分団に運営費の助成はできないかというような御質問でございますが、団員につきましては非常勤の公務員であるという性質上、また条例に規定されている報酬、費用弁償等を支払っているということから、現在のところ消防分団への助成金については考えていないところでございます。確かに団員の方々につきましては、いざ火災等の災害が発生しますと、自分の仕事はさて置いて現場に駆け付けていただいているということは十分理解しているところでございますが、先ほど申し上げましたようなことから御理解いただきたいと思えます。

なお、消防組織法第8条で、市町村の消防に要する費用は当該市町村がこれを負担するというふうの規定されていますので、消防分団の適正化、健全化及び活性化のために、真に必要な経費についてはこれまで同様予算措置を行い、団員の士気が上がるように努めてまいりたいと考えております。

○11番（立平利男君） 最後がちょっと理解しづらい面がありますが、条例とかいろいろあろうかと思えます。それも理解をいたしますが、市長も感謝していると冒頭でありましたように、いろいろ縛りがあるかと思えますが、先ほど言いますように支出の部で、ちゃんと会計も立てておられますよね、会計手当は無いでしょう。それで、いろんな、かねて一人一人を見れば非常勤ですよ、それも理解していただきたいと思えます。そういう観点から物事が進んでおります。

消防団の現場を市長も何回も見ておられると思えますが、分団長、副分団長、部長、班長、そうい

う方々の命令によって彼らは行動するわけです。これが組織であります。そういう組織の訓練もしま
すし、分団長の責任というの、年俸は確かに団員よりかはあります。果たして、そういう組織活動
をさせながら、組織に、団員に手当しかやれないと、そういうのが団員目線、市民目線から見てもお
かしい、疑問があるわけでありまして。後援会の助成が十分団員の、団の組織運営に活用できてい
れば問題はないと思いますが、先ほど申しましたように、後援会員数の増減によって後援会助成に差が
ある現実もあるかと思っております。私の方で市内の17分団の決算書を把握しておりませんので、志布志の
ある分団と有明方面隊の分団しか比較ができておりません。恐らく市長も、全分団の収支決算書を見
れば、大変だなという思いはあろうかと思っております。

先ほど鬼塚議員の質問の中にもありましたように、24年度末に合併をすれば、地域の消防団の期待
度は非常にあろうかと思っております。現在、条例定数にも達していない団員確保、そして今自営業者が少
なくなり、地元で団員が、出動態勢が取れない現状もあります。そういうことを考えれば、少なから
ず来年度ぐらい十分、本年度に検討して来年度へ進めるべきだと思うんですが、私の質問を聞いて市
長の今の率直な、団員の目線、そして市民の期待度そういうことを考えていただければ、行動を起
すべき、そういう時期だと思っております。できれば17分団の収支決算書を見てみたいと思うん
ですが、入りませんので二つの分団の比較の中で質問をさせていただきますが、先ほど答弁の中で、本当
ひとつも進んでおりません。市長は何か一つか一部かお持ちですか、一部か二部か、収支決算書を。
総務課は持っていると思っておりますので、私が言ったのは間違いがないと思っておりますので、今市長の率直な
お考えをお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

分団の運営の助成金というような形というものは直接的には無いということでございます。合併の
時に様々な経緯があって、このことについては削減されたというようなことであります。しかしなが
らこの分団の運営につきましては、それぞれ分団長さん以下、様々な災害を想定して訓練をされてい
るというようなことでございますので、その訓練のための費用、あるいは消防車両等の維持管理の経
費というようなことにつきましては予算立てができるというふうに考えますので、こういった方面か
らの検討というようなことがされれば、そのような形である程度要望におこたえできるというふう
には考えているところでございますが、現在のところでは取っていないということでございますので、
御理解していただければと思います。

○11番（立平利男君） 市長、もう一步進んでみたいと思っておりますが、今の答弁は、今やっていること
を答弁されておられますよ。私が言うのは、分団員が35名おれば、その組織を動かす運営費ですよ。ね。
組織を組んでいる以上、何かしてやらんと動かんでしょうが。分団長の手当をつぎ込んで団員のジュー
ースなり、そういうことも実はあるわけでありまして。だからそういう、僕も分団にちょいちょい呼ば
れ、そして団員のみんなと話をしてみたいと思っておりますので、現実であります。組織に対して、組織を持って
いる以上、運営していかんないかん。もっと素直に考えていただければ非常にいいと思うんですが、
そこまで踏み込んで検討する考えはないですか。団員手当の中で組織運営がなされている、後援会の
助成でなされているといえ、大きな疑問を感じないでしょうか、市長は。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

分団の運営維持につきまして、団員の方々が会費的な形でねん出されて、そして維持されているということにつきましては、本当に大変だなというふうに直接的には思うところでございます。しかしながら組織という面から考えたときに、私どもはその分団につきましても、先ほどお話ししましたように、例えば備品の維持管理のための費用あるいは光熱費というようなところにつきましても、経費として適切にねん出して支出しているというような状況でございますので、こちらの面から今後も、もし不足する面があるとすれば対応ができればというふうに考えます。

先ほどからありますように、各消防分団の後援会におきましては、そのような意味合いからまた後援会等でもバックアップされているような面もございますが、それぞれで後援会の密度が、濃度が違うということについても十分把握しているところでございますが、そのことにつきましても各後援会と足並みをそろえた形で対応していただければ、また市全体の消防団員についての士気というものにも同一性が保たれてくるというようなふうには考えているところでございます。

○11番（立平利男君） 後援会に濃淡があるのは、これはもう市長も触れないと思いますよ。当然差があって当たり前だと思っております。ただ、備品、光熱費そういうのは当然であります。だから、分団長以下幹部の皆さんが分団運営のために、素直に直接的に援助してやるべき、素直に出すだけのもんですがね。何もひねらずにすっきりとした形で、こういう中で非常勤の皆さん方にはかねてから訓練をしながら人間関係もつくっていただきたいなど。組織というのは、人間関係が第一に動きやすい要素になろうかと思えます。そういう面から、応援してやるべきだと思うんですが、そこまで検討する気持ちはないでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県内の各消防分団につきましても、そのような形で運営の経費について助成は出されていないというようなことであるようでございます。また、もしあるとなれば、そのような事例等を参考に研究をさせていただければというふうに思います。

○11番（立平利男君） 県内にはないということですが、全国を調べて来ればよかったなということです。先ほど冒頭言いましたように、市長、行政評価講演会の折、役所起点で物事を考えてしまう、役人はと、そういう話がありました。先ほど紹介しましたように、各分団、2分団しか書類を持っておりませんけれども、二万五、六千円ずつ、恐らく団員の手当と年間に訓練等に支給できる手当というのは10万円前後だろうと、そう思っております。

その中で、本来家族に、お父さんが頑張った、そして地域住民のために頑張ったというような年俸等、その中で半分ほどまた自分たちが行動するために団へ持っていく、研修費用も含めておりますので少しは仕方がない面はあろうかと思えますが、そういう状況を考えたときに、県内に無くても条例改正なりして、この290km²の地域を守っていただく、465名でしたか、そういう団員のためにも、市の、市民の気持ちを乗せていただければと思うんですが、先ほどから総務課長の方から答弁書が回ってきますが、役所起点じゃなくして、選挙民から選ばれた市長として心が動かないでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

もちろん私自身も、消防団員の方々の本当に昼夜を問わず市民の安心・安全のまちづくりのために貢献していただく姿というものについては敬服しているところでございます。そのような意味合いから本当に、そのことについて何らかの形で対応して、そして更に御奮闘していただくべく、組織の整備、施設の整備、それから手当等については対応していきたいなというふうに思うところでございます。

先ほどからお話しますように、合併の時の経緯で、このことについては現在の方式に改めさせていただいたということがございます。そのような中での現在の消防団運営についてお願いしているところでございますが、このことにつきましては、今の現状でしばらく対応していただければというふうに考えているところでございます。

○11番（立平利男君） しばらく現状、せめてもう一回検討してみますと、そういう答弁が欲しいんです。そうすると前に進みやすいんですが、副市長、本当ですよ、総務課長も恐らくそう書きたいと思っていますよ。実際言って、我々はこういう暖かい中で今議論していますよね。団員はいろんな所で、寒い中でも活動しているわけでありまして。やはり我々は、消防団員が活動しやすい環境をつくるべきだと思うんですよ。そういう前向きな、もう答弁を自分で作ったような気がしますが、本当すぐ、当面、新年度予算で今恐らく近いうちに組まれると思います。何らかの姿を出していただきたい。現状のままじゃ問題があるわけです、環境が悪いわけですよ。我々はいい環境にいますから議論しますが、市長、本当、市長も恐らく二、三年は消防団の経験があるろうかと思います。あの消防団というのは、私どもの地域は団員の半分近くはPTAの役員をしています、現実にもう3分の1はいつもやっているんじゃないかなと思います。本当地域貢献度の高い人たちが消防団にいます。人間関係もはぐくまれ、そしてボランティア精神も進んでおります。ただ消防団活動じゃなくして、ちょうど第4分団については2校区からなっておりますので校区間の交流もあります。いろんな角度から見てみると一考する状況ではないかと思いますが、総務課長、そういう答弁書を書いてこっちに、市長、どうですか。

○市長（本田修一君） 総務課長は資料を作っておるわけでございまして、答弁は私がしているというふうに御理解いただければというふうに思います。

先ほどからお話しますように、本当に消防団員の方々につきましては、今お話があったような地域の中核の存在としてボランティア精神あふれる方々の集団だと、何はさておいても、自分の仕事を放っていざ出動という時には駆け付けていただけるということでございまして、その精神には本当に敬服するところでございます。そのような方々の更に地域への貢献を高めていくような形で、私どもは環境整備をしていかなければならないというようなことでございます。

先ほど県内でもそういった事例は無いということでございますので、また先ほど来お話しますように、訓練費とかそれから備品費、あるいは諸施設の整備費というものをまた見直しをさせていただければというふうに考えます。

○11番（立平利男君） 堂々巡りになってしまいましたが、実はちょうど消防団にいる時、もう二十数年前になりますかね、本当台風時期に来ますと、今のように整備がされなかった道路、がけ地がい

っぱいありまして、台風のさなかに自分の家を出ていかななくてはならんという状況も実際自分もありました。子供も小さかったし、女房も、女房の言葉として今も残っております、お父さん我が家はいけんすつとおと、人んげえどこいやという中でも、一応立場上団員をひき連れて災害現場で過ごした経験もございます。本当団員は今でもそういう精神の下、今の幹部についても自分と一緒に行動した仲間でございます。今こういう立場にいますので、先ほどから話しますように、素直に運営費なり出させていただくよう十分検討を期待しながら、次の質問に入らせていただきます。

環境行政についてでございますが、まず、皆さん方も記憶に新しいかと思いますが、11月8日の南日本新聞に志布志市の環境政策室長が、西川順一さんが「かお」で掲載をされておりました。志布志市のごみ対策の方向性は間違っていなかったと紹介があり、西川順一さんが国際協力機構の一員として日本を代表して、志布志市の取り組みをフィジー政府や行政関係者に説明するために訪問すると報道がありました。非常に私どもも喜んでおりました。政策室長の西川さんにとっても、非常にいい経験ではなかったかなと思っております。1週間というフィジーでの指導に敬意と労をねぎらいたいと思います。

こういう環境政策を持っている私どもの志布志市において、公共施設の浄化槽の設置状況についてどういう状況なのかなという疑問を抱いております。実は市民の方から、校長・教頭住宅の浄化槽が合併でないという指摘を受けました。早速、教育委員会にはそういう状況をお話したところでございます。そういう中で、市内にも公共施設として公民館なり青少年館、また公営住宅、教職員住宅が加工センター等を含め多くありますが、それぞれの担当課で調査をされたらうかと思っております。私ども行政としても、市民に環境政策の目的に合併処理浄化槽設置事業が、目的として生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために、国・県・市による補助制度を活用し、浄化槽設置の普及を図り水環境保全対策の一助とするということで、年間200基近くの事業を持っております。

市民に推進をする執行部として、公共施設の浄化槽の状況、そして計画があればお示しをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市では、公共用水域等の水質の保全等の観点から、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処置を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とするため、合併浄化槽設置や農業集落排水事業への加入促進を行っております。

公共施設の合併浄化槽の設置状況と取り組みについてということでございますが、基本的には、公の施設の整備につきましても年次的に図っていかなければならないということでございます。御指摘のとおり市内の公共施設には、合併浄化槽でない単独浄化槽、くみ取り式の施設や仮設のトイレなどがあるものと認識しているところでございます。現在、農業集落排水施設に接続しております施設以外の公共施設でございますが、92の公共施設のうち合併浄化槽を設置している施設は21施設となっており、全体の23%となっております。

これまでも、新たに建設しました公共施設につきましては合併浄化槽を設置しているところでありますが、既設の施設につきましては、個人の施設と異なり国・県などの補助が無く一般財源となるた

め、財政状況を考慮しながら対処せざるを得ないものと考えているところでございます。

今後の考えでございますが、生活雑排水など使用量の多い排水を伴うものや利用頻度のある必要性の高い施設などを優先的に、環境への影響も十分配慮しながら、できるものの中から合併浄化槽に転換していきたいと考えております。なお、このことにつきましては、各施設を所管する課等がそれぞれでございますので、協議・検討を重ねまして、財政状況等を考慮し対処していきたいというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思っております。

○教育長（坪田勝秀君） それでは、教育委員会関係につきまして答弁いたします。

まず、小・中学校校舎及び社会教育施設につきましては、大部分がトイレのみの汚水処理を行う単独浄化槽でございまして、合併浄化槽を設置している施設は少ない状況でございます。今後の取り組みにつきましては、市の振興計画の中でも、生活排水などの環境対策として合併浄化槽設置の推進が掲げられておりますので、重要な課題として位置付けられてあると認識しております。

しかしながら、学校施設の合併浄化槽問題となりますと、今般学校におきましては、大規模地震による倒壊の危険性の高い公立小・中学校施設等の耐震化事業の加速化を国が協力に進めておりまして、教育委員会といたしましては、子供たちの安全・安心を最重要課題として位置付け、これまで耐震診断等を行っております。今後の耐震補強工事に合併浄化槽工事が加わるとなりますと、極めて多額の費用が見込まれるのではないかと考えております。

このようなことから、これら児童・生徒を地震から守る学校づくりとして施設の耐震化を優先的にを行い、その後合併浄化槽を含めた課題に年次的、計画的に取り組んでいかざるを得ないのではないかなと考えているところでございます。教職員住宅につきましても、校舎と同様にそのほとんどが単独浄化槽でございまして、老朽化も進んでおりますので、財政担当課とも相談しながら、住宅の建て替え等も含めて年次的、計画的に取り組んでまいりたいと、かように考えているところでございます。

以上でございます。

○11番（立平利男君） 普及率が23%で優先度の高い順ということで、教育長の答弁も本当、先ほど鬼塚議員の質問の中でも、こういう質問はいいのかなという思いも確かにありました。ただ、心に置いていただきたいのは、校長・教頭・教職員住宅、先生方が、環境政策についても世界的に今取り組む中で、自分が居住している状況を考えたときには、非常に心に残るものがあるんじゃないかなという思いがあります。財政も十分検討しなくてはならぬだろうと思いますが、耐震化については恐らく、市長の英断で来年度は大きく進むんじゃないかなと、そういうふうに思っております。将来ある子供のためには、起債もこの際大きくなって耐震化については取り組んでもらえると、そうひそかに思っております。

耐震化が出ましたので、その耐震化については起債で対応しながら、やはり私どもは、校長、教頭が子供たちに十分環境政策について指導ができる環境をつくっていかねばならないと思っております。そういう状況を考えたときには、年次的に早い段階で浄化槽の設置等も期待をしながら、質問を終わらせていただきます。

○議長（谷口松生君） 以上で、立平利男君の一般質問を終わります。

ここで、2時まで、5分休憩をいたします。

午後1時55分 休憩

午後2時02分 再開

○議長（谷口松生君） 再開いたします。

一般質問を続行します。

次に、24番、宮田慶一郎君の一般質問を許可いたします。

○24番（宮田慶一郎君） 質問させていただきます。

まず、県道志布志福山線の関屋地区の枯並木及び雑草の撤去についてお伺いいたします。

このことは3月議会でも質問をしておきましたが、現状はそのままであります。なぜできないのかお伺いします。

次に、県道志布志福山線の大原地区の街路事業についてお伺いいたします。

この事業は約20年ほど前認定され、市街地からエプロンロードまでと北大原付近までは完成しておりますが、残り800mが未完成であります。本道路は通学道路でもあり、非常に危険な状況にあります。なるべく早急に歩道設置をお願いするところではありますが、その街路事業の進捗よく状況はどこまで進んでいるのかお伺いいたします。

次に、まちづくり公社に対する市の役割についてお伺いいたします。

ショッピングセンター建設の目的は、旧志布志町商店街活性化の一環でありました。ショッピングセンター特別委員会が設置され、議論の結果、大型店が出店していること、そして投資額20億円と多大なことから、特別委員会では否決となりました。その後、本会議において、調査に加入らなかった議員も加わり採決した結果、逆に可決となりました。そのように難産で生まれたショッピングセンターであります。しかし、出店者の精一杯の努力にもかかわらず、当初計画の家賃も大幅に払えない状況に陥り、出店者の大半は潔く去って行きましたが、しかし残った12店舗と後から入店した方々が、今市に対して助成を求めているところでございます。行政の目的は市民に、とりわけ同関係者にはなるべく平等に税の配分をすることが基本であります。しかし選挙後、市長はまちづくり公社からの強い要望にこたえようと努力されていることは承知しております。

そこで、場外舟券売場の誘致によってこの問題を解決しようという案があるわけでございます。しかし、市長はこの収入のほぼすべてをまちづくり公社に助成する計画であり、仮に収入が少なくなった場合には市の税金を使おうとされております。市が交付金として受け取るということは、市民全体が受け取るということでございます。既存商店街の振興にも、また青少年健全育成にもその援助はすべきだと考えます。市長はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

本件は、まちづくり公社の借金返済の補てんをするのが主な目的のようではありますが、しかしギャンプルというのは、文字どおり一か八かやってみないと分からないところがあります。大崎町にでき、次は肝付町、そして鹿屋市と次々とできてきました。今回は志布志にできましても、お客さんのパイ

は限られているわけでございます。果たしてまちづくり公社の償還の終わるまで、18年間持続できるのかどうか非常に不安であります。市長は、この償還が終わるまでその家賃等の年2,400万円を支払い続けるお考えかどうかお伺いいたします。

次に、既存商店街の振興はどうなるのかお伺いいたします。

まちづくり公社のように声を大きくして助成金要求ができるのは、一個の団体でつくる会社であればこそであります。既存の商店街はどう声を挙げればよいのか分からず、声の小さい商店街はシャッター通り化が進んでおります。お客さんがいないのではなく、それらのお客さんはタイヨー、ニシムタ、サンキュー、そしてアピアに流れていくのです。既存商店街にお客さんが来なくなったのはアピアの影響も受けているのです。さらに、既存商店街に入店している商店の中には、既存商店の貸店舗よりアピアの方がはるかに家賃が安いという考えでアピアにも出店した方もいらっしゃいます。アピアとしましても、安い家賃で採算が取れるわけではありません。しかし、家賃が入らないよりも入った方がいいでしょう。しかし、その差額を市が埋めようとしているところであります。貝のように沈黙している既存商店街には冷たい対処のように思えます。既存商店街の方々は、シャッターの裏側で声を潜めて市長の話をしていることでしょうか。声は小さくともみんな生きています。一体、この日の当たらない、声の小さい既存商店街の振興をどのように思っておられるのかお伺いいたします。

次に、休暇村サービスとの契約についてお伺いいたします。

昨年12月26日の本会議において、契約不履行のことも考えて契約書は取り交わさなければならないと、内之浦の二の舞は踏んではならないと私は言ってきました。本契約期間は3年間であります。仮に何らかの事情で途中解約になった場合のことを考え、違約金の支払い等それらを保証する保証人は取ってあるのかお伺いいたします。

次に、NPO法人が作成した市民に対するお知らせ、とりわけフリースクールの御案内をする場合、御承知のとおりNPO法人は、今のところ収入源はございません。したがって、これらの案内を新聞折り込みにしたいと考えつつも、出費が加算し、できない状況であります。市の広報にも数回記載していただきましたが、他のNPO団体も同様、効果がなかなか薄いとされておりしております。そこで、印刷は法人の方でいたしますが、配布の方は行政でできないものかお伺いいたします。

最後に、保育所の民間移管についてお伺いいたします。

受託を希望する法人等の方々へとありますが、ここでいう法人とはどのようなものかよく理解できないところであります。法人の中には株式会社、NPO法人、財団法人もあり、必ずしも社会福祉法人だけが法人ではありません。どのことをいつおられるのかお伺いいたします。

次に、民間移管により七つの新たな事業が見込まれますとありますが、公立ではその七つの事業はやってこなかったのか、またなぜ公立ではできないのかお伺いいたします。

次に、民間移管の目的とありますが、民間でないと、多様で柔軟な保育サービスの拡充と保護者の利便性の向上は公立では目指せないのか、あるいはほかに目的があるのかどうかお伺いします。

最初の質問をこれで終わります。

○市長（本田修一君） 宮田議員の質問にお答えいたします。

まずはじめに、お尋ねの県道志布志福山線の枯並木、雑草の撤去についてでございますが、宮田議員からの御指摘を受けまして、7月18日本市で開催されました大隅地域振興局主催の出前行政懇話会にて、議題として取り上げていただいたところでございます。県の回答としては次のとおりでございます。当道路の植栽管理につきましては、ふれいあいとゆとりの道づくり事業において毎年行っておりますが、一部景観が損なわれている部分がございます。今後は、せん定時期やせん定方法、除草時期等を考慮しながら、適切な維持管理を行ってまいりたい、また景観に配慮した管理に努めてまいりたいというようなことでもございました。枯れた高木の撤去につきましても検討しておりまして、本数にして55本の処分が必要ということで、今回は除草を優先させたということでもございました。県からは県道の清掃や美化活動につきまして、ボランティア団体の支援を行う事業など、地元の協力を願っております。伐採木の処分などに協力をいただければ、速やかに伐採・撤去をしていただけるというふうに考えております。

次に、県の街路事業の進捗よくについてのお尋ねでございます。

大原地区の街路事業につきましては、東九州自動車道の志布志インターチェンジの計画と併せ、関屋線を延ばすとしまして、平成8年に計画決定をしております。現在、高速・高規格道路の整備計画が示される中で、今後の事業化に向け現地の測量調査を実施しております。計画の策定中ということになります。今後は、国・県の高速・高規格道路関連と併せて計画が決定いたしましたら、地元の説明がなされるというふうに考えております。

次に、まちづくり公社の事業で場外舟券売場誘致についてのお尋ねでございます。

本年の8月以降これまでに、安楽地区・香月地区・志布志地区の自治会長、駅通り・香月・朝日町の住民、志布志支部の公民館長、PTA会長、PTA連絡協議会理事会、子ども会連絡協議会理事会、教育委員会、校外連絡協議会に対しまして、オラレ方式による場外発売場の設置計画について説明を重ねてきたところでございます。その中で、駐車場が不足するのではないか、あるいは青少年健全育成や防犯への悪影響があるのではないかという心配をする御意見がございましたが、大勢としましては大きく反対する意見はなかったと判断しております。今後、警察協議を進めてまいります。警察協議の内容は、風俗、防犯、青少年健全育成、雑踏事故防止、暴力団排除、交通安全等多岐にわたっておりまして、これらすべての項目を解決しない限り許可はいただけないところでございます。

したがいまして、オラレ方式による場外発売場が設置される時には、住民の皆さんが心配されているということについては解決されているというふうに考えております。このことにつきましては、オラレ方式による場外発売場が設置された後につきましても、住民が参加できる方式での運営協議会などを設置いたしまして対応していく所存でございます。

次に、まちづくり公社に借入返済が終わるまでこの事業については補助金を出すかというようにお尋ねでございます。

株式会社志布志まちづくり公社の管理するサンポートしぶシアピアは、高度化資金約9億7,000万円を借り入れまして、平成8年11月に開設したところでございます。高度化資金の償還の状況でございますが、土地分の償還は平成14年2月から約定償還のとおり毎年1,399万8,000円を償還してござい

すが、建物分の償還は約定償還ができず、平成15年度から貸付条件変更を繰り返しておりまして、償還残高が多額に上っております。このような苦しい償還状況のために、鹿児島県と中小機構から、本来の償還期限であります平成28年までに貸付額の半額を償還することができれば、更に10年延長して、償還期限を平成38年度までとする提案があったところでございます。

オラレ方式による場外発売場を設置しますと新たな家賃収入などが確保でき、この提案のあった償還案を実現可能となることから、経営改善会議の中で鹿児島県及び中小機構の指導を受けながら長期資金計画を立てたところであります。具体的内容としましては、オラレ方式による場外発売場は年間売上額約10億円を見込んでおりまして、売上金の2%の事務協力費と1%の賃借料を合わせて、3%の事務協力費等が大村市から志布志市へ支払われます。高度化資金の償還財源の内訳としましては、年額で説明しますと、まちづくり公社が自力で返済可能な1,400万円、二番目に市からまちづくり公社に支払う予定の家賃約1,200万円、三番目に家賃と共益費の改善及び場外発売場収益金の活用としての約1,200万円でありまして、提案される償還が可能となる計画でございます。この試算では、大村市から支払われますオラレ方式による場外発売場の売上金である事務協力費を財源とします支援が、平成38年の償還が終わるまで必要な計画でございます。

市に支払われます事務協力費は市の基金に積みまして、この基金は市全般のまちづくりのために活用する予定でありますので、まちづくり公社に今後更なる経営改善を要請し、支援の額を少なくなるよう努力してまいります。

次に、既存商店街の振興についてのお尋ねでございます。

市内におきましては近年、大型店、ディスカウント、コンビニの出店がめまぐるしく、商店街もいろいろイベントを打ちながらしのぎを削ってきておりますが、店主の高齢化、後継者不足、さらに原油価格高騰の影響から厳しい環境にあります。鹿児島県商工会連合会が実施しました商店街に関する実態調査によりまして、本市の昭和・中央・上町商店街の82店舗のうち、営業している店舗が62店舗で、空き店舗が20店舗となっております。本年度は商工会が商店街活性化対策事業の中で、昭和商店街、中央商店街、上町商店街の将来の展望に関するアンケートについて、全世帯約1,100件を対象に実施しておりまして、現在回収と集計中でございます。この結果に基づきまして、商工会から志布志市へ提案があると伺っているところでございます。この提案も参考にいたしまして、市内の既存商店街の振興策を検討させていただきます。また、大村市がオラレ方式による場外発売場の売上金の中から本市に支払う事務協力費をこの振興策にも活用させていただきます。

次に、ボルベリアダグリの休暇村サービスのことについてのお尋ねでございます。

志布志市ダグリ公園の公園施設のうちボルベリアダグリ及び展望台の管理に関する基本協定書で、納付金として6,500万円を本市へ支払うものとする協定を締結しております。また、基本協定に基づき、年度協定書で納付金として平成20年9月10日までに3,250万円、21年3月10日までに残額を支払うものとする平成20年度の協定を締結しております。納付金の支払いの時期や方法は、指定管理者募集要項の条件として協定で定めることと示していたところでございますが、担保については考慮していなかったところで、応じてもらえなかったところでございます。このような中で、指定管理者選定

委員会で、納付金の支払い責任について休暇村から発言があったことを確認はいただいているところでございます。今後、募集要項の条件としてうたう考えでいるところでございますので、御理解いただければというふうに思います。なお、指定管理者選定委員会の中での発言の要旨につきましては、赤字だから6,500万円払わないということはありません、納めさせていただきます。その赤字の責任は我々が取ります。それが指定管理者制度であると思います。そうならないために営業努力を重ね、いろいろな部分を直して適正管理することで地域貢献を果たし、行政に対する責任を取るという認識でありますということの発言について、確認し確約をいただいております。

次に、NPO法人の作成した内容についての散らし配布等はできないかというようなお尋ねでございます。

本市におきましては、市民への行政事務連絡を緊密にすることにより市政の円滑な推進を図るため、志布志市行政事務連絡員設置要綱に基づき、自治会ごとに行政事務連絡員を委嘱しまして、文書の配布をはじめとする行政事務の連絡に御協力をいただいているところであります。各自治会の皆様には毎月2回、この行政事務連絡員を通しまして、各種お知らせ等の文書の配布を行っておりますが、これは、あくまでも市の業務の一端としてお願いしている行政に関する文書の配布業務でありますため、その対象は市が作成取得した文書のほか、国、県、独立行政法人、地方独立行政法人、市の出資法人である志布志市土地開発公社、財団法人志布志市農業公社及び株式会社志布志まちづくり公社等が作成しました文書、すなわち公文書となっております。民間団体等が作成しました散らしについては対象外となっております。

ただし、NPO法人を含め民間団体等で作成した文書であっても、市が構成員となっている団体である場合や、文書の内容が市の共催している行事と関係するものである場合等には、市の関係部署が取得した文書として取り扱うことができるとしておりますので、行政事務連絡員を通じた自治会への配布は可能となっております。しかしながら、散らしの配布につきましては、自治会から散らしが多すぎるとの苦情・御意見も多数いただいておりますので、その削減には取り組んでいるところでございます。そのような中でございますので、御質問のNPO法人が作成しました活動内容についての散らし配布につきましては、その散らしの内容、市の共催の有無等について総合的に可否を判断することとなりますので、御理解いただければと思います。

次に、保育所の民間移管についてでございます。

受託を希望する法人等というのは何かというようなお尋ねでございます。

平成18年度より公立保育所の民間移管につきまして推進しているところでありますが、昨年の11月議会でも様々な御議論をいただいたところでございます。それらを踏まえまして、昨年度は「現に志布志市において保育所又は幼稚園を運営している者で、社会福祉法人又は学校法人の認可を受けているもの」というふうな公募要件としましたが、本年度より「又は、すべて社会福祉法人及び学校法人、NPO法人、医療法人など、保育所経営に意欲のある方」を公募要件に追加し、保育所の運営に意欲をお持ちの市内の様々な事業者の応募が可能になるよう、応募範囲を広げたところでございます。しかしながら、本年度におきましては、「平成21年4月の移管を目指すためには、社会福祉法人格を未

取得の団体や保育事業未経験者については、今後の社会福祉事業を実施する上で、これまでの事業実績の審査等に時間を要することもある」との県の見解を受けまして、既取得団体の方のみを対象としたところでございます。

今回審議をお願いします野神保育所以外の5公立保育所につきましては、平成22年4月以降を目標として募集しますので、安定的、持続的な運営をするための体制整備の準備期間として、市や県と十分な協議を進めていただくようお願いしたいと考えております。

次に、民間移管した場合に新たな実施が見込まれる事業を公設でなぜできないかというお尋ねでございます。

民間移管した場合の新たな実施が見込まれる事業の実施につきましては、御承知のとおり、平成18年の合併以来、所信表明で、特別保育事業などを積極的に取り入れ保育サービスの充実を図るため、民間活力の活用という点から、民間移管を進める方向でこれまで取り組んでまいりました。民間移管した場合、保護者の利便性の向上を目的に、主なもので延長保育、一時保育、休日保育等が新たな保育サービスとして実施が見込まれますが、各事業につきましては、人員の配置を必要とする事業もあります。

松山・有明地区におきましては、合併以前から保育士を行政職員として配置転換し、民営化に向けた職員体制で運営してきており、現在6公立保育所につきましては、所長以外、保育士、調理員を含めすべてを嘱託職員又は臨時職員で対応している状況でございます。時間外勤務や休日出勤など新たな負担が発生してくることとなりますと、職員や嘱託職員を増員し、新たな勤務体制に変えなければ、労働時間の超過等で健康管理面が懸念されるところでございます。今の職員体制や財政状況を考慮しますと、保育サービスを拡充することは困難であり、新たな事業展開の取り組みができない状況でございます。民間移管は、職員体制の充実が図られるなど運営方法の見直しを進めていくことにより、公立で取り組めなかった事業を展開していただけるということも含め取り組んでいるところでございます。

次に、民間移管の真の目的というものは何かというようなことでお尋ねでございます。

民間移管の目的につきましては、多様化する保育ニーズに対応するため、柔軟かつ弾力的に対応できる民間の活力を導入し、多様で柔軟な保育サービスの拡充、創意工夫による保育所の効率化と個性化を推進し、保護者の利便性の向上を目的としております。女性の社会参画の進展、就労形態の多様化により、多様な保育ニーズへの対応が望まれているところでございます。少子化により年々就学前児童は減少しておりますが、保育所への入所者数は増加傾向にあります。特に民間保育所においては、延長保育、一時保育、休日保育等の特別保育事業の実施率が高く、多様な保育ニーズに柔軟に対応していると言え、入所者数が定員を超える状況にあります。

施設整備の面においては、公立保育所の建て替え、改築等の場合、平成18年度より補助の対象外になっており、しかし民間に無償譲渡し、設置者が社会福祉法人となりますと、施設の建て替え、改築等が補助対象となっているところでございます。

正規職員が保育所長のみという職員体制の在り方を含め総合的に勘案しまして、昨年、一昨年に引

き続きまして、公立保育所の民間移管を進めているところでございます。

○24番（宮田慶一郎君） 今説明がございましたが、志布志福山線、この関屋地区の枯木ですね、このことを今説明の中では、55本を処分化する、今回は除草だけしましたということでございますけれども、その55本という数字をどうのこうのじゃなくして、その写真をよく見てください、枯れたまま、立ったままですよ。そのことを変に思わないのか、そのことがですね、私はどうも分からない。除草については、除草してある所もあるし、そうでない所もありますよ。それを除草と言えますかね、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま、現在の状況の写真を拝見させていただいているところでございます。この現況を見ますと、確かに雑草が生い茂っているというような状況でございます。私どもは県の方に、このことにつきましては、市のメインの道路であるから整備については十分配慮していただきたいということを重ね重ね要望はしてきているところでございます。先ほどもお答えしましたように、この伐採の処分というふうになりますと産業廃棄物扱いになるということでございまして、このことについては別途予算を計上して処理しなきゃならないというようなお話でございました。

そのようなことで、市民の中でこのことの利用が可能というようなことがあればそのことについて対応していきたいというようなお話でしたので、このことについてはまた市としても地域の方々にそのことをお話ししながら、利用してもらえぬ形を見つけていきたいというふうには思うところでございますが、県の回答としましてはそのようなことでございまして、除草につきましては、年に2回ほど払って、除草とか、街路樹に合わせましてせん定がされているようでございます。先ほど行なわれましたねりんピックかごしま2008の大会の直前にも除草はされておるような状況でございましたが、現在ではこういった状況というようなことでございますので、また改めて対応をお願いしたいというふうに思います。

○24番（宮田慶一郎君） 今市長は、重ね重ねとおっしゃいましたけれども、私も実は10月25日に県に行きました、そして調べてきました。そうしたらですね、みなとまつりに間に合うように除草してもらいたいということでした。それっきりですね、終わったそうですよ、1回だけ。枯れた木についてはですね、私もお願いしたんですよ、そうしたらですね、要するにお金がかかるから市の方でどこか処分場を見つけてもらえればすぐやりますという、私には答弁がありました。私が通告したのが12月1日でしたから、私は10月25日に行きました、ですからその間ですね、十分まだお願いをする期間はあったと思うんですよ。とにかく、市長、今写真を見られて、本当にねりんピックの時に除草をしたと思いますか、その写真で。

○市長（本田修一君） 私自身はねりんピックの際に、景観としてどうかということは確認しまして、十分除草されているなというようなふうには認識したところでした。現在はこのような形でまた生い茂ってきているというふうには思うところでございますが、その際にはそういったふうに認識してきたところでございます。

○24番（宮田慶一郎君） ねりんピックが済んでからまだ1か月ぐらいですね、その間もう秋にな

りましたから、そんなには生えないですよ、それは不可能です、その方が。だから、それはですね、もうちょっと志布志の方を、今志布志の玄関口ですから、常々見ていただきたい。そうしてですね、どう考えてももっくくの枯れた木があのままですよ、それでいいと思いますかね。建設課長、どうですか。私は議員ですよ、あなた方は執行部です。執行部がしてくれなければ、私がいちいち県の方に行ったって意味はないんですよ。どうですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおりでございます。このことにつきましては私自身、個人的には曾於支所長に、大隅地域振興局の建設部の曾於支所長には会うたびにお話をしているところでございます、なんとか景観が保たれるような状況にしてほしい、いつも保たれているような状況にしてほしいということはお話しているところでございますが、現況としてそうじゃなかったということにつきましては深く反省するところでございます。直ちに、このことについては改善に取り組みたいと思います。

○24番（宮田慶一郎君） そのようにですね、誠意を持ってやっていただきたいと思います。

次に、大原地区の街路事業ですね、この改良、そして歩道設置事業ですね、このことについてさっき説明があったわけですが、高規格道路の問題も含めて、測量とか、それから改良の計画の作成中という説明がございました。そのことについては、市の方で要請をされましたか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、東九州自動車道のインターチェンジについて、この地区に説明会が今年あったところございました。そして、それに付随する都城志布志道路のインターチェンジについても、近いうちに地元に対して説明会が開催されるというふうに聞いております。そしてさらに、そのインターチェンジから志布志港へ至る路線についての発表も近いうちにされるんじゃないかなというふうに期待しているところでございますが、それらの道路網の整備について説明があった後、この路線についての整備の計画がさらに示されるというふうに聞いております。

今、市でも整備を進めております市道についての整備が進む中で、交通量の状況の変化があるんじゃないか、それから新若浜が開設された後の交通量の変化があるんじゃないかなというようなことも話が県の方から出てきておまして、それらのものも含めた形で、今後改めて調査等があった上での計画が示されるというふうに考えております。

○24番（宮田慶一郎君） その計画の実施を要請されましたかということです。アクセスの道路は県の方がどうこうという前にですね、あそこは歩道も設置されてないし通学路ですから、当然こちらから要請しなきゃならん。どの程度要請されたか、そのことをお聞きします。

○建設課長（白坂照雄君） お答えいたします。

先ほど市長の方から答弁がございましたとおり、県の方が今測量調査実施中ということでございますが、この路線につきましては都市計画を打っておりますので、中身的に変更があればその都市計画決定の打ち直しもしなくてはならないということで、それらについても県の方に道路拡幅の要請は逐次行っているところでございます。

○24番（宮田慶一郎君） 今逐次行っているという建設課長の話でしたが、いつ、何回しましたか。

○建設課長（白坂照雄君） 回数的にはちょっととらえておりませんが、2回ほどは私の方から行ってあります。

○24番（宮田慶一郎君） いつといつですか、おおよそでいいですから。

○建設課長（白坂照雄君） 5月と8月ぐらいだったと私の方ではちょっと記憶しております。

○24番（宮田慶一郎君） その時の県の反応はどうでしたか。

○建設課長（白坂照雄君） 県の方としては、検討いたしますということの回答をもらっただけです。

○24番（宮田慶一郎君） あのですね、非常に私は残念に思うんですよ、その程度かなと思うんですね。なぜならば、実は私はですね、9月7日、去年の9月7日、県の副議長のお宅に行きました。そのことをお願いに行きました。お願いに行って、その翌日にですね、その副議長が県の職員を志布志まで朝連れて来ましたよ。私がですね、エプロンロードの前、それから大町石油さんの前、2か所にわたって説明をしたんですよ、去年の9月7日ですね。今度私が県の方に行った時には、何と言われたかという、宮田さんと県の議長が来たから、それを受けて今度するようになりましてと、こう言われましたよ、どうですか。

○建設課長（白坂照雄君） 私どもの方としては、県の係長の方をお願いをしておりますので、その上の方までは係長の方がお話してくれるものと思うもので、その先まではちょっと分からないところです。

○24番（宮田慶一郎君） 残念ですね、本当に、係長までと。事務所長、課長、当然ですよ、多分私が説明した時には課長も来ていたと思いますよ。しかし、残念の反面ですね、県議会の副議長、大したもんですよ、翌朝4人連れてきましたよ、すごいなと思いました、実行力もあるし力もあるなと思いました。ですから、私のような一市議会議員がこのような行動ができるわけですから、ぜひですね、今後は積極的にやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次は、まちづくり公社に対する市の役割についてお伺いいたします。

オラレ方式というのは一体どういう方式なんですか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） お答えいたします。

オラレ方式とは、市内の空き店舗やあるいは公共的施設の空きスペースを活用しまして、市が運営しながら競艇をやっている市町村と行政協定を締結して、直接志布志市とそことですね、共同で運営していくものでございまして、これにつきましては現在アピアの2階等を予定しておりますけれども、それに伴う改築、それから設備の導入等につきましては、競艇振興センターの方から1億円の範囲で導入していただきまして、市とそこの行政協定を結びました市で共同で運営していくものでございます。

○24番（宮田慶一郎君） あのですね、ちょっと話がずれるんですけども、私は小さな店を持っているんですよ。お店はですね、坪10万円で作りました、坪10万円。ところで、市長は養豚をされておられましたが、豚舎を造るのに鉄骨で造られますか、あるいは間伐材で造られますか。

○市長（本田修一君） 当初は間伐材でしたが、規模が大きくなるにつれ鉄骨で造ってございました。

○24番（宮田慶一郎君） その収支に応じてやり方を変えていくということですよ。それでですね、

今から25年ぐらい前に、志布志に日本電源という建設会社が来たんです。志布志の有志の所を回って、そして鉄筋コンクリートのいいお店を造らないかということで回ったわけですね。そうしたところが、志布志で確か6件前後がですね、その日本電源という会社で、家を、ビルディングを造ったわけです。そのすべてがですね、大体三、四年、四、五年後に競売になりました、競売。全部競売になりました。その土地は自分のものです。そこに何の魅力があったのか。魅力はですね、長期返済の魅力があったわけです。私は詳しいところは分かりませんが、恐らく20年から30年払いだったと思うんですよ。

そのことに関連してですね、今から17年前に、ショッピングセンターを造るという計画が当時の谷口町長のところで生まれたわけです。その時に選挙がありまして、町長選挙には吉村さんが立候補して、町議の選挙には私が補欠選挙で立候補したんですよ。その時にですね、20億円も投資するのは難しい、やれないと、厳しいということで、吉村さんも反対、私も反対ということで、ショッピングセンターは政治の渦に、選挙の渦に巻き込まれていったわけです。その結果、それを受けて、その結果が出たわけですが、吉村さんが当選、私が当選したわけです。ところがですね、吉村さんは半年か1年ぐらいした時に、何と言ったかという、進むことよりも退く方が難しい、だから造るんだという理由でですね、公約を翻して造るようになったわけです。

そういった経緯を私は考えているわけですね。それで、当時造るということでありましたので、当然特別委員会が、ショッピングセンター調査特別委員会ができて、そしてそこで調査して、その調査の結果ですね、特別委員会では否決ということでした。本会議に持って行って、それに加わらなかった議員も一緒になって、可決という答えが出たわけですね。その時にですね、私どもはたくさん資料をもらいました。自分からもいろいろ調査をいたしました。その中にですね、私は今でも持っていますけれども、その中の二つだけ持って来ました、ちょっと読ませていただきます。別府市の第三セクターが経営するショッピングセンターコスモピアが破たんしたことに対して専門家は、コスモピアの例は責任の所在がはっきりしないという第三セクターの問題を如実に示している。各地の経営難の第三セクターはきちんと情報を公開し、解散して、競売にかけ整備する必要があるということなんですね。情報公開ですね。しかし、これは専門家の意見ですから、一意見ですよ。別にこれをどうこうということではありません、ただ一つの意見ですから。

もう一つですね、当時の新聞に、破たんした第三セクターへの補助金に違法の判決が出たと。下関釜山間の日韓高速船裁判です。補助金の財源は住民が納付した税金である上、第三セクターとはいえ民間企業は、その自己判断と責任の下に、危険・負担もあり得ることを前提に営利追求することは経済法則の自明の理である。そのことを考えると、係る補助金の交付すべてに公益性があるとは到底考えられない。補助金を投入しても事業再開の見込みはまず無い、そういう状況だったことを考えれば、補助金投入は、経済的な面も含めおおよそ不毛な措置だったと言わざるを得ない。首長には、例え前任者から引き継いだものであったにしても、そのまま授与する必要はいささかもなく、とりわけ税金が充てられる事項には公益性を十分に検討し、それが無いと判断したときには直ちに自らの判断で相当の措置を講ずべきが義務付けられていると。以上により被告は、違法な補助金の交付をなしたという不法行為により下関市に対して本件補助金相当額の損害を与えたものと認められる。したがって、

被告は下関市に対して、不法行為に基づく損害賠償として本件補助金相当額の8億4,500万円を支払えという判決が出ました。このことについて、どうですか。

○市長（本田修一君） 先ほど答弁しましたように、このことについては、当然私どもは過去の経緯というものを十分踏まえた上で取り組みをしているところでございます。そのようなことから、本当に様々な課題があったんだなというふうについては改めて認識するところでございますが、現下の状況を考えたときに、今後志布志市の商業振興というものを考えた上でアピアの振興というような観点から考えたときに、オラレ方式の導入というのが適当であるというふうに考えたところでございます。ただいまの下関の第三セクターの判決については私承知しておりませんでした。確かに判決にそういったことがあるとすれば、また私自身も改めて勉強させていただきたいなと考えたところでございます。

○24番（宮田慶一郎君） 先ほどですね、私のお店は坪10万円というそういった話をしましたけれども、建物がですね、アピアの建物というのは、建物だけで2,600坪、そして10億円かかっているんですね。それを逆算してみると、坪38万円できています、坪38万円。そこで考えなきゃならんのはですね、サンキュー、ニシムタ、ホームマンは、鉄骨で造っているんです、鉄骨だけで。関係者に私聞いてみたところですね、坪15万円できると言うんですね、坪15万円。一方は38万円で造っているわけです。これをですね、また逆算してですね、例えばアピアがですね、坪15万円で作った場合に、私が2,600坪の計算をしてみました、そうすると3億9,000万円できたはずなんです、3億9,000万円。これを4億円と見ましょう。実際はですね、10億円かかったんです。サンキュー、ニシムタ、ホームマンと同じように造れば4億円で済んだわけです。もうそこで6億円違うんですよ。だからですね、これはちょっと親方日の丸的なところがあつたんだなというふうに私は思うんですね。本当に自分のお金であれば、そんなことはしなかったでしょう。市長も言われるように、なるべく収支の合うようにですね、やっていったでしょう。だから、最初の出だしがですね、こういうことでした。しかし、今日ここまで来ましたので、それをうんぬんと言ったってどうしようもないですね。これだけは市長にも知ってもらいたいと思いましたので説明いたしました。

大村市の方から約10億円の売り上げがあるだろうということでしたけれども、10億円というのは信用されますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回のオラレ方式によりアピアへの場外舟券売り場の設置につきまして、競艇振興会の方そして大村市の担当の方が何日も志布志市にいられて、この地域の、そしてこの地域を取り巻く環境の調査もされているようでございます。その上に基づいた上での数字ということでございますので、十分信用してこの計画は立てております。

○24番（宮田慶一郎君） もう一つお聞きしますが、3%の交付金というのは、それもきちっと3%いただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

売上高のうちの2%を事務費的な形で支出する、そして1%については家賃的な形で支出するとい

うことで、3%ということで協定は済んでおります。

○24番（宮田慶一郎君） 私はですね、それがしっかりと固定した確固たるものかどうかということを知っているわけですよ。もう一度答弁願います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

協定書の中でそのような形で、数字は2%、1%という形で盛り込まれております。

○24番（宮田慶一郎君） あのですね、この大村市の山口さんですよ、担当は、そうですね。私がですね、山口さんから電話をもらいました。3%は基本的に続きます、事情によれば変更もあり得ます、事情によればですね、こういう返事でした。それから、1%はどういう名目ですかと質問してみました。又貸し料ですということでした。しかし又貸し料でも何でも、とにかくもらえさえすればいいですね。とにかく又貸し料ということでした。2%が事務協力費ということでした。私はですね、10億円というのが、私の場合はちょっと信用ならんと思うわけです。なぜかといいますと、例えば大崎町の場合、大崎町の役場に聞いてみたんですよ。そうしたらですね、建物は楠田水産が造ってます、それを熊本県の荒尾市が借りていますと。当初、19年度は1,000万円程度入りましたと。ところがですね、その後、今年に入って、肝付町にでき、鹿屋市にできてからがたっと減りましたということでした。今度はですね、私は肝付町に電話をしてみたんですよ、聞いてみたんですよ。そうしたら何と言ったかという、当初の計画どおり行きませんでしたと。ということは、鹿屋市に競輪場ができました。それでですね、鹿屋市の場合は競輪場、ここは競艇場、馬券売り場というふうに違うんですけど、大村市の場合は職員が数名いるんだそうですよ。私が問い合わせをした時には、今みんな九州管内を回っていますと、なぜならばこういった競艇の券売り場を、場外舟券売り場を造っていくように回っていますと。だから、このことを考えたときに、串間にはできませんか、曾於市にはできませんか、東串良にはできませんかという理論が成り立つわけです、どう思いますか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） このオラレ方式による場外の舟券売り場の設置につきましては、冒頭申しましたように競艇振興センター、ここがですね、その地域の採算性等を十分考慮しながら、各地区にそれぞれ設置の計画等を、今申されました例えば大村市であるとかですね、そういった所なんかと一緒に連携をしながら進めているところでございます。今回の私どもの志布志市のオラレ、仮称でございますけれどもオラレ志布志につきましては、先ほど市長が申し上げましたけれども、志布志市の人口、それから生活実態、それから周囲の隣接市町村のそういう人口、それから環境等をもろもろ調査しまして、おおむね30km、志布志を起点としまして30km圏内をですね、一つの市場というように形で精査をしまして、十分今申し上げましたように日に300人の来客、それから年間約10億円の売り上げが可能だということですね、してきているところでございます。当然、今議員がおっしゃいましたように乱立すればですね、共倒れということも考えられるわけなんですけれども、それでありまして元の木ますと元の木阿弥でございまして、競艇振興センター並びに競艇を実施している大村当初からの計画が成り立たないということになりますので、仮に志布志市にできましたら、仮に他の市町村、県内ですね、他の所にできるとすれば、志布志市に影響の無い範囲で十分考慮した上で、造る場合はですね、そういうふうな計画を立ててするということでございますので、今申されましたよ

うに、例えば串間にできるとか、曾於市にできる、今の志布志市の十分30km円内の市場の一つの範囲でございますので、それはもう私どもも今まで、交渉というかお話をしてきた中で、まずあり得ないことだというふうに認識しているところでございます。

○24番（宮田慶一郎君） 行政側としてはおかしいですよ。なぜならば、なぜ競艇だけを注目しているんですか。鹿屋、肝付は競輪券の売り場、そして大崎町は馬券売り場ですよ。パイは一緒に近いと思いますね。なぜかといいますと、大崎の場合は鹿屋と肝付ができたから減った、肝付は鹿屋ができたから減ったというわけでしょう。ということは、パイはあまり変わらないということですがね、違いますかね。ですから、競艇場だけをいけば30kmとか、それは競艇の協定をしなきゃならんでしょう。しかし、馬券売り場、競輪場の券売り場、そういったのが入ってくるんじゃないかということを行っているわけです。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもがこの大村市あるいは振興会の方々と話をしている中では、新たにそういったものについて進出があるということについては聞いてなかったところでございます。そのような意味合いから、今申しましたように、この収支についての計画というのは達成可能というふうに考えるところでございます。

○24番（宮田慶一郎君） 肝付町はですね、九州みぞべ興産という所が建物を造って、そして武雄市に貸しているんです。これもですね、結局同じことをしているわけですよ。実際に武雄市は、非常に黒字だそうです、黒字。しかしですね、この大崎、肝付、鹿屋、志布志と違うところは、他3町はですね、確実に売り上げの数パーセントをもらえるわけですね、確実に、損はないわけです。しかし、志布志の場合は、私が危ぐするところはですね、それを受け取って、そして2,400万円の補充をしていく、そこに問題があると思うんですよ。

私がここで提案ですけれども、この交付金が3,000万円程度入る、それは非常に有り難いことですね。ただ青少年健全育成にはちょっと問題ですけど、まあ有り難いことですよ。だから、無いよりももらった方が、もらわないよりももらった方がいいですよ。しかし、私の方もひとつの提案ですけれども、2,400万円というふうにこの資料に書いてあるわけですよ、書いてありますね。それでですね、この金額で約束をしないでパーセントで、もらったお金の、3%の配分を何パーセントというふうにした方が私はいいと思うんです。そうでないと、ここが固定化するとですね、先は読めないですよ。市長も養豚業をやられてですね、先のことはなかなか値段が読めないですよ。それと同じように、人生そのものも、商売そのものも読めないです。だから、ここですね、そういう配分の仕方は考えられないかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、オラレ方式による場外舟券売り場の誘致につきましては、まちづくり公社の経営改善、経営に資するためという目的もあることでございます。それは、まちづくり公社の経営がかなり厳しい状況と、償還計画が計画どおりにされていないという状況があった上でそのようなことになっているということでございまして、このことにつきましては、県ないし機構の方から償還について厳

しく求められているという状況の上で現在このような計画になっているところでございます。

県ないし機構の方では、償還計画について市が直接的に関与した形で何らかの取り組みをしないということになれば、このことについては資金の負債の回収というものもあり得るといようなことでございますので、市としては積極的にこのことについて取り組みをしているということを機構ないし県の方にもお話をしているところでございまして、そのような中で収支計画についても立てていただいたところでございます。そして、その収支計画に基づき資金の償還計画をお示ししまして、県の方でも今年につきましても条件変更を認めていただいたという経緯がございますので、ある程度固定的な数字というものについては、このような形でお示ししなければならないものというふうに考えているところでございます。

○24番（宮田慶一郎君） その結果、税金から、一般財源から支払いが出ておかまわらないということですね。

○市長（本田修一君） 先ほどからお話しますように、この計画については、達成可能な計画だといようなことで計画をお示ししているところでございます。そのような中で、仮にそのようなことが目立つようになるといようなことになれば大村市の方も、直接的には大村市でございしますが、大村市の方もその経営について十分また協議があるんじゃないかなというふうに私どもは考えているところでございます。そういう中での新たな時点におきましては、また皆様方に相談をしながら対応をしていきたいというふうに思います。

○24番（宮田慶一郎君） 昔ですね、私は自治労に入っていたんです、組合員でした。私の自治労の組合の先輩が言うことには、俺たちは住民の税金では給料はもらっていないんだと、交付税でもらっているんだということを言ってました。よくそんなへ理屈が言えるものだなと思っていましたけれども、これも同じようにですね、交付金で受け取るということは、住民みんなが等しく受け取るわけですよ、基本的には。それを市長の権限でそっちの方に、まちづくり公社の方にやりたいと。基本的にはみんなのものですよね。それでも、どうしてもあと残り18年間やっていこうとされているのかどうか、お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、計画をもって皆さん方にお示しして、そして今後、直接的に御相談する場面があろうかと思えます。そのときには十分審議をしていただきまして、議会の方々の御理解もいただきながら前に進むということでございます。

○24番（宮田慶一郎君） 話題をちょっと変えます。

20年度、この計画書に20年度上半期のことが書いてありますよね。その中で、サテライトきもつきの上半期の195日というのは何でしょうか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） サテライトきもつきの売り場の方で営業がなされた日数、発売日数のことでございます。

○24番（宮田慶一郎君） 上半期というのは半年じゃないんですかね、195日ですかね、私は180日ぐらいだと思っていましたけど。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） はい、暦年でしますとそういうふうに議員のおっしゃるとおりになるわけなんですけれども、私どものオラレもそうなんですけれども、こういう場外発売場を運営するにあたりましてキーとなるのは大村市でございますけれども、今全国それぞれの競艇場あるいは競輪場の方でそういうレース等が開催されておりますので、それを画面で送りながら、例えば私どものオラレ志布志でありますと、大村市のもも販売するけれども、大村市がやっていない場合はよそのレース開催場の画面、大村と協定している所ですね、よそのレース場のレースも画面で中継をしながらそこで券を発売するというそういうやり方になりますので、少し超えるというふうになります。

○24番（宮田慶一郎君） それはちょっとおかしいですよ、上半期で195日というのは。それはそれでいいでしょう。

そこです、時間がないですから早口で言います、肝付は0.75%、鹿屋は0.5%、大崎は0.5%というふうになっているわけですよ。これはどういうことかといいますと、売り上げがですね、ひとつの目標ですね、500万円以下とか100万円以下とかそういう目標に達していないということなんですけれども、私が言ったのは正しいですかね。もう一回言います、肝付は0.75%、鹿屋は0.5%、大崎は0.5%、正しいですかね。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 大崎の場合は私どもが入手している情報によりますと、300万円を超えた場合は1%、今議員がおっしゃったのは、超えない場合は0.5%ということで情報を今入手しているところでございます。

○24番（宮田慶一郎君） だからですよ、私が言ったのは正しいですかねと、その前後はいいですが。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） はい、正確です。

○24番（宮田慶一郎君） この志布志の3%はどうなんですかね、何百万円以下とか上とかという上下、下限というのはどうなんですか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） ただいま大村の方と協議を続けておりますけれども、私どもの場合は固定ということで現在協議を進めているところでございます。3%、つまり事務協力費が2%、1%部分が賃借料というような形でのお話を進めているところでございます。

○24番（宮田慶一郎君） 固定ということですね。安心しました。しかしですね、おおむね3%と書いてありますが、おおむねですよ、このおおむねというのはどういう意味でしょうか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） この時点ではですね、当然競艇事業を運営していきますとかかる経費等がございます。経費等の使い道によってはですね、非常に効率の悪い場合は収益が下がりますし、あるいは効率的なそういう経費の運用をしていきますと当然収益も上がるということになります。ですから、そういうようなもろもろのケースがございますのでおおむねという言葉を使っておりますけれども、私どもの場合は、今議員の方も確認されましたように、3%という固定で現在進めているところでございます。

○24番（宮田慶一郎君） 次に移ります。

休暇村サービスとの契約についてですね、この契約は、私が当初で質問をいたしました契約不履行になった場合の問題を全部クリアしていますかね、もう一回お尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、契約不履行と、6,500万円に達しなかった場合にどうなるかというようなことだろうというふうに思いますが、このことにつきましては、私どもは担保については取っていないということでした。しかし、指定管理者の選定委員会で、このことについてはきちんと責任を持って対応しますというような確約をいただいているということですので。

○24番（宮田慶一郎君） それを保証する人は。

○市長（本田修一君） この指定管理者選定委員会でこのような形で確約をいただいたところでございますが、その確約をいただいたのは現在の休暇村サービスの代表の正木社長ということかというふうに認識します。

○24番（宮田慶一郎君） 結局一對一の契約ということですね。

○市長（本田修一君） 当然指定管理者選定委員会では会社側の代表ということで御発言でございますので、会社の代表の方がこのような形で確約されたというふうに認識しております。

○24番（宮田慶一郎君） 結婚もですね、結婚する時にはお互い好きで結婚するんですよ。途中でいろんな問題が出てくるんですね、そのために仲人とか保証人というのが必要なんですよ。それは取っていないということですね。

○市長（本田修一君） 保証人ないし担保については取っていないところでございます。

○24番（宮田慶一郎君） じゃあ、次に保育所の問題に入ります。

今よくですね、最近ではボランティアの横文字がはやりますね。NGOとかNPOとかいうような言葉が出ますけれども、このNGOというのは、市長も御存じのように、ノンガバメントオーガナイゼーション、アフガニスタンとか外国に行って、ノンガバメントですから非政府、政治が加わらないボランティアのことをいうんですが、NPOというのはですね、ノンプロフィットオーガナイゼーション、ノンプロフィット、もうけをしない、オーガナイゼーション、組織なんですよ。そういうのが今はやっています。そこでですね、市長にお伺いいたしますが、社会福祉というのはどういう概念を持っていらっしゃるんですか。

○市長（本田修一君） 社会福祉につきましては、私どもは様々な行政のサービスをするわけでございますが、その行政のサービスの中でも、特に民間の方々が自立というような形で対応できない面について、行政として何らかのサービスができる分野についてはサービスしていくものではなかろうかというふうに考えます。そして、それらにつきましては、当然民間の方々が主体的に取り組まれているという団体もございますので、その団体の方々にも行政としても対応しながら、福祉の向上というものに行政としては取り組むべき内容のものというふうに認識しております。

○24番（宮田慶一郎君） 社会福祉という概念ですよ、どういうとらえ方をされているのか。

○市長（本田修一君） 本来、人はそれぞれ社会生活を営んでおられますので、それぞれ皆さん自立して生きていく存在だというふうに思います。しかしながら、何らかの事情で自立できない面が生じることもあるわけでございますので、その自立できない面について社会全体として支えるべきものは社会の福祉じゃないかなと考えます。それを、行政として取り組むべき内容のものがあるとするれば、

行政が福祉としてとらえて、そのことについては積極的に個人の尊厳が保てるような形のものにするというようなことが福祉ではなかろうかというふうに思います。

○24番（宮田慶一郎君） いろんな概念があるでしょうけれども、私は辞書を引いてみました。そしてそこにはですね、社会の幸福を満たすことと短く書いてありましたけれども、しかしそれ以外にですね、やっぱり人ができない、嫌がることもするとかですね、積極的に人のために尽くすとかそういう意味もあると思うんです。そこでですね、野神保育所の問題なんですけど、二つの保育所が競い合っ取ろうとした、取りたいとした。そして一方では、さゆり保育所はだれも見向きもしなかった。それは社会福祉の根源からいったときにどう思われますか。

○市長（本田修一君） 保育所の福祉につきましては、保育所の設置の目的があるわけでございます。保育に欠ける児童を保育すると、公に保育するというようなことになろうかというふうに思います。そのような中で、今回2保育園につきまして保護者の方々の同意を得られましたので民間の法人の募集をしたというような状況でございます、その結果1保育所が民間の方が参入されると、手を挙げられたという状況でございます、そこで何らかの差があるというふうには認識はしないところでございます。

○24番（宮田慶一郎君） 私が言いたいのはですね、魅力があるからとか、きつく申し上げますと金になるからとか、そういう判断でですね、社会福祉の団体が受託の名乗りを挙げるということはいかななものかなというふうに思うわけです。逆にそのさゆり保育所もですね、採算は取れなくてもこのことをしてもらったんだから、だから一方の方も私がしましようという気持ちはなかったものかどうか、私は無いとするならばですね、社会福祉の精神が無いんじゃないかというふうにも思うわけです。どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

確かに、議員の御指摘のとおり、お受けしていただかなかった所につきましては、お受けいただけるような魅力に乏しかったのかなと。また、そこにつきましては、昨年も市内の方につきましては応募をしていただけなかったと。しかし、市外の方は応募していただいたというような状況もございました。そういう意味合いから、その原因についてはまだ分析ができていないところでございます、今後はそのようなことも十分考慮をさせていただきながら、改めて公募についての要件、公募の方法というものを組み合わせ等も含めながら検討をさせていただければというふうに思います。

○24番（宮田慶一郎君） そのことはですね、志布志で既に回答は出ているんですよ、小さな所は希望しないというのはですね。ですから、志布志のやったことを踏まえてやっていただきたいと思えます。

それからですね、市内には社会福祉法人はいくつあるのか。

○福祉課長（津曲兼隆君） 現在、保育所を経営している以外の法人としては6法人でございます。

○24番（宮田慶一郎君） 保育所を経営している以外の法人、もう一回言ってもらえませんか。

○福祉課長（津曲兼隆君） 申し訳ありません。現在、保育所を運営する社会福祉法人、それから運営していない社会福祉法人を含めまして12法人でございます。

○24番（宮田慶一郎君） 運営している所は何箇所ですか、運営している所。

○福祉課長（津曲兼隆君） 6法人でございます。

○24番（宮田慶一郎君） 9月10日にですね、全協で、社会福祉法人で現在保育所を運営している所というふうにおっしゃったわけですが、結局去年と同じ結果に終わりましたですね。私は思うんですけども、既得権を持っている社会福祉法人だけにですね、私は応募させるということはおかしいんじゃないかなと思うんですよ。なぜかと申しますとですね、県の子ども課にですね、問い合わせしてみました。そうしたらですね、どこの団体、法人に移管しようと、それは市の考え方ですと。問題はですね、移管するときには、社会福祉法人以外が申し出をして、そしてそこに決まったときには、社会福祉法人化を約束させてください、そうすると6か月あれば大丈夫ですよと。どこに移管するかは自由ですと、こういう答えでした。それでですね、8月か9月の初めあたりにですね、申し込みをすると、県の方をお願いするとですね、大丈夫ですと、社会福祉法人以外でも構いませんということでしたが、それを踏まえてですね、なぜ今回はしなかったのかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話したと思いますが、今回は、社会福祉法人だけでなく他の法人等についても応募が可能になるということで、当初応募範囲は広げたところがございます。しかしながら、今年度保育所の民間移管を進める際に保護者の方々、地域の方々、保育士さん等に説明会等を重ねてきた結果、時間的に押し過ぎてしましまして、実際に公募をする段階になった時がこのような形で、来年の4月1日に開設するためには社会福祉法人でないと間に合わないですよというようなことの御指導を受けたところでございました。ただいま議員お話のとおり、確かに、4月以降に移管をするというようなことであるとすれば、当然その期間に社会福祉法人化していただければいいですよということになるわけですが、私どもとしましては、4月1日に民間移管というような形で開設した方が、年度当初ということでありまして保護者の方々にも安心感があるんじゃないかなということを考えてこのような措置を取らせていただいたところがございます。

○24番（宮田慶一郎君） そこでですね、要するに時間がなかったということですよ。しかしですね、今言うように、県の方は8月の末から9月の初めのころまでだったら大丈夫ですよ。ですから、臨時議会でもやろうと思えばできないこともなかったと思うんですよ、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） 実際、昨年も11月に臨時議会をお願いしまして、この保育所民間移管について御提案申し上げたところがございますが、今年度は更にそれよりも遅れてしまったということございまして、どうしてもスケジュール的に間に合わない状況になったところがございます。

○24番（宮田慶一郎君） 昨年は5保育所の保護者が民間移管に協力されたと、理解を示されたということですが、今回よりも昨年の方が理解を示されたというのは確かなんでしょうか。

○市長（本田修一君） 今回提案いたしました野神保育所、そして松山のさゆり保育所につきましてはそのようなことがございます。他の保育所の保護者の方々につきましても、他の地区と同様に説明会等を重ねてきて、理解を得られている方向に来ているというふうに思います。ただ、それぞれの保育所等で行事がございまして、保護者の方々がなかなかこの民間移管についての保護者会の開催がで

きなかったというようなこともあったりして、足並みが全部一緒じゃなかったというような状況でございます。全体的には、特段どの保育所についても反対というようなことではなくて、まだ意見を聞きたいというような形の要望がある所もございしますが、総体としましては賛同をいただいているというふうに理解しております。

○24番（宮田慶一郎君） 去年の5保育所が、民間移管に賛同されたかということです。

○市長（本田修一君） 昨年につきましては、4保育園につきまして賛同をいただいて、そして1保育園につきましては大方の方の賛同があったというような形で御提案を申し上げたところでございます。

○24番（宮田慶一郎君） 最後に、この市立保育所の民間移管についてのこれについてお伺いいたします。

まず、最初にですね、民間移管の目的についていろいろ書いてありますが、民間活力の導入により多様で柔軟な保育サービスを拡充するといろいろ書いてありますね。これだけなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

民間移管につきましては、子どもは合併前からこのことについては方向性を定めてきていたというようなことでございます。それは、行財政改革の中で行政として効率的な行政をするためにはいかにすべきかというようなことで、定員の適正化計画を定めて、その中で民間にできる分野については民間にお任せした方がいいというようなことで取り組みを開始してきているというようなことございまして、行政側としましては、行財政改革の流れの中の合理化、スリム化というようなことございまして、ここに書いてありますことは、保護者の方々についてはこういった利便性がありますよというようなことで書いてあります。

○24番（宮田慶一郎君） ですから、この広報は志布志市全体に配るし、それからまた関係者にも見てもらわねえですね。そういった願いがあられるわけですね。ですから、そういったですね、経費削減も入ってるんじゃないですか。経費削減は8,000万円でしょう、大体、どうですか。

○福祉課長（津曲兼隆君） 以前お答えしましたけれども、おおむね8,000万円程度ということで説明させていただきました。

○24番（宮田慶一郎君） そのことを、行政改革の一環として経費削減になりますということはどうして書かなかったんですか、ここに。

○市長（本田修一君） 保育所の民間移管につきましては、先ほど来お話しするように、保護者の方々に去年、おととしもそうですが、お話をしているところでございます。その中で、今申しましたように、どうして取り組まなければならないかということにつきましては、行財政改革が始まりなんですよというようなこととお話をしているところでございます。確かに、この広報につきましては、その分についての記載が漏れておりましたことにつきましては、手落ちだったのかなというふうには考えます。

○24番（宮田慶一郎君） 経費削減というものをですね、当然ここに記載しなければいけないと思うんですよ。あめ玉だけじゃなくしてですね、そういった裏の事情も説明するべきだと思います。

それからですね、まず受託を希望する法人等の方々へというふうに書いてあるわけです。この、さっき、2回目ですけど、法人、ここでいう法人というのは何なのか、等というのは何なのかお伺いします。

○福祉課長（津曲兼隆君） 先ほど市長の方からの答弁もございましたとおり、現在志布志市内で保育所又は幼稚園を運営されている社会福祉法人又は学校法人、それからその他の社会福祉法人、その他の学校法人、NPO法人、医療法人等ということで我々としては考えておりました。

○24番（宮田慶一郎君） ちょっとひどいですよね。9月10日の全協で、志布志市内の現在保育所を運営している社会福祉法人というふうに説明がありましたがね。その後に、これは10月10日に出ていますがね。9月10日に説明して10月10日にこれが発行されて、どうして法人というふうに書かないんですか、そこを書かないんですか。しかも、等というふうに書いてありますがね。等はないわけですよ、ここでは。今言われるような学校法人とかNPO法人とかそういったものはないわけですよ、等というのはいないわけです。はっきりしているわけです。なぜ書かなかったんですか。

○福祉課長（津曲兼隆君） 募集要項の欄では、資格要件として今私が述べたような、説明したような内容で記載しておりました。その時に但し書きということで、「なお21年4月の移管を目指すためには、社会福祉法人格を未取得の団体や保育事業未経験者については県の設置認可の審査に長期を要するため間に合わない場合もありますので、既取得団体の方が対象となります。21年4月に民間移管をしていないところは平成22年4月を目標として募集いたしますので、法人格の取得や保育所運営のための準備をお願いします」という但し書きを付けさせていただいたところです。

○24番（宮田慶一郎君） それはホームページでしょう、違うんですか、ホームページでしょう。

○福祉課長（津曲兼隆君） おっしゃるとおりです。

○24番（宮田慶一郎君） ホームページを持っていない人はどうするんですか。ここにそのことをどうして書かなかったんですか、おかしいじゃありませんか。どうしてそういう紛らわしいことをですね、書いたのか。おかしいじゃないですか。

○福祉課長（津曲兼隆君） 確かにおっしゃるとおり、すべての方々に目を通していただけるわけではございませんので、この点につきましてはちょっと説明が不足だったかなと思っております。

○24番（宮田慶一郎君） 説明が不足じゃないですよ、明らかにはっきりしているわけですよ。これはですね、あたかも法人の方々、法人格を持っている皆さん方という意味ですよ、これは。しかし、9月10日にはちゃんと説明をされたんですよ、その1か月後にこれが出たんです。私は11月に入ってからホームページを見てみました。そうしたらですね、もう既になかったんですね、削除してありました。聞いてみたらですね、24日に削除してありますよと、10月10日から24日までですね。これをもらうのが大体二日間かかりますよ、ですから10月12日にみんなほとんどがこれをもらったと思いますよ、広報を。これを見てからですね、12日後にはもう消されているわけですよ、12日間の公開でした。せめてですね、1か月はあってもいいんじゃないかと思うんですけども、なぜ12日間というわずかな期間にしたんですか。

○福祉課長（津曲兼隆君） 応募期間につきましては10月10日から24日までということでしておりま

したので、24日までは掲載があったと思います。これにつきましては応募期間に合わせてということでございます。

○24番（宮田慶一郎君） どこに24日までと書いてありますか、これに。

○福祉課長（津曲兼隆君） 公告をしました内容、それからホームページでございます。

○24番（宮田慶一郎君） ホームページを見らなきゃ分らんわけでしょう、24日までというのは。それはあんまりですよ。ここにですね、平成20年10月10日からホームページに記載してありますので御覧ください、いついつまでというふうになぜ書かないんですか。書かなきゃ分らんですよ。どうして書かなかったんですか。

○福祉課長（津曲兼隆君） この記事を見ていただいて、どうしても詳細に知りたいと言われる方につきましてはこちらの方にお問い合わせ等があるということを判断しまして記載をしておりますのでした。

○24番（宮田慶一郎君） 実に不親切ですね。これをいちいちそして見て、該当もしていないのに電話をするんですか、聞くんですか。該当されますよということであれば聞くでしょう。しかし、法人という格、幅は広いですよ、何百あるでしょう。それは不親切ですよ。何といたっても不親切はですね、もっと不親切なのは、たった6人の社会福祉法人ですよ、それに対して、ここに記載する必要があったのかどうか。なぜ郵便でですね、案内するか、ここにする必要はないんですよ、たった6人ですよ。あたかも志布志市民全体に呼び掛けているように思いますけれども、たった6人ですよ、相手は。どうしてそんなことをしたんですか。

○福祉課長（津曲兼隆君） これにつきましては、先ほど申しましたように、社会福祉法人を基本にしてこれからまた来年度に、22年4月に向けて取り組みをしていかなければいけないということで、内部でもまだ協議をしていかなければいけないという話はしておりました。その中で、今回の場合は議員が先ほどおっしゃったとおり、社会福祉法人というのを、でなければ間に合わないだろうということで、基本的には社会福祉法人ということ的前提にして考えていたところも事実でございます。なお、この法人の方々へという、この言葉の使い方は紛らわしい言葉だったのかなというふうに反省しております。

○24番（宮田慶一郎君） それはへ理屈ですよ。来年の話じゃないですよ。今年の話ですよ、募集は。来年のことじゃないんです。そういったですね、理屈で切り抜けようなどということはいけませんよ。実に不親切ですね。だから、私があなたの立場であればすみませんでしたと、それでいいわけですよ。なぜそれができないのか、もう一回。

○福祉課長（津曲兼隆君） 先ほど申しましたように、配慮が足りなかった分については申し訳なく思っております。

○24番（宮田慶一郎君） 今後の、来年度からの移行の計画はどうなっていますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、保護者の方々の意思を確認するというのに時間が要したということをお大いに反省いたしまして、早め早めに来年については取り組みをしていきたいと思っております。

○24番（宮田慶一郎君） いろいろと申しましたけれども、これで終わります。ありがとうございます。

○議長（谷口松生君） 以上で、宮田慶一郎君の一般質問を終わります。

ここで、4時まで休憩をいたします。



午後3時51分 休憩

午後4時01分 再開



○議長（谷口松生君） 再開いたします。

一般質問を続行します。

次に、2番、西江園明君の一般質問を許可いたします。

○2番（西江園 明君） 今休憩時間にどのくらいかかるかと多くの人から聞かれ、5時までには済ませるつもりですので、ざっと流していきますので、市長の誠意ある答弁を、市民に明るい希望を与える答弁を期待いたします。

市長は、先般私たちの校区の公民館で開催されたふれあい移動市長室においての冒頭のあいさつの中で、世界的な不況に対応するために、来年度予算では景気対策を図ると述べられていましたから、きつと目に見える景気対策の当初予算が計上されるものと確信しております。その意気込みを期待して、順次通告に従いまして質問してまいります。

まず、商工業の振興策についてであります。特に志布志地区の商店街の活性化について伺います。

この件につきましては前回もしておりまして、それを踏まえ来年度の予算や長期計画にどのように反映するつもりかお尋ねします。前の宮田議員の一般質問の中でも、既存商店街の振興策についてありました。確かに振興策と口で言うのは簡単ですが、先日の新聞にも都城市の商店街の苦悩が掲載されていました。大型店との競合による厳しい状況の記事でした。我がまちも同様と思います。でも、何らかの対策、手を差し伸べるのが行政と思います。合併して3年が経過しようとしています。市民の期待も合併という大きなものでした。特に商店街の人たちにとっては、合併によりパイが大きくなることから、活性化することを期待していました。しかし、合併というふたを開けてみたら、活性化するどころか衰退する一方です。店を閉めてシャッターは増えたが、新たに増えた店舗は見ることはできません。さらに、最近の経済情勢が拍車を掛けて、投資する気持ちがうせているように思えます。お客さんを呼ぶために魅力ある店舗の改築を行うにも、店の存続をかなげなければならないような大きな勇気の必要な心境というか、まさに清水の舞台から飛び降りるような、かけ事のような大きな事業です。そこで、このような零細な経営者が店舗を改築したい、改装したいと計画したとき、補助する考えはないかという点で伺います。

市長は、志布志市は志布志港を中心にして商業圏を形成し、その周りを農業が取り巻くまちであるとよく言われます。そのとおりだと思います。市長、周りの農業は心配しなくても、農政サイドはあらゆる補助制度が整っています。だから、市長は、農政のことは黙っていても確実に事業も進んでいき

ますから、農政のことは心配しなくてもいいと私は思うんです。もっと商工業に目を向けるべきと思います。今述べましたように、小規模な経営者が店舗の改築・改装をしたいと思った場合に、補助制度を作る気持ちはありませんか、まず伺います。

○市長（本田修一君） 西江園議員の質問にお答えいたします。

店舗改修等に補助制度は作れないかということでございます。現在、市では、店舗改修等の補助制度についてはないということでございます。旧志布志町では空き店舗対策事業がございまして、内装改装用の費用を補助していた事例がございまして。

現在、市では、商工業者を対象にしました事業につきまして、本議会では提出しておりませんが、来年度当初予算に対応できるものについては、ただいま検討を重ねているところでございます。

具体的には、利子補給制度というものについて検討しているところでございます。市内にある事業所あるいは商工会の会員という方で、県の中小企業制度資金や日本政策金融公庫資金の融資を受けた事業者に対しまして利子を補助するものでございます。10月31日から実施されました原材料価格高騰対応等緊急保証制度で指定業種が拡充されまして、保証枠が増えてきておりますが、あわせて利子の一部を一定の限度内で補助するというので、商工業者への支援につながるということで検討しているところでございます。

そして、次に地域振興券というものについて検討をしているところでございます。市内でのみ使える地域振興券を発行しまして、従来市などのイベントや表彰式などで贈呈しております記念品に代えて、地域振興券を使うことで市内での購買増を図るものでございます。

その他にも、商品券や割引券、あるいはチャレンジショップへの支援などを検討しているところでございます。このような様々な事業に取り組みまして、21年度、この地域の商工業振興に寄与したいというふうに考えているところでございます。

○2番（西江園 明君） 今、地域振興券を含め、利子補給制度等を検討しているという答弁ですけれども、今市長も言われましたように、国・県の制度的な融資制度はあるんですけど、あくまでも融資ですから借金として残るわけです。だから、小規模な店舗の内装の改築ぐらいに対しての補助制度が、零細企業が疲弊している今だからこそ意義があると思います。

私は以前も同様な質問をしましたが、数字的なことですので担当課長でよろしいですからお答え願います。昨年度の法人市民税と分割法人税はいくらですか。

○税務課長（外山文弘君） 平成19年度におきます法人市民税の収入済額でございますが、3億1,704万9,400円となっております。なお、そのうち分割法人につきましては206でございます。法人税額としましては、これは調定額でございますが、法人税割額が2億795万円という数字で出ております。

○2番（西江園 明君） 今お答えいただきました法人市民税、分割法人税のうち、旧志布志町分はいくらか分かりますか、分からなかったら結構ですけども。何割ぐらいかなあでもいいです、分かりますか。

○税務課長（外山文弘君） 分割法人につきまして旧町ごとの数としては出ておりませんが、法人市

民税の均等割及び法人の所得割等、納めている法人が約520ほどございます。その割合でいきますと、旧志布志町が6割、有明が3割、松山が1割という数字になっております。

○2番（西江園 明君） じゃあ、これも担当課の方で結構ですが、昨年度の商工費の決算額はいくらですかね。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 御質問の商工費のうちの商工振興費の決算額でございますが、平成19年度は2,459万1,198円でございます。

○2番（西江園 明君） 市長、今課長の方から答弁していただきましたけれども、今の数字を理解していただきましたか。まさに取るもんは取る、払うもんは払わんという数字だと私は思います。商工業に活気が無くなると地域が沈んでしまいます。商工業の活性化が経済活動を活性化し、お金が循環し、その結果、地域や市民に活力をもたらし、市民生活の向上につながると考えます。いかに自主財源、税収を増やすかという、市長も先ほどもありましたように企業人ですから理解されていると思います。投資して、企業が利益を上げ、その結果が税金として返ってくるのが経済活動だと思います。

冒頭に言いましたように、市長は今この不況を乗り切るために景気対策を行おうとおっしゃっているんですが、先ほど出る商工については答弁されましたけれども、景気対策を行うということは、合併特例債を利用してでも公共事業を含めて景気対策を行うということも含んでいると理解してよろしいですか。もう一回そのへんをお答え願います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま商工振興費につきましての数字、そして税についての数字等を担当の方から議員にお知らせしたところでございます。これらの数字を見ましたときに、本当に商工業の方々は多大に市税について貢献していただいているというふうに改めて認識するところでございます。

現在、私どものまちでも、今申しましたように商工業の方々の衰退が甚だしいということでございますが、このことにつきましては全国そのような事例というようなことでございまして、そのことについてどのような形でその傾向を食い止めるかということにつきましては、その周辺の産業というものを育成しながら振興していく中で商工業振興があるのではなかろうかなというふうに考えているところでございます。商店街の方々につきましては、先ほどの答弁でも申しましたように、志布志の昭和通り、上町通りの方々が空き店舗が目立ってきているというような状況ではございますが、その他の商工関連の工業の方につきましては、様々な事業が経営を拡大してきているというような状況でございますので、その方々の事業の促進についても私どもは対応をしてきているというようなことでございます。

そのようなことで、今後も商店街振興ということにつきましては、先ほど宮田議員の御質問でもありましたように、今回進出してきますオラレというものの交付金等も考えられますので、そのことも併せてこの商工振興に向けていきながら、従来の商工関連の予算も活用しながら振興を図っていきたいというふうに考えます。

○2番（西江園 明君） 合併特例債を利用してでも公共事業を含めた景気対策を行うかと聞いたつ

もりですけれども、広い意味で含んでいるというふうに、商工業の活性化をするということですので、もう結構です。

金利というのは、どこの国でも景気に連動して金利が決定されておりますけれども、お金を世の中に循環させるために投資しやすいように金利というのは定められるわけです。財政担当で結構ですから、現在の起債の利率はいくらですか。過去からの変動も分かりましたら答弁を願います。

○財務課長（溝口 猛君） 地方債の金利でございますが、直近では平成19年度の地方債につきまして、年度末の5月に変えているところでございます。償還年数にもよりますが、例えば合併特例債が15年ということございまして、これにつきましては1.58%でございます。過疎債につきましては、これは12年償還でございますが、1.5%でございます。金利の高かったころ、約10年程度前、平成10年当時と比べまして、大体0.5%程度金利は下がっているというような状況でございます。

○2番（西江園 明君） 平成10年度ぐらいから比べると0.5%ということは、2%前後だったというふうに、約10年ぐらい前は。その程度の利子だったんですか、確認です。

○財務課長（溝口 猛君） 平成10年当時でございますが、例えば過疎債におきましては2%、先ほど申しました直近の借り入れにつきましては、1.5%で借り入れているところでございます。

○2番（西江園 明君） 今、そういうふうに金利の安いこの時期にですね、起債というお金を使わなくていつ使うのか。今度使う時は、利子が上がった時だと思うんです。個人の家庭だったら辛抱しなくてはならないです。個人と一緒に行政が通帳の残高を心配していたら、景気対策なんて言葉だけです。思い切って景気対策を行い、商工業の振興を図る気持ちがあるのか市長に聞いておりますけれども、今回議会に商工会から補助金の申請に係る陳情書が出されておりますけれども、この陳情を応援するつもりではありません、私はあくまでも行政主導で、今まで述べてきたような零細な経営者が、新たな起業を含め、制度を作り、商工業の振興を図る気持ちはないか、再度お尋ねします。先ほど、今後制度的なことを含めて検討すると答弁にありましたけれども、そのへんのところ、具体的に計画があるのかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

具体的にというようなお話ですが、現在総体的に景気が下向いてきていると、そして商工業の振興が厳しい状況になっているというようなことでございますので、総体的に私どもとしては今現在考えているところでございます。

○2番（西江園 明君） 先般、議会の全員協議会において、アピアの現状報告がありました。私もアピアにはよく行きます。テナントが引き揚げて空きスペースがあります。時々展示コーナーとして利用されている程度です。テナントとして入店者を待っているのではなく、なぜあそこに役所から仕掛けないのかなと、見るたびに残念に思います。

これも以前質問しました、担当課長、分かっておれば答弁を願います。警察の所管ですけれども、分かっておったら分かる範囲で、昨年度志布志港に入港し、上陸した外国人はどのくらいですか、合計数と人数と主な国だけでも結構です、分かっていたら答弁願います。

○市民環境課長（竹之内宏史君） お答えいたしたいと思います。

昨年度の志布志港外国船国籍別入港状況でございますが、平成19年で721隻、外国人の上陸許可者数が1万1,254名でございます。主な船籍は中南米が314隻、中国21隻、その他が386隻ということになっておるようでございます。9月現在、本年に入りまして船員数が約8,000人上陸しておりまして、内訳で一番多いのがフィリピンが3,000人、中国が1,300人、韓国が1,000人。船の隻数が約500隻、一番多いのがパナマが160隻、韓国が120隻、バハマが35隻というような状況でございます。

○2番（西江園 明君） 昨年度で721隻でしたか、そして上陸した外国人が1万1,254人、1万1,000人としましょう、この人たちが一人1万円ずつ消費したとしていくらになりますか。1億1,000万円です。この人たちを呼び込もうという発想がなぜ出てこないのか不思議です。自衛艦の乗組員の人たちは、大体二日間ぐらいの上陸で2万円から3万円少なくとも消費するといわれています。この人たちと比べるわけにはいきませんが、午前中の鬼塚議員とのやり取りの中で、観光案内所をJRと協議しているとのことでしたけれども、先ほど言いましたが、テナントが引き揚げてしまって、空いてしまったスペースに、気楽にこの外国の船員たちが寄れる、観光案内所的な大きさなものでなく、いすと外国語のパンフレットですね、今課長が言われましたけれども、主な国の言語の言葉で書いたパンフレットを置いておけば、自然とアピアに買い物に来ると思います。もちろん、以前も言いましたように、道案内は道路を含めて店内にも必要です。そして、そこに市がちゃんと家賃を払うんですよ。そうして家賃を払うことで、空きスペースの解消にもなりアピアの経営の手助けにもなると思います。そしてその結果、自然とこの付近の店舗の人たちも、外人向けに日本の文化を正面に出したいと思う人もいるかもしれない。そのような人たちが店舗の改装をしたい、改築をしたいと思うかもしれませんが、でも投資をするという意気込みが失いかねません。そのような場合にそこに補助する気はないのですかと尋ねているのです。先ほどの立平議員ではないですけども、その後そういう店舗改装利子補給はというふうに先ほど市長が答弁されましたけれども、今言いましたように、日本の文化を出す、この人たちが来る、じゃあアピア内の店舗の人が改築をしたいと思って、先ほど宮田議員の中にもありました、家賃その他負担をしながらの中での改築というのは厳しいと思います。そういう人たちが、じゃあこういうふうに日本の文化を表に出すような何かちょっと、そういう人たちが来れるような雰囲気のお店に改築したいという希望があった場合に補助する気はないかと尋ねています。市長どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員お話になられましたようなケースでの店舗等の改修というものにつきましては、今まで想定していなかったということでございますので、今後またいろんな角度で勉強させていただければというふうに思うところでございますが、市では現在、総合の観光案内所というものを志布志の駅舎の方に設置するというところで、JR九州と協議をしているところでございます。志布志駅は終着駅でもあり、そして始発駅でもあるということで、ここが志布志市観光の拠点になるのではないかとというふうに考えておりますが、この観光案内所自体は、今議員がお話になられました、外国から入港する方々が今後ますます増えてくると。来年の3月には新若浜も供用開始になりますので、その関係からまた更に増えてくるというようなふうには考えるところでございます。その方々がこの志布志の観

光というものについて何か知りたいというようなことで尋ねるといふ場面におきましては、現在市役所等にお尋ねになるところでございますが、そのような方にも今回は、志布志の観光の案内所というような形でしっかりと明示しましてその方々に対応していきたいというふうに思います。特産品の紹介や、それから各商店街、そして焼ちゅう工場や製麺工場といった体験施設なども御案内申し上げまして、この志布志市の観光について、点から線へと、あるいは線からまた面へというようなふうに拡大ができるような形の案内所を設置したいというふうに思います。志布志駅ということにしました経緯につきましては、私どももアピアについても検討をしたところでございますが、関係する団体の方々が志布志駅の方がふさわしいというようなことの結論を得まして、その結論に基づきましてJR九州と交渉を重ねてきているというようなことでございます。

○2番（西江園 明君） 総合的な案内となれば当然JR付近、それがすべてになると思います。ただ、外国の人たち、5,000円一人使っても五、六千万円のお金が落ちるわけです。そういうお客さんがいるわけです。その人たちを呼び込む手段としてやっぱり手を打つべきじゃないかと。じゃあ外国の人たちがその観光案内所、観光に来ているわけじゃないから、あの人たちは日常の生活物資を補給という意味で買いに来ているわけですから、観光に来ているわけじゃないんですから、やっぱりその人たちをうまく誘導するのも大きな手だと思います。市長は検討でなく勉強をするというふうにおっしゃっていただきましたので、また勉強をしていただければいいと思います。

私も合併になり議員になった時例規集のCDをもらいましたが、残念ながらまだ全部は目を通しておりません。先ほどちょっと市長は触れられましたけれども、商工業の振興に関する条例というのはあるんですか、現在。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

—————○—————
午後4時31分 休憩
午後4時32分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 再開いたします。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 不勉強で大変申し訳なく思っております。お尋ねの条例につきましてはございません。

○2番（西江園 明君） 私も探した範囲では無かったんです、ですから確認という意味で聞いたところです。市長、無いということですよ。税金は3億円以上も取りながらですね、いかに商工業のことが市長の行政運営の中に含まれていないかと理解できるような気がします。暇がありましたら検討してみてください。

次に移ります。

これも昨年質問いたしました。本田市政が誕生して3年近くがたとうとしています。残り任期が、私どももですが、1年ちょっとです。最近では市長選の話題がちらほら出るようになりました。そこで伺います。本田市長は次回の市長選挙に出馬する意思があるのか、まずお尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

一般質問の直接の通告がなかった内容ですので非常に戸惑うところでございますが、現在、私が市長に就任しまして間もなく3年、今2年10か月というようなことでございますが、一所懸命、皆様方の御協力を得ながら新市のまちづくりにつかまえてまい進してきたところでございます。様々な課題があったわけでございますが、その課題の一つ一つにつかまえて、市民の皆様方や、そして議員の皆様方の御指導を受けながら、一つずつクリアしてきたつもりではございます。非常に合併直後というようなことで、まず第一に市民の融和を掲げ、そして合併の時の私どもの将来像である「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」というものをいかにしてつくっていくかということに腐心してやってきたところで、まだまだ3年と、3年近くということ、その目標にはなかなかほど遠いところであるというふう実感しているところでございまして、残り1年というものを一所懸命市政に取り組んでいきたいというふうにただいまのところは考えている状況でございます。

○議長（谷口松生君） 質問の流れとして許可いたしましたので、この件についてはそこで止めてください。

○2番（西江園 明君） 見解は、議長はそう今言いましたけど、市長とはこの件についてちゃんと事前に通告はいたしましたよね、言わんつもりやったばってん、まあ、ああやって言われましたので、言いますけどね。まあいいでしょう、じゃあこれからの1年間で市長の腕の発揮、姿勢をとということでしょう。

最近の経済不況から企業誘致もままならず、雇用先の確保がますます厳しくなってきます。市長も、先ほど商工業の振興について私が述べましたけれども、なんとかせにゃならんち、よか方法はねどかいと思っているでしょう。今不透明な企業の立地を期待するよりも、市長、何よりも経済効果が、波及効果が大きいのは、市役所本庁を志布志町に移すことです。大都会じゃあるまいし、志布志みたいな地方で、駅、港、バスターミナル、そして銀行街、そこからこんなに離れた不便な所に市役所があって、そのまちが発展すると思っているんですか。国の出先機関、県の出先機関と離れていて、意思疎通が図れていると市長は考えているんでしょうか。それは確かに電話で済むかもしれませんが、でも、会って話をすることで、お茶でも飲みながら話すことで国・県の職員との関係も緊密になると思います。現に県の職員の方が言っているじゃないですか、いちいち市役所に行くのが遠くて面倒だと。先ほどの宮田議員の中にも県道管理について質問がありましたが、やり取りを聞いていて、県との意思疎通がいまいちかなと感じました。その結果が志布志市の玄関のあの主要道路の現状だと先ほどの質問の中にもありましたように、私もそう思います。本庁が現在地で良かったという話は一人も聞いたことはありません。それでも本庁はここにこだわるのですか、志布志町に移す気持ちはありませんか、市長、どうですか。

○市長（本田修一君） 合併いたしまして既に3年経過しようとしております。本庁、支所それぞれに、来庁される住民の視線に立ちまして住民サービスに努めているところでございます。また、新しい時代に対応しました行財政運営を実現するその一つの方法としまして、本年度より行政評価による事務事業の評価にも取り組んでおります。最終的には、組織体制や定員管理とも連動しまして、本庁

と支所の役割分担を明確にしまして、本庁への事務集約にも取り組みながら、住民の納得と信頼が得られる行政運営につなげてまいりたいと思います。

志布志支所につきましては、庁舎の利活用を図るため、庁舎を改修し、教育委員会を3階フロアに移転し、行政組織以外にハローワークをはじめ障害者支援センターや志布志町土地改良区が利用され、様々なサービスの提供に努めており、住民ニーズに対応した組織体制が定着しつつあると思います。私もあらゆる手段を通じまして市民の皆様との意見交換を実施してきたところでございますが、本庁の位置に対する不満ということにつきましては、直接的には移動市長室等では意見がなかったところでございます。

本庁の位置につきましては、合併協議会の協議の中で、合併時点で考えられる最良の位置であるという考えで決定されたということで現在に至っておりますが、現時点におきましてもそのような状況ではなかろうかなというふうに思っているところでございます。そのようなことで、本庁舎は現在のこの庁舎がふさわしいというふうには考えるところでございますが、このことにつきましては、志布志港の発展、志布志市の発展を考えたときに、未来永ごうにそういったことであるというふうには私自身も考えているところではないところでございます。

○2番（西江園 明君） 現にここに役場時代から庁舎ができて何年たつか分かりません。合併して3年、庁舎の、この庁舎ですよ、の周りに店舗の一つでもできたのかなと私は思いました。今この時期、今日も寒いですが、職員の皆さんも、たまには昼飯にラーメンなど温かいめん類を食べたいと思うかもしれません。そう思って金を使うのが私は、先ほどの話じゃないけど、経済だと思うんです。先般も志布志支所に行く機会がありました。連れの人との関係から昼食時間帯になり、申し訳ないと思いながら窓口に行ってみたところ、3組のお客さんが見えておりびっくりし、待っておりました。昼食時間であるため、3人の職員が走り回りながら親切に対応していました。しばらく待っていたら私の順番が来ましたので、説明を受け、書類を書き、申請しました。1時近く前になりましたから職員に尋ねたところ、昼食を取る時間なんてとてもじゃないがありませんとのことでした。先の議会で同僚議員が市報に掲載されていた窓口対応が不愉快だったという投書を紹介されていましたが、私がちょうど用事が終わって帰るころ、その人かなと思うような職員が昼食から帰ってきたようで、待っていたお客さんの対応をしましたが、当初にあったような対応をしており、ああ、やっぱりこの職員かと改めて思ったところでした。

これは別として、本店じゃなく支店が、飯を食う時間もないような姿が役所の正しい姿と市長は思っているんですか。私は昨年の議会で、やっぱり12月議会で、本庁を志布志町に移すと明言すれば、先ほどの話じゃないですけど、昨年ですよ、次の選挙は断然有利になりますよと言ったところ、一般質問が終わってから同僚議員から、去年のことですからね、言うのは早えが、あと1年してから言わないかんがと言われてましたので今回聞いたところです。

市長も今までの答弁とすると若干、未来という言葉が返ってきましたけど、本庁移転を公約にすれば、が然有利になると私は思っております。この景気が不透明な時代に、企業誘致よりも商工業の振興活性化のために、本庁を志布志町に移す気持ちは先ほどより進んでいないか、再度お尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この旧有明の役場を志布志市の本庁舎にしたということにつきましては、合併協議会で十分協議がされた上、この地に決まったところでございます。その中で、この有明の庁舎でも本庁舎になるとなればそこに配置する職員が収容不可能というようなことで、別館の増設をし、本庁舎としたところでございます。そのような意味合いから、多大な資金を投入して別館を建設した直後でもあるというようなことでございますので、直ちにこのことをやめて新しくまた志布志支所の方に本庁舎をとというようなことにつきましては、相当な議論が出るのではなかろうかというふうに思います。

そのような意味合いから、そのことについては長い期間をかけて、するとなれば長い期間をかけてしなければならない課題ではなかろうかなというふうに思います。

合併の経緯でそのような形になっているわけですが、現下では、今お話がありましたように、非常に経済不況というのがあるわけですが、そのことにつきまして、景気の直接的な刺激の対策としまして庁舎建設というものはいかがかという御質問でございますが、今お話しましたように、かなり長期的な形で論争をしなければ、このことについては解決できない内容かと思しますので、襲い来る不況の対策につきましては、別途の形で対応させていただければというふうに思います。

○2番（西江園 明君） 志布志町出身の議員が我が町に本庁を移せとまた言うがと思われるかもしれませんが、質問している我々としてはそんな単純な発想ではないんです。後ほど同僚議員から県道柿ノ木志布志線の改良工事のことで質問があるようですが、これだって、松山町の市民の皆さんはこの県道を利用して日常の買い物も志布志の市街地に来ているわけです、毎日。このような現状だからこそ何回も質問されていると思います。この一面を見ても、志布志の市街地が商業圏であると思いません。市長はもっと現状を、緊張感を持って判断されることを期待いたします。

次に、大崎町との合併についてお尋ねします。

先般の全員協議会の中で一応説明を受けましたが、今までの経過と、今回の申し入れの内容とそれに対する市長の回答を、主なやつで結構ですから、今までの経過についてはですね、時系列で再度説明を願います。

○議長（谷口松生君） 念のためお諮りします。

本日の会議は時間を延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

大崎町の合併に関する経緯につきましては、平成16年1月に曾於南部合併協議会からの離脱を表明された後、同年5月には合併の是非を問う住民投票を実施し、単独を支持する方が多く、曾於南部合併協議会からの脱退を決定し、構成している各町は、同年6月議会で離脱のための規約の一部変更を可決し、同年7月1日に曾於南部合併協議会を解散しております。

その後、大崎町の方では、県下の市町村合併の状況、合併後の財政状況の変化等を踏まえ、平成18年11月に大崎町の市町村合併に関する住民アンケートを実施され、志布志市との合併を希望する方が5,129人で、52%を占める結果となっております。また、大崎町議会では、平成18年12月に志布志市との合併を推進する決議を、賛成10、反対7で可決し、さらに平成19年9月議会で、賛成10、反対5で再び推進を決議しております。

最近の動きとしましては、大崎町議会合併問題調査特別委員会が本市との合併について本年7月31日、志布志市へ議会として合併の申し入れをすることを、賛成、反対が7人の同数で、委員長裁決により否決されております。しかし、本年9月25日には、志布志市に合併を求める公式文書を議会として提出することを、賛成8、反対7で決議しております。そのことを受けまして、10月6日に大崎町長と議長がお見えになり、議会で決議があったことを口頭で報告を受け、10月28日に正式な文書により合併に関する協議の申し入れについて提出があったところです。

本市といたしましては、その文書を受けまして、11月5日に全員協議会を開催していただきまして、皆様方にその報告をさせていただきました。そして、11月18日には、私と副市長と総務課長で大崎町へ出向きまして、大崎町の民意の確認について依頼を申し上げたところでございます。

以上がこれまでの経緯でございます。

○2番（西江園 明君） 11月18日に大崎町に行かれて、民意の確認をという今市長が表現をされましたけど、これはどういうことですか。再度アンケートを取ってくださいますかという具体的な何か方法をお願いしたということですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

大崎町では、これまで住民投票、住民アンケート、座談会等での手段を使いまして民意の確認をされてきたところでございました。今回、本市から再度の民意の確認というようなことを依頼しただけでありまして、その方法等については特段指定はしなかったところでございます。

○2番（西江園 明君） 私は新人議員ですから、合併前の合併協議会の経緯などはある程度は聞いておりますけど、6月議会で、それまでの経緯には触れず、白紙の状況で質問をしたつもりです。年度当初のころは、大崎町の雰囲気から、大崎町議会との懇親会が開かれたりして、本格的に合併に向けて動き出したのかなと感じたところでした。それを踏まえ6月議会において、新合併特例法を前提にした場合、合併協議会をいつまで設置すれば間に合うかと質問したところ、時間的にはもう非常に切迫している、期間内の合併は可能かなと市長は疑問視するような答弁をしております。

大崎町の議員の皆さんは、自分たちの議席が減ることは分かっているながらも、理解しながらも、自分たちの町のために合併をやむなしと決議されたのが、当初、先ほど市長が言われました10人の方だったと思います。その後、今ありましたように、大崎町議会は反対多数になったり、やっと賛成多数になったので今回の申し入れになったようですが、私はこの経緯を見て、私は大崎町に対して不信感を禁じ得ません。そうでしょう、合併協議会の設置が間に合わんと分かった時点で、時期を見て申し入れをして、げたを志布志市にそれこそ預けたとしか思えないんです。大崎町側は世間に対しては、志布志市に申し入れはしたが志布志市が動かんと、どげんでん言うがなるわけです。市長は、この時

期に申入れがあったことをどのように感じていますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、大崎町の9月議会で決議がされたことに基づきまして、町長、議長の連名で申し入れがあったところでございます。そのことにつきまして、日程等を調整しながらそのような日程になったということですが、私自身としましては、合併のスケジュールを考えたときには、でき得れば、この12月定例議会に法定の合併協議会の条例が提案できれば間に合うのかなというような気持ちではあったところでございますが、現在の段階ではそのようなレベルまでとても達していないというようなことでございます。

しかしながら、大崎町さんの方でいろいろ難渋されましてこのようなことになっておりますので、そのことについては真しに対応していきたいなというふうに思うところでございまして、お互いにキャッチボールをしながら、このことの実現に向けてただいま進んでいるというような状況でございます。でき得れば、新特例法の期限の中でございます22年3月までには合併というふうなことに漕ぎつけられるような状況に持っていく体制を早く作っていきたいというふうには考えているところでございます。

○2番（西江園 明君） 私は先ほども言いましたけど、6月の議会で、間に合うのかということについて、合併協議会の設置について質問したところ、市長はその時に、6月議会、半年前に、時間的には厳しいかなどうかなというふうに思っているというふうに答弁しているわけです。半年たったこの今も、半年前そう思っていないながら、半年後の今は新特例法に間に合うというふうに、今から合併協議会を設置してうんぬんというのは、時期的に間に合うんですか。

○市長（本田修一君） 全国的な合併協議会の事例を見ましたときに、最速であれば協議の期間を含めまして9か月ほどできています所もでございます。それは事前にある程度協議の内容が煮詰まっていて、後はもう法律的に県に申告して、そして公告してというような法令の期間がございまして、そのスケジュールに従った期間で考えたときに、そのような最短のものでできたというようなことでございます。

本市と大崎町の合併につきましては、私どもとしましては現在の段階では編入合併かなというふうには考えているところでございますが、そういう状況でありますけど、それにつけてもかなり厳しい時間帯になっているというふうには認識しています。

○2番（西江園 明君） この時期に申し入れがあったことについては真しに対応すると、時間的には厳しいというふうに答弁をいただきました。

ところで、もう一度大崎町には民意の確認ということで実施してくださいと回答されたようですが、肝心の我がまちはどうするつもりなんですか。議会だけにその判断を仰ぐのか、あるいは大崎町の動きを見て、大崎町みたいに住民アンケートとか住民投票を実施するつもりか伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

大崎町の方に再度の民意の確認をお願いしているということでございます。その確認が得られた段階で私どもの方としましては対応したいなというふうに思います。その民意の度合いというものがあ

ろうかというふうに思います。その民意の度合いが濃ければ早いうちにこのことについてはなし得ると、しかし民意の度合いが期待するほどでないとするならば、かなり慎重に事を進める内容になるろうかというふうに思います。そのことを受けて、私どもとしましては皆さん方に大崎町の民意の度合いをお話をさせていただきながら、議会に相談し、そして市民の方々にも合併についてのお話を正式にするというようなことになろうかというふうに思います。

○2番（西江園 明君） 市民も大いに感心があることです。私も聞かれました、議会だけで決めるのかと尋ねられたことがありました。その時は、申し入れもないからまだどうなるか分からんと答えたところですが、市長の手腕が問われる事案でありますので、市長のリーダーシップを発揮してもらいたいと思います。

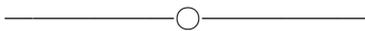
大崎町との合併については最後、先ほど申しました、この時期に申し入れがあったことをどのように感じているか、市長の本音を最後にお尋ねして一般質問を終わります。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併は、それぞれの市・町の市民のために、町民のためにすることでございます。そうとなれば、十分そのことについては御理解いただいた上で進めるべき内容かというふうに思います。そのような意味合いからすれば、現在の段階では私どもとしましても非常にスケジュール的に厳しい段階でございますので、もう少し早いうちに申し入れがあれば、そのような理解を求める、そして理解を得るための取り組みというものが早いうちからできたのではなからうかなというふうに思います。

しかしながら、現在申し入れを受けていると、そして再度の民意を確認してくださいというお願いをしている段階ですので、そのことにのっとなって今後進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。



○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明9日は、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。

御苦労さまでございました。

午後5時02分 延会

平成20年第4回志布志市議会定例会（第3号）

期 日：平成20年12月9日（火曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小	野	広	嗣
金	子	光	博
岩	根	賢	二
下	平	晴	行
立	山	静	幸
小	園	義	行
上	野	直	広

出席議員氏名 (32名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	19 番 岩 根 賢 二
20 番 吉 国 敏 郎	21 番 上 野 直 広
22 番 宮 城 義 治	23 番 東 宏 二
24 番 宮 田 慶一郎	25 番 小 園 義 行
26 番 上 村 環	27 番 鬼 塚 弘 文
28 番 重 永 重 久	29 番 丸 崎 幹 男
30 番 福 重 彰 史	31 番 野 村 公 一
32 番 谷 口 松 生	33 番 若 松 良 雄

欠席議員氏名 (1名)

18 番 木 藤 茂 弘

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆	保 健 課 長 今 井 善 文
農 政 課 長 永 田 史 生	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 白 坂 照 雄
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 五 代 豊 一
水 道 局 長 徳 田 俊 美	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 大 園 朗	教育総務課長 上 村 和 憲
学校教育課長 山 口 幸 彦	生涯学習課長 小 辻 一 海
畑かん推進監 井 手 佐喜雄	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

欠席届が木藤議員から出ております。遅参届が上村議員、鬼塚議員から出ております。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、坂元修一郎君と鶴迫京子さんを指名いたします。

—————○—————

日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、14番、小野広嗣君の一般質問を許可いたします。

○14番（小野広嗣君） 皆さん、おはようございます。

早速、質問通告に従い、順次質問をまいります。

はじめに、介護保険事業計画について質問をいたします。

平成18年3月に新生志布志市として初めて策定された老人保健福祉計画及び介護保険事業計画において、本田市長は、計画目標として掲げられた事業を実施し、その効果の評価・検証し、介護予防を含めた高齢者福祉、まちづくりのための地域福祉の充実を図ると述べられております。この計画は3年ごとに見直しを行うことになっており、今年度は21年4月からスタートする第4期介護保険事業計画の見直しの時期にあたります。そこで、この約3年間の介護保険事業計画の効果の評価、検証結果と第4期介護保険事業計画策定にあたって、どのような考え方、取り組みをしていくのか、まず伺いたいと思います。

次に、妊婦無料健診の拡充について質問をいたします。

これまでも妊婦無料健診の拡充については再三質問を行ってまいりましたが、当局におかれてもその必要性を十分に理解され、本市では現在、7回分までの無料化が進んでおり、そのことについては一定の評価をするところであります。

一方、国においても出産までには14回程度の健診を受けるのが望ましいとされていることから、先の経済対策には14回分の妊婦健診の無料化が盛り込まれました。第二次補正予算の規模が今後どれだけになるのかも気になるころではありますが、ぜひこの機会に本市の現行7回の無料健診を更に14回に拡充すべきと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

次に、教育行政の観点から2点質問いたします。

道徳教育の推進につきましては、2006年に成立した改正教育基本法に基づき、本年7月に閣議決定された今後5年間の教育振興基本計画の中で、道徳教育の充実に向けて指導方法、指導体制等に関する研究や、教材への国庫補助を検討することが明記されました。これから全国の自治体においても、地域の実状に応じた道徳教育の推進計画を作成することが求められますが、本市においてはどのよう

に考えておられるのか、本市の道徳教育の現状と今後の方向性について伺いたいと思います。

教育行政に関する2点目は、有害情報から子供を守るための施策について質問いたします。

現在、インターネットや携帯電話、テレビ、出版物等のメディア上の有害情報が深刻な問題となっております。本年6月には、こういった事態に危ぐした与野党が超党派で議員立法としてまとめた青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備法案も成立をいたしております。そういった中、学校教育においては、情報活用能力を培うとともに、一方で情報モラル教育にも力を注ぐことが重要であると思いますが、本市では有害情報から子供を守るために、どのような取り組みをされているのか伺いたいと思います。

以上について、執行部の誠意ある答弁を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

小野議員の質問にお答えいたします。

まずはじめに、介護保険事業につきまして、第3期介護保険事業計画の評価と、第4期の介護保険事業への取り組みということでございます。

平成12年に介護保険制度がスタートし、今年で9年目を迎え、社会・地域に着実な定着を見ております。加速する高齢化社会に対応するため、地域でのサービスの種類が適切に整備されるよう、市において介護保険事業計画を策定し、本年度は第4期の計画策定の年となっているところでございます。

御質問の第3期介護保険事業計画は、平成18年度から今年までの3年間の事業計画を策定したものでございます。地域包括支援センターを設置し、新たに創設された地域支援事業を、要支援・要介護状態になる恐れのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業として介護保険制度に位置付け、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業を実施してまいりました。今までほとんどサービスを利用してこなかった特定高齢者を対象にケアプランを作成し、状況に応じたサービスを提供してまいりました。また、家族からの相談や要望にも対応し、訪問指導等を行い、介護予防サービスの利用促進を図ったところです。介護保険サービス事業につきましては、地域密着型サービスが創設され、介護が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で暮らし、近くで介護サービスが受けられるように、施設の整備も行われました。特に認知症対応型共同生活介護施設、グループホームが3施設36床、さらに地域密着型特定施設20床が増設され、住み慣れた地域での生活を継続していける環境が整備されたところでもあります。また、短期入所の生活介護や療養介護の利用も増加してきており、在宅でのサービスや短期入所等を利用することで、家族の負担軽減にもなり、安心した生活を送ることにつながりました。

第4期の介護保険事業計画策定につきましては、現在、策定委員会を設置し、第3期計画の見直しを行いながら、協議をしているところでございます。平成23年には介護療養病床施設が全廃となるため、介護保険施設への移行も予想されてきております。介護保険施設入居待機者も300人を超えているため、国の参酌標準を念頭に入れながら、慎重に検討していきたいと考えております。

次に、妊婦健診についての御質問でございます。

厚生労働省が妊婦健診14回の無料化に向けて補助事業創設の方針を明らかにしたことは、議員の言

われるとおりでございます。交付の仕組みは今後検討するとしておりますが、母子保健法に基づく妊婦健診は、出産までに合計14回程度の受診が必要とされております。厚生労働省は平成8年11月の通知で、望ましい健診回数として、妊娠初期より妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週より妊娠35週までは2週間に1回、妊娠36週以降分娩までは1週間に1回とする考え方を提示しており、これに沿って受診した場合、受診回数は14回となるところであります。

健診費用につきましては、国では1回当たり5,000円から1万円程度と見ていますが、本市では1回当たり7,000円程度と聞いているところであります。このことで受診者の経済的負担はかなり大きいと思います。

このようなことから、本市では本年度から、これまで5回までの無料券を7回までといたしまして、現在、延べ1,307回分の利用があったところでございます。

政府・与党は、生活対策の中で14回すべてを無料化する方針で、現在の地方財政措置で14回に足りない分、9回分を国と市町村で2分の1ずつ負担する国庫補助事業を立ち上げ、安心・安全な出産を確保するとしております。

志布志市におきましても、子育て環境整備の一環として妊婦健診の助成充実を図っていききたいと考えているところでございますが、今回政府が打ち出しました政策が実施されるとなると、財政的には非常に有り難いことであり、今後の推移を見守りながら検討していききたいと考えております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

本市の道德教育の現状について、それからまた今後の方向性についてということでございますが、まず現状につきましては、各学校において、現在、指導計画に基づいた指導が年間35時間程度、意図的・計画的になされております。また、ボランティア活動や職場体験学習などの体験活動も含めた全教育活動を通しまして、心の教育の推進が図られているところでございます。

去る11月19日に安楽小学校で実施いたしました文部科学省指定の心の教育推進事業に伴う道德教育の研究公開には、教職員を積極的に参加させまして、自らの指導力の向上に努めさせたところでございます。平成21年度におきましても、当市で実施予定の地区道德研修会において、小・中学校間で連携を図りながら、道德教育の推進を図っていく予定といたしております。さらに、本市が取り組んでおります、御案内のとおり、志布志の日やあるいはおじゃったもんせクリーン作戦、あるいはまた旧町時代からの子ほめ条例などを通しまして、地域、保護者、学校が一体となって、人間としてあるべき姿を考えたり、あるいは行動したりする機会としているところでございます。

今後、市教委といたしましては、学習指導要領の改訂の趣旨や道德教育の目的を踏まえつつ、子供たちの多様な価値観をはぐくむ指導を継続していききたいと考えております。

さらに、学習指導要領において示された道德推進教師を中心とした全校的な指導体制の確立、あるいはまた適切な教材開発や活用及び国庫補助制度の導入についても、国の動向等を見極めながら、道德教育の充実を図ってまいりたいと、かように考えているところでございます。

それから、子供たちのインターネットに係る、あるいはその他の情報機器等に係る有害情報から子供をどう守るかということに関してでございますが、議員御指摘のとおり、子供たちの生活環境には

メディア上の様々な有害情報があふれております。テレビや雑誌等、日常目に触れるものやインターネット、携帯電話等、新しい情報機器においても、子供たちにとって決して有用な情報ばかりでないのも御案内のとおりでございます。国や県におきまして様々な形で規制はされてきているものの、その対応は十分でない状況にあるようでございます。

本市におきましては、いわゆる学校裏サイトにつきましては、本年5月に行った調査では、自校に関係すると思われる非公式サイトを確認した学校はありませんでしたが、サイト数が日々変化したり閲覧にパスワードが必要であったりと、その実態の把握は極めて難しい状況でございます。

本市における携帯電話の所持率は、本年9月の調査で小学生4.1%、中学生13.3%となっております。また、フィルタリングサービスの設定率は、小学生20%、中学生19%となっている状況でございます。各学校ではインターネットの正しい使い方に関する授業や、ネットいじめをテーマにした総合的な学習の時間の授業を行ったり、リーフレットや生徒指導便り等で指導を繰り返しております。

携帯電話は、登下校の安全確保などのため便利な通信手段である反面、ネットいじめ等の課題も多いことから、市教委といたしましても、児童・生徒への指導とともに、広報紙や各種会合等を通して、子供に携帯電話を持たせる権限を持っておられる保護者の啓発にも努めなければこの問題は解決できないものと考えているところでございます。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 介護保険の事業計画の総体について、第3期の事業計画を中心に市長の方から今答弁をいただいたわけですが、この介護保険の第3期事業計画の全ぼうについてここで質問を続けていきますと多岐にわたりますので、特にこの第3期事業計画の中で変更になった点、また新たに導入された事業、こういったことに対する具体的な評価というものを中心に質問をしていきたいというふうに思っているわけですが、冒頭、一つのくくりとして、先ほど市長の方からもありました、いわゆる今回の第4期介護保険事業計画の策定の概要というのがあるわけですが、そこへ向けて第3期でも示されました参酌基準があります。この基準は今回、第3期から第4期へ見直しを行うにあたってでも変更はないというふうにしてありますが、この要介護2以上の認定者のうち、介護保険施設に対する利用割合を37%以下とすると。2点目が、介護保険施設に対する利用者のうち、要介護4・5の利用者割合を70%以上とするというこの参酌基準がありますが、本市のその状況についてまず伺っておきたいと思えます。

○保健課長（今井善文君） 議員おっしゃいますように、国が定めました参酌基準というのがございます。まず1点目が、要介護認定者、要介護2から5に対する施設・居住系サービスの利用者割合、国は37%以下ということをおっしゃいますが、本市において現在は53%程度になっております。それからもう一つ、入所施設利用者全体に対する、これは介護保険施設でございますが、要介護4・5の利用者割合を70%以上というのがございます。この部分につきましては、現在65%程度というのが実態でございます。

○14番（小野広嗣君） 分かりました。

1点目に関しては、少し国の示した状況より、今後少し努力をしていかなきゃいけないという兆候

が見られていると思いますので、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

それでは、具体的に聞いてまいりたいと思いますが、先ほど市長の方からも第3期事業計画にのって推進されてきた、その大まかな成果、検証の具合は聞いたわけですが、特に18年度から新たに創設された地域密着型サービス、この施設の整備状況ということは、先ほど市長の方から回答をいただきました。具体的に、その施設の整備状況は分かったわけですが、そのサービスに関する保険給付、これの割合ですね、18年、19年、そして20年は今途中ですが、これの推移の状況をぜひお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

第3期の計画におきまして、給付の実績というようなことで、平成18年度におきましては26億9,700万円、19年度は28億2,900万円、20年度は現在の実績を基に推計しますと約29億円程度というふうになるようでございます。第3期全体の合計としましては84億2,600万円と見込んでおりますが、第3期の計画におきましては87億6,200万円としておりましたので、計画の範囲内に収まる予定でございます。

○保健課長（今井善文君） このうち地域密着型サービスに係ります保険給付の推移でございますが、18年度が2億6,800万円、19年度が3億4,800万円、20年度ですが、現在の実績見込みで推計いたしますと4億2,300万円程度となる見込みでございます。

○14番（小野広嗣君） 分かりました。

市長、市長が総体、そして今、保健課長が地域密着型サービスの保険給付の分、これを述べていただきました。僕は今、新しい事業としての部分を聞いておりますが、こういった推移を見て、市長の受け止め方として、この地域密着型サービスというのが、この志布志市の地域において、対象者に対して一定の定着が見られたと、理解が進んでいるというふうにとらえていらっしゃるのか、そうでないととらえていらっしゃるのか、そこらをちょっとお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお答えいたしましたように、給付の実績というのを見たときに、予定されておりました計画の範囲内で収まってきたということでございます。このことにつきましては、初めにお答えしましたように、施設整備等を着実にやってきた中でのこういった実績ではなかろうかと。そしてまた、地域密着型というような形でのそのようなサービスが十分にできた中での実績になってきたというふうに認識しております。

○14番（小野広嗣君） 少しずつではありますが、今、市長の答弁にもありましたように、この第3期から導入されました地域密着型サービス、そして施設の整備もなされて、利用者の度合いも増える。そのことによって保険の給付費も上がってくるわけですが、それは別としましても、この地域にいらっしゃる方々に対する定着度と言いますかね、それが少しずつ進みつつあるということは大事なことであろうというふうに思っております。

そこで、重ねてお聞きしてまいりたいと思いますが、今回新たな事業の中で、介護予防という観点が大きく打ち出されたのが17年以降の流れであったと思います。そういった意味では、新予防給付サ

ービスがいろいろとなされたわけですが、本市のその事業の、まあすべてじゃなくて結構です、具体的に進められたその成果だけでも何点かお聞かせください。

○市長（本田修一君） 予防事業に対しまして、様々な取り組みをしてきたところでございました。

厚生労働省では、平成18年度から導入されました要支援認定者を対象としました予防事業等の分析というようなことで、その分析がありまして、状態が悪化して要支援2以上と認定された人数をサービス導入前後で比較した結果を出しておりますが、予防給付導入以前に比べまして40%減少しているというふうに結論を出しております。本市におきましても、同様の分析をいたしましたところ、15%の減少をしたところでございます。しかしながら、こうした方法に基づく割合の変化を直ちに介護予防効果の大きさとするにつましましては様々な議論があるということも国は報告しており、今後も引き続き効果分析について検討が必要であり、また費用対効果分析においても検証が必要であるというふうにされております。

この新予防給付における介護予防につましましては、状態の悪化を防ぐことが大きな目的でありますので、今後も介護予防支援事業所である地域包括支援センターを中心としまして、効果的な予防プランの作成など、要支援者に対する介護予防の充実を図ってまいりたいと考えております。

○14番（小野広嗣君） 数的には多少の効果が出てきているというふうにも判断できるわけですが、大きくそのことをそうとも言えるような状況にはまだ至っていないという感じが一方ですわけですね。そういった意味では、この第3期から第4期への事業計画の見直しというのは、大きな見直しをする計画ではない。いわゆる26年度までの計画を第3期で立ててますので、その中間地点に今ありますね。そういった中で、あとまた第4期、3年間、こういった変更のない状況の中で、介護予防の観点から新予防給付、こういったサービスをやっていくわけですね。だから、この3年間のその見直し、ひとつひとついろんな事業をされていますが、その事業の効果検証をしっかりしてですよ、次へつなげていかないと、また3年後にこういう質問をしたときに、同じような答えが返ってくるようでは意味のないことでもありますので、そこに対してしっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。

あと、今回、第3期でいろいろと変更になった部分で、いわゆる特別養護老人ホーム、ここの食費、あるいは入居の料金、こういった部分が個人負担になったわけですね。確か17年の10月からだったと記憶しておりますが、それ以降、こういった変更がなされてどういった影響が出ているのか、そこを少しお示してください。

○保健課長（今井善文君） 議員おっしゃいますように、介護保険施設におきます食費、居住費につましましては、平成17年10月から、保険給付ではなく、自己負担というふうに変更がなされております。それに伴いましてと申しますか、17年度からしますと、18年度は保険給付全体が減少をいたしました。それと、低所得者の方に対します保険給付の方で、助成と申しますか、そういう措置がございしますが、その助成額につましましては、18年、19年、20年と、年々伸びてきている状況でございます。

○14番（小野広嗣君） 入所者に対するその助成額が年々伸びているということで、例えばこの軽減策ということで、食費に対する負担軽減策という措置がありますね。例えば、特別養護老人ホームに

入所されている方々のどれぐらいのパーセントといたしますか、率といたしますか、5割だとか6割だとか。そういった観点から見たときに、どのくらいの方がこういった軽減策を受けられているのか、それがもし分かればお示してください。

○保健課長（今井善文君） 全体の月を1件として集計をいたしておるわけでございますが、年間におきます給付件数から割り出した実人数等から推計いたしますと、平成18年度におきます介護保険施設入所者のこういう軽減措置の適用割合でございますが、19年度も一緒に約9割となります。

○14番（小野広嗣君） かなり所得のない方が入所されてて、その適用を受けていらっしゃるという現実が見えてくるわけですね。本当にこういった施設の入所費あるいは食糧費、あるいはサービスを受けられるこういった部分というのが、高齢化に伴いどんどん増えていくと。そういった中で、今度は一方で市として、そこへ最善のサービスをしていく、そして救いの手も伸べていかなきゃいけない。そして一方では、その高騰化を抑えていかなければいけないという部分がありますね。その高騰化を抑えていく手立てとして、国がやれる部分、市としてやれる部分、あるいは医療機関との調整でできる部分等、様々あると思います。僕が聞きたいのは、市として今後、その高騰化を抑えていく手立てというものをどのくらい庁内で協議されて、また努力されているのか、そこを少しお示してください。これは市長が答弁できませんか。いいですよ、できなげりゃ。

○保健課長（今井善文君） 介護保険事業におきます給付適正化と申しますか、そういう事業につきまして、本市で現在取り組んでおりますことにつきましては、介護相談を実施いたしております。各ケアプランを作成する事業所の方たちから、要介護1及び2、それからそれ以外でも困難事例とか、認知症の問題とかいうことが懸念されるケースにつきましては、包括の職員の方と一緒にあって、そのプランチェックをやっているということに取り組んでおります。年間250件程度だったと思うんですが、そういう事業を行っております。なお、この事業につきましては、月2回の相談日を設定いたしまして実施をいたしておるところでございます。

○14番（小野広嗣君） 保健課を中心にいろいろと努力をいただいているというふうに思うわけですが、いわゆるこの限られた財政状況の中で、一方でサービスを提供していかなきゃいけない、一方で給付の伸びとか、それを抑制していかなきゃいけないという状況があるわけですね。すごいジレンマに陥ると思うんですが、ひとつひとつの事業をしっかりと精査して、それに真剣に取り組むことによって、医療費の伸びをとどめるという努力をぜひともしていただきたいというふうに思っております。

あと、先ほど市長の方から答弁もありました、この第3期介護保険事業計画の中で新たにスタートしました地域包括支援センター、この件について多少伺いたいと思いますが、市長は、単刀直入にお聞きしますが、この地域包括支援センターが市民の中にしっかりと認知されているとお思いでしょうか。

○市長（本田修一君） 地域包括支援センターにおきまして、総合相談事業や権利擁護事業等に取り組んでいるわけでございますが、介護予防の総合相談事業につきましては、平成18年度に247回、19年度に190回、20年度は10月現在まで371回の相談があったところでございます。また、権利擁護事業

では、虐待への対応や困難事例の対応等で、18年度は虐待12回、困難事例16回、19年度は虐待14回、困難な事例で37回、20年度は10月までに虐待25回、困難事例49回と、高齢者の生活する上での権利を守ることにについて対応しております。

高齢者が安心して生活できる環境をつくる上では、包括支援事業は相談の駆け込み窓口であるというふうに考えております。これからますます高齢者の様々な事例が増えてくると予測しておりますが、安心して生活できる環境づくりに懸命に努めているところでございます。

○14番（小野広嗣君） 市長、地域包括支援センターの業務内容はもう分かっています。そして、今、相談の件数はお示しいただきましたから、具体的に年々ですね、相談件数が増えているということも分かりますが、いわゆる地域包括支援センターが発足して約3年足らずですね、そういう状況の中で我々もいろんな相談を受けます。そして、そのことによって、地域包括支援センターにお回しすることもありますよ。そういった状況の中で初めてその名を聞くとかですよ、そういったことがいっぱいあるわけですが、その認知度がしっかり市民の中に入り込んでいるのか、そこをどうとらえていらっしゃるのかということ。利用度が増えてきているというそういうことではなくてですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この地域包括支援センターにおきましては、発足以来、その事業についての広報等を一所懸命努めているところでございます。そのような中で、こうして年々利用者が増えてきているということにつきましては、認知度が高まってきているのではなかろうか、その目的が徐々に高齢者の方々に対応できるような形になってきているのではなかろうかというふうに認識しております。

○14番（小野広嗣君） 僕はそうは思いませぬね。いろんな方と出会う時に、この地域包括支援センターの名前を出しますと、知らない方が多いですよ、やっぱり。利用されて、何回となくという方はよく御存じだと思います。また、その方に関係している方は当然分かってきますが、まだまだ認知度が不十分だなという気がするんですね。そういった意味では、駆け込み寺的な存在としても意義があるし、仕事をしっかりしていただいているということですので、もっともっとですね、市民にこういった周知をしていっていただきたいというふうに思うわけです。

それともう一つ、あそこは女性だけの、まあいえば世界。入りづらいというか、僕はあそこに入ったことがないんですよ。通りながらのぞくことは何度もあります。何となく気後れして、入りづらい。そして、いろんな方に聞くと、一所懸命に仕事をあそこの方はされています。もう黙々とされているんだなあという感じが、ぱっとのぞきながら思うんですが、逆に入りづらいというような声を何人かから聞いているんですが、そこらについてはどうですか。市長若しくは担当、分かれば。

○市長（本田修一君） 私自身も、この包括支援センターの方には何度か赴きまして、職員の仕事の現況について意見を聴取しているところでございます。その中で、かなり積極的に仕事をされているなど、そして多忙な形で仕事をされているなどということはもう実感しているところでございます。そのような中で、お客様、利用される方からこういった意見があったということについては、格別聞いてないところでございまして、もしそのような形で入りづらいというような御意見があるとなれば、そのことについては今後、利用される方が入りやすい形、相談されやすいような形での対応を検討し

ていきたいというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） その意見がすべてではないと思いますが、一方でそういった声があるということも受け止めていただいて、何らかの打開策があればやっていただきたいというふうに思うわけです。

実際、ケアプランの作成も、本体としてやる分、委託してやる分、いろいろあるわけですが、あそこできっちりやっていく量がどんどん増えていくと、そしてそういった状況で、人的配置は大丈夫なのかなという思いがします。個人的にお話をお聞きした方もあります。そういった意味では、確かに大変な状況、人が足りないという感じで、もう遠慮しがちにそういう話もお聞きしたところでもあります。そういった意味で、この21年度以降ですよ、人的配置、そこらに対する庁内での精査、そこらは地域包括支援センターの人的配置についてはどうとらえていらっしゃるのかお聞かせください。

○保健課長（今井善文君） 議員おっしゃいますように、地域包括支援センターにつきましては、居宅介護支援事業所、いわゆる要支援者のプランを作成する事業所でもございます。その直営でやるプラン作成の件数も、18年度からしますと19年度、その割合が増えてきております。その分、業務量が増えてくるという状況でございます。現在、職員、社協からの派遣職員、それから嘱託職員ということで、事業を行っておりますが、もしこのプラン作成の直営分が大幅に伸びてくるということになりますと、当然一人一人の業務量が、その能力と申しますか、範ちゅうに収まらないような事態になりますと、業務が停滞してしまう可能性もございます。そういう部分につきましては、やっぱり柔軟に対応していきながら、きちっとその対応についてはとってまいりたいというふうに考えております。

○14番（小野広嗣君） 市長、今、保健課長の方からの答弁もちゃんと耳に入ったと思いますが、そういったことも含めて、しっかり現場の声を受け止めてあげて、その仕事量というものをしっかり把握していただきながら、先ほど市長も何回か足を運んで、一所懸命仕事をされている状況を見たということですので、そこに対する手をですね、しっかり検討しながら打っていただきたいと。これは今後、保健課長あるいはもろもろですね、協議をしていただく中で決まっていくでしょうけど、ぜひとも、それは要望しておきたいというふうに思っております。

あと、今、第3期から第4期への見直し作業に入っていくという状況の中で、今後、方針としては、ある程度の素案が出来上がっていく、その素案に対して市民の声を聞いていくというパブリックコメントを導入するという方向付けが一方でありますね。そして、もっと進んでやってる所では、今度は地域ごとに説明会をやって意見を取り入れて、市民と一体となって作り上げていく事業計画にするんだという流れがあります。市長も第3期計画の中で、今、僕の言った言葉そのままではありませんけど、市民と一緒にやっていくということも述べられております。そういった流れは今どうなっていますか。

○市長（本田修一君） 第4期におきましては、現在、本市の施設等への入所希望者がたくさんいらっしゃる、多数の待機者がいらっしゃるというような状況でございます。そしてまた、療養病床の再編も控えているというようなことでございますので、これらのことも勘案しながら、今後対応していかねばならないというふうに思います。本市の高齢者の実態を見たとき、後期高齢者の割合が高いとか、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯の割合が高いという状況でございます。居住系施設での介護

需要は極めて高いものがあるというふうに考えられます。必要なサービスを確保するためには、施設等の整備も必要というふうに考えていますが、保険料と密接に関連してまいりますので、このことについては策定委員会で協議を行いながら定めていきたいというふうに考えております。

○14番（小野広嗣君） その策定委員会の協議はいいんですが、市民の声を如実に反映していくための、いわゆる意見を聞く在り方というか、パブリックコメント制度といいますか、あるいは地域でのそういった説明会、そして第4期事業計画にスムーズにそういったことを生かしていく流れをつくるという考え方は当局にはないんですか。

○保健課長（今井善文君） 現在、2回の策定委員会を開催いたしております。その中で基本目標とか基本理念とかいう協議をしていただいたところです。それから、今まで申し上げました数字とか、そういう部分も2回目におきましては提示しまして、今後また検討をしていただく予定でございます。議員おっしゃいますように、一応パブリックコメントとか地域での市民の意見を聞くということについては、現在はまだ提案をいたしてないところでございます。その部分については、また参考にさせていただきますまして、策定委員会等の意見等もいただきまして、対応をさせていただきたいと思っております。

○14番（小野広嗣君） いろんな自治体のこの第4期へ向けての策定のスケジュール等を見ていきますと、ほとんどの所でいわゆる今見直しのちょうどもう素案ができる段階ですよ、スケジュール一覧を見ていくと。そして、その後に市民の意見を聞くと、それで終わる所もあります。それプラス地域に足を運んで、利用者、高齢者の方々の意見を再度、直接聞くと。過去にはありますよね。アンケートも取ったり、実態調査をやったりというのはありますが、現に第4期の介護計画を作成する、その直前に至って一番新しい声を吸い上げていくということはすごく大事なんじゃないですか。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま担当課長が回答いたしましたように、策定委員会でも様々な条件等を考慮しながら、委員会の協議が進んでいるということでございます。今後、また全国の事例等も調べながら、今御提案がありましたような内容というものも盛り込むべきというふうに考え、そのことについても今後勉強させていただきますまして、その内容等について十分検討させていただければというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） 言葉のやり取りですから妙なことを言うつもりはありませんけど、タイムスケジュールであれば、もう今12月ぐらい、あるいは1月ぐらいでやるべきことなので、勉強してる時間はないですよ、市長。そういう勉強するという次元のことではないですよ。ですから、これはしっかり第4期介護計画に対して、我が市民の率直な声を聞いていくことをしっかりやった上でスタートを切るということが大事だろうと思うんですよ。策定委員会でも様々な協議はされます。だけれども、本当に利用者の生の声というものがいろんなところで聞くことによって、反映されるわけじゃないですか。そういった意味で、なぜうちでそれが取り組まれてないのかって、不思議でならんわけですが、ほとんど取り組まれてますよ。そういうスケジュールで進めていますよ。そこをしっかりとらえて、今後取り組みを進めていっていただきたいというふうに思います。

この介護保険制度の問題に、事業計画については少し外れるかもしれませんが、最後に1点

だけ、ちょっとお聞きしたいことがあります。私の周りにもそういった方々がいっぱいいるわけですが、今、問題になっている老老介護の問題ですね。いわゆる本当にその現場、足を運んでいくと、生々しいものがあります。そして、そういった実状に関しては、日々、テレビ等でもまた報道もされますね。そういった中で、本市の老老介護の実態というものを当局はどのくらいつかんでいらっしゃるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○保健課長（今井善文君） 具体的な数字については、現在持ち合わせておりません。申し訳ございません。

ただ、先ほど市長の答弁の中におきまして、高齢単身者世帯及び高齢夫婦世帯ですね、この割合が県平均よりも高い状況に本市はございます。それと、やっぱり農村部におきましては、生活上のやっぱり利便性と申しますか、そういう部分につきまして、介護をしていく、あるいは生活をしていくという部分につきましては、非常に不便を被っているという実態があるということについては認識をいたしております。

○14番（小野広嗣君） この実情というものを簡単に掌握したり、見極めるというのはすごく難しいと思いますが、いろんな情報、あるいは現場でのいろんな対応というのを受けながらですよ、ある程度の全ぼうといえますか、そういうものをつかみながらですよ、打っていける手というのはあると思います。そういった面ではそこにしっかり視点を置いていかないと、大変な状況にありますね。やはり、行政でどこまでできるのかという問題もあります。そして、遠くにいらっしゃる御家族の方々が何とかできないのかというそういったプライベートな問題まで含んできますけれども、やはりやっぱり行政もそういったところまで見極めながら努力をしていっていただきたいと思います。この項に関しては、それで終わりたいと思います。

次に移ります。

市長の方から、妊婦健診、無料健診の件に関して先ほどお答えをいただきました。僕も冒頭、質問をいたしましたけれども、今回、国の方で新経済対策の一環として、補助事業が明らかになりました。これが9回分を国庫補助でやると、2分の1ですね。9回分の2分の1を国庫補助でやっていくんだというふうになっています。あと、地方交付税という形になって、そこで地財措置をしていかなきゃいけないと。そのときに、その枠がどのくらいかという、この第二次補正予算の枠というものが大きく影響してくるんだろうなというふうに思うわけですが、本市においては、全国平均が国の去年の地方交付税の増額によりまして、大体5回、若しくは5.5回、平均が今5.5回とされています。鹿児島県でも今5回が平均という状況にありますね。そういった中で、本市は7回あります。単純に言っても、いわゆる国の補助だけでも11回、12回ぐらいまでできるという計算になるかと思うんですね。そして、あと第二次補正予算がどういう枠付けでくるかと。あくまでも地方交付税措置ですから、もうブラックホールみたいなものですからね、色が付いてくるわけでもない。そういった中で、どれだけ市長が、もう12回ぐらいまではもう見えているわけですね。あと2回分ぐらいをどうするかというところまで来て、一番14回に近い自治体じゃないのかなと、霧島市とか含めて。そういうことを考えたときには、本当に妊娠から出産、そしてその後の養育費ということを考えてときに、今こう

いう経済状況の中で本当に子育てをしていく若い夫婦にとっては、経済的負担がやはり大きい。少しでもそれを軽くしていこうと、少子化対策の一環でもあろうと思います。僕は、やはりこういった政策は、こういった所だけでやり取りするのではなくて、実際は国ががつんとしっかり補助制度でやるべきだというふうには思っております。そうでないと、あの町では10回よと、ここでは14回よという差が出てくるとおかしいことになりはしないかというふうに思うんですね。今、今回、国が思い切って9回分までを2分の1にするという方向性を打ち出して、あとは第二次補正のその全ぼうが見えるのを待つという状況であります。そういった意味では、一番近い状況に本市はあるのかなという気がします。14回で済むというわけではありませんが、市長が先ほど言われたように、国の見極めによりますと、14回が適当だというふうになっています。そうすると、妊婦健診が正常であれば無料になると、すべて無料になるという状況が間近にもう迫っているわけですね。そういった意味では、そこに対する市長の思い、子育て日本一を目指すということで様々な施策の展開をされて、僕はこの志布志市の子育て支援の状況というのは、鹿児島県下においてもかなり水準の高い所にたどり着きつつあるなあとというふうには評価をしております。そういった意味で、市長の公約でもありますので、あと11回、12回にプラス2回で、その無料の方向性が完成するというふうに思いますが、そのへんどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

子育て日本一のまちを目指すということを標ぼうするところでございますが、その前提としまして、当然、子供が生まれてこなきゃならないというようなことがあろうかと思えます。そのために妊婦が順調に出産できる環境におくべきだというふうには考えておまして、このことについても対策を練ってきたところでございます。今回、世間的に様々な事件が発生いたしまして、そのことに基づき、また少子化対策ということもありまして、国自体もこのことについては緊急性があるというようなことで、第二次の緊急財政対策の中で盛り込んでいただくということにつきましては、本当に有り難いなというふうに思うところでございます。

そのような中で、実際にどういった形で最終的になるのかということについては、いまだ不透明なところでございますが、でき得れば本当に国自体が14回全部助成していただけるような形になれば有り難いというふうに思うところでございますが、現在の段階では、そのことには至らないんじゃないかなあというような状況でございます。したがって、市といたしましては、このことについては、積極的に14回を目指すような政策というものを検討したいというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） 今、市長の方から、前向きな答弁をいただきました。ぜひ、来年4月スタートということでですね、14回へ向けて積極的な検討を加えていただきたいというふうに思いますので、妊婦の無料健診に関してはそれでいいと思いますが、検査項目に関してですね、少し質問をしたいと思いますが、実は妊婦健康診査の受診票があるわけですが、いわゆるここに4点ほど、妊婦が希望をするかしないかということを確認して検査をする項目があります。検査の基本的な項目以外に4つあるわけですが、これはB型肝炎の抗原検査、あるいはC型肝炎の抗体検査、HTLVのI抗体検査、HIV抗体検査、4項目あるわけですよ。これは実際、市長名でこの健診票がありますね。これを保

護者の方が病院に持って行かれたときに、病院の側でこのことの説明をして、受診を希望するかしないかということをとった上で、実施する、実施しないということになる。その結果がまたこっちへ戻ってくるというふうにあるわけですが、いわゆるすごく大事なこれはひとつひとつの検査であります。その検査に対して、妊婦がうちで無料健診の範囲でこれを受けられる、その希望する、希望しないの中身をちょっとお示してください。いわゆる受診をされた中で希望された方がどうなのか。多分、希望されなかった人の方が少ないと思いますので、そっちの数字で結構です。

○保健課長（今井善文君） まず、希望されなかった数でございますが、HTLV-I抗体検査につきましては、3名の方が希望されておられません。それから、HIVの方ですが、これにつきましては4人でございます。それから、C型がお二人、B型につきましては全員検査を受けております。

○14番（小野広嗣君） そのひとつひとつについてはもうここで問いませんけれども、本来、今、課長の方からありました、この4つの中のHTLVのI、これは白血病とつながる問題なんです、このことについても当初は質問をしようと思っていましたが、いろいろお聞きをしてみますと、昨年、鹿児島県下でいろいろと検査項目の精査ということで、しっかり、ばらばらだと、そういうことで調整をしなきゃいけないということで、調整した結果、本市でも今のHTLVのIの抗体検査もこの4月から導入をされているようであります。そういった意味では、そのことは大変に有り難いことだなと思うわけですが、これは実際、母親の母乳から、いわゆるうつっていくという病気です。そして、そのことの検査を受けてない母親が子供に乳を飲ませます。そして、その母親が、40年から60年の周期がありますので、40年後ぐらいに発症をする。発症して自分がそのキャリアの持ち主だったということで、それを子供にもうつしてしまったということを知るわけですね。大変なショックを受ける状況にあります。こういったことで、特に南九州地方に多いということで、風土病的なものもあるんじゃないかとまでいわれております。以前は輸血とか様々なものでうつっておりましたが、そこはすべてもうクリアをしております。そのほとんどが今、母乳からが一番高いということで、そのことを知ってるのと知ってないとは全然違いがあるんですね。だから、これは全員受診をしていただきたい。そうしないと撲滅できないんです。大分減ってきてるといわれていますが、それでもまだ鹿児島県は多い。そういったことで、その周知あるいは病院に対するその説明をするときの在り方、そういったことをしっかりこちらでも掌握してないと、希望しないという方が出てくると思うんですね。そこらはどうでしょうか。

○保健課長（今井善文君） 議員おっしゃいますように、この検査につきましては、成人T細胞白血病という病気の元になるものでございます。この南九州地域においてこの病気が多いということでございます。この妊婦健診におきましても、我々でその周知方を図れる部分、あるいはまた医療機関においてそういう説明をしていただくという部分があるかと思えます。この件につきましては、県の地域保健活動連絡協議会というのがございますが、その中で今までも協議を進めまして、検査項目の精査ということも話をしております。それに基づいて、鹿児島県が県の医師会とも協議をいただいている経緯もございます。また、そういうルートでも今の御意見等もお伝えしながら、まずこの検査を希望しないということがないような形で、少しでもそういう取り組みができればというふう

に考えております。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、かなり情報が流れて、そのことを御存じの母親も増えてはきておりますが、全然話を聞くまでは知らなかったということ。もうこのキャリアという数でいえば、相当の数の人がいます。私の周りにもいっぱいいらっしゃいます。それも検査を受けて知ったと。本市は今年からスタートをしておりますが、いわゆる病院、医院によっても、もう有無をいわず、南九州はこれが多いからということで、しっかり説明をされて、もうその病院だったら絶対受けなきゃいけないというシステムを作り上げていらっしゃる所もありますよ。ですから、これは説明いかんによって全然違ってきますので、またその周知によって全然理解度が違うというふうに思いますので、これを撲滅するためには、やはりその母親の母乳を飲ませないということが大事なわけですね。そこに対する徹底をぜひお願いしたいというふうに思います。この項に関しては、先ほど市長も言われたように、妊娠から出産まで、そして育児、子育て、そういったところまで、志布志市は日本一の子育てのまちづくりを目指していくということで、年々その水準が高くなっているということは十分に評価をしておりますので、今後の努力を要請しておきたいというふうに思います。

次、教育委員会の方に移りたいと思います。

この道徳の問題に関して、教育長に質問するのもどうなのかなというふうに思ったところです。僕もそこまで詳しいわけではありません。しかし、今のこの現実社会の子供たちの状況を見たときに、2点目の問題とも関連するわけですが、しっかりと道徳教育をやっていないと、2点目の問題にもつながっていくというふうに思うわけですね。先ほど、志布志市内の取り組み状況を教育長からお示しいただきました。それなりに御努力をされているということは、十分先ほどの答弁で理解をしますが、ただ、言葉としてはですよ、学校教育全体の中で道徳教育をやっていると、これはそういう方向でうたわれてますよね。そういうふうにしてやっていきなさいとうたわれています。言葉としてはそうですが、現実に学校教育の全体で道徳教育をやっていくというのは、かなり難しいんじゃないかというふうに僕は思っているんですよ。そこはどうですか。

○教育長（坪田勝秀君） 答弁いたします。

学校教育全体でというと、一見、逃げたような感じもいたしますが、道徳という指導領域の特色から申しますと、やはりそういう位置付けが、現在の学習指導要領等の位置付けにおいては致し方ないのかなと。これを教科化するということもありますが、これにつきましては、またいろいろな問題もあるようでございますので、ややフuzzyな面もありますけれども、やむを得ないところかなとは考えております。よって、その範囲で努力するという事かなとっております。

○14番（小野広嗣君） この問題はですよ、取り組みのその在り方、姿勢、そして腹づもり、決意、そして子供に対する思い、そういった様々な観点からこの道徳教育の大切さを考えたとき、あるいはそのことに取り組もうとする教育委員会、学校長、教師、そういった人たちが、それはもう当然家庭もありますよ。今、家庭のことは言うておりませんが、学校側の観点で言ったときに、それを重要視すれば重要視するほど、大事な視点ですね、外してはならない視点。それを考えたときに、教員の資質という問題、教員の道徳に対するとらえ方、考え方の違いによって、そこに置かれている子供の育

ち方というのは変わってくる。そこの統一性について、教育長はどのように考えていらっしゃいますか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

教育は、一般的に人なりであると、あるいはまた、校長が替われば学校は変わるというようなこともよく言われることでございますが、今、御指摘のように、特にこの心の内面に係る問題、あるいはそういう指導領域につきましても、いわゆる教科領域と違いまして、算数なら計算方法を教える、修得する、国語なら漢字を覚えるという分野とは違いますので、おのずと非常に内面の問題も深く突っ込んでいかなきゃならんということになりますから、当然、指導する方に指導力の格差があったりしますと、これは指導の浅さ深さが出てくるのかなと思っております。よって、私どもは機会をとらえて、指導者の指導力向上ということをあらゆる角度から検討し、また校長、教頭にも指導していくように考えていかなければならん問題だと思っております。

○14番（小野広嗣君） 今、教育長の答弁はよく理解をするんです。先ほども言われましたように、ボランティア活動やいろんな課外授業といいますか、そういった所にも行って、そしてそういった中でも道德教育を進めていく、そういったことも含め、そしていろんなイベント、講演会、あるいは教師のそういった研修等を通して学校全体でとらえていくというお話だったわけですが、やはり教師もそのことだけを中心に学校の教師として成り立っているわけではないわけですね。そういった意味では、専門性のある教師、専門性を持ち合わせた教師、この必要性。道德教育に関して本当に造けいの深い人がその学校にしっかりいて、その人を中心に事を進めていくという体制が取れば一番いいわけですが、そのことについてはこれまでなかなかなかったと。先ほども教育長の方が言われましたね、道德推進教師という、このことの配置というものがうたわれております。このことの配置については、事の中身というのは国の方から示しがあるんですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今御指摘の道德推進教師ということでございますが、これは現在、道德主任という言い方をもって指導してまいりました。しかし、これが、更に一歩突き進んだ形をとらえていいと思っておりますが、道德推進教諭という名称でもって進められようとしておりますが、国からこういう教師の配置についての、いわゆる予算的なもの等についてもまだ全然ございませんので、当分の間はこれまでの道德主任を中心として深めていかなければならないのかなと考えているところでございます。

○14番（小野広嗣君） まだ、この道德教育推進教師の中身については、国の方から具体的な示しがないと。ただ、国の政策の中に、今回から予算付けも含めて教材の問題、その研究に関する視点、そういったところに対してしっかり手当てをしていくという方向付けがあって、その上で今度は、道德推進教師ですか、その流れまで出てきたということは、いかに国がこのことを重要視しているかということだろうと思うんですね。まあそういう意味で言えば、今、教育長が言われた現状の道德主任、この道德主任の道德に関する造けいというのは、これも個々人に差があると思うんですね。その道德主任の、言葉は悪いですけど、レベルといいますか、この志布志市内においてですよ、どういう状況、状況という言葉は答弁しづらいですね。かなり道德に関する造けいが深い状況に一人一人がおか

れているのか、自分自身の資質を高めるための努力というか、研修とか、そういったことを含めて、しっかりそこまで来ているのか、そこらを少し教えてください。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

先ほど申しましたけれども、11月29日に安楽小学校で、これは文部科学省の2年間の心の教育推進事業という研究指定を受けておりましたので、その2年間の発表をしていただいたんですが、大変先生方が積極的でございました、参加がですね。ということは、裏を返せば、みんなある意味では自信がないので、行って勉強せにゃいかなあということの表れかと評価するわけですが、21年度におきましても、今後またそういう小・中学校連携で道徳研修会をしていこうと考えておりますので、また学校現場からもぜひそういうことをやってくれないかという要望がございますので、みんなそれぞれ道徳の教育については、手探りな部分も少なからずあるんだろうというふうに私どもは認識しておりますので、今後やはり機会あるごとに進めていくということしかないのかなと考えております。

○14番（小野広嗣君） いろんな教育の視点があると思います。学業の面もありますが、今話題にしているのは、道徳という観点からの議論であります。本当に子供が、今の子供を取り巻く状況、いろんなニュース、悲しいニュースがいっぱいあります。こんな状況に今、子供は置かれているのかということがありますね。それで、本当に命を大切にするという、お互いを認め合う、そしてお互いを助け合う、こういった精神というのが薄れつつあるなあと。いわゆる後で出てきますバーチャル、仮想の世界に入って行って、痛みが分からない子供たちが増えている。そういったところに、本当に人間尊重の生命を軽視できない、しない、そういう観点、こういったものをしっかり教えていくことが大事だろうと思います。そういう意味では、学校でもやられていると思うんですが、本当に一級の先生、そういった人を呼んで、先生、子供たちの魂を揺さぶるような講義ですね、授業、それを学ぶことによって、自分もそう、ああいう教師として子供たちに接したいということを学ばせるということはずごく大事じゃないかなと思うんですが、テレビ等でもそういうことがありますよね。ああいったものを見て、教育長、どう思われますか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、議員御指摘のとおり、やはりすばらしいものを見せて、すばらしい生き方を子供たちに感知させるということは、大変教育の分野では不可欠なことだろうと思っております。ですから、予算も伴うことではありますが、できるだけ地元の人材等々を活用しながら、子供たちにより良い生き方を、そして美しい生き方を学ぶようにということを教えていかなければならないと思っております。また同時に、一方ではやはり学校教育でそういう心豊かな子供を育成するということにおいては、我々は昨今のいろんなこういう事件等々を見ますときにですね、我々大人がまた同時に並行して日々の言動を反省もし、正しい手本を見せるのでなければ、学校教育で単なる純粋培養で終わってしまうという危険性もあるのではないかというふうに考えております。

○14番（小野広嗣君） よく分かります。

教育長も現場を長い間携わっておられて、かなりの情熱をもって教育にあたられたから、今、志布志市の教育長としていらっしゃるんだろうというふうに思うわけですが、本当に子供を育てるという

ことも人づくりであります。教師一人一人を育てるのも、やはり人づくりだと思うんですね。育てる立場に教育長あるいは学校長があられると思うんです。そういった意味で、すごく教師の世界というのいろいろとプライドもあったり、様々だろうと思うんですが、しっかり教育長の立場からですね、教師一人一人の結局、成長、人づくりというものを視点において、やはり取り組んでいただきたい。例えば、きたんなく言わせれば、「私が授業をすつで、私が授業を見てみやい、こげんすつとやど」というぐらいの気概ですよ、教育長が教師に接するというのも大事なんじゃないですか。どうですかね。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

私どもも、今御指摘のことは大変重要な大事な視点だということ認識しておりますので、校内研究授業等が開催されるというときには、できるだけ指導主事を派遣し、また私も時間の許す限り学校を訪問して、いろいろ助言等もしております。そしてまた、学校経営の目標の中に、どの学校も年間1人1回は必ず研究授業をしようということを位置付けておるので、これが確実に定着してくれば、志布志の教育もまだまだ良くなるのではないかと、このように考えております。

○14番（小野広嗣君） よく分かりました。

ぜひ、今、教育長が言われたような方向で取り組んでいただきたいと思いますが、今、学校側の視点だけで言いました。

もう最後に、この件に関しては1点だけ。

いわゆる学校側の取り組み、姿勢ということは一所懸命、今やり取りしましたし、これまでの取り組み状況をお聞きして、結構頑張っていたらんだなあとということは理解をしたところですが、学校、地域、そして家庭、特に、地域もそうですが、家庭での道徳教育というのは、本当に廃れているというふうに僕は思います。そういう意味では、もう道徳教育というか、道徳観を持たない親が子供を育てられるはずがないわけで、子供にというよりも親にという時代状況に入っているんだなあとというふうに思うんですが、どこまで踏み込んでいけるかという問題もあると思いますが、家庭における道徳教育に対するとらえ方、そしてその親御さん、ここに対して教育現場から打てる手はないのかということも考えたりもします。そのへん、どうでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） 答弁いたします。

今、議員御指摘のことですが、確かに家庭にどれほど踏み込めるかということについては、ようやく最近、教育には家庭の責任もあるということが市民権を得てきたようでございます。今までは絶対にそのことはタブーでございました。学校が責任をもってというようなことが大変言われておりましたけど、もうしかしここに至ってはですね、やはり文字通り三者連携、地域、社会、学校をやらないとできないというところに来ておりますので、私どももそこらあたりのいわゆるプライバシー侵害にならない程度の、そしてまた思い切った意見等も学校評議員会やPTAや、あるいは学級会などを通じてですね、指導するようにはしておりますが、なかなかやはり難しい面がございます。本市におきましても、一家庭一家訓というようなことで設定してですね、これを標語として掲げてやったらどうかというようなことも言っておりますし、また家庭教育学級につきましても、年に五、六回開

かれておりますし、学習会を開かれているある小学校等は非常に盛んにやっておられるのを、私、この前も見ましたけれども、そういうことも徐々に広がりを見せてくれればいいなあと、こういうふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） よく理解をしたところでありますが、通告はしておりませんが、市長、今教育長と道徳教育についてやり取りをしました。そして、教育長の方でも現状の取り組み、そして今後に対する思い、そういったことも含めて語っていただきました。市長にとっても、本当に先ほどの子育て支援ではありませんけど、本市におけるかわいい児童・生徒の道徳教育ということに関して、深い思いがやっぱりあられると思うんです。そういう意味では、市長の思いというものも、今の時代状況を反映して、今の教育現場はどうなっているんですかと、今の子供たちはどうなってるんですかと、あるいは今の親御さんたちの道徳観てこんなふうに変わっているのかなと、いろいろ思われると思うんです。そういったことで、教育長と道徳感に関してやり取りをされることはないんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

直接的に道徳という言葉を使って、学校教育、そしてその学校教育を支える家庭の教育というものについては話をしていないところでございますが、私どもは志のまちの宣言をしたところでございます。その志のまちの実践のために、市民というものはどういった形でお願いできるのかということについてはお話をさせていただきまして、その中で今ほどありましたように、学校の中で子供たちを取り巻く環境というものの整備をするためには、家庭、地域、学校という三者連携が大切なんだということは、いつも話をしているところでございます。

そのような中で、実質的にどうすべきかということ、教育委員会の方で教育長を中心に組みんでいただいているところでございますが、実はその中で、今お話がありましたように、学級PTAとかそういった私どもが目指すべき教育の方向と一緒に組みんでいただける方は非常に前向きに取り組んでいただいて、教育方針等もそれなりに浸透していくと。そして、子供たちも健全に育成されていくというような方向が見出されるわけでございますが、そのような場面に出ていただけない方に対しての対応というものが非常に難しいなど、そしてまた重要だなどということはいつも話をさせていただいているところでございます。そのような方々も含めた形で全体的に、学校教育の在り方、そしてそれを支える地域、そして子供たちが日常的に生活する家庭というものの環境づくりについても、まさしく志が抱けるような子供に育っていくための環境醸成をしていきたいというふうには常々話をしているところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） 私の方から一言、補足しておきます。

今、市長はちょっと遠慮しておっしゃいませんでしたが、実は来年度の教育行政推進の一つの柱として、市長が私どもに提案しておられることがございます。それは何かと申しますと、すべての教科の中心は国語力だと。だから、この国語力を何とかして身に付けるような方策は考えられないのかという大変大きな大切なアドバイスをいただきましたので、この前、そういう研究をしている学校に出張もさせまして、指導主事も帰ってまいりましたが、この前、皆さんも新聞を御覧になったと思いま

すが、青の俳句大会で学校賞をもらったりしている学校もございますので、今後また、やはり国語力というのは、ノーベル賞をもらうにしても何にしても、大事な教科だという市長の意識でもございますので、来年度は、そういう市長のアドバイスを受けて、私どもも進めてまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 通告外で申し訳なかったわけですが、市長の本市の子供たちに対する思い、そういった部分をやはり一度は聞いておきたいというのがありました。今、教育長と、そして市長も様々に忙しいですね。合併する前、私は旧志布志町にいました。旧志布志町の町長の動きも忙しいなあとというふうに、首長さんてやっぱり忙しいものだなと思いましたが、合併して様々に行事が増えて、ますます首長の仕事が忙しくなってるなというのは、はた目から見て思うわけです。そういった中で、教育の分野は教育長がいらっしゃるのだから教育長に任せておけばいいなという程度で、言葉は悪いですけど、思っただけの節もあるんじゃないかなと、そういう変な見方もしていましたが、しっかりと連携が取れて、そして自分の志布志市における教育に対する思いというものを教育長に、今の教育長のお話を聞いて分かったわけですが、伝えていらっしゃるということであれば、今後ともしっかりと連携を取り合いながらですね、その方向性でですね、子供たちの方に目を向けていていただきたいというふうに思います。

最後の項に移りたいと思います。

携帯電話やインターネット、パソコンを通じてのインターネット、携帯電話を通じてのメール交換あるいはネット、そして雑誌等、そしてテレビ、様々な情報がすごい量で今の時代は押し寄せてくる。その情報を取捨選択する力、メディアリテラシーという言い方もできるでしょうが、そういう力を、いわゆる情報を上手に使っていく活用能力も教育現場で教えていかなきゃいけない。逆に、そういったものに振り回されない、毒に害されないための情報モラルもしっかり教えていかなきゃいけないという、二重のことを教えていかなきゃいけないということで、今の教育現場、また親御さんにとっても大変な時代に入ってきているなあとというふうに思うわけですが、先ほど教育長の方から、本市の子供たちの携帯電話の所持率、小学生・中学生に対して、そしてその情報被害に遭わないためのフィルタリングの利用率、これを小・中学校に分けてお示しいただいたところでありました。実際、所持率はこういう形、小学校が4.1%、中学校が13.3%というふうに、掌握された部分ではこういう状況です。きっちりとした掌握ができるかという、少し難しい部分も個人の所持品ですからね、難しい部分があるのかなと思いますが、少しこれよりやはり高くなるんじゃないのかなという気がしているわけです。

そういった状況の中で、いわゆる教師の方々の情報モラルに対する資質というものを考えたときに、中には教師自らが情報モラルの欠如というか、そういったことで社会的事件を起こしているケースも最近もございました。そういったことを考えたときに、大丈夫なのかな、果たしてという気がしてならないんですが、そこらについて、情報モラルの教師の研修、あるいはそこに対する徹底がどうなのかお示してください。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

この情報教育の面も先ほど申しました道徳の教育と全く同じように、教師の指導力に係る分が大変大きゅうございまして、いわゆる今までの国語、算数、理科、社会というものを教える指導力とはまた違った意味で、日進月歩のこの情報化社会をどう子供たちに教えていくかと。中には、もう子供たちの方がずっと先生たちよりもすごい操作能力を持っているというようなことは十分考えられますので、教師といたしましても、なかなか追いつかないという現実もあるようでございます。ですから、少し生かじりの教師が、近隣のある学校でありましたように、書き込みをいたしまして、守秘義務を平気で破って何とも思わないというような教師がいたやに報道されておりましたが、本市におきましても、それも絶対ないとは言えないわけでございまして、私の方もそういうことがないようにという指導はいたしておりますが、まさしく裏で行うこととございまして、どれほどかねて注意を喚起いたしましても徹底するかどうか分かりませんが、こういうことはもうまさしく歩留まり1分という気持ちで、もう繰り返し繰り返し言い続けていくしかないのかなと。そのうち1分でも2分でも3分でもたまっていけば、それがいいんだというぐらいの、誠に気の長い方法でやっていくしか指導の方法はあまり見つかりそうもないんですが、まあ気長にやっていきたいというふうに考えております。

○14番（小野広嗣君） 目に見えない範囲で行われていく犯罪といいますか、行動ですのね、今、教育長が言われたように、しっかり注意を喚起しながら、気長にやっていくしかないということなんですが、事は連日、マスメディアを通じて報道されている事件に見られるように、学校の裏サイトの問題であるとか、いわゆる書き込みによって人を傷つけていく、そして今度は大人と子供のそういう異性の行為に至る状況、まあ言葉に出したくないぐらいいろんな事件につながっていくわけですが、そういった状況の中で、パソコンもそうですが、携帯電話によるネットによって、そういう人を傷つけたり、あるいはいかかわしい世界に入り込んでいくということがありますね。そして、ある意味でパソコンの世界も携帯電話の世界も、ネットでやり取りをすることによって、自分が加害者になったり被害者になったりという、いつそういう状況になるか分からない。そして、親や教師が見えないところ、もう頭越しでそういったことが飛び交っていったというそういう状況の中で、どういった手立てをすればいいのかということになるわけですね。僕がこの質問通告をしたのが月曜日でした。月曜日だったんですが、その3日後でしたか、大阪府の教育委員会が橋下知事の肝いりで、いわゆる携帯電話の小・中・高の所持を禁止すると。いろんな特別な事情は認めるという範囲は持ってますね。安全確保の面だとか、親御さんからどうしても必要だから許可をとという分に関しては出ておりますが、こういった姿勢について、どのように受け止めていらっしゃいますか。

○教育長（坪田勝秀君） 答弁いたします。

本当に私個人的には、もうできないことや知らないことの方が幸せではなかったかと思うぐらいに最近では思っておるところでございまして、知るが故に、できるが故に巻き込まれていくという、この不幸な現実がもう本当にいっぱいあるわけでございまして。橋下大阪府知事の誠に電撃的な発言、そして措置でございまして、これもまた現場からは、賛成と反対の両方の意見が錯そうしているようでございまして。一方ではよくやったという意見もあるようでございまして、他方では安全はどうして守ってくれるのかという意見もあるようでございまして、やはりこれも地域の皆さん方は、例えば志布志市に例

えますならば、地域住民の方々、保護者の方々の十分な理解の下に、これを一斉に取り締まるとかいうようなことになるとすれば、行わなければ決して守られるべきものではないだろうというふうに思っております。

○14番（小野広嗣君） まさしく今、教育長が言われたとおりだと思いますね。それこそ今度はそのモラルという状況になるわけですが、その人のモラルがどういう状況かによって、このことに対する対処の仕方もまた変わってくるというふうに思うんですけども、本市の状況に話を戻していきますと、先ほどの携帯電話の所持率、そしてもっと言えば、家庭におけるパソコンをお父さん、あるいはお母さんと一緒になって使ってるケース、そしてお父さん、お母さんが知らない時間帯、勤めに行っていていっしょの時間帯に、どういったことをそこでやってるのかということがすごく大事になってくると思うんですね。そこに対する実態把握はどのくらいなされているんでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

家庭内におけるパソコン等を子供たちが放課後、または両親の留守の間にどのように使っているかということについては、実際の実態調査はいたしておりません。

○14番（小野広嗣君） 本当に真実が表れてくる実態調査ができるのかということ、なかなか難しい部分があるかと思えますね。ただ、事態はこういう緊迫した状況、こういう状況になって、テレビ等で出てくるニュース等をただ傍観的に見ていくのではなくて、我が市の子供たちの状況は果たしてどうなのかなど、有害サイトにつないでいる子供たちがいはいないかと、あるいは学校裏サイト、こういったことでひぼう中傷がどんどん増えていく可能性はありはしないかと、そういったことを含めて、あぶり出すという言葉はよくないですが、そういったものをやはり俎上に載せられるようなですね、実態調査あるいはアンケートでも含めてやっていくべきだと、もうその時期に来ているというふうに思いますが、教育長、どうでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） 有害情報対策ということにつきましては、12月3日の調査で、各学校で取っておりますが、ほとんどお陰様で具体的に実害とかいうようなものが出てきてと、抽象的な書き込みがあって大きな被害が生じているという例の報告はございません。ちょっとあった学校がありますが、これはすぐお互いに注意をし合って解除したという例もございますが、だからといって、今のうちにももちろんやらなければいけないわけでございまして、発生してからでは遅うございますので、まだ大丈夫なうちに、早めに芽を摘んでいこうと、そういうことは学校長を通じて、学校を通じて、また今度は冬休み等もありますので、またお年玉の時期になりますと、それでもって買ってもらおうかとする子供たちもきっとあるはずであります。そういう場合の機器の与え方についても、学校を通じて指導してまいりたいと考えております。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、本当に正確な実態というのはなかなか表に出てきづらい部分があるんでしょうけれども、いわゆるこちらの側からとすればですよ、でき得る限り実態の把握ができるような取り組みを早い時期に展開をしていただいて、次の手を打っていくということがすごく大事だろうと思います。

新聞記事なんですけど、橋下知事の大阪府でのあの教育委員会の徹底した指示を受けて、その後の新

聞の記事でも、いろいろと出ております。そして、賛否両論、いろいろあるわけですが、その中で、あのことが一つの契機となって、いろんな地域でいろんな調査をし始めました。そして、携帯電話の所持や校内への持ち込みを校則で原則として禁止している所とか、そういったものが掌握がありました。今度は逆に小学校等になると、その禁止の校則、その規定を設けてないという所が小学校になると増えてくるという部分がありますが、本市ではこれを校則、そういった規定で、小・中学校で携帯電話に関して設けているのか設けてないのか、そこらはどうでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） 基本的には、不必要なものは、携帯電話に限らず学校には持ち込まないようにならうという申し合わせはし、指導もしておりますが、これを特に携帯電話に関して、それを抽出して持って来てはならないというような指導はいたしておりません。ただ、中学校ではもう当然、それを授業中に使ったり、あるいはまたそれで写真を撮ったりしている子供たちがいるとすれば、当然、教師はその場で指導しているものと考えております。

○14番（小野広嗣君） 教育長、今の答弁でいくと、縛りが掛かっていませんね。緩やかな状況にありますね。そして、子供がいわゆる授業中に写メールであるとか、いろんなものをやっていることに関して注意が飛ぶという状況、いわゆる極めて基本的なルールづくりさえ、まだなされていないと。どこまで縛るかというものは今後の議論ですが、やはり携帯電話を所持する理由付け、そして携帯電話を使うルールづくり、こういったものをやはり明確にして、全面禁止だったら別ですよ。全面禁止でないのであれば、そういったものがしっかり練られていかなきゃいけないと思うんですが、どうでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） 携帯電話につきましては、基本的には持ち込み禁止ということをしておりますが、今、御案内のとおり、もう早めにその手はずを何か打たにやいかんのじゃないかと、要するに法的な規制が必要ではないかという御意見でございますが、これもまさしく保護者の御理解がなければですね、学校がもう持って来させないように絶対します、持って来てたら取り上げますと、仮に言ったとすると、じゃあうちの子供は帰りにこうしてるんだが、これはどうして認めてくれないのかと、これはこうだ、特別うちの子だけ何とかしてくれとか、そういう特例を申し出ますとですね、これはもう教育の現場は混乱の一途でございます。ですから、そこらあたりも十分審議し、いろいろな場で決定してからでないと、上意下達のやり方では、私はこの問題は決して解決しないと。もう裏へ裏へと隠れ隠れて、子供たちは校門を一步出たら、一斉に携帯電話を引き出して使っていると、そして携帯電話を動かしながら歩いて帰るというゆゆしい問題になるのではないかと考えていますので、これはまたあらゆる方面で検討をしていかなければならない大変喫緊の課題であろうと考えております。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 法的に縛りを掛けるとは言っていないので、誤解のないようにしていただきたい。いわゆる子供たちの携帯電話、あるいはパソコンに関しても、その使用の実態というものをしっかり把握をする、まずそこが初めですよ。そして、その使用実態に合わせてルールづくりをしていくと。そして、そのことを保護者にも示していくという、これは別段、法的にこうしなさいということではないです。学校では、当局としてはここまで考え、皆さんと協議し、その実態も調べた上でこ

こまで協議をし、そのことを皆さんにお示しをしておりますということで理解を得ていけばいいわけで、一長一短にはいかなことはもう十分に理解をしているところであります。

そういった意味で、本当に教育長が言われたように、昔であればこういったことで悩まずに、教育委員会が悩む、学校現場が悩むということもなかったことが、科学技術の発展とともに、逆にたちごっこのように襲ってくるということで、現場の教育委員会をはじめ、学校の先生方のいわゆるする仕事量というのは、もう往時に比べれば大変な状況になっているなあという気がします。そのことに関しては、ここで質問の趣旨と外れますので述べませんけれども、あと、被害の実態とか、具体例とか、そういったものを通してですよ、子供あるいは親御さんたちに、こんな危険性があると。ニュース等では流れてきますね。だけれども、教育委員会あるいは学校現場を通して、そういった情報をどんどん落としていくことによって、子供たちあるいは親御さんの注意を喚起するということは極めて大事だろうと思っています。福岡県の教育委員会がそういった危機的状況の中で、DVDを作成して、そのDVDの中身がすばらしいということで評判になっておりますが、そういったものを見ていただくことによってとらえ方ががらっと変わったという報告をなされています。そういったことに関して、教育長、どうでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

本市といたしまして特別はやっておりますが、県の方といたしましては、現在、教育委員会の方でDVDを作成して、そしてそれぞれ市町村に配布もしております。そういうものも使いながら、今後また更に深めていきたいと思っております。何せルールづくりに関しては厳しいところもありますが、まずは何をしておき、現状を正しく把握し、そして正しい使い方を十分理解をさせながら、この情報化社会を生き抜く力を、また一方ではちゃんと指導していかないと、これはもう遅れてしまうという面もございますので、今後は、本市はICTの教育の大変先端を行っておりますので、これを正しく利用しながら、あらゆる方面で今後の教育成果を上げてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 今、教育長が言われたように、携帯電話に限って質問をさせていただくと、いわゆる注意を喚起するために、小・中・高、このPTAを通じて携帯電話教室というものを実行して、保護者にその理解を深めていっていただくという流れが今浸透し始めておりますが、そういったことも計画していただきながら対応していただければと思うんですが、どうでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） ただいま大変貴重な御提言をいただきましたので、早速、持ち帰りまして検討してまいりたいと思います。

○14番（小野広嗣君） あと、この項で、先ほど教育長が、小学校でフィルタリングの使用状況が20%、中学校で19%ということになっておりますね。これをやはりしっかり、有害サイトへのアクセスを止めるというそういった意味で、このフィルタリングサービスを保護者にしっかり訴えていくと。携帯電話であれば、携帯電話各社がそれに対応できるようにしてありますね。そして、パソコンであれば、インターネット上のその管理者の方にしっかりつないでいくと。これは有料もあれば無料もあ

りますけれども、今、無料が相当増えております。そして、このフィルタリングの水準もだんだん高まっていて、親御さんが使う分、子供さんが使う分、その仕分けもしながら、しっかりフィルタリングができるというふうになってきていますね。ですから、このことをしっかり学校現場で親御さんたちに徹底をしていただくと、全然違ってくると思うんですね。このことによって未然防止ができるというふうに思います。パーセンテージ的に少し、全然処置されてないということではなくて、されてるからここまで来てると思うんですが、これの徹底をして、これを60%、70%まで高めていくと大分違ってくるんじゃないかと思うんですが、そこらはどうでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、議員御指摘のとおりですね、もうこの携帯電話から子供たちを守る方法は、このフィルタリングの設定しかないのではないかと思うような、極めて悲惨な状況かなと思っております。ですから、今パーセントを申しましたが、今後は保護者と一緒に子供たちの分につきましても、このフィルタリングサービスの設定を有料・無料にかかわらず、積極的に進めていくという方法を探っていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） まさしく、よく御存じだと思いますのでもう示しませんが、総務省もそのフィルタリングに関しての注意を喚起するパンフレット等をしっかり作り上げて、カラー版で見やすい冊子を作っています。そういったものも含めてですね、保護者に配布をしていただければ、もう物があるわけですので、それをしっかり配布していただければですね、その分だけでも周知が進むというふうに思いますので、ぜひ取り組みをお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、ノンフィクション作家の柳田国男さんのコラムですが、その中にまさしく先ほど教育長が言われた、不便な時代の方が良かったんじゃないかという観点でコラムがあります。本当に子供にネットを使わせるなという観点で記事があるわけですが、少なくとも小学生時代は使わせる必要はないということで、使わない環境で育つ方がいいと。不便であり、自分で考えないと何もできないという経験が一番大事なんですというふうに言われて、生身の人間との接触が極度に少なくなり、きめ細かい感情・感性が育たず、他者の心の痛みや悲しみを感じる心も育ちませんというふうに言われています。まさしく先ほど、市長が教育長に申されました。いわゆる長年、この歴史上の中で培われてきた国語力というか、コミュニケーション力、言葉の力、対話力、こういったものがバーチャルの世界で吹き飛ばされていきつつありますね。行き詰まったら原点に戻れということです。まさしく市長が国語教育の力のアップを要請されたのと一緒で、本当に今、こういった状況の中で読書力というか、そういった読み解く力、そして考える力、そういったものを教育現場でですね、原点に立ち返って取り組んでいくことも、遠いようではありますが、ここに対する手立てにもなっていくと。近道はフィルタリングですよ。遠いようだけれども、先ほど言われたように、国語力を回復していくための読書運動とか、そういった取り組みが大事だと思います。どうでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） 私も柳田さんの記事は以前読んでおりましたが、確かに本当にそういう時代でございますので、数年前に亡くなりました中野孝次という哲学者も言っております。文明が発達

すれば人間は幸せになれるというのは大きな間違いだったということを彼は残して死んでおりますが、本当にそういう気がしてなりません。だからといって、何もせずに立ち止まって、またカンテラの時代に返れというわけにもいきませんので、我々は今ある社会をどううまく利用し、利用されることのないように生きていくかということを考えていかなければならないと思っておりますので、今後、あらゆる手立てを打ちながら、またいろいろな面で御指導・御助言もいただきながら、子供たちの健全育成を進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともひとつよろしくお願いいたします。

○14番（小野広嗣君） 終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。



午前11時52分 休憩

午後1時08分 再開



○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

上村議員、鬼塚議員、着席です。

一般質問を続行します。

次に、16番、金子光博君の一般質問を許可いたします。

○16番（金子光博君） お疲れさまです。

私は、今日は4項目質問をしますが、4番目を除いて内容は少し違いますが、残念な気持ちでここに立っております。市長も年代は私と同世代で、少し先輩であります。私のじいさんやら、おやじがよく言っておりました。「銭の工面とね、仕事はねえ、段取りひとつよ。」というようなことで、工面たばこをよく吸っておりました。たばこを吸いながら、今日の仕事はどうした方が、どげな順序でやっていけば、一番能率が上がって、よか答えが出せるのかというような、そういう一時の時間ですけれども、やっぱりそういう立ち止まってじっくり考える時間を工面たばことしてとっておったんじゃないかと思えます。今、禁煙ブームでたばこを吸う人も少ないですが、やっぱりたばこを吸わなくても、たまにはその場にじっと踏みとどまって、今日のこと、明日からのことをどげんすればよいかというようなことを、たまには心静かに考えていただきたいなというふうに思えます。まあ志布志市の最高の責任者ですから、万に一つの過ちもない方がいいわけですが、人間がすることですから、たまには議会においても、提案されたものの撤回とか、あるいは議会の皆さんの賛同を得られずに否決というような結果も出ております。市長に対してごまをすってくる人間は、好かんことは何も言わんというふうに思えます。やはりしっかりと支えんないかん人間は、たまには小言も言うだろうと思えます。そういう声に素直にたまには耳を傾けて、志布志市の最高責任者として行政の運営にあたっていただきたいものだなあというふうに考えております。

ちょっと前置きが長くなりましたが、それでは、通告に基づいて、順次、市長に質問をしたいと思

います。

道路行政について、6回目になります。県道柿ノ木志布志線、柳橋～弓場ヶ尾間についてであります。

現在、19年度完了部分に続いて、工事が始まっているようにございますが、具体的に今年度どれぐらい工事が進むのか詳しく答弁を求めます。

続いて、先月、11月13日、県議会の企画建設委員会の現地調査が現地でありましたが、そのことも踏まえて、今後の見通しとそのことについて答弁を求めます。

○市長（本田修一君） 金子議員の御質問にお答えいたします。

県道柿ノ木志布志線は、議員も御承知のとおり、合併後においても、志布志市の最重要路線として、地区土木協会等においても毎年要望をいたしているところであります。平成19年度までは、鹿児島県が地方特定道路整備事業により単独で改良し、市も負担金を負担してまいりましたが、平成20年度からは事業費がより増額できる地方道路交付金事業により整備をいただくこととなりました。現在、3,000万円の事業費で、平成20年度の事業を進行中ではありますが、延長1.4kmのうち1kmは、おおむね用地買収が終了し、残り区間400mの実設計・用地測量と用地買収を実施中でありまして、工事の方も11月から業者が入りまして、昨年工事の完了した所より松山方面への見通しの悪い所の切り取り工事を現在進めているところでございます。

今後の計画としましては、残り400mの用地・補償を平成21年度から早急に進め、実施の手順としまして、松山方面からの道路が上り坂となるため、排水流末の関係から、柳橋方面からの工事を行う予定で計画しているというふうに伺っております。

先月、11月13日には、県議会企画建設委員会の委員の方々が現地調査を行われ、状況の確認もいただいたところでございました。県の方としましては、地権者の御理解と御協力をいただきながら、整備推進に努めていきたいということでございます。用地ストックもできておりまして、県としましては十分事業増の対応ができています状況と伺っております。

先日行われました県議会議員企画建設委員会の現地調査の際には、地元公民館役員の方々をはじめ、多くの方々の出迎えをいただき、現地の調査ができたところでございます。柳橋から弓場ヶ尾方面へ歩いていただき、また地元の声を直接お聞きいただきました。行程の計画にはなかった全区間の通り抜けによる視察もしていただいたところでございます。県の方でも、このことを受け、補正予算の要望も更に行っているというふうに伺っております。

○16番（金子光博君） 市長、ただいま答弁をいただきましたが、今年度内の増額補正の予算の獲得に向けて、動いてみようかというようなお考えはありませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもは、今申しましたように、この路線につきましては、合併後の重要路線ということで、県の土木関係、大隅地域振興局の曾於支所の土木所長にも、建設の所長にも度々この路線についての要望はしているところでございます。先ほどお話ししましたように、県議会の方でも視察していただきましたので、また更に要望を重ねているところでございます。

○16番（金子光博君） 市長が11月13日の県議会の視察の日程を知られたのはいつですか。

○市長（本田修一君） 正確には覚えておりませんが、二日か三日ぐらい前だったのではなかろうかと思います。

○16番（金子光博君） 二、三日前ということは、11月10日ごろだというふうに考えます。私、このことを知ったのは、地元の県議より電話で連絡があり、その後、行程表を10月30日にもらってこのことを知ったわけでございます。その後、私一人では非常に荷の重いことだと思ひまして、副議長に相談いたしまして、副議長と11月5日に、市との協議をしっかりと、このことが無駄にならないように、しっかりとした議論がなされるように打ち合わせに行こうじゃないかということで、11月5日に市長室に伺いましたが、市長は公務でおられませんでしたので、副市長室の方で、副市長、総務課長、建設課長、それに谷口議長も来ておられましたので、6人で、それに向けての段取りを話し合ったところでございます。その時、谷口議長の方は私より2週間ぐらい早くこの行程表を、だいたい10月22、23日ごろだと思いますが、そのころ県議よりいただいて、後のことはしっかりと任せるよということで、総務課長に渡されております。私たちが行った時には、庁内でそのことの議論がなされておるのかというふうに期待して行ったわけでございますが、何もされておられませんでした。まるで他人事のようなものでした。昨日の宮田議員の質問にもありましたように、課長は県に届けたのかと。出先の係長に届けたと。それで事が前に進むんでしょうかね。ましてや、県議も県議でしたけれども、柿ノ木志布志線、後ろの方に柿ノ木橋というふうに書いてあったのを見落としておられたようで、課長がそのことを県に問い合わせをすると、柳橋は全くその対象外だったと。そげなことでどげんすつとかよというようなことで、県議にやかましく言って、そのことを委員長に申し出をして、せっかくこっちに来られるんだから、高規格道路と志布志の港湾を見るんだから、別の所に行くんじゃないんだから、見てもらうようにあなたの方で努力をしてくださいということで入れていただきましたが、建設課長がまた出先に電話をしたところ、県道の1路線で2か所も現地調査をするというようなことはかつてあり得ないと、それはできませんというようなことで、課長の方はけられたんですが、県議の方がこっちの方からしりをたたかれて、実現するようになったわけです。まあ11月5日に副議長と二人で足を運んで、せっかくのチャンスを無駄にしないために協議にと、あの時足を運ばなかったら、このことはどげんなっちゃったっじゃろうかいと。何のためあなた方はそこに座っておられるのか。私たちは、あなた方を信頼して、信用していろんなことを要望します。あなた方がその期待にこたえなければ、宮田議員のように飛び越えて、県議会の副議長、あるいはそれなりに力のある人の所にそれぞれが足を運ぶようになったらどうなるんですか。何のためのルールですか。もうそげなことは、私がこげんな所で言わんでも分かっているはずだと思います。こんな丘の上の庁舎から市民を見下しておるような、見下ろしておるような気持ちだから、そういうような態度になるんじゃないでしょうか。もうちっと、我が事として、しっかりと仕事をしていただきたいというふうに思います。

柳橋の向こう側の地元の方々も、先ほど市長の答弁の中にあつたように、私たちは松山時代は、あそこら辺の人が反対している人が多いからなかなかできないんだろあというふうに合併前は考えておりましたよ。しかし、合併して、この前、あそこら辺の人たち、あるいは毛野議員の話を伺うと、

もう1日も早くしてもらいたいと、地元の熱意も切々とあの時感じられました。そういうことを踏まえて、市長、もう一回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど、三日ほどというふうにお答えしたのは、10日の日に土木事業の要望の説明がございまして、その時に確認できたというようなことだったと思います。確かに、今、議員がおっしゃるとおり、このことにつきましては、中山県議の方で特段の働き掛けがあったということをお伺いしまして、コースの変更がされて、私どもの地元に来ていただいたと。そして、その裏には、議員と、そして福重副議長の働き掛けがあったということにつきましては、誠に申し訳ございませんが、今思い出したところでございました。

そのようなことで、この路線につきましては、本当に地域の皆さん、特に松山地域の皆さん方につきましては、早期に事業が完結することについて切望されているというふうには十分承知しているところでございます。私どもは合併いたしまして、この路線を含めまして3路線を合併後の県の事業として重点的に整備していただく路線として指定をしていただきまして、整備をしているところでございますが、現在、そのことに基づきまして、県としましても予算の範囲内でこのことについては重点的に整備をしていただいているというふうには認識しているところでございます。先ほどお話ししましたように、補正の予算等があるとなれば、そのことについても十分、県議会等も後押しもあろうかというふうに思いますので、再度働き掛けをしていきたいと思っております。

○16番（金子光博君） ここに県の土木部の基本方針ということで、地域密着事業等、この資料をいただいておりますので、これをちょっと読ませていただきます。重点施策事業以外の事業であり、市町村合併、地域防災対策、生活道路等の整備などの地域課題のうち、地域土木事業連絡会における意見交換等を踏まえ、整備の必要性、重要性、緊急性、効率性、地元の協力体制、全部5項目ともはなまるが当てはまりますね、などについての優先度を判断して実施する事業とします。地域密着型事業については、地域にとって真に必要なメリハリをつけた社会基盤の整備を行うため、市町村との意見交換を行うこととしており、そのための組織として、土木事務所等、出先事務所の長と、管内の市町村長及び担当課長等で構成する地域土木事業連絡会を設置しましたというふうに明記してあります。こういう会で、市長は、どれくらいの力を入れてこのことについてお話をしていただいているんでしょうか。そこをちょっとお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この路線につきましては、合併直後から最重要路線というようなふうに位置付けまして、ただいまお話がありましたような正式の協議会の場でも、そしてその他の場面でも進ちよくの状況についてはお話をお伺いしながら、早急にこの路線の完成をお願いしたいということについては要望しているところでございます。

ただ、県の方も非常に財政的に厳しい状況が続いているというようなことの中で、その地域密着型の路線についても、非常にまた限定的な形になってきているというようなことをお伺いしているところでございまして、そういうほかにも県道等について、整備が必要な所があるわけでございますが、

そのような中からでも、最優先というような形で、この路線については整備をお願いしますよということ念を押しながら話をしているところでございます。

○16番（金子光博君）　そうですよ。やはりですね、少ない予算を県内の人たちが分捕り合戦をしているわけですから。市長、太鼓ですよ、太鼓はどこをたたいた時に一番良い音が返ってくると思われませんか。

○市長（本田修一君）　当然真ん中ではなかろうかというふうに思います。

○16番（金子光博君）　そうですよ。やっぱり真ん中をたたかんとですね、いい響きは出ません。今まではですね、私に言わせれば、縁の方をたたいたんじゃないかなあと。高い音が出ます、やっせんやっせんち。真ん中をたたいたら、低い音で、任せ任せというような音が出ととですよ。やはり、だから太鼓と同じで、このことだけじゃないですよ。私はこのことを言っておりますけれども。やっぱり、県に伝えるときでも、どこに一番言った方がこのことに有効な答えが出るのかというようなことを、自分で考えつかんときは人の知恵も借りてよかですがね。何も人の知恵を借りるのが恥ずかしいことでもないわけですから。

そして、課長、自信があったればいいですけど、自信がなかったらですよ、産業建設委員会あたりでこのことなんかが出たときには、委員会でもひとつ、県に行きますから、協力してもらえませんかというぐらいのことがないといかんですよ。何度これは言ってますか。あなたが自信があるのなら別ですよ。そこらへんも首長ともしっかり話し合っていたきたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。

市道志布志平山線（平山地内）の第1級の危険箇所（がけ）の現状認識と今後の考え方について。

ここの地区は、ここを通らないと行けない所で、10戸ぐらいあると思いますが、ほとんど農業で、しかも超高齢世帯の多い所でございます。がけがかぶさっているため、消防車、救急車等は通行不可能なような所でございます。できることなら、だれもがその下は通りたくないような所でございますが、市長、その現地を見られたと思いますので、このことについて答弁を求めます。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

市道志布志平山線の第1級の危険箇所の現状については、議員御指摘のとおりでございます。平山集落への入り口付近のがけにつきましては、地形や用地の制約があり、現在の状況で当箇所の工事を行うことは非常に厳しいものと考えているところでございます。

そのような状況から、集落へのう回路としましては、平山入り口から左の上り方向へ道路を整備して、地域住民の安全を図ったような状況であります。集落内の道路を含め、整備予定路線として過疎計画にも掲載した経緯もあります。他の事業との調整を図りながら、地権者の御理解と御協力をいただきながら、整備推進に努めてまいります。

○16番（金子光博君）　市長、あの場所に立たれての感想をお聞かせください。

○市長（本田修一君）　以前は車で簡単に通ったところでございますが、この状況を見ましたときに、本当に厳しい危険な道路だなあとというふうに考えたところでございました。また、切り立ったがけがかなり高いなあとというふうに考えたところでございます。

○16番（金子光博君） やはりですね、ああいう所を今まで放置しておいたと。旧志布志町からの懸案ですけれども、先ほど回路を造ったというふうに、それはもっともらしいことですよ。そこに家が見えちゃって、わざわざぐるっと遠回りして戻って来る人がどけおりますか。我が家はそこにあるわけやっで。何倍ちかかりますよ、あの上の方に上がれば。じゃあ、そのことがなかなか地権者の方との交渉がうまくいかない、あるいは工事を進める上で何か難しいことがあれば、そのことは何なのか、それをお答えください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお話ししましたように、用地の制約があったということでございまして、地権者との交渉がうまくいってないというような状況があるようございまして。ほかの地域でもこの方と現在も交渉中という所もございまして、それらのものも解決しながら、この方とは解決していくんじゃないかなというふうに思うところでございまして。

○16番（金子光博君） その地権者の方と交渉を最後にされたのはいつぐらい前のことでしょうか。

○建設課長（白坂照雄君） お答えいたします。

計画路線に今のところ私どもの方で上がっておりませんので、私が建設課に来た時点ではまだ交渉を行っておりませんが、ほかの路線での交渉は行っている現状でございまして。

○16番（金子光博君） であれば、あそこの箇所については、何年か前にはしたけれども、もうその後は全然してないということですね。大体でいいです、何年ぐらい前ですか。

○建設課長（白坂照雄君） お答えいたします。

私もそこをいつしたというのは、ちょっと現在のところ確認をいたしておりません。申し訳ございません。

○16番（金子光博君） 市長、最悪の事態の発生が非常に予測されるような場所ですよ。最悪の事態が仮に発生した場合は、その責任はどこにあるんですか。

○市長（本田修一君） 市道でございまして、当然、市の方にその場合には責任が生じるということになるかというふうに思います。災害が発生する恐れがあるときには、一応、災害発生が起こりそうな区間につきましては、当然、その災害の発生しそうな状況に応じまして、通行止め等の措置をするわけございまして、この区間についてもそのようなことで、災害が発生しそうな場合には対応を考えているというようなふうに担当の方からは聞いているところでございまして。

○16番（金子光博君） 人命よりまだ重いものがあつたら教えてください。

○市長（本田修一君） 当然、人命が一番貴重な、重いものではなからうかというふうに思います。

○16番（金子光博君） それでは、市道の維持補修・改良工事をする場合にですよ、当然、何十箇所、何百箇所も単年度でできるはずはないわけですので、優先順位を付けていかれると思いますが、その判断の基準を示してください。

○市長（本田修一君） ただいまのところ、その基準なるものは用意してないということございまして。ただ、ただいま御指摘の路線等、危険度が高い所につきましては、道路のパトロール等をしながら、その危険度の確認について努めているということございまして。

○16番（金子光博君） 基準を、まだそういうのを示してないということですが、であれば、具体的にもうちょっと、どういう順序で決められていくのか説明してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

道路の整備につきましては、振興計画等に基づきまして、過疎計画が定められております。そのようなことで、重要路線については、そのような形で整備していくというような段取りになっていくかと思えます。危険箇所につきましては、その危険の発生に応じまして、その路線の重要性あるいは危険度の高さというものをしんしゃくしながら、予算の範囲内で対応している状況でございます。

○16番（金子光博君） 先ほど、市長も答弁の中でお認めになりましたようにですね、危険箇所としては第1級で認めておられると。しかし、現場の方では、担当課の方では、ここ何年もそのことを解決しようと、交渉に一つも足を運んでない。当然、その方も高齢者の方であられるでありましょうし、またその所を通行される方だと思えますので、過去に何があったか、それは私は知りませんが、話の持っていきようによってはですよ、理解が得られるんじゃないかと思うわけですよ。何年も足を運ばずして、だれがそれならそっちの方からしてくれしてくれと言う人がおりますかよ。だから、人の事のように考えちょっぴりこげなことになるわけですよ。私は、志布志市内のいろんな所を、言ったときに市内の3分の1ぐらいかもしれませんが、走り回ったときに、あそこより危険な所はまだ通ったことがありませんね。しかしですよ、今年度の道路改良をされている所を、今、工事が始まっておりますが、そこを見たときにですよ、ここは何でけど。この地区にとっては優先順位でしたときには、10か所あったとすると、10か所の10番目じゃないかなというような所が工事始まっておる。この地区においては、ここよりまだほかにする所がありそうなものだがなというような所もありますよ。だから、そういう判断の基準さえ決めてないから、そういうような矛盾が発生してくるわけじゃないですかね。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

整備の基準というものについて、定めてないということですが、先ほどお話ししましたように、地域の要望等に基づきまして、整備すべき路線というものについてはそれなりに把握がされておると。そして、危険箇所についてもそれなりに把握ができておると。そのようなことで、その中で予算の範囲内で整備をしているような状況でございます。ただいまお話になっているこの路線につきましては、先ほどもお話をしましたように、その後交渉はしてないというような状況で、この路線の整備がされていないということにつきましては誠に申し訳なく思ったところでございますが、まずもって用地の確保が先決というような状況でございますので、そのことがなされた路線から整備がされていったものと思うところでございます。今後、この路線につきましては、先ほどお話がありましたように、他の路線との関係もございまして、また交渉を重ねていきたいというふうに考えます。

○16番（金子光博君） 次年度へ向けて、そういうような働きをするということですね。

市長、やっぱりですね、市民は等しく、我が子やったり、我が親やったりというような気持ちで接しないとですよ、偏った人たちだけにそういう行政の手がいつてはいかんわけですから、やはりああいう所に自分の親が住んでるといふふうに思えば、それなりに厳しい指示も出されるでしょうし、ま

た課長も、自分の子があそこに嫁じよにいたちよったち思えば、うちよかならんですよ。そうじゃないですか。しっかりとほら、頑張ってくださいよ。

それでは、次に移ります。

市道吉村押切線（中央吉村地内）の改良工事計画変更をされたが、地権者への説明は不十分と考えられるがどうかということであります。

吉村の信号より農協側ですね、こっちから行ったら左側に入った所のAさんという人と話す機会がありまして、このことについてどげんなちよっとかというようなことを相談されました。そして、その方の話を伺うと、どうしたことでそげなことが起きたろかいというようなことでしたので、6月の議会の会期中に建設課長と、都市政策推進監ですよ、3人でそのAさんの所に出向きまして、そこで話をさせていただきました。やはりAさんが言われるようなことなんですよ。計画変更があったけれども、その後の謝罪なり説明がしっかりなされていないから、腹かいておられるわけですよ、あそこの上の人たちですね。そこでは、課長、推進監がそれなりに謝罪もして、今後のことの説明もして、その方は納得されました。あと6名ぐらいおられるということでしたので、じゃあ課長、もうあとの6人も、なれば個別訪問だけでも、もう個別訪問で時間がかかるようであれば、1か所に集まっていたいで、きちんとそのことの説明はせんないかんよと言って別れたわけですよ。それで、9月議会の会期中に、またここで本会議が済んで出るところに、課長に、あのことはもうしてくれたんじゃろうと言ったら、まだしてませんと。してませんと、もう6月に約束した事をまだしとらんとやと。市長に相談したら、それはしなくていいと市長が言ったと。ほんのこっやということ、私は2回念押しをしましたよ。本当だと言うので、そげなこっがあったろかいと思ったので、こんなことはもう一般質問もしたくもありませんでしたけれども、放っとくわけにもいきませんでしたわけですが、市長の謝罪と説明をしなくていいといった本意は何なのか。有明の地元ですよ。あなたに一所懸命応援をされた方々だと思いますよ。どうということでしょうか、答弁してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私もそのことについては報告を受けたところございまして、計画変更があつて、そしてそのことについて理解がいただけない方がいるというようなことで、そのことについて改めて説明したということで、地元としても計画内容については理解するが、最初と2回目の説明があつてから、職員の異動もあり担当も交替しているということで、説明についてなかったということで、不動産業者、建築業者等が地元に入り混乱したというようなこととおしかりがあつたというようなことございまして。

その説明の中で、ほかの方々についてはどうなのということで聞きましたら、ほかの方々についてはそのようなことはなかったというようなことを私は担当から聞いたものでありますので、そのことについてはそのような、そうかというようなふうに理解したところございまして。ほかの方、ある方にお伺いしましたところ、そのことについては理解しているよというような回答があつたということをお聞きしたので、そのようなふうに担当の方には話をしたかというふうに思います。

○16番（金子光博君） やはりですよ、そこに複数の人間がおられて、一、二名の方が納得しているということであってもですよ、みんなを集めてでも、当初の計画と地元の説明はいつあつたんですか。

○市長（本田修一君） 平成18年7月に当初の計画があったと。そして、2回目を18年11月22日に行うということがありました。そして、3回目に説明を行ったところでございますが、3回目の説明の時に、その2回目の内容と変わるということで話をしたところでございますが、このことにつきましては、先ほど話がありましたように、変更の説明の中で、該当しない方もこの時に来られたということで、その時に該当しない方から、自分たちも説明会に来たんだけど、該当しないのに何で呼ばれたのかというようなこともあったというようなこともありまして、その後、今お話があったように、特に今お話があった方から強く説明を求められたというような状況があったと。そして、ほかの方については十分認識しているというようなふうなことが私の方には担当の方から報告がありましたので、先ほどお話ししたような形で、そのような形でいいのではないかとというようなふうにご回答したかというふうに思います。

○16番（金子光博君） Aさんの話によると、旧有明町時代に計画がされて、新市へ引き継がれたということなんだそうですね。それで、計画の青写真が示されて、その六、七名の方々は、道路の幅員を広げるにあたって、幅員が足りないから家を立ち退いてくださいと。それで、その六、七名の方々は必至になって、新しい用地は自分たちで探さないかということだったそうですね。1年間ぐらいいろんな手を尽くして探したけれども、やはり足元を見られるというか、いい場所はなかなか価格の折り合いがつかずに、まあ交渉が成立しなかったわけですね。それが一つでん手付けどん打ちよければ、またいろんな補償関係が出てきますけれども、手付けを打ってなかったからよかったもので、それが計画変更になって、もうそこはしないということになったら、その人たちは、まあもうよかったとか、もうじんじごつせんでよかったじ、胸をなで下ろしてはおられるんですね。しかしですよ、地元が陳情したわけでもないのに、町から提案があつて、はい、こうこうこうですよと説明があつて、はい、家を除いてください、新しい宅地は自分で見つけてくださいよ、移転先はというようなところまでして、しょちつといろいろの方々手を尽くして、結果的には宅地は見つけられなかったと。そしていつの間にか、もうしないことになりましたと。じゃあそれなら、その1年間の苦労は何だったかのと。普通の人なら、やっぱり憤りを感じますよ。そういうことだから、しっかりと後のフォローをすれば、こげなことにはならんわけですよ。何も難儀なことじゃないですがね。俵をかたげっせえさるつとじゃねし。ただ、しっかりと心を込めて、大変すみませんでした、御迷惑を掛けましたということで謝罪して、また今後何かあつたときには、協力してくださいというようなことで、よかふうに言えばよかわけですよ。こういうことですね、市民の感情を損ねると、次にまた大事な何か仕事をせんないかんとときに、その方に印鑑をもらわんないかんとときには、そういうのがネックになるんですよ。市は信用でけん、もう絶対加勢はせんと、意固地になってきますからね、そげなことはそこ1年や2年じゃ消えんですよ。何十年とかかつとですからね。百人の人がそのことをしてほしいのに、たったこげな一事の後始末がでけじ、一人が判をつかんばっかりに百人の人たちの希望が駄目になることだってあるわけですからね。今からでもちゃんと、市長、これからのことも踏まえて、課長やらと一緒に行って、集まっていたいで説明をされる気はありませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員の方から、今後の市の進めようとする事業に対して、あるいは公が進める事業に対して不信感が生じるというようなお話があったところでございます。たまたま私自身は、最近そういった事例に遭遇いたしまして、それこそ何十年前に自分の土地が思いがけなく無償で提供させられたと。だから、今度の事業には賛成できないというようなお話を受けまして、そしてその方に何度も何度も足を運んで理解を得たということが最近あったばかりでした。そのようなことから、私自信は、先ほど言いましたように、ちょっと認識が甘かったとか浅かったとか、そのようなことでございますので、今、お話がありましたような形で、関係される方が御不審、御理解がいただいてないということであろうかと思っておりますので、すぐさま出向きまして、このことについて陳謝し、そして今後の事業についても御理解をしていただくよう取り組みたいと思います。

○16番（金子光博君） ぜひそういうふうにしていただきたいと思っております。それがですね、市長がいつも言われる市民の目線に立った行政運営なんですよ。やっぱり目線のレベルをぐっと下げて、そういうことにこたえていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

曾於南部土地改良事業を活用しての農道整備の実績はどうか。また、その他のそれに付随する事業に着手されておられたら、そのことも答弁していただければというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

曾於南部土地改良事業での農道整備は、路線数で49路線、延長で1万8,820m計画され、平成20年度までの整備済み路線数は6路線の延長で3,457mが完成しまして、進捗率18.4%でございます。また、平成20年度までに14路線、延長で3,836mの測量設計が完了し、平成21年度工事実施に向けて、現在、用地交渉中でございます。なお、残り29路線の延長で1万1,527mは、平成25年度の事業完了までに計画的に工事実施ができるよう県と協議をしながら進めてまいります。

○16番（金子光博君） 我々の所の東部土地改良事業と南部では着手した年度が違いますよね。一緒ですか。そこをちょっと教えてください。

○畑かん推進監（井手佐喜雄君） お答えします。

曾於東部土地改良事業におきましては、昭和60年から開始しております。それから、曾於南部土地改良事業におきましては、県営事業が平成10年から開始しております。

○16番（金子光博君） 着工の年数が十二、三年着手するのが南部の方は遅れているわけですが、松山地域ではこの事業を大いに利用して、農道なり、排水路、あるいはまた基盤整備等、小規模の畑の基盤整備等も行って実績を上げております。よく聞く話で、有明の方は農道の整備が非常に遅れておるといったようなこともよく耳にします。そしてまた、耕地林務水産課の方に農道の件で相談に行きますと、松山はよかがなど、有明などは、もうしといたないこっじゃねというようなことを聞いたりしますので、財政課が足を運んだりして、現地を見に行くと、これは駄目だよというような厳しい指摘も受けておられますが、過去に松山では、節約するところは節約して、そういう現在の状況を築いているわけですから、それでもまだ100点満点でもなければ、六、七十点だろうと思うわけですよ。だから、こういう県・国の事業を大いに利用して、そういった整備を進めていただきたいなあという

ふうに思っておりますが、このことについて答弁願います。

○市長（本田修一君） 曾於南部土地改良事業の平成20年度までの全体の進捗率が50.2%ということで、まだ半分ほどが残っているわけでございます。そのようなことで、農道整備の進捗率が18.4%と低いということにつきましては、現在まで管工事が主体であったため、今後、給水栓の設置工事が進むにつれまして、園内の工事、それから農道整備の進捗率は上がってくるというふうに考えますので、今後、急速にこの農道整備も進んでいくというふうに考えます。県とともに一所懸命、この整備について取り組みを県の方にも国の方にもお願いするというふうに考えております。

○16番（金子光博君） そういうことで、やはりこういう場所の職員はですね、志布志、松山の担当の職員は、こういうことに対していろんな、こういう所で表現は悪いですけども、いろんなやり方の手法もあるわけでしょうから、三つの所の職員がそういうところをお互いに本音で、市民のためにですよ、話し合っ、より効果的な仕事ができるように、そういう部署の職員はあんまり動かさずにですね、実績が上がるように、しっかりとしりをたたいてくださいよね。そのことが、高齢化高齢化と言われますけれども、農業を守っていく人たちが1日でもですよ、長く現役で頑張ってください一つの手立てになるわけですからね。トラクターでひっちゃかれてけがをしたり、道路が悪いが故にひっちゃかれて亡くなったり、けがをしたりすることのないように、1日でも長く現役で頑張ってください、市にやはり貢献していただきたいと。その基盤を作るわけですから、しっかりとそこへんはやっていただきたいと思えます。そのことについて、市長、もう一回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

農道整備については、本当にいろんな事業を取り込みながらしなければ、今財政的に厳しい状況だというような中で、土地改良事業と、基盤整備事業というような形で取り組む絶好のチャンスでございますので、このことにつきましては、計画されている路線の全整備を目指して頑張ります。

○16番（金子光博君） 最後になりますが、合併して3年目をもうすぐ終わろうとしておりますが、合併して良かったという声は、私個人は直接にそんな声を聞いたことはありませんけれども、人づてに志布志の農家の女性の方が一人、合併して良かったというような声を人づてに聞いたことがあります。その理由は何かといいますと、旧志布志町と松山町は、志布志町に比べて、松山の町単独のいろんな農業関係の補助事業が多かったと。今まで志布志ではいろんな声を要望したけれども、なかなかそういうのが通らなかったけれども、市になったお陰でそういうのが利用できるようになったということで、非常に喜んでおられたというような話を1回だけ聞いたことがあります。それでも、職員の中にはですね、補助事業で機械の導入をある方と一緒に申請に行った時に、窓口ですよ、申請の段階で、その職員がね、こういうことを言いましたよ。Aさん、これは会計検査の対象になるんですよ。機械を導入されても、使用日記あるいは帳簿等、大変ですよと。こまごましたことが大変ですよ、それでも機械を導入されますかと。平気でまだそういうことを言う職員がおるわけですからね。お前は何を言うちょっとよと、まだ申請に来た段階だよと。許可が下りて、はい、いいですよと、その時にこういうことは、きっちりやってもらわないと会計検査の対象になりますから、あなたはこれができるないと補助金の返納になりますよと、その時に厳しいことを言うのならまだ話も分かりますよ。申

請の段階ですよ、一人で行って、私はそういうのを目の当たりにしてですね、何のための職員やろうかいと。市長が職員を信頼されて、いろんな所でお話をされるのも結構です。しかし、三百人、四百人の職員の中には、ほかの職員は一所懸命するかもしれない。たった一人そういうのがおれば、その人が、私はたまたまその人について行ったからよかったけれども、一人で行ったときに、普通の人は、その職員の声をはねのけてでも申請書を提出する勇気があるでしょうかね。私はないと思いますよ。そういうことですから、今までの3年間を心静かに、胸にしっかり手を当てて、反省するべきは反省し、残された期間をしっかりとした志布志市の将来に向かって予算配分もしていただいて、頑張っていたきたいというふうに思います。最後に、市長、このことについて決意をお聞かせください。

○市長（本田修一君） 一つだけいい話を聞きまして、またさらに一つは厳しいお話を伺ったところでございます。私自身、市長に就任して以来、職員に対しましては、特に窓口においては、親切かつ丁寧、そして迅速かつ的確な対応というものを努めるようにというふうに口を酸っぱくして言っているところでございます。そのようなことで、取り組みをしているというふうには考えているところでございますが、今お話がありましたようなケースもあると。たまにはあいさつをしてもそっぽを向いている職員もおるといようなことにつきましても、度々聞いたりするところでございます。その度に、改めて話をして注意を喚起するところでございます。

3年、一所懸命、市政の発展のために尽くしてきているわけでございますが、3町の融和というものをまず私自身は考えながら取り組みをしてきたところでございまして、職員につきましても、3町のそれぞれの職員の持ち味、良さというものがあるわけでございますので、それらをお互いに啓発し合いながら、そして人事をそのような観点から配置しながら、行政の効率的な運営に努めてきたつもりでございます。残された任期は1年少しということになりますが、ただいまいただきました御意見等も更に参考にさせていただきながら、円滑な行政の推進、そして本当に合併して良かったなど言っていただけの市民の方々が一人数でもまた多くなれるような行政の推進に努めてまいりたいというふうに思います。

○16番（金子光博君） 終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、金子光博君の一般質問を終わります。

ここで、35分まで休憩いたします。

—————○—————
午後2時23分 休憩

午後2時36分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 再開いたします。

重永議員が所要で早退いたしました。

一般質問を続行します。

次に、19番、岩根賢二君の一般質問を許可いたします。

○19番（岩根賢二君） それでは、私の順番がまいりましたので、通告に基づき質問をいたします。

まず、財源確保策と経費削減策についてであります。

もともと行財政改革を主目的とした平成の大合併により誕生した志布志市も、冷え込んだ経済状況の中で、更なる行財政改革を進めるために、集中改革プランを策定し、現在それを実行中であるわけであります。

この集中改革プランにある組織機構の見直しや、定員適正化計画、給与の適正化、指定管理者制度の活用等は、徐々に実行に移されてきております。しかしながら、行政の担うべき役割のうち、民間委託の推進やPFI手法の活用、第三セクターの見直し等については、思うように進んでいないのではないのでしょうか。

これらの集中改革プランを着実に実行したとしても、平成18年度から22年度までの5年間における中期財政計画では、歳入歳出の額が平成18年度で187億円であったものが、平成22年度には160億円に減少する計画になっております。我が家の財布と同じで、収入が減れば支出をその範囲内に抑えなければパンクしてしまうのは当然のことではあります。市民の福祉の向上を考えるならば、歳入の確保策と歳出の削減策を考えていかなければなりません。財源を確保するためには、人や税の対象となるべき物を増やすとか、税源確保のための人や物が増えるための環境整備、例えば住宅整備や企業誘致などですが、これらを図り、さらには財源の対象を広げること等が考えられるわけでございます。その一環として、広告料収入を歳入確保策の一つとして導入する考えはないかお尋ねをいたします。

この広告料収入については、先ほど述べました中期財政計画の中にも財政健全化のための方策の一つとして目標化されており、既に市報「しぶし」にも広告が掲載をされているようであります。今回、その広告の範囲を広げて、市の公用車に掲載するということは考えられないのか、そのことについてお伺いをいたします。

それと、広告関連でもう1点、広告入りの封筒の利用についてお尋ねをいたします。

10月に鹿児島県でねりんピックがありましたけれども、私は鹿屋市で行われたねりんピックのグラウンドゴルフ大会に出場いたしました。その時のいろいろな関係の書類を鹿屋市の方から送ってきましたけれども、その封筒を見て驚いたわけです。鹿屋市の市役所の封筒の裏には、企業の広告が載せてありました。鹿屋市も広告料収入を歳入の財源にしているのかなあと単純に思いまして、問い合わせましたところ、この広告入りの封筒は広告会社から無償提供をしてもらっているということでありました。年間には相当な額の封筒代が節減できるということでございました。本市でもこのような広告入り封筒を利用して、経費削減を図る考えはないのかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） 岩根議員の質問にお答えいたします。

財源確保のために、広告収入を考えることはできないかというようなことでございます。

新たな自主財源の創出・確保につきましては、経費削減と相まって、地方公共団体にとりまして不可欠な取り組みであります。本市におきましても、志布志市集中改革プランを着実に実施するために、平成19年度から市ホームページの広告掲載及び市報「しぶし」の広告掲載に取り組んでいるところでありますが、平成19年度決算を見ますと、市ホームページの広告料で4万5,000円、市報「しぶし」の広告料で35万円、合計39万5,000円の実績となっております。また、平成21年度の予算編成方

針におきましても、新たな歳入の創出等による自主財源の確保に努めるよう、職員に指示しているところではありますが、具体的には議員御指摘の封筒のほか、ごみ袋、給与明細書等への広告掲載ができないか検討しているところでもあります。公用車への企業広告も含めまして、ほかに広告媒体となるものはないか、内部で検討してまいります。

○19番（岩根賢二君） 広告料を歳入の一つとして検討していくということですので、これで質問は終わりたいと言いたいところですが、今、車両のことについては、どういうふうに答えられましたかね、車両に広告を載せるという件について。

○市長（本田修一君） 公用車への企業広告もですね、公用車の広告等についても考えているということでございます。ただ、他の団体等の状況も調査しながら、検討を重ねているということでございます。県内18市におきまして、要綱を整備している市が1市ありまして、現在のところは歳入の実績はないということでございます。そして、同じように検討している所が4市あるということでございますので、こういった所も参考にしながら、このことについては取り組みができるものとしたら取り組みをしたいと。そして、要綱を整備したいというふうに考えます。

○19番（岩根賢二君） それこそ前向きな答えですので、これ以上言うことはないわけですが、実はごみ袋等についてもどうかということをして2回目以降の質問で準備していたんですが、もう市長の方から1回目の答弁で、ごみ袋も検討するということですので、非常にいいことだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

現在、本市でも住民課と税務課の方でそういう封筒を使っているということをお聞きしましたので、実際にそのことを取り入れるきっかけになったのはどういうことか、あるいはまたどれだけの経費節減効果が出ているのか、その点についてお聞きします。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 窓口用封筒についてのお尋ねでございます。

合併当初でございますが、合併当初は旧町の封筒等で窓口の対応をいたしておりましたが、従来から窓口等でこういう対応はできないかということで、19年9月から実施をしているところでございます。市内の各業者から、7社でございますが、寄附提供をいただくということで、広告会社の方と色々な条件整備をいたしまして、そして支所を含めまして、税務課等と内部で協議をいたしました結果、そのような形でやっておるところでございます。

現在、窓口に来られる方は市民環境課サイド、支所を含めまして約、年間で4万8,000人ほど件数があるようでございまして、うち使用している枚数は2万枚ということでございます。

広告の内容でございますが、市民課と税務課の手数料の一覧表を掲載しております。それと、裏の方には窓口を持参する届出期間とか、書類、印鑑、そういうものを明記しているところございまして、メリットといたしましては、財政面での節減効果、住民サービスと利便性の向上、地元企業の育成・振興、財政削減に取り組む姿勢を市民にPRできるという考え方でございます。年間2万枚ですので、これは業者とその広告会社の中の契約の内容でございますが、そのへんはこちらでは把握をいたしておりませんが、大体、市の通常の封筒に置き換えまして考えますと、やはり2万枚ということで、年間16万円から20万円程度の削減が見込まれるのではないかと推計しております。

以上です。

○19番（岩根賢二君） 市民課と税務課で、約20万円ぐらいの節減効果があるというふうな話でございます。いろいろ私どもが議員としていろんな書類を封筒で受け取りますが、その封筒には現在は使われていないようでありますので、そちらの方も利用のその範囲を広げてもらいましたら、なお削減効果がより以上に出てくるのではないかなあとと思いますので、取り組んでいただきたいと思います。

今日は、そういうことで広告ということでお聞きをしましたが、この財源確保策については、行財政改革の中で推進本部というのがあるわけですが、そのほかにどのような財源確保策の話が出ているのか、そういう話が出ていないのか、その点について推進本部長であります市長にお伺いをいたしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

歳入の確保と、新たな財源確保ということにつきましては、ただいまお話がありましたように、新たな財源としまして、広告の収入の確保等にも努めるということでございますが、そのほかにも未利用財産の活用・処分ということに努めようというふうに考えているところでございます。

○19番（岩根賢二君） もちろんそういう未利用財産の活用というのも一つの方策だと思います。例えば、エネルギービジョンに関してですね、バイオ燃料だとか、風力発電とかいうことの活用とか、そういう話はまだ具体的には出ていないんでしょうか。

それと、ちょっと前後しますけれども、中期財政計画の中の広告料収入という所で、今市長がおっしゃいました未利用財産の活用・処分ということも含めて、5年間で4,000万円という目標が設定してあるみたいですが、そのことについては実現可能であるのかどうか、そのへんについてもお答えください。

○財務課長（溝口 猛君） 中期財政計画の中で、先ほど市長が答弁しましたとおり、未利用財産の活用、それから広告収入等で5年間で4,000万円程度ということにしているところでございます。ただいま未利用財産につきましては、公会計制度に向けまして、各町ペーパーベースの台帳がございましたが、信頼度が低いということで、今、整備作業を行っております。例えば、市有地の中で、地目でいえば畑等が多々あるようでございます。そこの整備が終わった段階で、今後、市として利活用がない見込みの分を、利活用あるいは処分していこうという形で、来年度に向けて、その計画を作る作業をしているところでございます。

財産処分の状況でございますが、財産処分につきましては、新たな財産処分ということに関しましては、4,000万円という数字を挙げているわけでございますが、通常ベースと申しますか、財産売払収入につきましては、例えば旧松山町の団地の売り払いとか、そういった部分の収入はあるわけでございますが、新たにそこらあたりを4,000万円という部分については、まだ今のところ、目標額には届いていないというような状況でございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

バイオマス利用あるいは風力発電利用というような観点での財政削減あるいは収入確保ということについては、検討はしてないところでございます。

○19番（岩根賢二君） エネルギービジョンに関しても、やはり財源の一つだと私は思っておりますので、そういう検討も進めていただきたいと思います。

それでは、次に補助金の在り方について質問をいたします。

市民が納めた貴重な税金の使い方の一つとして、補助金の制度があります。市では、補助金制度等に係る指針を策定し、公表したということでございますが、どのような形で公表し、またどのような意見が寄せられたのか、そしてその公表の仕方や意見募集の仕方は果たして妥当であったのかどうか、その点についてお伺いをいたします。

また、補助金の在り方として、補助金を受ける側の団体のトップが市長である場合、地方自治法や民法などに照らした場合に、法的に問題はないのか、また例え法的に問題はないとした場合でも、補助金の在り方ということを考えた場合に、そのことについて見直す考えはないかどうかお尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

補助金につきましては、国・地方とも厳しい財政状況の中、新市における行財政改革の一環として、補助金等について、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担の在り方等について検証し、整理・合理化を進めるために、本年10月に補助金制度等に係る指針を作成いたしました。

策定にあたりましては、行財政改革推進委員会に諮問し答申をいただき、最終的には行財政改革推進本部会議で決定いたしました。その間、指針案については、市の広報紙（9月号）で意見募集を行ったところでございます。広報紙の内容としましては、指針案の公表場所を市のホームページと本庁総務課及び支所地域振興課とし、意見の提出期限は9月10日から30日までの3週間と定め、また意見の提出方法については、電子メール、ファックス、郵便等、若しくは直接提出として意見募集を行ったところでございます。

その結果、寄せられました意見は、一人の方から4件あったということでございます。寄せられた意見の概要と、これに対する市の考え方や、決定された補助金制度等に係る指針についてもホームページで公表をしたところでございます。

いずれにしましても、最終的な意思決定をする前に、素案の段階で、趣旨やその内容を公表し、広く市民から意見や専門的知識を求め、寄せられた意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益な意見を考慮して市としての意思決定を行う手続き、いわゆるパブリックコメントの手続きとしては、妥当であったというふうに認識しているところでございます。

寄せられた意見につきましては、補助金調査の実施について、あるいは補助金に関する審議会の設置について、補助金の合理化について、補助金の審査等について、それぞれに4件、意見を寄せられたところでございます。

次に、補助金を受ける側の団体の長が市長である場合、法的に問題はないのか、またそのことについて見直す考えはないかというお尋ねでございます。

民法第108条におきまして、同一人が契約当事者双方のそれぞれの代理人として代理行為をする双方代理が禁止されておりますが、地方自治法にはこの双方代理の禁止規定を排除する特段の定めがご

ございませんので、市の締結する契約にも双方代理の禁止規定が適用されるものでございます。

補助金の交付申請及び交付決定につきましては、一種の贈与契約に当たるものでございますので、補助金交付手続きについても、この双方代理の禁止が適用されることとなります。このため、仮に補助団体からの補助金の交付申請が市長である私の名をもってするものであった場合、市はこれを受理することができません。そこで、双方代理の禁止に抵触しないで贈与契約である補助金の交付申請及び交付決定を行うために、市、補助団体のいずれかの代理人を市長以外の者とするることになり、これにより有効な補助金交付手続きとすることができます。

代理人を市長以外の者とするためには、市が地方自治法第153条第1項の規定により、市長の補助金の交付決定の権限を副市長その他の市の職員に委任するか、あるいは補助団体による補助金交付申請を市長以外の者に権限を委任しなければなりません。本市におきましては、私が長となっている団体による補助金交付申請について、団体のほかの者に権限を委任しておりますので、双方代理に該当せず、いずれの団体にも適法に補助金の交付がなされているというふうに考えております。したがって、補助金の交付を理由としての各種団体の役員の見直しにつきましては、現在のところ、予定していないところでございます。

○19番（岩根賢二君） この指針の公表の仕方というところで、広報紙に載せたということと、ホームページで公表したと、あるいは総務課の窓口、各支所ということでございましたが、その公表をした結果、パブリックコメントといわれる市民の意見というのは1人であったと。1人であったけれども、公表の仕方は妥当であったという評価でしたね。当初、意見がどれくらい寄せられるだろうという想像をしておられましたか。1人でいいということで公表されたんですか。

○市長（本田修一君） パブリックコメントをもって私どもは行財政改革推進本部会議の決定をしていこうというような方向性を持っておりましたので、たくさんの方々の御意見が寄せられれば有り難いというような形で、このような方法をとらせていただいたところでございます。結果として、1人4件しかなかったということについては、少し寂しいなというふうには感じたところでございます。

○19番（岩根賢二君） ということであれば、市長の先ほどの答弁の妥当であったと思いますという発言はちょっといかがかなと思いますね、いかがですか。

○市長（本田修一君） この広報につきまして、パブリックコメントをいかにすべきかということについては、もちろん内部的に検討しまして、こういった形でしたところでございますが、他の事案等、そして他の事例等も参考にさせていただきながら、こういった形でやったということございまして、そのことで手続きとしては妥当であったというふうに考えるところでございます。

○19番（岩根賢二君） せめて、私の考えでは、補助金を受けている団体に対しても、これからこうしたいと思っていますよということで指針を示すべきであったのではないかなと思いますが、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） 今回の補助金制度等に係る指針策定にあたりましては、先ほどお話ししましたように、行財政改革推進委員会から答申をいただいております。その内容としましては、具体的な補助金見直し作業にあたっては、指針に示された方向性が反映されるように、公平かつ強い意志で行っ

ていただきたい。2番目に、補助金の削減、使用料の見直し等について、担当各課・係から関係諸団体等への説明を行い、理解が得られるよう努力していただきたいと。補助金の外部評価については、適切かつ現実的な評価審議の方法となるように、更に検討を加えていただきたいというような内容の意見が付されておりましたので、指針に基づく具体的な補助金見直し作業にあたりましては、担当各課・係から関係諸団体等への説明を十分に行い、理解が得られるように努めてまいりたいと思います。

○19番（岩根賢二君） これからその作業を行っていくということですね。ということで受け取りたいと思いますが、はい。

それと、この補助を受けている団体ということ、それで市長がトップの場合に問題はないのかという話のところですが、実際に補助を受けている団体数というのは、いくつの団体があって、そのうち市長がトップを務めている団体がいくつあるのか示していただきたいと思います。

○財務課長（溝口 猛君） 補助を受けている団体数ということでございますが、財務課で今把握している分につきましては、67団体という形になっております。

○総務課長（中崎秀博君） 市長が団体の役員として就任している団体がいくつあるかということでございますが、総務課が20年5月に把握している団体は、会長、理事長、管理者、組合長、委員長という役職団体が、市内に関する団体で26ございます。

○19番（岩根賢二君） 市長がトップになっている団体が26あるということでしたが、このうちどうしても市長でなければ、この団体の長は務まらないという団体はいくつあるんですか。

○総務課長（中崎秀博君） どうしても市長が就任すべきなのかというような御質問でございますが、先ほど26団体あるというふうにお答えをいたしました。大変申し訳ございませんけれども、今その団体の規約、要綱等が手元ございませんので、その規約の中で会長は市長が務めるとか、そういった1項目が入っている団体等もあると思います。それが、その要綱の中でどうしても市長が就任すべき団体だというふうに解しております。

○19番（岩根賢二君） ということは、まだこれよりも増えるという可能性があるのかな、それとも少なくなるということですか。

○総務課長（中崎秀博君） 数につきましては26で、増えるとか、そういうことはないと思います。ただ、また新しい公共性の強い協議会が立ち上がった場合の中で、市長が就任するかどうかというのは、まだ未知数であると思います。

○19番（岩根賢二君） それでは、その団体のトップが市長であると、市長にその団体のトップを任せている理由というのは何でしょうか。

○市長（本田修一君） それぞれ団体の性格、目的があるわけでございます。その団体の目的を達成するために私が、市長となった方が、別な関係各団体に働き掛けがスムーズにいくというような観点からなっているものがあるのではなかろうかというふうに思っているところでございます。それぞれ、今お話ししたように、経緯等がございますので、それぞれの団体について、ひとつひとつ検証しなければ少し把握できないところがございます。

○19番（岩根賢二君） そのことはですね、ぜひ検証していただきたいなあと思っております。

ある団体にお聞きしましたところ、何でお宅は市長が会長になっちゃちょっと聞いたら、補助金を受けるのが楽じゃもんなあとと言いましたよ。それが本音かどうか分かりませんが、そういう理由で市長が頭におるということじゃないと思いますが、この補助金の在り方というのを考えた場合に、やはり先ほど市長が代理人を立ててうんぬんとおっしゃいましたが、その代理人でその仕事が務まるのであれば、代理人の方を代表にしたらいんじゃないですか。いかがですか。

○市長（本田修一君） 私自身、様々な団体の長を兼務しているということで、本当に私自身がその長をしなければならないのかなというふうに思うところも度々であります。先ほどもお話ししましたように、それぞれの団体の性格、目的がございますので、そのことを検証させていただきまして回答させていただければというふうに思います。

○19番（岩根賢二君） 一例を出しますとですね、私は県の社会福祉協議会という所に行く用事がありまして、その時に、ついでと言ったらあれですけども、聞いてみたことがありました。そうしますと、四、五年前までは、自治体の首長が社会福祉協議会の会長になっているという所が半数以上あったと。だけれども、最近ではもうほとんどそういうことはなくなってきましたよねと。じゃあ県内にいくら首長が社会福祉協議会の頭にいるんですかと聞いたら、今3か所だけになりましたよという話でしたね。3か所のうちの一つが志布志市であったわけですね。市長も多忙ですから、先ほどの小野議員の話ではないですけども、非常に多忙な首長でありますので、職員の皆さんも、関係する団体の方も、例えばいろんな会合をもつのに、日程調整にも相当頭を悩まされるだろうということも考えられます。そして、日程調整がうまくいかないばかりに、行事が二つも三つも重なる日もあるというようなことも多々見受けられておりますので、そのことばかりじゃないですけども、私は補助金の在り方という立場から、市長には必要最小限にとどめていただいて、どうしても組織的に上からの、例えば県の方からとかいう関連の組織だとかいうことであれば、首長としてその頭に就くべきであろうと思いますが、今申し上げましたような観点から、そういう見直しをしていただきたいと思いますが、最初の答弁では、今のところ見直す考えはないということで、はっきりおっしゃいましたけれども、どうでしょうか。そういう検討をする余地もないのか、もう一遍お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどの答弁では、補助金の交付団体の長としてふさわしいかふさわしくないかというような観点から見たときには、そのことについては当てはまらないということで、見直す考えはないということで答弁したところでございます。

ただいまお話がありますように、例えば社会福祉協議会におきましては、近年、首長という方が理事長というのはほとんど少なくなってきたというような状況があるということは、私どもも承知しているところでございます。

志布志市の社会福祉協議会の会長を私が兼務しているということにつきましては、旧3町のそれぞれの社会福祉協議会の会長さんが町長さんだったという経緯がありまして、現在、こういった形で私が兼務しているということでございますが、このことにつきましても、将来的には民間の方をお迎えした方がいいというような議論が出ているところでございます。

○19番（岩根賢二君）　そういうことで、できるところから見直しをしていただければなあと思います。

それと、そもそもこの補助金のことについて、また戻りますけれども、補助金を執行部の方で出した後の検証というのは、それぞれその使い道というのがあるわけですので、実際にその目的に合った使い方がなされているかどうか、そういうことの検証というのはどのようにして行われているのか、その点についてお聞きいたします。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

補助金を様々な団体に支出しているわけでございます。その支出された補助金が補助の申請どおりの目的どおり使用されているかどうかということにつきましては、主にその団体から提出される資料、特に総会資料等によりまして確認をしているところでございます。ほとんどの団体におきましては、それぞれ担当する課がございますので、そちらの担当する課の方でそのことについては検証をしながら、確実に、また状況等を把握しながら、その補助金の支出について、今後更に支出する必要があるかについての検討も加えながら把握をしているというふうに認識しております。

○19番（岩根賢二君）　公表をされました補助金制度等に係る指針案の中にも、最初の「はじめに」という所の1ページ目にですね、そのことが書かれているようであります。「一旦予算化されると、事業実績による効果の評価しないまま長年にわたり継続して交付している例が見受けられるなど、補助金が既得権化し公平性が損なわれるおそれがあります」ということで示してありますので、ぜひその検証はしっかりやっていただきたいと思いますが、もう一度市長の決意をお聞きしまして、私の質問を終わります。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

本日のほかの議員の方でも議論があったところでございます。昨日もあったところでございます。私どものまちは、合併いたしまして、いろんな角度から行財政改革に取り組みながら、サービスの維持というものについて取り組みをしているところでございます。そのような総体の流れの中で、財政の削減・縮減というものに取り組むということになれば、当然、補助金についても大幅な見直しをしながら、取り組みをしていかなきゃならないということになろうかというふうに思います。

行政改革大綱に基づきまして、集中改革プランを示していただきました。その中で私どもは、今年度につきましては事業の評価制度を取り入れまして、検証を重ねているところでございます。来年度につきましては、補助金について、その事業評価を行いまして、その支出について適正に行われているかどうか、そしてさらに、その事業の妥当性があるかどうか、そしてそのことが市の財政に寄与するかどうかというような観点から評価を行いまして、今後の補助金支出のために検討をするという方向に来ております。それらのことを真しに取り組みながら、行財政改革に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（谷口松生君）　以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

ここで、30分まで休憩いたします。



午後 3 時20分 休憩

午後 3 時30分 再開



○議長（谷口松生君） 再開いたします。

一般質問を続行します。

次に、1 番、下平晴行君の一般質問を許可いたします。

○1 番（下平晴行君） それでは、通告書に基づいて質問いたします。

はじめに、健康対策についてでございます。食品添加物がほとんどの食品に使われているその実態、裏側を市民に情報提供する考えはないか。

環境の取り組みをしていくうちに、自分たちの周りには、いろいろな化学物質が使われて、その中で生活をしているわけではありますが、健康、いわゆる食べ物に関心があり、そのようなことから、食品添加物の裏側の実態、知れば怖くて食べられないというテーマで講演を聞いたところでもあります。

これは、安部司という方が講演をされておりますが、この方は30年間、食品添加物のトップセールスマンであり、歩く添加物辞典、食品添加物の神様といわれるまでになった方でもあります。早速取り出した白い粉で、あなた方が飲みたいものは何でも作ってあげますと言って、コップの水の中に白い粉を入れて、スプーンでかき混ぜると、オレンジ、コカ・コーラ、ミックスジュースなど、何でも要望どおりに作り、それを飲むと何ら市販されているものと変わらないことに驚きました。また、普段、コーヒーに入れているミルクが、水とサラダ油と添加物でできていることや、体のためと買って食べているパックサラダが殺菌剤のプールで何度も消毒されていること、ミートボールが大量の添加物を使って再生された廃棄寸前のくず肉ということなども想像もできません。食品添加物は、まさに魔法の粉で、食品を長持ちさせる、色・形を美しく仕上げる、品質を向上させる、味を良くする、コストを下げる、すべて食品添加物を使えば簡単なことで、面倒な工程、技術などは不用で、実に簡単で一定の品物ができるのであります。

しかし、このような光があれば、必ず陰があります。その陰の部分は、それは食品添加物の害悪、毒性であり、またそれ以上に恐ろしい問題として、添加物が食卓を崩壊させるといったこともあります。それは家庭での食事づくりがおろそかになっているということでもあります。

この方にとって、ターニングポイントになる事件が起きたことが、長女の3回目の誕生日に食卓に出されたミートボールが、スーパーの特売用品としてあるメーカーから依頼されて自分で開発したもので、どろどろのくず肉が約30種類の添加物で、子供たちとにかくこれを食べたらあかん、まあ説明にならない説明をしながら、皿を取り上げた。胸がつぶれる思いだった。そのようなことから、会社を退職して、今まで自分がやってきたことの罪償いということで、このように講演をして歩き回っているとのことであります。

毎日、自分の体の中に入れてある食品なのにもかかわらず、それがどうやって作られていて、その裏側でどのような添加物がどれほど使われているか、ほとんどの人が知らないのではないかと思います。

添加物は、厚生労働省がひとつひとつの毒性のテストをして、一定の基準を満たしたもののみが認可されており、だから、普通の食生活を送っている限り、添加物を摂取しても問題ないというのが国の考え方で、複合摂取については、研究されていないということでもあります。

また、一括表示は、香料や乳酸化など、同じ目的で使われているものは一括表示してよいと食品衛生法で定められており、例えば食品の変質・変色を防ぐpH調整剤、これは一つの物質名ではありません。クエン酸ナトリウム、酢酸ナトリウム、ポリリン酸ナトリウムといった添加物の集合体なのであります。このように3つの種類をpH調整剤として一つの表示でよいわけですから、一般の人が何が入っているか分からないのは当然であります。

よく皆さんもお聞きになるとおもいますが、調味料のアミノ酸等、これも糖を隠れみものとして、実際にはどれだけの種類が入っているか分かりません。グルタミン酸ナトリウム、化学調味料です。DL-アラニン、グリシンなど、アミノ酸系はもちろん、アミノ酸系以外の核酸なども糖に入るのでオーケー、何種類入れてもいいので、加工する側としては非常に便利であるわけであります。

このようなことから、その裏側にある実態をちょっと説明しますと、例えば明太子、たらこを原料として作られておりますが、たらこは堅くて色のいいものが高級品とされておりますが、これは添加物でどうにもなります。柔らかくて色の濃い、色の悪い低級品の原料たらこ、そんな原料たらこでも、添加物の液に一晩漬けるだけで、たちまち透き通って、赤ちゃんのようなつやつや肌に生まれ変わります。身も締まって、しっかりした堅いたらこになるのです。無添加明太子であります、この材料、スケソウダラの卵巣、自然海塩、純米みりん、純米酒、丸大豆しょうゆ、昆布だし、かつおだし、水あめ、唐がらし、これだけです。

一般の明太子、十いくつ入っております。スケソウダラの卵巣、食塩、合成着色料、ポリリン酸ナトリウム、アスコルビン酸ナトリウム、ニコチン酸アミド、亜硝酸ナトリウム、ソルビット、リンゴ酸ナトリウム、ミョウバン、乳酸カルシウム、酢酸ナトリウム、GDL、グリチルリチン、ステビオサイド、グルタミン酸ナトリウム、たんぱく加水分解物、アミノ酸液、ソルビトール、発酵調味料、唐がらし、このように入っているわけであります。

一つの例であります、それから無添加のハム、豚肉、粗塩、三温糖、香辛料。

一般のハム、豚肉、たんぱく質、卵白、カゼインナトリウム、食塩、その他亜硝酸ナトリウム、以下10ぐらい入っております。

それから、しょうゆ、101,000円、それから2,000円、3,000円するものもあるわけですが、10198円、この違いであります。本物のしょうゆは丸大豆しょうゆ、これに対して、しょうゆ風調味料、あるいは新式醸造しょうゆなどと称して売られております。丸大豆しょうゆは、丸大豆、小麦、食塩、3つだけです。新式醸造しょうゆは、脱脂加工大豆、アミノ酸液、ブドウ糖果糖液糖、グルタミン酸ナトリウム、以下11ぐらい入っております。

それから、純米みりん、もち米、米こうじ、米焼酎、3つです。みりん風調味料、糖類、水あめ、ブドウ糖果糖液糖、調味料、アミノ酸等、酸味料、乳酸等、カラメル色素、こういう形で違いが分かると思います。

それから、日本酒であります。純米酒、米と米こうじです。本醸造、米とこうじ、醸造用アルコール。普通酒、米、米こうじ、醸造用アルコール、糖類、酸味料。合成酒、醸造用アルコール、ブドウ糖、水あめ、グリセリン、こはく酸、乳酸、グルタミン酸ナトリウム、グリシン、アラニン、あと3つぐらい入っていますね、まだ。

それから、塩。製造塩、これは海水から電気等を使って塩化ナトリウムだけを取り出したもの。それから、輸入塩、これはメキシコ、オーストラリア、中国からのもの。それから、再生加工塩、これも外国から輸入して、一度海水で溶かして、塩化マグネシウムなどを加えて、再生加工したものであります。それから、自然海塩、これが海から直接くみ上げて、天日あるいは炊いて、二つの方法であるわけですが、よくこれは塩田法で昭和47年から平成9年まで、実は海水から取れなかったわけですね。それを平成10年から海水の塩を取るようになった。特に塩の場合は、血圧が上がるから駄目だと、ところがこの海水の塩は逆に血圧を下げるという役割をしております。ほとんどの方が食塩を使っているという現状であります。

このようなことから、食生活改善推進員や関係機関等、いろんな場でこの情報を提供していく必要があると思うが、市長、このことについてどうお考えかお伺いします。

○市長（本田修一君） 下平議員の質問にお答えいたします。

現在、日本では、安全性が確認され、厚生労働大臣が指定した食品添加物でなければ使用することはできないことになっております。しかし、食品の輸入が増えることに伴って、諸外国と法律や制度が違うために、輸入食品から日本では使ってはいけない添加物が検出されることも報道等で知るところであります。

私たちは、通常の食生活を送る上で避けては通れない食品添加物について、なぜそれが使われているのか、どのようなルートがあるのかといったことをきちっと理解した上でそれを使用していく必要があります。

食品表示は、食品を適正に使用するための重要な情報源であることから、消費者にとって必要な情報が分かりやすく、かつ正しく表示されることが求められています。このため、食品表示については、一般消費者の商品選択に資すること等を目的とした農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食中毒など飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とした食品衛生法等において、それぞれの目的に応じ、具体的な表示事項、表示方法等が定められているところです。

本市では、地域における食生活の改善を推進することにより市民の健康の増進及び体力の向上を図るため、食生活改善推進員を置き、栄養教室において修得した技能をもって、自らが食生活を改善した健康的な生活の実践者となり、地域における啓発活動を通じ、市民の食生活の改善に努めていただいているところであります。

具体的には、乳児健康診査、1歳6か月健診、3歳児健診、保育園等でのふれあい食体験などにおいて、ベビーフードの市販のものと手作りのものとの味の比較、ジュースとそれに入っている同じ量の砂糖水の飲み比べ、うまみ調味料と天然だしの比較など、保護者の方に体験していただい

るところです。また、商品表示の見方につきましても、同時に教えていただいているところでありませ

す。
議員が言われますように、食品添加物につきましては、健康をめぐって、使用の是非の論議もあるところでありまして、消費者が安心して食生活を送れるよう、食品添加物の中身についても情報提供していく必要があると考えますので、啓発の在り方につきましては、検討してまいりたいと考えます。

○1番（下平晴行君） 市長の方でいろいろな形で取り組みというので答弁がありました。実際言っていますね、食品衛生法の中でも、先ほど言いました、そういういわゆる規格そのものがおかしいといえ

ばおかしいわけでありまして、それを法を飛び越えてどうするかといわれると、また行政としても答えができないような状態であろうかというふうに思います。

いい例が、例えば5歳、6歳の子供がもう成人病、糖尿病、そういうのが起きている現状はどうかと。やはり、私はそういうことも含めて、市として市民の生命・財産、そういうことから含めてですね、ほかの市町村がどうこうじゃなくて、志布志市はどうしていくのかというのをやはり明確にしていくべきだろうというふうに思います。

例えば、アトピーなども、これは病気じゃないです。自然からの贈り物、いわゆる化学物質のとりすぎであります。これは病院へ行ってもですね、一時的に治りますけど、また出てきます。そして、お母さんがアトピーの子供は、必ず赤ちゃんがアトピーで生まれます。そして、赤ちゃんが生まれると、赤ちゃんにアトピーが出ますので、毒素は赤ちゃんにとって、お母さんは治っていくというそういう現状があるわけでありまして、そういうことから含めて、この化学物質というのがどれほど影響があるのか、これはもう実際、結果がすごく遅いから分かりません。

畑、たんぼ、この土と一緒に、化学肥料、農薬、除草剤、こういう形で今まで畑をつくってきた結果が、今いろんな形で微生物が住めないような状況にしている。この前も有機農業、昨日も有機農業の質問がありました。それは当然、我々の体にもこの化学物質、影響がないはずがないわけでありませ

す。
このようなことから、医療費にも関係があると思われま

すので、ぜひ、関係機関、志布志市のそれぞれの課の中で検討していただきたいというふうに思います。そのことについては取り組みをしていくということでもありますので、次に移ります。

学校の給食、調味料は安全かということでお聞きしたいと思

います。
給食センターの栄養士の役割は大変重要な立場であるわけでありませ

す。献立表を作る、そのためには食材や調味料の選定をされるわけでありませ

すが、例えば、しょうゆ、塩、みそ、酢ですね、教育長、そういうものが本当に無添加の商品を使っているのかどうか、そこをちょっとお聞かせください。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

学校給食に使用する調味料は安全かというお尋ねでございますが、ただいま議員の方からありましたように、この昨今の食品業界は産地偽装、それから賞味期限の改ざんなど、食品の安全性の疑問が取りざたされてお

りまして、誠に憂慮すべき実態でございます。

そこで、発達段階にある子供たちの食にかかわる学校給食における食材につきましては、何はさて

おき、安心・安全を第一に考えまして、不必要な食品添加物等が使用されていないもので、安全性が確認されているものの中から購入することを原則といたしております。

中でも、調味料の安全性につきましては、各学期ごとに行います入札前の通知で、食品ごとに規格等を指示いたしております。例えば、麦みそ、赤みその場合は、保存のための添加等をしていないものであること、しょうゆであれば、合成着色料、合成甘味料を使用していないJAS規格のものであることなどというように、細かに指示をいたしております。さらに、入札後、確定した業者から食材ごとに主な原材料とか、流通販売業者名、それから生産地名等が分かる物資内容一覧表を提出していただいております。

いずれにいたしましても、給食センターといたしましては、今後とも食材及び調味料の安全を確認しながら、安心・安全な学校給食を提供するために、給食センターで行い得る最大限の努力をして学校給食の安全・安心に努めてまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

○1番（下平晴行君） 最近、切れる子供が問題になっております。その原因は栄養の偏りや添加物の過剰摂取にもあるという人もおります。確かに、添加物や化学物質が子供の脳に影響を与えるかもしれない。それよりもっと大きいのは、食を軽く見たことにあるのではないかと思います。食べ物の有り難さが分からない子供、これは親の責任であると思いますが、そういう子供は命の有り難さも分からない。食べ物を大事にする子供は、絶対に人をあやめない。このように、いかに食育が大事であるかが分かるわけでありませう。

教育長、例えば、献立表にですね、下の欄にいろんな、備考欄ですか、書く欄がありますね。できれば、そういうものも使って、この添加物の情報提供をしていただければと思うんですね。それから、添加物については、やはり中学校の家庭科等で教えていくべきだと思いますが、どのような状況なのか、この2点、お願いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） 添加物等の指示につきましては、献立表の下にですね、今おっしゃるように、こういうものが使っていると、これは当然いたしませんと、特に特別食を必要とする子供たちにとりましては、これはもう命取りになりますので、そこは十分栄養士と相談し、また栄養士も非常にピリピリと神経をとがらしながら、3給食センター、今二つになりましたが、2給食センターで行っていると聞いております。

また、学校における添加物等の授業、取り組みにつきましては、家庭科の授業はもとよりでございますが、理科の授業等でも現在取り組んでですね、いかに添加物が体に良くないかということ等も、総合的ないろいろな機会を使いまして子供たちに知らしめて、そしてまたそれを我が家庭に持ち帰って、我が家庭における食生活にも子供たちの方から寄与するようにしなさいというようなことまでも指導しているところでございます。

以上でございます。

○1番（下平晴行君） ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。

先ほど、栄養士の役割というのが大変重要だという話をしましたが、例えばですね、一般質問の中

でも何回か出たわけでありますが、安心・安全な作物を使った食材の選定の取り組み、こういうことも栄養士が真剣に取り組めば、これはできるんじゃないかなあというふうに思うわけですね。これは子供のことはもちろん、地域のことにもなるわけでありまして。そういうことを積極的に取り組む必要が僕はあるんじゃないかなあというふうに思いますが、これはやはり栄養士の、栄養士というのは、本当にそういう管理栄養士だというふうに思うんですが、高学歴の。そういう人ほど、なかなか頭の洗脳がされて、抜けきれないという方が多いわけでありまして。そういうことも含めて、ぜひ、御指導していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に入ります。

「志」のまちづくりについてであります。

11月29日に、志ふれあい交流 in 志布志市が開催されました。市長も来てお分かりだと思っておりますが、客が二十数名でありました。この少なさに、余りにも失礼だというふうに思ったわけでありまして。もちろん防災無線や散らし等でも呼び掛けはしてありましたが、せめて職員だけでも呼び掛けをされなかったのか、残念でありました。

最初に、志ネットワーク青年塾による「米百俵」による演劇がありました。志ネットワーク青年塾は、元松下政経塾長の上甲晃氏により、21世紀の志の高い日本は、志の高い日本人によってこそ実現するとの思いに立って、平成9年に創設され、今年で12期目を迎えた。12期生が演劇をしたということになります。食事作りの研修やトイレ掃除の研修など、自分のことは自分です、そこに集う人たちが、自らが動かなければ何も動かない仕組みになっていて、そうした研修を通じて、志の高い青年、すなわち人間的魅力のある人を育てることを青年塾の一番の目的にしているとのことでありました。そうした教育の影響を受けてだと思いますが、塾生の目が輝き、大変な熱演でありました。

そして、志ネットワーク代表の上甲晃氏による「米百俵に学ぶ」の講演で、この逸話は現在の辛抱が将来の利益になることを象徴する物語として、目先のことばかりでなく、先のことを考えた人づくりこそが大事であることを教えている。しかし、今の麻生政権での給付金、いわゆるばらまきをしないで、もっと国民のためになるお金の使い方を考えよ、米百俵に学べと言いたいと話されました。

松下幸之助氏は、85歳で松下政経塾を立ち上げられ、一人でもいい、本物の政治家がほしいとの思いで塾を開講されたそうでありまして。本物の政治家とはと尋ねられたら、新しい人間感に立つ国家百年の計を持った政治家がほしいんや、百年をかけてこんな日本をつくろうという思い、すなわち志を持った政治家を自分は育てたい、それが答えだったそうでありまして。

先ほどの志の高い青年、いわゆる人間的魅力とは、他人に対する思いやりの心の人で、このような人を増やしていけば、家庭が良くなり、社会が良くなり、日本が良くなり、世界が良くなる。裏返すならば、世の中を良くしようと思ったら、人間的魅力のある人を一人でも多く育てていくことが大切である、それが青年塾の志であると話されました。

また、次のようなことも話されました。人間が行き詰まる時は、自分さえ良ければ良いということで行き詰まる。人間の目力は意思からである。現状に甘えれば、目の力は抜けてくる。人間はエネルギーを持つと思いが入る。思いは命のエネルギーで、目標がない人はスイッチはオフになっている。

あと、いろいろ10項目ぐらい話されておりました。

それでは志とは何か。自分だけの利益を追い求める野心、野望を超えて、みんなの利益を追い求める心であるということであると話されたところであります。

私は、この講演を聞いて感動しました。一人一人の職員がこのような志で、市の将来のことを考えて、それぞれの業務に取り組み、市民と接してくれたら、志布志市は元気が出てくると思いますし、市民も自分たちでできることは自分たちでするようになってくると思います。上甲氏の言葉を借りると、志の高い志布志市は志の高い職員によって実現するのではないかと思います。志の高い職員を育てるために、これからどのような取り組みをされていかれるかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回行われました青年塾、志ネットワークによります青年塾の公演、そして上甲晃さんの講演ということで、11月29日に開催されたところでございました。残念ながら、塾生21名を含めまして、約60名ほどしか参加できなかったということで、このことにつきましては、職員にも課長会あるいはネットで参加を呼び掛けてきたところでございますが、土曜日ということで、このような任意の参加というような形にしましたところ、このような結果になったということでございます。昨年は100名ほど参加しておりますが、昨年より少なかったと。昨年場合は、日程を別にとりまして、上甲先生に職員研修という形で別途講演をいただいたところでございました。今年の場合は、先生の日程調整ができませんで、平日にそういった形でとることができなかった関係で、任意の参加を呼び掛けて、今年の場合は開催になったというところでございます。

先ほど、るる、上甲先生の志についてのお話があったところでございますが、私どもは、昨年4月24日に、志布志市を志のあふれるまちをつくらうということで、この日に志のまちの宣言をしたところでございます。今お話のあったような内容で宣言をさせていただいたところでございますが、当然、その推進のためには、職員がまず志高く、そして市民のために働く職員でなければならないということが大前提かというふうには思うところでございます。そのような意味合いから、私自身も職員朝礼等、あるいは課長会等でも常々そのことについてはお話をさせていただいているところでございます。

そして、職員の研修につきましては、別途計画を組んでおりまして、技術・技能のアップのための研修、あるいは意識向上のための研修というものについては、別途定めて計画をしているところでございます。今年度の場合、上甲先生の御講演をいただく形の研修は設定できなかったところでございますが、次年度につきましては、そのような形で取り組みをしていきたいというふうに考えます。

○1番（下平晴行君） 私は、開催を何回したかということじゃなくてですね、やはりこれは任意ということで、土曜日だった。そうじゃなくて、やはりいわゆる意気込みですよ。例えば、課長はいわゆる管理職で、市長と副市長、執行部、役職であるわけですね。せめて課長ぐらいはですよ、この志というものを課長が持てば、課長はちゃんと部下が補佐、係長、担当者というわけでありまして、任意といえども、職員はそうであるかもしれませんが、やはりその意気込みというか、市長の気持ちがあれば、職員は私はついてくると思うんですね。職員一人がそういう志を持っていたとするならば、先ほどもありましたけれども、やはりあいさつ、接客、そういう取り扱い、それとやはり行政評価の

取り組みをしています。こういうものもしなくても、本当に業務も取り組みも大きく違ってくると思うんです。自らが。よく家庭では親、会社では社長、自治体では市町村長、その背中を見てそれぞれが、職員が育っていくわけでありますが、市長の行動、考え方、それが職員に相当な影響があるんじゃないかというふうに思われます。嫁をもらうときも、お母さんを見てもらえとかよく言われるわけで、それと一緒に、そういう市長が大きな志を持って、目先じゃなくて、やっぱり先のことを考えた行動をすれば、職員はおのずとそういうふうに変っていくんじゃないか。そして、指導業務にあたるなくても、そのような方向に流れるんじゃないかなというふうな気がしてならないわけであり。それぐらい、やはりトップとしての役割。私はこの志の話聞くまでは、志というのは夢というような思いをしていたところですが、じゃなくて目標だと。やはりそういう目標を持ってちゃんとすることが、実現ですね、実現可能な目標。先ほど言いましたように、やはり特に行政はみんなの利益を、野望を捨てて市民のために、どうしたら生活が良くなるのか、そこが原点だろうとも思うわけがあります。

そういうことも含めて、市長、先ほど答弁がありましたけれども、任意だから参加しないとか、通常だから参加するとか、そうじゃなくてですね、これからはそういう取り組みをしていただきたいなあというふうに思います。ぜひ、いいまちを、志布志市をつくっていただきたいというふうに思います。

じゃあ次にいきます。もう答弁は要りません。

次に、移動通信用鉄塔施設についてであります。

携帯電話の移動通信サービス利用可能な地域以外の取り扱いについてということで質問させていただきます。

設置目的にありますように、携帯電話の移動通信サービス利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差を是正することにより、そして地域住民の利便性ということでもあります。エリアはそのことで達成ができるわけで、大変有り難いというふうに思っているわけでありますが、エリア以外の取り扱い、今後このエリアをどのように考えておられるかお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市におきましては、携帯電話が利用できない地域が校区単位で、八野・潤ヶ野地区と四浦地区の2か所ありまして、通信格差是正事業としまして、平成19年度から国に補助事業の要望を行ってまいりました。20年度事業で、八野・潤ヶ野地区で通信事業者の参画を得て、現在、移動通信鉄塔施設整備事業として事業中であり、来年3月にサービス開始の予定であります。21年度事業でも、前年度事業者の参画がなかった四浦地区で、再度、要望をお願いしたところであります。NTTドコモ、KDDI、そしてソフトバンクモバイルの3社に事業参画の打診を行いましたところ、NTTドコモとKDDIの2社から、現地調査と電波エリアのシミュレーションを実施していただきました。その結果、当地区は山間部で集落が点在し、1基の鉄塔ではエリアをカバーできないこと、一定の利用者が見込めず、採算性が確保できないことにより、21年度は2社とも事業参画できないとの回答でありました。今年から、国の補助事業の名称が、移動通信用鉄塔施設整備事業から携帯電話等エリア整備

支援事業に改められましたが、この事業も昨年と同様、通信事業者が参画しないと自治体単独では実施できない事業となっております。これからも地域間の情報通信格差を解消するために、引き続き国に補助事業の要望と通信事業者に対する事業参画の要望を行っていきたいと考えます。

○1番（下平晴行君） 市長、今、私が質問しているのは、八野地区のエリアですね。そのことじゃないですね、今の答弁は。私が言っているのは、いわゆる中継局あるいは基地局というんだそうです、例えば、ここに本基地があつて、本局があつて、ここが中に点で、ここが入らない所、ここをつなぐ、そのことを私は聞いているんですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

八野・潤ヶ野地区では、まだサービスが開始されておりませんので、どのようなサービスエリアになるか、まだ確定はできないところでございます。しかしながら、サービス提供後、一部エリア外の地区が発生した場合、その対策について、通信事業者に話を伺っているところでございます。通信事業者の話では、地下街や地下鉄等で実用化されている技術を応用して、小規模エリア向け携帯電話サービスの研究を行っているということでもあります。屋外仕様の通信設備をコンクリート中に設置することによって、コストを低く抑えることができ、人家が点在しているような、例えば集落単位の小規模エリアでの利用が考えられるということでございます。ただ、技術的には実用化のめどは立っているところでございますが、運用面では電波法等の法整備が必要であるということ、そのことと伝送路として光ファイバー回線の整備が必要だということでもあります。市としましては、これらの情報通信技術の動向と国の政策に注意しながら、そのサービスが行き届かない地域については取り組んでまいりたいというふうに考えます。

○1番（下平晴行君） はい、よく分かりました。

私も独自です、ちょっと聞いてみました。KDDIの場合は約4,000万円ぐらい、NTTドコモの場合は3,000万円ぐらい、最低がですね、それは可能だろうということでもあります。これは今までとすると、大変その範囲が広まって大変有り難いと、地域の方も喜んでいらっしゃるわけですが、そういう一歩また踏み出した、これも金のかかることですので、そういう新たな技術が導入されれば、そのへんも検討していただければというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、下平晴行君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明10日は、午前10時から、引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。

御苦労さまでした。

午後 4 時13分 延会

平成20年第4回志布志市議会定例会（第4号）

期 日：平成20年12月10日（水曜日）午前10時10分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

立 山 静 幸

小 園 義 行

上 野 直 広

日程第3 議案第104号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第1 報告

出席議員氏名 (31名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	19 番 岩 根 賢 二
20 番 吉 国 敏 郎	21 番 上 野 直 広
22 番 宮 城 義 治	23 番 東 宏 二
24 番 宮 田 慶一郎	25 番 小 園 義 行
26 番 上 村 環	27 番 鬼 塚 弘 文
29 番 丸 崎 幹 男	30 番 福 重 彰 史
31 番 野 村 公 一	32 番 谷 口 松 生
33 番 若 松 良 雄	

欠席議員氏名 (2名)

18 番 木 藤 茂 弘	28 番 重 永 重 久
--------------	--------------

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆	保 健 課 長 今 井 善 文
農 政 課 長 永 田 史 生	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 白 坂 照 雄
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 五 代 豊 一
水 道 局 長 徳 田 俊 美	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 大 園 朗	教育総務課長 上 村 和 憲
学校教育課長 山 口 幸 彦	生涯学習課長 小 辻 一 海
国保対策監 若 松 光 正	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時10分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

重永議員、木藤議員から欠席届が出ております。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、坂元修一郎君と鶴迫京子さんを指名いたします。

—————○—————

日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

13番、立山静幸君の一般質問を許可いたします。

○13番（立山静幸君） おはようございます。

通告に基づき、市長、教育委員長に、順次質問をまいります。

1番目に、「枇榔島自然観察教育林の活用を図れについて」で、4項目について質問をしていきます。

平成18年6月の議会におきまして、枇榔島の払い下げ、遊歩道の設置等について質問をいたしました。答弁といたしましては、商工・観光戦略会議を立ち上げるので、そこで十分検討したいというような回答でございました。私も観光には関心がございましたので、この戦略会議に公募として応募しましたところ、会員になって、今、皆さんと活動をしている最中でもあります。

その後、いろいろと商工・観光戦略会議の中でも話をしましたが、枇榔島については関心が薄いような感じもいたしましたので、そこで平成19年9月に衆議院議員の森山先生に払い下げ、遊歩道について、可能かどうか調査をしていただきたいということで、依頼をいたしましたところでありました。そうしましたら、平成19年11月7日付けで回答がありました。払い下げについては、鹿児島県や志布志市が具体的な利用計画があれば、林野庁の業務課で払い下げ及び貸借については検討すると、また遊歩道については、公園計画で歩道と栈橋が位置付けられていると、このような回答でありました。この文書につきましては、市長及び港湾商工課にもその当時、写しを差し上げたところでありました。

今年の9月になりまして、指宿市が知林ヶ島52haを3億円で買収したという新聞報道がありました。もしやこの知林ヶ島が国有林ではなかったらと思う、指宿市に問い合わせをしましたところ、学校法人の所有の土地であったということでありました。

そのような話を市の職員と話をしていましたところ、今、枇榔島については、耕地林務水産課で担当しているようですよという話を聞きまして、早速、行政改革推進室で情報公開の手続きを取りまして、林務係で書類を見せていただきました。

その書類の中で、枇榔島森林レクリエーション地区管理経営方針書がありまして、今、市長にも教育長にも写しを渡してくれということで、写しは持っていらっしゃると思いますが、これが昭和50年

11月25日に作成をされ、改定が平成17年4月26日になされております。この改定は串間市の営林署がなくなって、鹿屋の大隅森林管理署に統合されたので、こう改定がされたのじゃないかと、私なりに推定をしているところであります。

この枇榔島森林レクリエーション地区管理経営方針書に基づき、順次、質問をするわけですが、1番目の「枇榔島には日南海岸国定公園（自然公園法）、史跡名勝天然記念物（文化財保護法）、魚つき保安林（森林法）の3つの網がかぶさっている。それぞれの担当課及び業務内容並びに最小限の許可行為が認められているのは、それぞれ法第何条か」であります。この管理経営方針書の中の概況の中で、日南海岸国定公園、天然記念物、魚つき保安林に指定された亜熱帯性植物の宝庫であり、学術的にも貴重な存在である等々書いてあります。これらの3つの法に基づき、法の許す範囲内で両者が合意され、この方針書が締結されたものと思われま。3つの法の担当課あるいは業務内容、法第何条かについてお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） おはようございます。

立山議員の御質問にお答えいたします。

枇榔島全域は、自然公園法第13条の規定により、現在の景観を極力保護することが必要な地域としまして、昭和30年6月1日に日南海岸国定公園の第1種特別地域に指定されております。翌昭和31年7月には、本島のビロウの木をはじめ、全島の植物が国の史跡名勝天然記念物に指定され、昭和39年9月1日に、魚つき保安林に指定されております。

担当課としましては、自然公園法に関することは建設課であります。自然公園法により、自然公園区域内で工作物の新築や改築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行う場合等は、知事の許可を受けなければしてはならないと定められております。第1種特別地域に指定されている枇榔島で行う行為の許可基準については、自然公園法施行規則第11条により、主に既存建築物の改築や学術研究、その他公益上必要と認められる場合等以外の行為については、許可をしてはならないと定められており、厳しい規制となっております。

文化財保護法に関することは、文化財管理室が担当であり、許可基準につきましては、文化財保護法第125条により、史跡名勝天然記念物は、その現状を変更しようとするとき等は、文化庁長官の許可が必要となります。

森林法に関することは、耕地林務水産課が担当でありまして、保安林における制限については、森林法第34条により、立木の伐採等は県知事の許可が必要であります。魚つき保安林は原則として伐採は禁止されており、やはり厳しい規制となっております。でございます。

○13番（立山静幸君） ただいま回答をいただきましたが、その法をそこにお持ちですかね。写しをお持ちですかね。今、第11条とか125条、34条、文章を読んだだけではですね。課長は持っていらっしゃいますか。その写しを市長にやってください。あればいいんです。

今おっしゃられたとおりですね、この方針書の中に、概況でも書いてありますし、それから法令制限の状況というのが、2枚目の上から2段目にもあります。そういうことですね、担当課はこの3つの法の写し等はですね、ちゃんと持ってあって、いろんな方と話をされるには、もう枇榔島は法で

がんじがらめに縛られて何もでけんげなど、ほとんどの人がそう言っていらっしゃるわけですね。そうじゃなくて、枇榔島はある程度縛りはあるけれども、自由にいろんなこともできるんですよという、すぐ回答ができるようなですね、やはり書類をそろえておっていただきたいと思ひまして、一応1番目に質問をしたところでありまして。その文書が各担当課ではそろっておると思ひますが、その3つの法についてはですね、耕地林務水産課でも書類の中にとじておっていただきたいと、こう思ひます。それはそれで分かりました。

次に、2番目の「枇榔島の周囲には地番のない土地が21か所あるが、どこの省庁の土地か。また、この土地には自然公園法、文化財保護法、森林法の3つの法のうち、どれとどれがかぶさっているのか」であります。この概況の中で、周囲4km、面積が17.8ha、標高が83mの南北に長い無人島であると書いてあります。そこで、志布志支所の税務課で地籍図を取って見ましたら、地番のない土地がありました。職員の方にこの地番のない土地の地籍は分かっているのかとお尋ねしましたら、全部分かっていると。そして、志布志市の面積にもカウントされているというようなことでありまして、5時前でありましたので、あまりもう聞くことはせずに帰ったわけですが、その地図を見ながらですね、地番のない土地がようあるものだと思ひまして見ておりましたら、いろいろと考えてみますとですね、枇榔島の周囲はもちろんのことですが、あの周囲に岩の小さい島がありますが、あの島まで面積に入っているんですね。そういうことを見まして、この土地はどこの省庁の土地だろうかと、ましてやこの法はどれとどれがかぶさっているんだろうかと思ひまして、今回質問をしているところでありまして。分かっておればですね、お答え願ひたいと思ひます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

枇榔島の地籍につきましては、平成9年の国土調査の時、当時の国土庁と林野庁が協議した結果、双方の主張がまとまらず、枇榔神社の部分を除き、海との筆界未定となり、地籍図面には便宜上、線が入れてあり、21か所の地番のない土地が表示されている状況となっております。

21か所の土地は官有地でありまして、林野庁と国土交通省が管理する土地だと思われまして。また、この土地は枇榔島そのものでありますから、自然公園法、文化財保護法、森林法の3つの法の規制を受けるものとなります。

○13番（立山静幸君） 平成9年に地籍調査がされて、林野庁と国土交通省が便宜的に線を引いた。最後は、思われましてというのは何だったですかね。国土交通省の土地か林野庁の土地、双方が管理すると思われましてですか。平成9年のやり取りが相当あって、両方が解決せずに、便宜的に線を引いて、そして今は両方の管理であると思われまして。これ以上、まあ国の管理の土地ですから、市があまり関与はできないと思ひますが、利用する側からすればですね、やっぱり両方にお願ひをしてですね、どっちにか決めていただけてませんか、またそれか、けんか両成敗じゃないけれども、幅が20mあれば、10mずつ、上の方は林野庁にやり、下の方は国土交通省にやるとかですね、いろんな対策は今後考えられませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員の方から御指摘がございましたように、利用するとなれば、この両省・庁、林野庁と

国土交通省の方に相談しなければならないということになるかというふうに思います。平成9年当時に、国土調査ということで、地籍の調査がされて、双方の主張がまとまらなかったと。私どもも同じ国の土地なのに、どちらかに譲ってもらえれば、そういったことにならなかったはずなのになあというふうには、そのようなふうには感じたところでございますが、現実的に筆界未定というような形になっているということでもあります。現在のところ、私どもとしましても、特別な形で、何らかの形でこの利用について計画しているという段階ではございませんので、今後、そのような形を採るといことになれば、相談をしていきたいというふうに思います。

○13番（立山静幸君） 今、特段の事業をしていないということですが、また後から質問をしますけれども、法はむとんちゃくなんです、分かっておったら教えていただきたいと思いますが、この自然公園法の第13条、海面を除くと、特別地域は海面を除くと括弧で書いてあるんですよね。この海面を除くというのは、波打ち際なのかですね、ちょっと教えていただければ、分かっている方があればですね、教えていただきたいと思います。

○建設課長（白坂照雄君） お答えいたしますが、海面を除くという部分につきましては、平均の海拔があると思いますので、その平均海拔の水面との境を陸地と海面との境界にしているというふうに記憶しております。

○13番（立山静幸君） そうであればですね、いろんな面で、今、市長はあまり関係はないと言われたんですが、今の栈橋がありますね、あれは南九州観光開発株式会社のもんですよね。この許可は土木事務所が許可をしていると思うんですが、大隅の。いろんな面で、この栈橋を利用して、今、市の行政の方々も行ったり利用しているわけですね。そういう場合に、これが双方のものであると思われるとか、そういうのは何か矛盾してならないわけですね。そういうことで、もう少しですね、市長、この筆界未定についてはですね、今後、志布志市が利用する面ですね、市長はまあ言えば、簡単にそう言われますけれども、漁業関係者の方は毎月か月何遍かですね、あそこの枇榔神社にお参りに行ったりされているわけですね。特段関係はないとも私は聴き取れたものですからですね、ですが、積極的にこの筆界未定についてはですね、解決される考えはあるのかですね、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘になりました船着き場についてでございますが、この船着き場の所有者がどこかということについて調べた結果は不明であったということでございます。しかし、現在の国土交通省が調査等で使用したと思われる施設であったため、行政の管理ということで、最終的には鹿児島県が管理するということになっているようでございます。しかしながら、ここには当然、船着き場として船が利用する場でございますので、ここに利用する航路権があるということで、現在、お話になりました会社の方がその権利を持っているというようなことでございます。そのようなことで、現在その航路につきましては、会社が現在保有しているところでございますが、航行については、現在、運輸局の方に運休というような形で届け出を出しているということで、定期的には航路が維持されていないというような状況でございます。そのようなことで、今お話になりました、例えば漁業関係

の方が年に何回か行かれるかと思いますが、1回は確実に毎年、例祭をされるということでございますので、その際には、この船着き場を利用されている状況ではございます。そのようなことで、現在、この船着き場につきましても、台風等で非常に損壊しているような状況でございますが、この船着き場自体の補修等につきましても、会社が全額負担して補修等も行ったというような経緯がございまして、そちらの方の航路権とともに、この船着き場の使用がされているようでございます。そのようなことで、筆界未定の土地について、その筆界未定の解消を図るべく、現在のところ、しなくてもこの船着き場の使用については影響がないということでございます。

○13番（立山静幸君） 今、市長は支障がないと言われますけどですね、降りてすぐ左の方にコンクリートで通路が、歩道が設置をされておったんですね。もうそれも壊れて、今は右の方に回って、岩場を渡って行かれるんですよ。前、何年か分かりませんが、そういうコンクリートで道路も造ってあるんですよ、あの休憩所がある所までですね。市長ももう少し、何も支障はないと言われますが、そういうのをしてあげなければ、また今からいろいろ質問をしますけれども、それが先に進まないじゃないですか。恐らく、コンクリートで道路を造った時には、許可をもらってあるはずだと思うんですよ、土木事務所か林野庁か分かりませんが。恐らく、今、建設課長がおっしゃったとおり、土木の管理のその前、この許可をもらったのが平成3年ですからですね、当初。その後、地籍は9年ですから、既得権があるんじゃないですか。それをまだ支障がない。今後どうしてもですね、コンクリートの歩道が壊れている部分は何らか補修をしてですね、やっぱり枇榔島の活性化を図らんないかんじゃないですか。そういうことでこの筆界未定をですね、早急に解決をするなり、あるいはまた、この工事箇所については、土木事務所なり、あるいは森林管理署の立ち会いの下でですね、何らか事業ができるような方法もせんないかんじゃないですか。そういうことがありまして、筆界未定のまま両者が言い分を言い合っておってはですね、志布志市が何か工事をするとしても、あるいは業者さんがするにしてもですね、両方のそういうことがなければ許可が下りないんじゃないですか。そういうことを私は心配じゃないですが、今日聞いて初めて分かりまして、そういう心配もするところであります。そういうのを、それは簡単にはいかないと思います。簡単にはいかないと思いますけれども、やっぱり相談をしてみて、相談がいかなければ、森山先生でも頼んだりしてですね、やればいと思うんですよ。あるいは加治屋先生も山の方は担当ですからですね、そういうこともしたりしてですね、やっぱり最善を尽くして、これは林野庁のもの、これは国土交通省のものとしてですね、やっぱりぴしゃっとする必要はあると思いますが、再度お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在のところ、市の方で何らかの形でこの枇榔島の活用というような具体的な計画がないということで、支障はないということをお話したところでございますが、単純に考えても、国の中でそのような形で、いけば縄張り争いなのかもしれません。そういうことで筆界未定があるということ自体がおかしいというふうには考えられます。それで、また今後、具体的に何らかの計画をもつとなれば、そのことについては整理をしてもらわなきゃならないということでございますので、国土交通省、そして林野庁には、このことについては申し入れをしたいというふうに考えます。

○13番（立山静幸君） ぜひですね、そのような取り組みをしてですね、先ほども言いましたけれども、けんか両成敗で半分ずつでも、どちらか譲ってですね、それで許可をもらう部分が出たときには、国土交通省で済ませる、あるいは林野庁で済ませるという方向をですね、早くしていただきたい、こうお願いをしておきます。

次に、3番目の「枇榔島森林レクリエーション地区管理経営方針書が大隅森林管理署と志布志市で締結されている。現在、所管課は耕地林務水産課である。事業内容等から教育委員会へ所管換えすべきと考えるが」であります。旧志布志町で昭和50年11月25日付けで締結以来、この管理方針書に基づきまして、一つにレクリエーション利用の目標なり、あるいは二つに施設整備の基本方針、三つ目に森林施業の基本方針、四つに管理体制及び利用方法に関する基本方針等について活用が図られてきたものと思っておりますが、しかし志布志の支所長にもお願いしまして、いろいろ調べてもらいましたけれども、その実績等はないというようなことであります。私が聞いた範囲では、平成14年度まで役場の職員の方が、海の日に枇榔神社の清掃や、あの船着き場の砂場のごみなどを清掃しておったと。でも、14年以降は今のところ、実施をしていないというようなことであります。そのようなことで、担当課が現在は耕地林務水産課になっておりますけれども、教育委員会へ所管換えする、私の理由としましては、1番目にこの方針書の中で、レクリエーションの森の名称で、枇榔島自然観察教育林として位置付けられております。樹齢300年から400年と推定される数千本のビロウ、あるいはイタジイ、マテバシイ等の原始林、植物の種類、昆虫の種類、鳥類、魚類、貝類等の動植物の観賞の宝庫でもあると御書物で書いてある。これらの文献に対するものは、十分とは言えないと書いてあります。中野さんという方とか、志布志市が発行した分についても、そのようなことが書いてあります。そういうことで、一年間を通した調査等については、昆虫類やら鳥類については、実施がされていない。今後は貴重なこの枇榔島の様々な調査が必要であると考えられます。これらを総合しますと、担当課は一番教育委員会がふさわしいのではないかと、そう思いまして、市長、教育長にその考え方を伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

枇榔島は国有林として林野庁の管理が主でありまして、枇榔島森林レクリエーション地区管理経営方針書の中で、レクリエーションの森を森林と人との共生林に区分し、管理経営していくと表示がしてありますので、現段階では耕地林務水産課が最善だと考えております。

なお、今回様々な角度から調査・検討・協議した結果、大隅半島で9か所の国有林がレクリエーションの森として設定されておりましたが、7か所が平成20年度から廃止になっているようでございます。

枇榔島には3つの法律の規制がある現状での活用を図ることを考えるとき、なかなか厳しい現実があるようでございます。所管換えにつきましては、今後の枇榔島の活用についても含めまして、改めて検討させていただければというふうに思います。

○教育長（坪田勝秀君） 答弁いたします。

教育委員会として、枇榔島の活用をどのように考えるかというような視点で答弁してみたいと思

ますが、私どもが日ごろ管理しております文化財というものは、基本的に保護と同時に活用を図るべきものと私どもは考えております。

まず、保護という観点から申しますと、現在、教育委員会でも枇榔島の所有管理者であります大隅森林管理署と連携をしながら、あの答申書にもありますように、トウチクの駆逐作業を中心に、県や市の文化財保護指導員とともに、毎年2回程度島に渡って現地確認と保護策に努めているところでございます。

しかしながら、今度はその活用となりますと、昭和50年に九州森林管理局によって、森林レクリエーション地区管理経営方針書、先ほどから出ておりますが、が策定されましたところと現在とでは、その活用環境が極めて大きく異なっていることは御案内のとおりでございます。具体的に申しますと、昭和50年ごろは夏休み期間中だけですが、終日1時間おきの定期船が就航し、1日に数百人の来島者が訪れて、休憩所、トイレ、シャワー、売店等々が整備されて、島を回る遊歩道も維持・管理されていたと聞いております。

ところが、近年の利用者は、野性味あふれる無人島としての海水浴場の魅力よりも、近代的で清潔な設備や消費的な魅力等の付加価値を備えた環境を志向する傾向が生じてきておりました。そのために、枇榔島には定期船の就航も廃止されまして、個人的にチャーターして島に渡る以外にはできなくなっているというような状況がございます。

その他、従来施設はほとんど使用不可能となっておりますことから、今後、本格的に活用を考えると申しますと、これらの施設復旧や基盤整備に相当の経費を要するのではないかと考えられております。

以上のようなことから勘案いたしますと、教育委員会といたしましては、枇榔島の活用について、当初の小・中学生の自然科学の場及び一般の植物観察林としての利用という目的そのものは、現在も極めて妥当なものと思われませんが、現実的に活用となりますと、安全性や利便性に伴う巨額な経費や利活用なことなど、相当な決意の上に諸課題の解決を図らなければならないのではないかと、かように考えております。

これらのことから、教育委員会といたしましては、特別天然記念物でもある枇榔島につきましては、積極的な活用推進よりも保護に重きを置いた対応をしていくべきではないかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○13番（立山静幸君） 今の市長、教育長の回答を聞きまして、涙が出ます。なぜ、もう少し真剣に枇榔島を考えられないか。教育長の話では、昭和50年代と今は違うと。これにも書いてあります、船が行き来しておった時には年間5,000人程度行っておったと、今は260人ぐらしか行っていないと。本当に情けないですね。お金がない、経費がかかる。私はですね、この昭和50年に旧志布志町の首長さんが一所懸命になって、あの枇榔島を何とかしようと言って、いろんな方策でされたと思うんですね。そして、定期船も出て、5,000人ぐらいの利用もあったかもしれませんが、これを森林管理署と一体となってですね、運営をすれば、金の掛からない方法で運営すべきではないかと思うんです。

よね、協議をしながら。それは船賃が、行くとなれば2,000円ぐらいは掛かるかもしれませんが、1人ですね。それは経費がかさむかもしれません。しかし、今朝も「記者の目」で鹿屋市のばら園も出ていましたけれども、また屋久島のトイレも出ていましたけれども、環境省が5か所造ると、トイレを、屋久島に。ばら園は何かホワイトクリスマス、何と言うんですかね、それをアイデアとして観光客を呼ぶような方策も今後考えられないかと。枇榔島の鳥類とか植物等については、何百、何千種類もある。神社、仏閣あるいは史跡等はですね、日本全国どこでもあるわけですよ。しかし、このような亜熱帯地帯の北限の枇榔島は、志布志市しかないわけですよ。これを生かさなければ、観光の目玉はないじゃないですか。さっき9か所ほどですかね、こういう大隅半島に森林管理署と締結していたのが廃止になっているというようなこと、また次で言いますけれども。学術的にも貴重な島、今後もまだまだここについてはいろんな学者の方々が研究の場所として利用しなければならない土地で、それを森林管理署はしませんよ、市が先頭になってやらなければですね。今話を聞いて、私はもう本当に、市長、教育長が答弁されるべき回答かなと思うんですよ。教育長は保護の方を主体にしたい。私は、教育長は幼少期は志布志で育って、そして県のトップで活躍をされて、私は恩返しのためにですね、「何とか枇榔島をせんないかん」と、「市長、おいせえくいやい」と、私はそう言われるのかと思っておったんですよ。ちょっと立場を、教育長としてですね、もう少し、国語ばかりじゃないですよ。子供に教育の場で国語だけじゃないですよ。自然体験をしてですね、子供たちは育っていくんですよ。危ない所にもやらせる。私は、まだまだ枇榔神社も生かした、先ほども「記者の目」を言いましたけれども、鹿屋の、あそこの神社をもう少し活用されるようなですね、あそこに家内安全とか、あそこに祈願すれば合格、高校、大学には合格率が高いよとか、そういう利用もですね、して枇榔島を活性化させるような方策を、今の漁業も衰退をしておりますしですね、そういう渡船としての、遊覧船としての活用もですね、少しずつでも一步一步ですね、図っていかなきゃならない。

昨日の新聞だったですかね、「ひろば」で、屋久島の関東会の方が「ひろば」に載せておられましたが、屋久島には屋久島憲章があると。子供は水環境の保全と創造をする教育をしなければいけないと。自然とのかかわり方を身につけた者を育成させなければいけない。自然と人間の共生をさせなければいけないと。屋久島にはそのような憲章もあるというようなことも「ひろば」でありました。載っておりましたよ。そのような考えの下にですね、市長は市長の考えで、耕地林務水産課でも担当課はいいと。しかし、これは私の考えですけども、やっぱり教育委員会に移してですね、この中には蓬原出身の福田先生、志布志高校の校長をされた福田先生、相当貢献をされて、いろんな調査をされて、この文献ができていますね。そのようにしてですね、やっぱりトップが駄目ですよ、やりませんよというようなことではですね、枇榔島は生かされない。私はこの17haをですね、十分活用するような対策を、もういっぺん昭和50年に戻したような考えにならないものですかね、再度お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昭和50年ごろといえば、それこそ高度成長が盛りでございまして、ベビーブームで生まれた私どもの世代がそろそろ結婚をしていくと、そしてその子供たちがどんどんどんどん生まれてきて、また第

二次ベビーブームが始まって、いわゆる本当に国全体でレクリエーションというようなものが盛んにされた時代じゃなかったかなというふうに思ったところでございます。

そのようなことを考えたときに、その時代には非常に合致した事業ではなかったかなというふうに思うところがございますが、現在のところ、先ほど議員の方からも数字を述べられましたように、年間260人程度しか、今現在は上陸していないというような状況でございます。海水浴ができるなぎさも消失しているような状況でございます。岩場も周囲に生えていましたビロウの木がだんだん滅失しておりまして、岩場が多くなってきているような状況でございます。そのような状況からして、訪れる人もだんだんだんだん少なくなってきたのかなあというふうには思うところございまして、観光資源という面から見たときに、極めて厳しい状況かというふうに思います。

確かに、神社におきましては、地元の関係者の方々が手厚く保存していただいているわけですが、私自身はこの神社のいわれを聞いた時に、本当にそれこそ身震いがするほど、すごいというふうに思ったところでございます。いわゆる志布志という地名の由来からして、天智天皇がこの地にお与えになっていただいた。そして、天智天皇のおきさきの一人の玉依姫がおられて、その玉依姫が宿されて生まれた子が乙姫様ということで、その乙姫様を祭ってあるのだよというようなことを聞きまして、ああすごいなあというふうに感じたところでございます。

そのようないわれからしまして、地域の漁業の関係の方々が毎年祭っていただいているということについては、本当に有り難いなあというふうに思うところがございますが、先ほどから話がありますように、枇榔島自体が非常に環境的に劣化している。そして、最近は大台風等も大きな台風が襲来するということございまして、度々、改修の歩道とか設置されたようございまして、その度に洗われてきた状況があるというようなこともお伺いしたりしまして、先ほども申しましたように、極めて観光資源として、そこにたくさんの方が訪れてくれる環境を醸成するには、極めて厳しい状況だなあというふうに思うところでございます。

そのような意味合いから、もし今後も何らかの形で、私どもがこの枇榔島を見直すということになれば、協議会、後ほどまた話があるかと思いますが、そちらの方からの御意見等を賜りながら検討させていただければというふうに思います。

○13番（立山静幸君） 市長の考えはよく分かりました。私の考えとは、もう180度の違いであります。それをトップに言っても駄目であります。NPOとかいろんな方面でですね、しなければならぬんじゃないかと、こう考えておりますが、そこで、さっきですね、砂浜がなくなったと言われましたが、その原因は何だと思いますか。

○市長（本田修一君） その原因につきましては、何が原因かということにつきましては、特段これが原因だというようなことを教示されたところではないところでございますが、昨今言われている温暖化等での海面上昇とか、あるいは先ほどもお話しましたように、大きな台風が襲来した結果での流失とか、そういったものではないかなというふうに、私自身は考えたところでございます。

○13番（立山静幸君） 市長は、この砂浜がなくなって、観光にも適しないが、何とかしてくれんかという要望もない、認識もない、そうなんですかね。これはですね、若浜、新若浜、防波堤ができま

して、台風時の波が逆に波返しで砂がなくなると。これは漁業関係者の方が言っている。ちょっと話はそれですけども、いい機会ですので、それですね、まだ国の工事、県の工事が終わらないうちにですね、漁業者の関係の方が言われるんですよ、あそこは砂浜が戻るような対策を講じていただけないかという話ですよ。逆に南側の砂浜はそのままなんです。こっちだけがなぜなくなるか、逆の現象が起きていると。それは防波堤に当たった波が、また波返しで来て砂を持っていくんだと。原因はそうだそうです。それで、補償をせんないかんじゃないかと、国に、林野庁か国土交通省に。そういう地元の人たちもですね、漁業関係者の方はあそこの神社に行かれるわけですから、そういうためにもですね、市長もよく聞いたり調べたりされてですね、国の方、県の方にですね、また砂浜を戻せというような協議もしていただきたいと。これはもう横道にそれですけども、さっき砂浜がなくなると言われたものですから、まあそういうことを言いました。まあそういうことだそうです。

もう質問をする元気もなくなりましたが、次に行こうか行くまいかと思って迷っているんですが、もうあと1点ですね、質問をいたします。

4番目のですね、大隅森林管理署が平成18年9月14日付けで、枇榔島森林レクリエーション地区管理経営方針書の設定の見直しで、管理運営協議会の設置を義務付けておりますが、現在まで協議会の設置がなされていない。協議会の設置を急ぐべきではないかということですが、大隅森林管理署の見直し方針の通達によりますと、管理運営協議会を設置すること、設置された新たな協議会において、施設の整備、維持管理、環境の美化・保全を行うこと、また施設の点検・維持管理、緊急時の連絡体制の確立を整備することとあります。方針見直しの通達によりまして、平成19年4月9日、当時、林務水産課が中心となり、関係課長が協議をされております。結論が出ず、5月28日、再度、協議がなされ、次のような文書で回答がされております。一つに、ぜひ存続していただきたい、二つに、新たな協議会の設立については、現在のところ、枇榔島自然観察教育林としての全体的な開発構想が定着せず、新たな協議会を設置するに至っていない、三つに、地元自治体の意向として、志布志湾に浮かぶ枇榔島は、自然に培われた亜熱帯植物の群落地として価値が高く、文化財保護法でも史跡名勝天然記念物として評価を受けている。したがって、管理経営の当初方針にもありますように、自然観察教育林として学生の自然科学の場及び一般人の植物観察林として活用を図っていきたいと考えておりますと、公文書で森林管理署に回答がされている。職員の方々も部制廃止等の準備等で協議会の設立がなかなか進まず、今年の4月1日には新しい耕地林務水産課が誕生しまして、課長をはじめ、新しい体制で進んでおりまして、引き継ぎはこの文書はあったと思いますが、現在まで協議会が設立されておられません。市長、教育長、早急に協議会を立ち上げて、大隅森林管理署の指導の下に、すばらしい枇榔島自然観察教育林として、様々な行事を実施してもらいたいと思いますが、協議会の設立について、市長、教育長の考えをお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

枇榔島森林レクリエーション地区管理経営方針書の設定見直しにつきましては、平成19年5月に、枇榔島自然観察教育林として存続をお願いしましたところ、平成20年4月から5年間の存続が決定さ

れております。協議会につきましては、枇榔島自然観察教育林としての全体的な活用計画が未確定のため、現在まで設置に至っておりません。大隅森林管理署に問い合わせましたところ、協議会設置については義務ではないが、ぜひ設置してほしいとの回答がございました。先ほども言いましたように、今後、枇榔島の活用をはじめ、レクリエーションの森の存続か廃止かを含め検討させていただきながら、その結果で協議会設置については考えさせていただきたいというふうに考えております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

ただいま市長が答弁いたしましたように、教育委員会といたしましても、その協議会設置ということにつきましては、関係方面ともいろいろ知恵をいただきまして、協力できるところは積極的に協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○13番（立山静幸君） 5年間延長はされていると、そして協議会については、廃止も含めて協議会は準備をしていくということですかね。それと、教育長としては、関係者と協議をしながら協力をしたいと。私はもうてっきり、自分勝手ですね、協議会はもうすぐ作りますよと、こう回答が来るんじゃないかと期待をしておったところではありますが、もう一遍ですね、市長、市長の考えをですね、お聞かせください。作る意思があるのかなのかですね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市町村の方にこういった形で協議会を設置してほしいというような国の考えがあるようでございます。国自身も非常に財政状況が厳しいということで、まあ仮にこの協議会の設置ということになれば、具体的にどのような形の利用が望まれるのかというような形の協議が始まるということで、そうなりますと、当然、何らかの形で対応していかなきゃならないというようなことになるのではなかろうかというふうに思います。市といたしましても、協議会設置ということになりますと、施設の整備とか、維持管理とか、環境の美化・保全というような形の協議になろうかというふうに思いますので、当然予算的な対応も必要になってくるのではなかろうかなというふうに思います。そのような観点から、現在のところ、まだそのような方向性を取ってないところでございます。

○13番（立山静幸君） 市長はもう3年たったわけですよ。志布志の方向性、私は観光についてはこうしたい、農業についてはこうしたい、教育についてはこうしたい。昨日の一般質問でしたですかね、あと1年間は精一杯努力をしていくという回答もあったようですが、ビジョンに何か夢をですね、昨日も志がありましたけれども、何か夢を持って市長は進んでいかなければ先へは進まんと思うんですよ。枇榔島は金が必要で、もうてげてげしいちょけばよかがと、50年に締結をしたこの文書も、もう金が要って、ほっせうっちょけばよかがと、それでいいんですかね。旧志布志町が長年培ってきた行事を、新市になって、もう金が要ってと。私はもう少し大きなですね、目標を持ってもらいたいと思うんですよ。先ほどから鹿屋市のばら園を言いますけれども、ばら園の面積の拡大については、市債まで発行してですね、やっているわけですよ。それぐらいの大きなビジョンを描いてですね、取り組んでもらいたいと思うんですよ。

もういくら言っても、枇榔島については、あまり進展がないようであります。私は、この件につい

てはNPOでもいいし、あるいは教育委員会が課長さん方をお願いをしてくれ、あるいは小学校の校長先生、教頭、あるいは高等学校の理科の先生、それから社会科の先生等の協力をもらってですね、すぐにでもですね、協議会ができるものと思っておりました。今は体力づくりとか、いろんな面で、みんなしていらっしやいますよね。お金は要りませんよ。自分たちが、そういう協議会を作って率先してやればですね、自分たちでやりますよ。市が作ればですね、協議会をお願いすればできると思うんですよ。そういう金が掛かっでと言ったち、金が掛からないような方法をすればいいわけですがね。まあやればお金が掛かる、掛からないような方法を考えてみてください。

私は、18年の当初、市議になってから、枇榔島が頭から離れたことはありません。そのように思っているわけです。まだ、船着き場についても、来年の6月にもう一回しようかと思っておりましたけれども、船着き場についても、副市長に調査をお願いをしております、どういう経緯であったのか。株式会社が今、所有権はありますけれども、森山先生の回答によりますと、義務付けられていると、公園法で義務付けられていると書いてあるんですよね。それをもう少し今回で詰めようかと思いましたが、その詰めができませんでした、そう思っておりますけれども、まあ今日の話聞きましてですね、もう思いをやめようかなと思っておりますけれども、まだいろんな面ですね、協力というか、いろんな方々ですね、話し合いをしていかなければならないのじゃないかと。また来年の6月はするかもしれません。これで枇榔島は終わります、次に入ります。

次は、市役所敷地内の舗装実施についてであります、「本庁舎敷地内のシルバー人材センター及び野井倉土地改良区付近の舗装実施を急げ」であります、もう市長も十分御承知であると思っておりますが、約700㎡ぐらい未舗装となっております。雨が降りますと、20cmから30cmほどのくぼみが、もう多数できておまして、車は数できておまして、車は汚れるし、またその泥水が駐車場に付いてで、環境にあまりよくないような状況であります。このような状況であります。

○議長（谷口松生君） 立山議員、制限時間が切れましたので、今のは許可しますので、手短にお願いします。もう時間が切れましたので、今の部分は認めますので、続けて手短にお願いします。

○13番（立山静幸君） 早急に舗装を考えていただきたいと思いますが、回答をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

庁舎敷地へ北側出入り口から入ってまいりますと、市民グラウンドに沿った形で細長い未舗装の部分がございまして、これまでの庁舎周辺整備の中で必要性和財源面から未舗装のまま残されているといったような状況でございます。そのため、くぼみができやすく、車で通行する際は運転しづらいと、雨の日は水たまりになっていると、そして泥水を跳ね上げたりというふうに、御不便をお掛けしているというふうに思います。予算等の兼ね合いもありますが、応急的な措置を講じたいというふうに考えております。

また、駐車場の利用につきましては、職員等は市民グラウンド東側及び庁舎下の駐車場を利用するように指示しているところでございます。このことにつきまして、徹底されていないようでございますので、再度、周知・指導を徹底しまして、来庁者が利用しやすいような駐車場の確保に努めたいというふうに考えます。

○13番（立山静幸君） 終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、立山静幸君の一般質問を終わります。

次に、25番、小園義行君の一般質問を許可いたします。

○25番（小園義行君） 日本共産党の小園義行でございます。

今、全国的に見て、大変国民が苦しんでいる。これは労働条件、そういった問題を含めて、本当に若い人たちも働く所がないと、そういったことで、一方、企業は大変なもうけを出しながらも、非正規の労働者を首を切ったりとかいうことで、闘いの渦が全国からわき起こっていると、これは当然のことだろうと思います。企業の株式を売買するいろんなもうけの手段があるんでしょう。だけれども、実際にそういうものに対して、国がきちんとした対応をしていないというところがこうした混迷を深くしているのではないかというふうに思います。今、自民党・公明党の連立内閣、麻生内閣が二次補正を出す出さない、また給付金を出す出さない、本当に市町村も大変な状況で、てんやわんやの状態だというふうに思います。こうした国民の生活をきちんと見ないのではなくて、しっかりと国民の側に向かって政治を行っていく、これが私は国の在りようだろうと思います。これは地方においても一緒だと思います。私は日本共産党員として三十数年活動してきておりますが、いつでもどこでも国民が主人公と、国民の命と暮らしを守る、そのために全力を挙げて、これまでも活動をしてきました。また、議員としても、そうした立場で、行政においては住民が主人公です。そういった立場でこれまで議員活動もさせていただきました。本田市長をはじめとして、今、大変な状況にある住民のために何をなすべきか、そのことを心して私はいろんな問題に取り組んでほしいと。これは、この3日間において、それぞれの議員の方が皆さん方に求められた質問であります。そのことがきちんと住民の状況を物語っているのではないかというふうに思います。そうした立場で質問もし、議論をしたいと思っております。

それでは、通告に従って質問をします。

今、冒頭でも述べましたように、大変、志布志市の経済の状況というのは、商工業、農業を含めてですね、漁業、皆さん、大変な状況です。私は、民主商工会の役員もさせていただいております。会員は約600名まで届きませんが、そういった会員の方々の状況というのは、日々の相談活動等によく理解をしておるところであります。

そこで、市長にお伺いしますが、本市のそれぞれの農業、商工業、そして漁業、そういった経済の状況が、今どういった状況にあるのかということをしつかりと調査をされていると思いますが、現状をどのように受け止めておられるのかということ、まずお聞きをしてみたいと思っております。

○市長（本田修一君） 小園議員の御質問にお答えいたします。

現在の国際・国内の経済状況は、サブプライムローン問題による大手銀行の破産、関連企業の倒産などによる世界的な金融危機、燃油高騰による経済への影響、資源、食料価格の高騰、円高による主力企業の業績悪化などで、最大の危機的な状況にあります。このような状況で、国が景気回復のための様々な施策を打ち出しており、経済の安定、景気回復は、国を挙げての喫緊の課題であると認識しております。

志布志市におきましても、燃油高騰等による企業への影響、農林水産業の収益減、不安定な景気による商店街の衰退など、経済状況は危機的な状況にあり、また現状においては各種産業の収益の減による市民の所得の減収、さらには医療、年金、介護、子育て、教育への影響も考えられるところでございます。

このような状況等から、景気の回復は時間がかかるものと考えられるところであります。また、このことは、平成21年度の市の自主財源である市税への影響も避けられないものと認識しているところでございます。

○25番（小園義行君） 今の市長の答弁は、いわゆる総花的な大方の答弁であります。それぞれ商工業の方々、農業、漁業、もちろん林業も含めてですが、そういった方々の実態というのを間近にですね、どう受け止めているのかと、そういった問題等を含めて、それぞれ志布志町地域、松山町地域、有明町地域、そういった所の実態をどうつかんでいるのかということをお聞きしたところです。してないんだっただらないでいいですよ。そういった問題について、どれぐらい把握されているのかということをお聞きをしたんです。再度、お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま総体的な答弁をしたところでございますが、御指摘のとおり、それぞれの分野で、それぞれの深刻な影響があるということで、担当のセクション別にそのことについてはまとめをしております。

○議長（谷口松生君） 担当ごとに回答するんですか。

○市長（本田修一君） それでは、私の方から担当別にまとめております分を申し上げます。

農政課分でございます。

農業を取り巻く環境につきましては、農産物価格が低迷する中、原油価格の高騰による農業生産資材の連鎖的な価格の上昇等により、農業経営に大きな影響を与えた年でありました。今後も輸入に大きく依存する我が国にとりましては、食料の自給をめぐる世界の情勢にかつてない変化が生じている中で、海外の影響を極めて受けやすい構造となっていることから、予断を許さない状況であります。

国内においては、産地偽装、中国冷凍食品の農薬問題により、消費者の食の安全・安心に対する関心が一段と高まっております。また、アメリカのサブプライムローンが発端となりました円高を含め、大手銀行、企業の行政悪化で、国内の景気が急速に衰退しているなど、今後この景気の不況が農畜産物にどのような影響を与えるのか大きな懸念となっております。

市としましては、これまで原油高に係る農業生産資材や肥料の増に対する支援のため、国・県の補助事業の活用及び市の単独事業を実施しながら、産地維持のために取り組んできたところでございます。

畜産関係についてお答えいたします。

畜産を取り巻く情勢につきましては、飼料や生産資材等の高騰によりまして、生産コストは上昇しておりますが、生産物への転嫁がなされず、農家の所得は減少し、厳しい経営状況に置かれております。国をはじめ、生産者団体等も懸命の支援策を講じておりますが、回復の兆しに至っておりません。

今日の厳しい国民経済を反映しまして、牛肉需要の落ち込みで、枝肉価格の低迷、肥育牛価格の下落、子牛価格の低下と、地域経済においても大きな打撃を与え、本市経済も極めて厳しい状況下にあるというふうに認識しております。

畜種別には、本市から出荷されます肥育牛につきましては、肉用牛肥育経営安定対策事業で補てん金支給後も1頭当たり10万円以上の赤字となっており、この状況では素牛価格の導入状況から見て、21年度いっぱいには続くのではないかというふうに思われます。そのようなことで、極めて厳しい状況であります。

子牛価格につきましては、肥育価格の下落を受け、今年の5月以降、急激に下落し、11月競りも前年比25%減の13万円安の水準であり、所得は著しい減少になっております。

酪農につきましては、中央酪農会議が9月にまとめた試算によりますと、本年度、都府県の酪農経営利潤は、生乳1kg当たり8.6円のマイナスで、搾れば搾るほど赤字の状態であるとし、これに伴い来年3月から10円の乳価引き上げが決定されました。しかし、年を越せない生産者が相当出かねないとしまして、九州生乳販連は独自対策として11月から生産者乳価を1kg当たり4円引き上げ、3月以降で調整減額する措置を講じましたが、市内酪農家も経営維持が厳しい状況でございます。

養豚におきましては、消費者の牛肉離れによりまして、安価な豚肉へ消費が流れたことによりまして、昨年と比較しまして、枝肉価格が高値で推移したところでございます。しかしながら、秋以降は出荷頭数や輸入量が大幅に増加しまして、供給過剰の状態が生じておるなど、大幅に価格が下がっているため、今後の経営環境は厳しくなるというふうに受け止めております。

ブロイラーにつきましては、飼料代が企業側との年間契約により価格の変動が受けにくいシステムであり、またブロイラー価格の高値推移により、他の畜種に比較し影響が少なかったが、今後は円高による輸入増により下降傾向にありまして、影響が懸念されるところであります。

耕地林務水産課の関係の分でございますが、景気低迷によりまして、木材につきましては、木材需要の減少から、木材価格の低迷が続いている中で、森林施業のコスト低減と良質材の生産性向上による林家の所得向上と林業の振興を図るため、様々な事業を講じようとしているところでございます。

商工振興関係でございますが、現在、昨年度と比較しまして、平成19年度におきましては、事業所数で488が450に減っており、従業員数が2,164人から2,123人に減っております。そして、年間の商品販売高につきましては、525億4,300万円が469億6,000万円というふうになってきているという状況で、商工関係につきましても極めて厳しい状況があるというふうに考えております。

○25番（小園義行君） 今、志布志市のすべてのそういう分野によって、先ほど市長がおっしゃったような状況ですね、大変な状況だと。これはここにおられる方々、もちろん私たち議員も、当然その認識を一緒にして事に当たらないといけないというふうに僕は思うわけですね。そうしたときに、今、集中改革プランということで取り組んでおられるわけですけど、それを見直してでも、この本市の経済をしっかりと守っていくと、そのことに対しての支援策をきちんとやらなきゃいけないというふうに僕は思います。それについては、市長も当然一緒だろうと思います、認識はですね。

そこで、国はこういった分野について、それぞれ対策を打ってるわけですが、今、二次補正の問題

も出ていますけど、一向にこれを出そうとしない。早急にやらないと意味がないわけですね。そこで、一つは原材料価格高騰対応等緊急保証制度、いわゆるセーフティネット、ここをですね、国が出して、商工業の関係でいきますと、これは10月31日から始まったわけですがね、12月10日から新たに始まる、今日ですよ、今日から始まるやつで、対象を698業種、これは中小企業、国が認めてる、つかんでるところでは約900業種あるんだそうですが、その77%を対象として信用保証協会を通じて100%別枠でやるよと。そして、この年の瀬を乗り切ってというようなことなんですね。今日から新たに対象が広がって698業種、ここにセーフティネットが始まるわけですが、現在、先ほど市長がおっしゃった商工業の方々含めてですね、これにすべて入ってるわけですが、たまたま農業関係は、加工業とかそういったものは対象ですけど、それに外れてます。そういった中で、このセーフティネットの申請、制度はもう一々ここで申しませんが、業者の方々が市町村の窓口で申請をし、そしてその証明をいただいて、信用保証協会、金融機関を通じて対応していくということになってるんですが、現在、そういった状況の中です、どれぐらいこの申請が上がってきているものなのか、少しお願いをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

セーフティネット保証制度につきましては、内容によって1号から8号までございます。今回、原材料価格高騰対応緊急保証制度の創設に併せまして、特定中小企業者5号の指定業種が、10月30日までは185、10月31日から545、11月14日から618、そして今議員の方から698というふうなお話があったところでございます。また、認定要領の該当条件である売上高前年同期比の減少率が5%以上から3%以上へ緩和されております。したがって、認定申請件数が11月から急増しております。

セーフティネット保証制度の手続きにつきましては、中小企業者が金融機関等を通してセーフティネット保証を鹿児島県信用保証協会に申し込み、保証承諾を得ますと、金融機関の融資が実行されるものでございます。このセーフティネット保証の申し込み、市の発行する特定中小企業者認定書が必要となってまいります。なお、この認定書の有効期限は、発行の日から30日となっております。よって、早期に融資を受けるには、迅速な認定事務や金融機関の審査が必要となってきます。

現在、市の認定事務の対応につきましては、職員2名で対応しまして、ほぼ受け付けの当日か翌日には認定書を発行しているところでございます。

本市における12月3日現在の認定の状況でございますが、原材料価格高騰対応等緊急保証制度が始まる前の10月30日までは、1号が1件、5号が1件でございましたが、11月から以降で5号を21件認定しております。また、12月3日現在、志布志市分は鹿児島県信用保証協会の10月までの承諾件数が1件、11月以降の受理件数が4件であり、現在のところ、承諾はまだない状況でございます。

○25番（小園義行君） このままずっと続けて、議長、いいですか。

○議長（谷口松生君） あと1回、質問をお願いします。

○25番（小園義行君） はい、分かりました。

今、市長の方からありました、これ、これまでの過去の年度と比べるとですよ、大幅に増えてますよね。これは先ほど冒頭で質問をし、市長が答弁された、この状況、本当にですね、一人一人の事業

をされてる方々すべて、もう食堂から何から全部入ってますけど、そういった人たち、私は志布志町地域、松山町地域のそういった所、有明町地域を含めてですよ、お話をさせていただくと、もう大変な状況だというのは市長がおっしゃった、この答弁の中に出ていますね。そこで、今日、皆さん、ボーナスをいただきますよね、公務員、私も含めてですけども。町中の人たちは本当に大変な状況を迎える中で、こういったセーフティネット、国がやることに対しての問題を早急にやらないと、これ年が越せないよということも当然あるわけですが、問題はですね、二十数件出ってますけど、1か月以内ということがありますね。そこで、実際に市の方は申請があって、明くる日に出します。だけど、今度は金融機関の方がきちんとそれを出してくれるかと。必ず融資が実現して初めてこのセーフティネットというふうに私はなっていくんだろうと思います。そういった意味で、今、信用保証協会に受け付けて1か月以内ということですね。金融機関を含めてですよ、やはり、これは中小企業庁も言ってますけど、金融機関に早急に対応してくれということ言ってるわけですけど、本市としてもですよ、そういった問題に対して、きちんと金融機関に対してのそういったお願いといいますかね、そこらについては早急にやってくれということを含めて、市長の中にありますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在のところ、認定の申請があったときにつきましては、速やかに手続きをして認定書を発行するというようなことをしておりますが、直接的に金融機関につきまして、この事業について融資を直ちにしてほしいというような要請は現在のところ、してないところでございます。

○議長（谷口松生君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。午後1時10分から再開いたしますので、よろしく申し上げます。

—————○—————
午前11時59分 休憩
午後1時23分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 毛野議員、鬼塚議員が早退いたしました。

会議を再開します。

25番、小園義行君の一般質問を続行します。

○25番（小園義行君） 午前中、いわゆるそういう要請をしてないということでありましたが、市長、今回のこのセーフティネットが出された意味というのはですよ、早急な融資をちゃんと受けられるというものがないと、これはいかんというふうに思うわけですね。そういった意味からして、きちんとその金融機関の対応というのが問題になってくるんですよ。

そこでですね、これまで二十数件の相談が寄せられてるわけですが、そういった申請があるわけですけど、その内容については、ただ単に申請だけなのかですね、その中身が分かれば、ちょっと教えてください。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） ただいま御質問のセーフティネットの11月以降の申し込みでございますが、議員が今申されましたように、5号の対象者が12月3日現在で21件の申請がありまして、

認定をしたところでございます。

内容等につきましては、ほとんど前年同月比との3か月間の売り上げの減少に伴う、いわゆる経営のそういった不振であるとか、運営のための資金の融資をお願いしたいというようなことでの申請でございました。

○25番（小園義行君） 大変な状況であるから故にそういうことですよ。そして、この国の制度に基づいて申請されてる。そこで、当局としては、事業者の方々のですよ、今年度の売り上げが近々3か月間の間、どうだったかというのは、調べようもないわけですし、当然、申請をされる方を信じてやるということであると思うわけですね。そこで、これまで赤字決算やそういう税金の滞納、分納している、そうした事業者についても、積極的に相談に乗って、証明を出すという考え方がお持ちなのか、そこについて答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

セーフティネットの申請につきましては、その制度の内容に従って認証するわけでございまして、ただいまお話ししましたように、売上高が前年同期の減少率が5%から3%に緩和した中での3%以上の減少という業種の方に認定するというところでございます。

○25番（小園義行君） ということは、昨年7、8、9と合わせて比較してですね、今年度の7、8、9、この近々3か月間ですね。今、市長、ちょっと答弁にならなかったんですけど、そうした中で事業者によっては、決算が赤字だったりですよ、税金の滞納ということも当然それぞれの税金であると思うんですね。それについても積極的にちゃんと相談に乗って証明を出すと、そういった事業者についてもですよ、そういうお考えがありますかということをお聞きをしたんです。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） お尋ねのセーフティネットにつきましては市の認定書の発行でございますが、対象となる中小企業者につきましては、市町村の認定を受ける場合には、3つのどれかの条件に該当するというようなことで、今、議員から申されました、売り上げが3%以上というふうな緩和の落ち込みのほかですね、2つの条件等に合致した場合に認定書の発行をするというようなことでございます。

○25番（小園義行君） その制度の指定要件というのは、今おっしゃるとおりです。そこでですね、中小企業庁が回答してます。10月22日に全国商工団体連合会、ここの交渉の中で、赤字決算、税金を滞納、分納している中小業者が活用できるように積極的に相談に応じるというふうに国の方では対応してるんですね。あちこち自治体を調べてみましたら、それぞれなんですよ。だから、そこは国が、中小企業庁がこういうふうに言ってるように、きちんとその該当してる事業者を税金が滞納があるからとか、赤字決算だからということで排除するというのではなくして、しっかりと営業していただいて、税金もきちんと納めてもらうということの方が、冒頭、市長も述べられたようにですね、市税の自主財源の確保ということにもなっていくわけですし、そのことをきちんと排除しないということで理解をしいいんですね、今の答弁は。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 私どもの所で申請が上がってきた場合には、私が先ほど申し上げました3つの条件のいずれかに該当していた場合には認定書を発行するというような形で、今現在

進めているところでございます。

○25番（小園義行君） ということは、今私が言いました、決算が赤字だったり、税金の滞納をしてる、そういったこと等を条件とするということではないというふうに理解していいですね。

○議長（谷口松生君） ちょっと休憩します。

○

午後1時30分 休憩

午後1時31分 再開

○

○議長（谷口松生君） 再開します。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） お答えいたします。

私どもの所へ申請があった時点では、今申されましたように、3つの条件だけを加味しまして認定書を発行しておりまして、今、議員のおっしゃいましたことについては、認定の要件とはしてないところでございます。

○25番（小園義行君） そういう、ぜひですね。今、課長の答弁でよく分かりました。それぞれ業種によってはですよ、大変な状況を抱えているということでありまして、営業をされてる方々もそういう税金の滞納等あるかもしれません。そういったものは条件としないということでありましたので、ぜひですね、大変な状況の中で頑張っておられる、そういう商工業者の方々に対して、まあ中小企業ですね、支援をやっていただきたいと、そのことはよく理解をしましたので、次に移ります。

このセーフティネットが発令されてナンバー5ということですけど、これが出されてる意味という点では、早急にその融資を実現をしていく、そして頑張ってもらいたいということがねらいだと思いますのでね、そこについて、先ほど市長も、制度のことはもうよく分かっておられると思います。金融機関等へもですね、ぜひともそういった申請が上がった際にはしっかりとした対応を早急に実現をしていくように、ぜひですね、協力を求めてやっていただきたいと思いますが、そういった要請等もですね、協議会等いろいろあるでしょう。ぜひ、そこに要請をするという考え方、先ほどは要請してないということでしたが、自営業者の方々を守るためにも、必要だと私は思いますが、市長としてそういった考えはありませんか。

○市長（本田修一君） 新聞報道によりますと、九州財務局が5日の日に鹿児島市の財務事務所で、県内の8金融機関のトップを集めて、このことについて説明したということで、貸し出し条件の緩和に柔軟に応じるように要請したというようなことがあったようでございます。このような国の機関の要請もございますので、私ども自身も関係機関と連携を取りながら、そのことについて金融機関の方に要望するよう、何らかの動きをしたいと思っております。

○25番（小園義行君） はい、よく理解をしました。そういう立場でお願いをします。

次に、今回、大変な状況がある中でですね、まちづくり公社への支援と併せて、既存の商業者の方々等を含めてですよ、中小企業の方々への支援策、こういったものは国のこういうセーフティネットももちろんそうでしょう。市独自のですね、私はそういったものが必要ではないかと思っております。なぜ

なら、今回、まちづくり公社、株式会社ですけれども、ここについてはいろんな支援策が出されますね。そうすると、一方、既存の商業者の方々、有明町、松山町を含めてですよ、そういった所の方々に対してもやっぱり不公平感のないような市独自のですよ、策が必要だと思います。そういった意味で、このセーフティネットを利用していただきながら、一方で市もそのことに対して早急に独自の支援策をする必要があると思います。そういう点では、一昨日の西江園議員とのやり取りの中で少しありました。旧志布志町時代にもですね、商品券を地域のそういった商業者の方々の所を利用するときに、その恩恵を被るというようなことですね、やった事業もありました。やっぱり国がやる、そういったものと併せて、市も独自にですね、しかも早急にこれは私はやる必要があると思います。そして、守っていくという立場から、それとあわせて、まちづくり公社だけにそういう市の独自の何か支援をするのかよということではなくして、それぞれのほかのそこに入っておられないの方々へ対しての支援策として、そういう商品券支給事業とかですよ、含めて、それから独自のそういう利子補給制度、こういったものを私は早急に手を打つ必要があると思うんですが、そういった問題については、市長は考えておられませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

第三セクターである株式会社志布志まちづくり公社への償還が先延ばしになっているため、オラレ方式による場外発売場を設置しまして、家賃などを確保しながら、改善を図ろうとしております。

これまでの商業者への対策としましては、志布志町商店街等活性化対策事業、商店街活性化支援補助事業として取り組んできた事例もございました。これは商品券事業でございます。現在は、商工会の事業として実施されております歳末大売り出しスクラッチカードの事業や、商工業後継者育成事業に対しまして、市の助成をしております。

今後、独自の対策も検討しておりますが、まず第1に利子補給制度でございますが、市内に住所または事業所がある商工会の会員で、鹿児島県中小制度資金や日本政策金融公庫資金の融資を受けた事業者へ利子を補助するものであります。10月31日から実施しております原材料価格高騰対応等緊急保証制度で指定業種が拡充されておりますので、保証枠が増えてきておりますが、併せて利子の一部を一定の限度内で補助することで、商工業者への支援につながるものではないかというふうに考えております。

次に、地域振興券であります。市内でのみ使える地域振興券を発行しまして、従来、市などのイベントや表彰式などで贈呈しております記念品等に代えて地域振興券を使うことで、市内での購買増も図るということでございます。ほかにも商品券や割引券、チャレンジショップへの支援というような支援も併せて検討しているところでございます。

○25番（小園義行君） ぜひですね、そういった対応が考えられてるのであれば、当初予算とか、そういったことではなくして、早急にそういうことを打って、営業なり、そういったものを守っていく、そして不公平感のないような形でのですね、支援の在り方というのをやっていかないと、一方を立てて、一方がまずいということでは、これはまずいわけですし、ぜひとも、そういう形でやるのであれば、早急に手を打って、不公平感のないような対応をすべきだと思います。市長の考え方として、西

江園議員との間では、まあ新年度というようなこともありましたけど、私はそういうゆっくりした時間じゃ駄目でしょうと、早いスピードをもってこれはやらないといけないというふうに思うんですね。今回の補正予算でも出てくるのかなあという感覚もありましたけど、そういったものになってない状況がありますので、これぜひですね、今の状況を冒頭述べられましたね。そういう状況をちゃんと真剣に考えるなら、対応をしっかり打ってやっていく、それが僕は必要だと思います。今回、まちづくり公社へのそういった支援というのは提案もいろいろあるわけですけど、最終的には議会の議決が必要ですがね。それとあわせて、松山町地域の商業者の方々含めて、有明町もそうですよ、すべてのそういった所に公平にやられるような、今、商品券支給事業、こういったものは僕はとても不公平感をなくすという意味でも、効果があると思います。ぜひですね、早急にそういったものに対する考え方をやっていくという考え方に立てませんか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今年の夏以降、急速に経営の環境が悪化してきた、経済の不況が忍び寄って来たというような状況でございまして、このことが私どもの地域に対しましても本当に深刻な影響を及ぼしてきているという認識がございました。そのようなことで、今現在お話がありましたように、私自身も早急に緊急経済対策を打たなきゃならないというような考えの元に、担当の方に指示をしたところでございまして。このことにつきましては、関係団体との調整が必要でございまして、関係団体と調整しながら進めていくという結果になったところでございまして、私自身も早急に対策を打ちたいという考えで取り組んでいるところでございまして。

○25番（小園義行君） そういう関係団体との関係もあるでしょう。そういう立場だということでありましたので理解をします。

少し話を戻しますが、このセーフティネットは中小企業の方々にはしか該当がないわけですね。農政サイドは、このセーフティネットから外れております。加工業となるとあるわけですけど、そうでない畜産、酪農、そして養豚、養鶏、こういった所を含めてですね、先ほど市長の方がつかんでおられるように、大変な状況になってると。これは集中改革プラン、ここ立ててますけど、ぜひそういったものを含めてもですね、国の政策として一次補正で進んでますけど、なかなか地元を下りてこないというような状況が国の政策の中ではあります。二次補正がまだ一向に出ないということで、どういふものなのかということも見えてませんが、これは本当にですね、市独自でも基金を取り崩したり、集中改革プランを見直しをして、立ち止まってですよ、きちんとやらないと、本当にこれ農政関係の方々は大変だろうと思います。

そこで少し伺いますけど、農政サイドとしては、国の制度がきちんと下まで下りてくる状況に今なってるんですか。そして、その支援が直接農家の所へ届いてるという実状がありますか。ちょっとそこらへんについて、市長の方でお分かりであればお願いします。分からなければ、担当の方でもいいじゃないですか、お願いします。

○農政課長（永田史生君） お答え申し上げます。

昨年度から生産コストの増によりまして、農業関係、厳しい状況でございまして。特にその中でも一

番厳しいのは、やはり油の高騰による分が大きいかと思っております。そういった中で9月には、利子補給の補正予算をお願いしたところでございますが、国といたしましても、肥料・燃油高騰対応緊急対策事業ということで、一次補正の中で可決をしておりますが、現在、それらの事業がまだ市の段階に正式に下りてきていないのが現状でございます。農家から二、三件の問い合わせは来ておりますが、正式に事務局をどこにするのか、そういったことがまだ決まっていなような状況の中でございます。その事業といたしましては、あくまでも油の高騰に対する分、肥料の高騰に対する分の助成事業でございます。

○25番（小園義行君） 今、課長の方から答弁がありましたように、下まできちんとですね、いく状況にまだなっていないということで、見えてるわけですけど、そこに対してですね、やっぱり私は今回この志布志市の農政サイドが抱えている大変な状況を救うためにも、ただであげるといっていいわけじゃなくて、そういった基金を取り崩したり、いろんなことをしながらですね、対応していかんと、これは本当に来年、新年度以降どうなるのかなあという気がしております。それぞれですね、市独自でそういうことをきちんとやっていく、そういう考え方は、市長は冒頭の私の質問に対して、この実情を把握した上で、そういうことを考えられませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

例えば畜産関係におきましては、市単独でも12月補正で今回、肥育経営緊急対策事業ということでお願いをしているところでございます。9月におきましても、利子補給制度を導入していただいたと。そして、来年度の当初には特別支援資金ということで金利の利子補給も考えているということでございまして、各品目によりまして、それぞれ考えられる対応というものを取っていききたいというふうに考えています。現在も、今年に入りまして9月から、そのような緊急経済対策を取って、皆様方に御審議していただいて、そのことについては事業化しているという状況でございます。

○25番（小園義行君） 今、市長の方からありました。ぜひですね、本当にこれきちんと受け止めないと前に進まないわけですし、そのことはもう分かってるということでありましたので、本当に担当の職員の方々含めてですね、営業、いわゆる農政サイドのそこもしっかりと手当てをしていくということで理解をいたしましたので、この経済対策については終わりたいと思います。

次に、国保についてお願いをします。

19年度の決算を見ますと、国保は収入未済、これは合わせて約2億5,000万円、滞納繰越分、現年分を含めてですね、そういう状況があります。そして、国保税を納められてない滞納世帯については、本市は資格証明書は発行していないということで、事前にいろんな調査等で見ましたら、ないという状況です。ですが、短期被保険者証ですね、これについては結構な数出されてるわけですし、国保は世帯主義なものですから、同じ世帯に子供たちもいるわけですね。そこに保険証が配布されないと、実際、病院にもかかれないという状況が発生してるわけですが、現にこの短期の被保険者証が配布されてる家庭がどれぐらいあって、そこに18歳以下の子供たちがどれぐらいいるのかですね、把握がされてればお願いをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

短期被保険者証につきましては、国民健康保険税滞納者対策及び被保険者資格証明書交付要綱に基づきまして、原則1か月の有効期間で交付している状況でございます。平成20年4月1日現在における短期被保険者証の交付対象数につきましては、802世帯、1,576人分となっております。また、平成20年12月1日現在で、有効期限のある短期被保険者証の交付の状況につきましては、156世帯、385人分で、うち18歳以下の子供の分につきましては、56世帯、109人分というふうになっております。

○25番（小園義行君） これは国も、いわゆるこういった保険証のない子供たち、いわゆる児童ですね、そこに対しての対応というのが与党と野党で合意したといえますかね、少し後退した内容で合意をしていますね、新聞報道を見ますと。税金を納めるというのは、当然、保護者、親でありまして、子供にはその責任はないわけですね。安心して学習に取り組み、成長して社会に巣立っていくという、それを保証するためには、病気になってもですね、病院に行けないというような状況が発生すると、これは困るわけですし、今、56世帯、109人、そういう18歳以下の子供たちがおられるということですが、世帯主義であるが故に、これが発生してるわけですね。これは制度の枠内でいくと、当然できないわけですが、国もそのことをちゃんと厚生労働省を含めて調査をした上で、与党・野党合意で、15歳以下ということでは何か合意したと。今回の国会の中で変わっていくんでしょう、恐らく。15歳でよくて、これは義務教育だからということなんでしょう。18歳もまだ高校生ですよ、現実的に。そういったことを考えたときに、私は保険証がない状態というのは、やっぱりなくしていくべきじゃないかと思うんですね。なぜなら、この間、市長、私も滞納されてる方ですね、督促ですよ、これ2件ほど税務課の方をお願いして、課長以下皆さんでですね、相談に乗っていただきました。滞納してる人は、役所になかなか行きにくいんですよ。短期被保険者証の人は、行って相談をして、初めていただけるんでしょう、1か月分。来なければ、その間というのは、無保険ですよ。こういう状態をなくすためには、当然、法律の改正も必要でしょう。そのことを積極的にやっついていかないと、子供たちの健康、そういったものは守れないと思うんですね。正直、滞納してると行きにくいですよ。役所という所に行くということが大変なわけで、少々の病気も我慢してるということにつながりかねません。そういった点で、国のそこももちろん待ちながらですけども、私はぜひ、早急にですね、この制度の枠内でいくと難しいことですが、市長として無保険の状態に子供が置かれてるという、そのことをどういうふうにお考えですか。私は税金を納めないでいいよということではないですよ。これまでも税務課にたくさんの人をお願いをして、ちゃんと納めないといけないということをですね、話をさせていただいて、分納の約束をしたりいろいろしてます。そういった状況で、そこに相談にも行けない人がおられるわけですよ、正直言って。そういう家庭の中における子供たちの保険証のない状態について、どういうふうに市長が思っておられるかお願いをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、短期の被保険者証の世帯が、18歳以下の子供がいる世帯が56世帯、109人ということで、このほかには結局、無保険の子供もいるんだというようなことであろうかというふうに思います。その方につきましては、現在、健康ではないのかなあというふうに考えるところでございますが、もし本当に保険証が必要ということになれば、議員がお話しになったように、窓口で相談に来られるという

ふうを考えますので、そのときにはきちんと対応していきたいというふうを考えます。

○25番（小園義行君） 市長、そういう考え方でちゃんと対応するということですね。これは10月30日付けで、厚生労働省から通知が届いてますね。「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」ということで、きちんと対応しなさいということ、これ課長もお持ちですよ。これ札幌市がですね、どういう対応を取ったかといったら、厚生労働省からの通知もあって、また札幌市としても、世帯主の納付状況と、子供が等しく必要な医療を受けられることとは別の問題であると判断をしたということで、18歳未満の子供、18歳に達した日の属する年度の末日まで対応、いわゆる18歳の3月31日までということですね。これを12月1日から保険証の更新日として、資格証明書交付世帯の18歳未満の子供に対し、資格証明書とは別に1年間の保険証を交付するというようなことで、積極的にそのことを解消するという努力をされてるんですね。これはもう相談に来るとかいうことではなくして、そういう子供たちに対してのちゃんとしたものをやるということで、国もそのことで了としているわけですから、ぜひですね、本市としてもこのことを積極的に対応していただきたい。市長は、先ほどの答弁でそういうことでしたが、こうした札幌市の例を見てもですよ、きちんとやってる自治体もたくさんあるわけですし、再度、このことを市長にお聞きをしておきます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

札幌市のケースにつきましては、承知しておりませんでした。現在、国の方でもこのことについては、子供たちが無保険の状態になるということは避けるというようなことで、制度の改正が進むというようなふうにいるところでございます。私どもは、その制度に基づいて、きちんと本市でも子供たちが、さらに18歳以下の子供たちについても対応できるような体制を採っていきたいというふうに思います。

○25番（小園義行君） 市長の答弁でよく分かりました。ぜひですね、そういった形で残念なことにならないように対応してもらいたいと思います。これは教育委員会サイドとしてもですよ、そういった無保険状態の子供を学校でちゃんと保護といいますかね、学習をちゃんと保証していかなきゃいけないわけですが、今、市長の方から、こういうちゃんと対応すると、こういった答弁に対して、教育長自身もいかがですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、学校生活において、子供たちが健康で安全な生活を送るというのは、これは私どもの願いでございます。ところが、やはり不幸にも、けがをしたり、あるいは病気をしたりする子供たちが少なからずいるのも事実でございます。そのような場合に、これが登下校を含めてですね、学校管理下における場合は、けが等については学校安全会という保険がございますので、そちらで対応するわけですが、この学校安全保険というのは、個人的な病気あるいは学校管理外には、これは対応できない保険でございます。ですから、いずれにいたしましても、子供たちが安心して学校生活を送るためには、議員御指摘のとおり、保険が活用できるように制度的になっておれば、それはもうそれに越したことはないというのが考えでございます。

以上でございます。

○25番（小園義行君） 今、教育長の方もありましたように、ぜひ、市長のそういうお考えをもって、安心してですね、子供たちを預かっていけるという状況をつくり出していただきたい。市長の方の答弁で、そういう方向だということでありましたので理解をしました。この点については終わります。

次に、児童福祉についてお伺いをします。

今回、保育所の民間移管ということで提案が、条例の改正等ありますね。そこで、これは昨年11月議会ですべてありまして、全会一致で否決ということもあって、その後、市長の施政方針、そういったこと等に基づいてですね、その議会の議論の中で指摘されたことをちゃんとクリアしながらやってこられたんだろうと思います。

そこで、私はですね、この保育所の民間移管、ここについて公的責任の在り方ということで少し市長とやり取りをしてみたいと思います。これは児童福祉法の第24条で、保育の実施義務が自治体には義務付けられていますね。公的責任として、市長はどういうふうなそのことを受け止めておられるのか、少しお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

保育に対する公的責任についての御質問でございますが、現在、児童福祉法第24条及び志布志市保育の実施に関する条例に基づき、保育に欠ける児童を保育しておりますが、これは市町村が保育の実施者であることを定めたものでありまして、公立であっても、民間であっても、同様の義務が規定されております。この法令を根拠に、公立・民間ともに、入所決定及び保育料については同一の基準を用いて市町村が行うこととなっております。また、県による指導監査も、公立・民間同様に行われることとなっております。民間移管した場合においても、運営及び設置主体は変わりますが、この義務は引き続き市町村に課せられ、保育の公的責任は確保されるというふうな考えております。

○25番（小園義行君） 児童福祉法でいくと、そういうことですね。公立だから、民間だから、差はないんだと、ちゃんと自治体の責任としては、そのことをきちんと持つとかなんとかいふことですね。ですが、一昨日の宮田議員とのやり取りもありましたね。それぞれいろんな形でした。民間移管をすることによって、公的責任が後退をするということにあってはいかんわけですし、そのことが自治体に問われていると思うんですね。私は、宮田議員とのやり取りをお聞きしながら、民間移管の目的というのは、最終的には経費の削減、そういったことなのかなというような思いをしたところでした。今日、資料が配布されていましたが、民間移管の目的ということで、「保育ニーズに柔軟かつ弾力的に対応できる民間の役割は非常に大きく、民間活力の導入により多様で柔軟な保育サービスの拡充、創意工夫による保育所の効率化と個性化を推進し、保護者の利便性の向上を目指します」、ここに個性化とありますね。「保育所の効率化と個性化を推進し、保護者の利便性の向上を目指します」、これはですよ、児童福祉法その精神でいくと、きちんと志布志市の児童は同じ保育指針の下に基づいてちゃんとやられていくということなんでしょう。今、市長が述べられたとおり、児童福祉法の第24条の精神ですね。そこで、これはひいてはちょっとおかしな方向になっていくのかなあという気がしてるものですから、公的責任としてはどうあるべきかということで議論をしてるところです。私は、子供を安心してですね、後ろにきちんと自治体の公的責任があるから安心して保育を受け

られるという状況をつくり出していかんといかんという思いがあるからやってるわけです。でも、一昨日のやり取りの中で、まあ経費削減、これが民間移管の大きな目的なんじゃないかという気がしたんですよ。その時ですね、その民間移管をしてどうだとやったら、8,000万円のいわゆる削減になりますという課長の答弁でありましたけど、これは全部をひっくるめたときにそういうことだというふうに私は理解したんですけど、この8,000万円の削減のこれはね、少しトリックがありますよ、私から言わせたら。再度ですね、民間移管をすることの目的は何ですか。

○市長（本田修一君） 今年の11月に民間移管についての議案を提案したところでございます。その民間移管につきましては、様々な御議論をいただいたところでございますが、当然、私どもといたしましては、この目的というものを保護者の方々にもお話しながら、このことについては取り組んできたところでございます。多様化する保育のニーズに対応するため、そして柔軟かつ弾力的に対応できる民間の活力を導入していくんだと。そして、柔軟な保育サービスの拡充、創意工夫による保育所の効率化と個性化を推進し、保護者の利便性の向上を目的としていくんだというようなことでございまして、当然、私どもとしまして、このことによりまして、行財政改革による経費削減が見込まれるというようなことでございます。

○25番（小園義行君） 経費削減が望まれると市長はおっしゃるんですが、そのこととですね、あなたが掲げてる公約ですよ、日本一の子育て支援のまちづくり、これと逆行しませんかね。

○市長（本田修一君） 保育事業につきまして、様々なサービスメニューが提示されているわけでございます。そのようなメニューの事業の実施につきまして、民間の方が事業の実施がしやすい環境になってきているというようなことがございます。そして、施設整備についても、国の方でそのことについては整備がしやすい環境になってきているというようなことで、このようなことから、平成16年度以降、このことに基づいて民間移管の方向というものを、合併前から、そして合併後も、方向性として取らせていただいているところでございます。

○25番（小園義行君） これは、昨年からのいろんな動きを見てましてね、市長はそういう、ここに目的書いてありますけど、現にですよ、小野議員の方からも質疑もありましたが、議案上程の時ね、松山のさゆり保育所の方々、これね、もう本当にいいかげんにしてよということじゃないでしょうか。これが安心して保育を受けられる状態にあると思いますか。僕はそうじゃないと思いますよ。本当に行政の思惑、それであっち行ったりこっち行ったりですね、振り回されてる。そして今回、全くそういう法人さえも応募がなかったわけでしょう。こういう現実をちゃんと、そういうことにならないためにいろんなことをした上で提案というのがあるならいいけれども、これはとんでもないことでしょう。向こうの保護者の方々、また子供たちですね、そしてあそこで働いておられる先生方、保育士の、大変じゃないですか、そのことを見てですよ。僕はね、本当にこの民間移管の目的というのが、今市長がおっしゃるような削減になっていく、そうじゃないでしょう。

ちょっといいですか。これ国の政策とですね、保育の関係がどういう状況だったかという、少し、まあ時間内でやりますけど、これは1947年、児童福祉法が制定をされました。そしてですね、1960年に保育等の国庫負担率、これ当初8割でした。これがずっときましてね、保育所の役割は終わったん

だと、1980年代にですね。1985年に国庫予算の負担割8割から7割へカット、そして86年から88年5割ですよ。そしてですね、1989年に5割恒久化、これ補助金カット一括法ということで、1989年に5割、ずっと恒久、下げますよということでした。1997年に児童福祉法の改正をやっています、国は。そこで、保育所の措置、施設としてのそれを外していく。保育所運営の、この時ね、国、自治体の公的責任は維持しましょうということになっていくんですね。そして、その後どうということになっていったかと言いますと、2000年、ここで保育所設置認可の規制緩和。今回もいろいろ問題になりましたけど、保育所の設置、これに対しては、運営企業の参入も容認と、いかなる団体、個人でも、可能ですよということに、2000年の3月30日、これなってるんですね、規制緩和。このころから小泉さんの、小泉内閣が2001年発足します。そして、2003年に地方分権の幼保一元化、ここですね、三位一体改革による補助金の削減というのが、今、あなたがおっしゃったそれですよ。いわゆる一般財源化ですね。これ民間の保育所だと運営費、そういったものは国庫補助にしますよと、ちゃんとそういう改修を含めてそうします。だけど、公立の保育所については、一般財源化する。これお金をどういうふうに使ってもいいよということで、保育所の運営費を一般財源の中に投げ込んだから、その自治体の財政の豊かな所、そうでない所、格差がどんどんそれから出てきますわね。本来だと、ここにしか使ってはいけませんと、交付金とか、そういったことであればですよ。だけど、一般財源化しちゃって、公的責任をだんだんだんだん外していくという状況が出てきたわけですね、これね。今、本当、皆さん方、大変じゃないですか、国がそういうことをやってくれているものですからね。2004年に公立保育所運営費、これも完全に一般財源化になりました。おっしゃったとおりですね、さっき。民間だとそれが大丈夫だよということになってるわけですけど、これですね、国が本当に子供は国の宝だと言っておきながら、こういうことをやってきてる。一方、本田市長は、子育て支援の日本一のまちづくりをされてるんでしょう、標ぼうされてますよね。本当にそれであればですよ、一般財源として来ているそういったもので、これまでも施設の改修だとか、いろんなことをやっぱりやっていくべきだったんですよ。それをしてない中で、今回もそれが無いから、民間にお願いする。これ民間だって大変でしょう。その人たちがすると国から来るというけど、実際に100%それが来るわけじゃないじゃないですか。その法人の体力によっていろいろですよ。そういうことを考えたときに、私は十分な対応をしていけるような、国がそういうことをやらないのであれば、ちゃんとやるべきだと。これは一般財源として来てるわけだからですよ、きちんとやっていかなきゃいけないということを思うわけですね。

そこで、国のそういったとんでもないことをずっと今述べましたけれども、その中で日本一の子育て支援のまちづくりを標ぼうされる市長が、財源の問題で、この保育を論じないでほしいというのが僕の思いです。

そこで、この8,000万円削減というのは、これ少し課長と個人的にやり取りしたんですけど、これ違いますよ。いいですか。19年度の決算ですね、保育所、公立だとですね、約2億2,000万円からの決算ですよ、経費がかかってます。そして、民間は運営費は扶助費という形で7億7,000万円出ますね。これを民間に移管するから、じゃあ8,000万円削減になるかというのと、これは少し言葉が足

りなかったと思うんですけど、私が考えるに、この民間移管しても、ほとんどその差はないと思います。扶助費として全部出ていきますからね。そして、公立保育所で働いておられた正規の職員の人たちは、市長部局に来て、総務課サイドでカウントしていくんですよ、その給与はですね。何も変わらないんです、それで。少しお聞きをしますが、この8,000万円の削減というのは、訂正をされた方がいいんじゃないですか。いかがですか。

○福祉課長（津曲兼隆君） 以前の本会議でもお答えしましたけれども、8,000万円の算定につきましては、概算の数字で計算をしておりました。もっと詳細な積み上げ等をしていけば、まだまだ圧縮される数字にはなると思います。現在、まだその数字を持ち合わせておりませんので、現段階ではどれぐらいになるということはちょっと申し上げられませんが、正確な数字を出すとなれば、この数字ではないだろうというふうには思っております。

○25番（小園義行君） まあ訂正はされないけど、これとは違うという答弁ですのでね。

市長、6園一緒にやるといって、今回、2つやったけど1園しかできなかったと。これは一回ね、これもあなたがこの本会議場でおっしゃったんですよ、6園一緒にやると。そして、昨年11月の臨時議会で、野神保育所の地域の立平議員もですね、賛成だけど反対だという、この討論ですね、私はとてもこれは重いと思います。なぜならですよ、市長が6園一緒にやると言っていて、その当時はそうだったんですよ。今回は1園だけでしょう。もう一つの1園については、応募さえもなかった。そして、残りの4つの保育所については、どうなるか分からんけど、順次やっていくんだと。これ、1園だけ今回この提案をされたその説明責任、6園一緒にやるといったこととの整合性とあわせて、この1園やることによって、どれだけ削減されるのかと、僕はあまりお金のことで議論をしたくないけれども、その削減がどれだけになるのかと。これ僕は少し間違いがあるというふうに思っていますので、今回の野神保育所を民間に移管することによって、どれだけ直営でやった場合と民間にやった場合と開きがあるのか、少しその削減される金額を教えてください。その二つ、一緒に答弁してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年につきましては、6園一緒に民間移管をしたいということで、そのことについての取り組みをしたところでございました。保護者の方々に対する説明とか、そのようなものを重ねて理解を得られた所と、それと同時に応募があった所ということで、5園が提案できたところでございます。このようなものにつきましても、昨年11月の様々な御議論をいただきながら、さらに慎重に保護者の方々、地域の方々の理解を得ながら、民間移管については進めていくという方向で来た結果、今回は2園が理解いただきまして、公募というような形になったところでございます。そのような中で、1園のみ応募がありまして、今回提案するというところでございます。削減額については、課長の方に回答させます。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。



午後2時17分 休憩

午後2時18分 再開

○議長（谷口松生君） 再開します。続けてください。

○25番（小園義行君） これ、市長、よく聞いてくださいよ。昨年11月の臨時議会で、地元の議員さんがですね、うちの保育所だけ民間移管になって、ほかが駄目ということになると困るということで反対をしますという、私は賛成だけど反対しますというふうにおっしゃったんですね。今回、そのことになってますよ。そうでしょう。去年、ほかの5園は駄目でも、野神保育所だけは可決してって、そういうことはよくないという判断があって、6園一緒にないと、何で野神だけかという、そういうことがあると困るということで、反対を議員がされてるんですね。今回、まさにそのことをあなたが突き付けているわけですよ、1園だけでもいいでしょうって。これは、私は本当にその地域の保護者の方々含めてですよ、有明、松山、ここの保護者の方々の思いというものをもっと僕はよく受け止めるべきじゃないかなという思いがしてますよ。まさしく心配をされたような状況で今回提案ですよ。これはね、僕は本当に住民の目線でというふうにあなたはおっしゃってるけど、僕は少し違うという気がします。公的責任ということで、どれだけあるかということで、経費の節減だということでありましたが、後で出てくるでしょう。ちょっとそれ教えてね。

じゃあいったんですね、公的責任というけれども、民間移管すると、悪いけど、役所の人たちの中に、保育所のことは消えてしまうんじゃないかという心配があります。現にですよ、志布志町地域の保育所のことなんか、あまり話題にもならないでしょう、もう民間移管しちゃったから。いかがですか、市長だってそんな考えないと思いますよ。

そこで、志布志町の、旧志布志町地域ですね、ここの実情を本当にどういうふうに考えておられますか。田之浦保育園、今、休園中です。そして、民間移管する時に、法人の先生方が、無認可の状況の保育所もあります、ここもちゃんとつぶさないよと、やっていくということでありましたけれども、現実にも今、愛ゆみ幼稚園の先生が頑張って1園あります。もう一つの先生の所は、もう小園さん、大変ということで、ごめんなさいと言って閉じられてますよね。こういった実情をですね、どういうふうに市長、お考えですか、受け止めておられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

15年、16年ということで、旧志布志町が民間移管に取り組んでこられたということで、その結果、旧志布志町の地域においては、すべて民間の方々が発行されるという状況になっております。そのことを私どもは十分注意しながら見守ってきているところでございます。

そのような中で、民間の保育所におきましては、充足率が100%を超える形で来ているというようなことで、今お話があったような形の無認可という所が廃園した影響かもしれませんが、そういった形で民間の経営については、保護者の方々が十分信頼されてきているというふうに思います。私自身もいろんな場面で招待を受けまして、その保育所の方に足を運びまして、保護者の方々ともお話をするところでございますが、その時に何ら私どもに対しまして、改善の要望等につきましてはないところでございます。

そのような中で、今回、改めて提案するという事になったわけですが、野神保育所の保

護者の方々にも十分、今年の方針についてお話をし、御理解をいただき、そして進めてきているところでございます。結果的には、2園の保護者の方々の同意が得られたということになったわけですが、先日もお話ししたように、他の園についても、ほぼ保護者の理解が得られる状況になってきつつある段階でございます。ただ、日程的にそのことを得まして、公募をするというような形にならなかったということでございまして、今後、次年度に向けて、そのことについてはまたお話をさせていただきますというような形になっておりますので、ほかの園についても、今後取り組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○25番（小園義行君） 市長、全然、答弁になってないでしょう、それ。志布志町地域の実情をどう考えるのかと、僕は聞いたんですよ。旧志布志町地域の実情、田之浦保育園は休園してますよ。そして、無認可で運営していた、そこの保育所も閉じないと言ってたけど、もうごめんなさいと、もう大変と、保育士の確保が大変、いろんなことで閉じておられます。その先生とも何回もやり取りしましたよ。そういった実情ですよ、今。それで、これ田之浦地域ね、僕頂いてるこの資料だと、そこに児童、いわゆる就学前の子供が6名、7名おられるんですね。ないから、どこかに連れていかにかんじやないですか。そういったことも全く民間移管にしまえば、公的責任としての感覚はなくなるわけですね。その地域の人たちはどうするんですか。だから、そういった問題をどういうふうに考えてますかと、受け止めてますかと、そのことをお聞きしたんです。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

田之浦保育園の休園に際しましては、経営者の方から、こういう状況だというようにお話を受けたところでした。そして、保護者の方々とも十分お話をさせていただいた上に、現在取っているように、休園と。そして、その子供につきましては、併せて経営をお願いしました園の方に通園していただいているという状況でございます。

○25番（小園義行君） 状況はそうでしょう。だけど、昨年臨時議会のやり取り、そして連合審査、そして本会議でのやり取り、反対討論、それぞれお聞きになりましたね。そのことをちゃんと踏まえてやっておられるのかなあという気がしてなんですよ。これね、いろいろあるけど、あの時、議員の方々が数名、討論されましたね。それぞれ思いがありましたね。そして、全会一致否決ですよ。そうした中で、そういった問題をちゃんとクリアして出してくるのかと思ったら、そうでない状況がある。今の答弁聞いても、実情はそうでしょうと。そういうふうになってることを、民間に移管した、もう向こうの都合で閉めちゃうわけでしょう、そういうことをどういうふうに思うのかと聞いてるんですよ。そのことを再度お願いします。

それとね、志布志町地域で、もう何年かたってます。当初、1年間と、ここにも公募ありますね。その実情、臨時保育士の方はちゃんとやってくださいと。その方々がどういう状況になってるのかですね。職員の雇用の実態というのがどうなっていますか、それをお願いをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

田之浦地区から、子供が現在、別の地区に通園しているというようなことでございまして、これはその地域に子供が少なくなれば、公立の保育所でも当然、統廃合ということを考えるというようなこ

とにしろかというふうに思います。そのようなとき、地域の保護者の方々と十分話し合いをさせていただいて、納得された上でそのような措置を取ることになりまして、今回、この田之浦についてもそのようなことであろうかというふうに思います。今、公立の保育所の地域におきましては、しばらくの間、その地域地域で園が維持できる環境にあるというようなことで、それぞれの地域に対しまして、それぞれの園に対しまして、保護者の方々に独自の考えを求めているところをございまして、もし今後、応募がまたないということになれば、それらのことも含めまして、新しい取り組みというものを、当然考えながら、地域の方々にもお話をしていきたいというふうに思います。

○福祉課長（津曲兼隆君） 雇用の状況については、少しお待ちいただきたいと思います。

先ほどお尋ねの野神保育所での比較ということをございしますが、19年度の決算ベースで約100万円程度の削減になるということです。

○25番（小園義行君） 今回提案がされてる野神保育所の、公立でやった場合と民間に移管した場合、約100万円程度ということですね。そういった状況ですよ。それは本当にこれ、公的責任としたらですね、この100万円ぐらいの、これぐらいの差しかないということですね。今、市長の答弁聞いてると、それは公立だって、少なくなれば統廃合していくと、そういうことも一つの方法だと思いますね。だけど、よく考えてくださいよ。民間は先にですね、どうしてもそのことが難しいとなると、やめていくという状況がありますよ、正直言って。そして、人口はここ志布志市、10年間で5,000人少なくなっていくんですよ。これ皆さん方が出してる資料ですね、シミュレーション。そうすると、勢いどんどんどんどん少なくなっていく。そうしたときに、どこもやらないよとなったら、やっぱり公的責任としてきちんとやっていかなきゃいけないわけでしょう、これ。どこかが、誰がじゃあするんですか。公立しかできなくなるでしょう。もうからないと、言葉は悪いけれども、そのお金のことで言ったらですよ、もう閉じた方がよいと、経営的に大変と、慈善事業じゃないわけですからね、民間の方々もですよ。当然、本当の意味で保育に情熱を持って、民間の方が取り組んでおられますけど、どうしても赤字まで出してですね、やっていくというふうにはこれはならないわけですよ。だから、公立の公的責任というのはどういうことかと。

そこで、後で職員のこと出てくるでしょうけれども、昨年いろんなことを反対をした理由がありました。保育所も地域の核として、向こう5年、10年後、この地域がどうなっていくんだろうと。そのとき、保育所の果たす役割はという役割があるんだ、このことも反対理由の中に述べました。そういうこともひっくるめて議論がされて、今回の提案というふうになってるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今ほど答弁いたしましたように、今年度は、昨年度もそうございしましたが、しばらくはそれぞれの地域で現在の保育園が子供の数を確保できるというようなことを前提にいたしまして、それぞれの地域で説明会をいたしまして、そして保護者の方々の理解を求めてきたところございます。

そのようなことから、現在の段階では、まだ統廃合というようなことは検討してない状況ございます。

○25番（小園義行君） 市長、今の議論はですよ、民間移管するための方策として、そういうことを

やったということでしょう。そういうことを僕、聞いてませんよ。保育所がその地域における果たしてる役割、この保育所が仮になくなったらどうなるんだろうと。これは民間移管するからとかいうことじゃなくしてですよ、限界集落をいっぱい抱えてる状況の中で、その地域の中で保育所が果たしてる役割てありますね。地域の核としての保育所、このことを志布志市の、これ皆さん方で議論されたんでしょ、民間移管していいねえということで。そういった議論がどういうふうにされて、保育所の役割がある、そのことをどういうふうな議論がされて、今回提案になったのかと、そのことを聞いてるんですよ。恐らくされてないんじゃないですか。いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まず、先ほどもお話しましたように、昨年の11月の反省を踏まえて今回は取り組んでいるところでございます。そのような中で、ただいまお話がありましたように、保護者のみならず、地域の方々にも御理解をいただきながら進めなければならないということで、公民館長さん方にも御相談をしながら、今回の提案になっているところでございます。

○25番（小園義行君） これね、市長、本当によく考えてください。今、政府がですね、制度改革を議論してるんですね、厚生労働省でですね。社会保障審議会、少子化対策特別部会という所で。規制緩和がされて、今後、もう直接契約という方向が出てますよ。保育所と保護者との間で直接契約。こうなるとですね、もう本当にこれは大変だろうなあと。いろんな団体から反対も出ているわけですけど、私は本当にですね、この地域で保育所が果たしている役割というのは、とても大きいと思います。今回、たまたま応募がなかったのかどうか分かりませんが、さゆり保育所、あそこ、昨年の11月議会の反対討論でも言いました。松山町の当局、そして議会の皆さん、住民が一緒になってですよ、長いスパンでここの学校を複式にしない、保育所をなくさない、そのために住宅政策をきちっとやって、今でもたくさん子供たちが集まっていますね、びっくりするぐらいです。次から次に子供もあと生まれますというように園長さんの方からもお聞きをしていますが、そういったことをですね、きちんとして考えてやってきている歴史、思い、そういったものをやっぱり私はどういうふうに志布志市の皆さん方が受け止めて、3町の融和を図っていく、そういうことをきちんと本当に受け止めているのかということをさっきの質問でしているわけですけど、あまりそのことなんかも議論されてないんじゃないですか。私はね、このことが仮に通っていったら、直接契約という方向に国がしてくるかもしれません。そうしたときに、一番安心なのはですよ、公的責任というのがあるから、ちゃんと親は安心してそこに預けるわけですね。それがなくなったらですよ、うちの子は1万円出しますから、このおやつをあげてねと、これでも結構になっていくわけでしょう。そうなったらですよ、本当の意味で安心して預けられないじゃないですか。だから、公的責任が後退をしていくということは、そういうことになりかねないものですから、今回きちんと、どういう認識を持って市長が提案されてるのかと、公的責任としてですよ。ただあなたは、民間移管するための手立てをずっと述べて、理解してくださいと、こういうことを今答弁してるだけですよ。その地域にきちんとした保育所の果たす役割として、その地域をどう守っていくのかという議論が本当にされたのかですね、もう一回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもは、先ほどから話をしておりますように、本当に昨年11月の提案が否決ということにつきまして、重く受け止めて、そして、今回取り組むにあたっては、そのことを十分反省しながら、そしてそのことをひとつひとつ解決していきながら取り組もうということやってきたところでございます。

民間移管するということになれば、本当に、じゃあ民間の方々はどういった園の経営をしてるのというようなことが一番保護者の方々の関心事じゃなかろうかというふうに思います。そのような中で、私どもとしましては、様々な民間保育園を拝見させていただきまして、そこに出されている親御さんたちの意見を聞きながら、民間移管の方々は、移管した経営は本当に素晴らしい形で一所懸命取り組んでおられるということを私どもも感じ、そして保護者の方々も十分満足しておられるという状況であろうかと思っております。そのことを私自身は実感しているわけでございまして、今後さらに、私どもは行財政改革で取り組むとなれば、いろんな分野でそのことに取り組んでいかなきゃならない。そのような意味合いから、先ほど来お話がありますように、公的責任というものを果たしながら、そのことについては十分監視ができる、監督ができる立場で今はありますので、そのような中で民間移管というのを進めていきたいというふうに考えているところでございます。もちろん、公立の保育所には公立の保育所の良さがあるかというふうに思いますが、残念ながら、そのような意味合いからすれば、先ほどから話をしておりますように、国の制度に基づきまして民間の経営に任せるといような流れできた結果、人的な対応というのについても手薄になってきていると、そしてサービスについても劣ってきているというような状況がございまして。そのような意味合いから、私どもは民間移管ということについて、このような形で進めるんですよということを保護者の方々にお話をしながら、理解をいただいて、そして提案をしてきているところでございます。

○福祉課長（津曲兼隆君） ちょっと今、手元に正確な資料がございませんが、以前、調べておりましたので、その時点で民間に採用された臨時職員の方々は年次的に減少をしていったというふうに認識しております。

○25番（小園義行君） 市長が今そうおっしゃいますけどね、本当に子供たちがそこで発育・発達を保證されて育っていくわけですね。そのことをね、本当にあなたは安心して子供が行ける保育所の環境づくりをするのが当然でしょう。国がやらないんだったら、あなたがやったらいいんですよ。ちゃんとその制度の枠内の中で、一般財源としてお金、いろんなことがあるわけでしょう。そういうことをね、本当に僕は大事に考えてないと。そして、この財源の問題でこれを論じるべきじゃないと、いつも僕は言ってるわけですけど、先ほど課長の方から答弁がありましたね。公立でやった場合と民間でやった場合に、どれだけ違うか。この野神保育所をした場合、約100万円だそうですよ。これを効率的というのか、いわゆる財源の削減につながって良いというふうに、あなたは見るのかですね、この金額を聞かれていかがですか。

○市長（本田修一君） 100万円という数字を担当課長の方が述べたところですが、少し少ないのかなあというようなふうには実感したところでございます。しかしながら、私どもは総体としまして、このような形で民間でできる部門につきましては、そういった形で民間の活力を得ながら、サービスを維持していく方向、あるいはよりサービスができる方向性を目指しているところでございます。

ので、この部門に限らず、そういった形を今後も取っていききたいなというふうに考えているところでございます。

○25番（小園義行君） 私はですね、本当にその地域性があると思います、先ほど言いましたね、松山町地域、有明町地域。志布志町地域はもう皆さん方の頭の中に恐らくないと思いますよ。でも、僕も民間保育で、しかも無認可の保育所で私は子供を4人ほど預けて育てていただきました。そのことはもう本当に有り難く感謝しております。よく私もそのことは分かっております。一方で、公的責任としての保育の在り方、この保育に対する公的責任という意味では、僕は子供や保護者の方々が安心してかかれる、そういった保育環境、それをつくっていくのはあなたしかいないんですよ。そのために、私は先ほど民間移管しても、そういった財源的なものでいうと、それぐらいのことですよ。よく考えて、私はこのことには取り組んでいかないと、公的責任を後退させていくということにどんどんしていったら大変だなあという思いがしております。これは今後、委員会等でも条例改正もありますので議論されるでしょう。私は、本当に公的責任を後退させていくようなやり方にはとても納得がいかないということだけは申し添えておきます。

次に、時間の関係もあります。少しはしょっていきたいと思います。

敬老祝金の関係ですが、これはもう何か過去の問題になっちゃったのかなあと感覚がしてますけど、私はそう思わないんですね。私のおやじも今年1万円ほど頂きました。大変喜んでおります。うちのおやじは喜んでるけど、隣のおじいちゃん、おばあちゃんは、そうでない実態が敬老会等々で出てくるわけですね。これは本当に大変な状況で、19年度実績としては、1,444人で914万8,000円ということです。節目支給になったからですね。これ本当にですね、今、国が経済対策だと言って、1人当たり1万2,000円、そして75歳以上でしたっけ、高齢者と子供には8,000円の加算をしてやるという状況で、それだけ厳しいからやるということですね。この敬老祝金、私は少し金額を変えてでも、本当に後期高齢者医療制度とか、すべて年金から次から次に取っていかれる状況の中で、恐らく決算が出てくる、まあ20年度決算あるんでしょう。そうしたときにですね、これ保険料の滞納とか、いろんなことが出てくると思います。国が本当にですね、お金を給付金まで出して景気対策をやろうということと併せて、そういう人たちに対してのわざわざ加算までしてやる、こういう状況をですね、本市もよく考えて、2,000万円から少なくなってるわけですけど、18年度と比較したときにですね。再度、ここは今の現状から考えて、見直しをする考えはないか、ちょっとお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成19年3月議会におきまして、志布志市敬老祝金支給条例の一部改正をしていただきまして、平成19年度から敬老祝金の節目支給を実施してきたところであります。今年度におきましては、高齢者訪問を含め、1,519名の方々が対象となったところであります。

支給対象者や支給金額につきましては、市の広報と自治会の使送便で周知を図るとともに、昨年12月に民生委員の一斉改選もございましたので、各地区の民生委員会で支給対象者、支給金額等について説明をしました。地域の声を報告をしてほしい旨をお話したところでございました。

今年度、苦情を含めた問い合わせというのは数件あったところでございますが、昨年と比較すると

少なくなったというふうには報告を受けております。

お尋ねの、すべての高齢者にということでございますが、他団体におきましては、更に節目を限定した支給方法を採用している所もあるようでございますが、現在の節目支給の実施につきましては、当面続けさせていただきたいというふうに考えます。

○25番（小園義行君） まあ今後、議論をしていきたいと思えます。私は、本来、そういった立場でちゃんとやるべきだというふうに思えます。

最後に、今、学校給食も食材等が大分上がってるわけですね。燃料を含めてです。来年度のいわゆる給食費がどうなっていくのかと、本当、親御さんたち心配だろうと思えます。考え方についてお聞きをしておきます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

学校給食の食材費に充てることになっております給食費につきましては、19年度までは、有明、松山、志布志、3つのセンターで同額ではございませんで、旧町時代のままでございました。そこへ世界的な石油の高騰、バイオ燃料のブームなどを背景に、バター、パン、それから牛乳、調味料、めん類などが軒並み高騰ということが発生いたしましたので、学校給食センター運営審議会の議決を経まして、20年度から、小学校、月額3,600円、1食210円でございます。中学校、月額4,150円、1食250円に市内を統一額としたところでございまして、現時点では、よほどの社会現象の変動がない限り、来年度は給食費をこのまま据え置くことが可能であろうと考えております。

以上でございます。

○25番（小園義行君） 今日もいろいろ議論をさせていただきました。ぜひ、それぞれやり取りしたことを含めてですね、全力で今の厳しい経済状況、ここを守っていくためにですね、打破して守っていくために、当局も一緒になって全力を挙げていただきたいと思えます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

ここで、3時まで休憩いたします。

—————○—————

午後 2 時 48 分 休憩

午後 3 時 01 分 再開

—————○—————

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

一般質問を続行します。

次に、21番、上野直広君の一般質問を許可いたします。

○21番（上野直広君） 一番最後になりましたけど、みんな頑張れということですので、2時間みっちりやりたいと思えますけど、まあ1時間ぐらいで終わるんじゃないかと思えます。

私は、財政運営について質問いたします。

今の財政の状況は、100年に一度という世界恐慌ということになっております。そういう状態で、

今年の原油高騰で、まあ景気はよかったですけど、まあそれがいずれは不況になるんじゃないかなあと思っておりましたけど、世界恐慌になるとは思っていませんでした。それで、世界恐慌は1930年代に起こっておりますね。世界不況の分析をバーナンキ米連邦準備制度理事会議長が、F R Bの議長がですね、80年前の経済学の知識は極めて不十分であると、まあ知識がなかったということですね。それと、80年ほど前の世界恐慌が長引いた原因としては、政策上の失敗があったと言っております。その長引いた原因を解決したのが、あの有名なルーズベルト政権下の財政政策、金融緩和策の登場があって解決したということです。だから、今回、私の質問は、少し財政出動というような結論になると思いますけど、その点について質問していきたいと思います。

過去の経過から学びましたプラス面といたしましては、デフレ下の緊急政策、このことの危険性を十分知っているということですね、現在は。デフレ下の緊急政策がいかに契機を悪化させるかということも十分知っている、現在はですね。それと80年前に比べ、政府の影響力も相当に大きくなりました。まあ80年前からすれば、相当な国の力が出てきております。国際的に見ても、政府間の政策協定の姿勢ですね、80年前に比べ、格段の進歩があります。このようにグローバル化している世界経済をいしくさせる方向に今後進む可能性は低いと言われております。これらを解決するためには、やっぱり国際的な政府間の協調、それと日本においても財政出動であるし、やっぱり地方においても、ある程度の政府が財政出動をする限り、やっぱり地方もしていかなくちやならないだろうと私は思っております。

それですが、経済学の進歩で80年前の過ちを避ける知的環境はできているという以外にはどんな特徴があるかということですが、これは昨日でしたかね、小野議員が道徳的教育の問題を質問されましたけど、今回の経済危機の裏でも、ただもうければいいと、もうけさえすればいいと、市場道徳の乱れがあったとすれば、今回の危機はただ単に公的資金を投入しても、一時的な策では完全に乗り切ることはできないだろうと言われております。それに正義や正直といった徳が、実は市場自体の存在の大前提であったことを再認識させられた今回の世界恐慌であったと思います。

このことを考えながら一般質問に入りたいと思いますが、市長は、市場経済の道徳についてはどう認識しているか。市内も、やっぱり産業がある以上、やっぱりある程度のその道徳というのは必要であると思いますので、その認識についてはどう考えているのか。まあこれは後でいいです、通告がしてありませんので。

1番目の通告のですね、小園議員が言ったのと同じですけど、21年度の経済状況をどう見ているかということですが、日本経済研究センターの経済見通しによると、実質国内総生産成長率は、2008年度は0.4%減、2009年度は0.8%減となり、2年連続のマイナスとなる見通しであります。2010年度は1.2%に、順調にいけばですよ、回復しますが、1%台後半とされる潜在成長率を下回り、経済成長の域に達しない見通しであると言われております。いけば、経済的には成長の段階にないということ、来年と再来年はですね。そして、来年が特に厳しいということ。景気展開を大づかみすると、まず商品が売れなくなるから輸出が減ります。国内景気も先の見通しが読めないから、家計、企業と、お金を使わなくなります。企業は早めの減産を進めてきたが、予想以上の需要減退から、減産強化に

追い込まれております。その結果、企業収益や雇用状況は激しさを増し、経済は2009年、最も厳しい局面を迎えて、大型倒産などが出そうな状況にあるということです。

市長は、今、100年に一度の暴風雨が吹き荒れる平成21年度の経済状況をどう見ているかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 上野議員の御質問にお答えいたします。

アメリカのサブプライムローン問題によりまして、経営危機に陥ったリーマンブラザーズの経営破たんから始まりました株価下落による世界的な金融危機により、国内でも生命会社が破たんしたところがございます。追い打ちをかけるように急速な円高が進みまして、輸出を主とする企業は軒並み経営が悪化し、既に大幅なリストラが実施され、経済状況は急速に悪化しております。

このような状況を踏まえ、政府は5兆円規模の景気対策を検討しておりますが、本年度の国税収入も6兆円程度落ち込む可能性があるということございまして、政府の経済見通しもマイナス成長になる可能性を示唆していることから、現在の状況を総合的に判断しますと、来年度につきましては、更に景気が悪化し、厳しい状況になるのではないかとこのように考えております。

○21番（上野直広君） 我が市の産業については、先ほど質問がありましたので省きたいと思っております。今回の金融危機は、我が国にとっては、直接的影響は軽かったですが、なぜ深く長い景気後退になるのだろうかという問題ですが、平成3年のころ、日本はバブルを終えて金融危機になりました。その時は世界経済がよかったものですから、輸出産業が好調でしたので、その時は何とか乗り切ったみたいですね。今回は、世界が同時不況ですので、なんぼ輸出産業が品を作っても売れません。だから、この後退がどのくらい続くか、市長はどう見えていますか。

○市長（本田修一君） 日本経済研究センターの見通しでございます。これによりまして、2008年度は実質国内総生産成長率は0.4%の減、2009年度は0.8%の減と、2年連続マイナス成長になるということですが、2010年度には1.2%に回復するというふうな見込みが、民間の研究センターの見通しが出てきているということでございます。

先ほどもお話ししましたように、来年度については、とにかく更に厳しい経済状況だということで、本市に与える影響も大きいのではなかろうかというふうには考えております。

○21番（上野直広君） 先ほど市長が、国税が6兆円減ると言われましたね。だから、6兆円というのは相当の金額ですね。ということは、それだけ産業がダメージを受けているということですね。その原因としては、我が国は過度な輸出依存が強いということですね、で成り立っている国だと。輸出産業で結局成り立っているということで、輸出産業次第で景気が左右される経済構造になっているということです。

家計部門としては、やっぱり企業があまりもうけを取りすぎて、分配比率で家庭に配る分配率が低いということですね。成長のもうけの多くを企業に取り、企業の体質は図られました、企業は非正規雇用の拡大などで人件費を抑えてきました。それで、企業はもうかったけど、家庭部門が結局、分配から言えばもうけをもらえなかったということですね。

そういうことですので、個人消費の低迷の長期化ですね。ガソリンなど身近な物価の下落の結果、

実質賃金の減少に歯止めが掛かれば、財布のひもが緩むという見方もあります。ガソリンはあまり下がりがすぎて大変です、私は。もう実体経済以上に下がっております。その点、家計のひもは緩むと思いますが、企業としてですよ、春闘とか賞与等にも期待できる状況じゃないですよ。それと、雇用不安が再び頭をもたげ、年金不安、膨大な財政赤字は、どうしても生活防衛意識が強くなるということなどが、下手をすれば3年になるかも、下手をすれば来年、再来年で終わるかもしれない。

それで、今、経済対策としては、金融危機の対策をしておるんですよ。例えば、金融が破たんせんための対策ですね。これを米国は8兆ドルしております。760兆円ということですが、これの破たんを止めるための止血剤ということです。来年ごろは、今度、第二で景気の底上げをするために、財政出動で民需にてこ入れをするということですので、来年、再来年までは厳しくなるんじゃないかと思っております。

そういう中で、6兆円の国税が削減されれば、我が市においては、当然、交付税などが削減されてきます。そうすると、中期財政計画どおり財源は確保できるかという問題ですね。21年度は、中期財政計画でいけば169億円ぐらいですね。それを果たして地方交付税でカバーできるか、財源不足を来すか、その点についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成21年度の経済状況を考えときに、市税の減収はもとより、地方交付税の原資をなす所得税、法人税等が大きく減収となり、その影響で地方交付税も大きく減収するであろうというふうに予想しております。地方財政収支の仮試算を参考に積算しますと、国・県支出金は事業により大きく増減しますが、地方税が減額、地方交付税も減額すると見込んでおります。

しかし、一方で、自民党案として、道路特定財源の一般財源化に伴い、道路整備を中心とした公共事業に用途を限った1兆円規模の新たな交付金の創設、揮発油税などの暫定税率の3年間維持が、先日の新聞紙上でも掲載されておったようでございます。

また、麻生首相は、地方交付税を1兆円規模上積みするよとということ、関係省庁に指示をしたということ、あわせて、総務省の諮問機関である地方財政審議会も21年度予算編成に向けた意見書の中で、異例の地方交付税増額を明記しておりますが、いまだ21年度の財源確保については、現在の段階では不透明な状況でございます。

したがいまして、今後の動向を注視するとともに、毎年1月末に発表されます地方財政計画及び総務省財務課長内かんを十分踏まえまして、21年度の財源確保を図っていかなければならないというふうに考えております。

○21番（上野直広君） 地方の自主財源としては、地方税と国庫支出金ですね、それに借金である地方債、そして地方交付税であります。この地方交付税というのは制限がありますね。結局、地方交付税の総額というのは、不況による国税の減収に応じて縮小します。結局、それで財源不足と景気対策として歳出拡大の結果、逆に借金が増大するのはもう目に見えております。この交付税は法律で決まっておって、国税のうち、所得税、法人税など、5税によって3割程度を地方に配るようになっております。その額のほかに、またいずれ政府の支援策があると思っておりますけど、私は交付税を言っておる

んですよね。もう、その政府の支援策は、一応別にして考えてもらいたいと思います。財源不足はやりくりと一緒にですね、民間がやるやりくり。地方財政計画が1月に発表されるとありますけど、国の予算に合わせて作成される財政計画、翌年度の歳出歳入の見積もりであると。でも、計画、来年、まあいけば1月にされるのであれば、市の財政の専門家として、ある程度の財政計画は持つておかないかんじゃないのかなと、私は思います。ただ、国に、もう何もかも任せてそのままやるというのはおかしいと思いますけど、その点についてはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたけど、交付税が減るということで、6兆円程度落ち込みます。そういうことで、来年度の税収も更に落ち込んでいくと。そうなりますと、先ほど議員がお話になりましたように、法定税率を原資とする交付税も減額になる可能性が高いということでございます。そのことは本市の財政運営に大きな影響があるということでございますが、6兆円の税収が落ち込むというふうになるとなれば、国の概算の要求時に示しました地方財政収支の仮試算に基づきますと、約3億3,000万円の減額になるというようなことでございます。また、経済状況を見ますと、更に厳しくなるということも想定しながら対応していきたいというふうに思いますが、先ほど答弁いたしましたように、来年度の地方財政計画につきましては、まだ明らかでない、不透明というような段階でございますので、そのことをもって対応したいということでございます。

○21番（上野直広君） 交付税が3億3,000万円ぐらいですかね。地方税はどのぐらいの減額になると思いますか。減ると思いますか。

○財務課長（溝口 猛君） 平成21年度の予算編成を策定するにあたりまして、まず財務課としましては、来年度の一般財源がどうなるかという試算に基づきまして、歳出の方の抑制等をするわけでございますが、先ほど申されました交付税等につきましては、そのような減額の見込みをしておりますが、市税につきましては、現在、約1億円程度の減ということで試算をしておるところでございます。

ただ、先ほどから市内の経済状況が非常に悪いということでございますが、所得の確定の申告につきましては、現在、所得の減につきましては、この1億円の中にはまだ見込んでないというような状況でございます。

○21番（上野直広君） まあいけば、市税においては、1億円以上を見込まれるということやな、1億円以上のマイナスになると。それで、この地方財源不足を、この不足を埋めるためには、地方財政対策というのがありますが、これは借金によるやりくり。今までは特別会計借入れで補っていたわけですが、今後、財源不足に対してどう措置をしていくかということですが、今、交付税の借入れについては、一応制度改正があつて、廃止されているんじゃないかと思えます。その代替としてできてきたのが、臨時財政対策債だろうと思えます。市で財源不足が出た場合は、どういった対策債を取るのか、そのへんについてお伺いします。

○財務課長（溝口 猛君） 市で財源不足が生じた場合の対策ということでございますが、国におきましては赤字国債、特例国債の発行が認められておりますが、地方において財源不足で、単独で地方債を発行はできないようなシステムになっております。したがって、最終的に財源不足が生じた

場合は、財政調整基金等で対応するという事になるかと思っております。

○21番（上野直広君） 臨時財政対策債は使わずに、財政調整基金を使うということかな。

○財務課長（溝口 猛君） 臨時財政対策債でございますが、これにつきましては、平成13年度の制度改正におきまして、交付税特別会計で交付税の足りない分をそれ以前は借金をしていたということでございます。その借金が30数兆円になっておりますが、平成13年度から借金はしないということになりました。その財源不足分を地方においては臨時財政対策債で賄うという形のシステムでございます。

なお、臨時財政対策債につきましては、100%交付税措置のある地方債でございます。

○21番（上野直広君） 結局、交付税は今まで特会で国が一般会計から借りておったわけですね。それと、臨時財政対策債は地方の借金になるんじゃないですか。これはなぜこうなったかといえ、国にばく大な借金が多いものだから、借金を名目上増やすといかんということで、地方にその借金をかぶせたのが臨時財政対策債ということだと私は理解していますが、この臨時財政対策債を使う余地は今のところないのかな。

○財務課長（溝口 猛君） まだ、平成21年度の地方財政計画が正式に決定してないところでございますが、地方財政計画を作る中で、財源不足をどうするかという、その対応策の一つとして臨時財政対策債が発行されると。これにつきましては、もともと交付税で措置すべきものを、先ほど申しましたとおり、もう特会では借りないということで、地方で借りてくれということでございます。ただし、地方で借りますが、先ほども申しましたとおり、100%交付税措置をするという仕組みになっているところでございます。

来年度の臨時財政対策債でございますが、これにつきましては、地方財政計画の中で定められてきます。したがって、その額については、国の方から指定があるということでございます。

○21番（上野直広君） 結局、収入の面で21年度の総体が見えんとよね。臨時財政対策債として、いくらするのか。169億円かな、平成21年度、中期財政計画では。この中期財政計画は、基礎的財政収支、プライマリーバランスを考えての169億円かな。それについてはどうなんですか。

○財務課長（溝口 猛君） 本市の財政計画の中では、作成する時に、2010年度当初にプライマリーバランスの収支の均衡を保つということで、交付税についても、あるいはそれに類する臨時財政対策債についても、計画上に示しているところでございます。

昨日でしたか、県知事の回答が新聞に載っておりましたが、来年度の地方財政計画上が10兆円規模の赤字になるんじゃないかというような知事の発言もございました。したがって、地方財政計画を作成する段階で、その財源不足分がいくらになるかということで臨時財政対策債の額が決まってくると。ちなみに、平成20年度の地方財政計画上の財源不足額は約5兆円程度でございました。したがって、その財源不足額が来年度いくらになるかということが決定しないと、明確な数字が出てこないということでございます。

○21番（上野直広君） だけど、中期財政計画で予算規模が書いてあるがね、169億円と。計算せんことには、計画にならんがね。だから私は尋ねておるわけで、総額どのくらいになるか、プライマリ

一バランスでやっていけば、結局、2011年に、まあ借金をせずに行政をやっていくということだから、それにはもう無理があるわけですよ。国だって無理じゃないかと思えます。もう地方はまた特に無理。だから、その点のことを考えて、もうどうしようもないから、ちょっと増やすべきじゃないかと。先ほどからいろいろ皆さんが経済状況が悪いので、いろいろ支援してくれと、農業なり、商業なり。もういろいろ具体策まで出たようですが、こういう特にここ2年間ぐらい、財政支援しないことには、市の産業はもたんという考えから、私は質問しているわけですよ。それをプライマリーバランスのような計画を基にして計画したのを、169億円を、何でその交付税額をどのぐらい見たのか分からんようじゃどうしようもないと思えますけど。

そこで、もうどうせ2011年には基礎的財政収支を均衡することはできないわけですから、それを取り払って財政出動すべきじゃないかと。昨日もいろいろ議員が言っておりました。学校の耐震化問題、鬼塚議員が言っておりました。公共施設の合併浄化槽問題、それから宮田議員の高規格道路のアクセス問題、こういうことは優先順位をつけて、ここ2年間のうち、ある程度、発動すべきじゃないかと思えます。それで、また景気が戻ったら立て直せばいいわけですから、その点について。もう世間を歩けば、みんな暗いわけですよ。公務員は今日ボーナスが出るかもしれんけど、私ももらうわけですよ。そんなに困った顔をしていないようですけど、もう世間を歩けば、みんな表情が暗いですよ。もうこの産業はどうしても成り立たんような状況があるので、みんな暗い気持ちで顔まで暗くなっている状況ですので、ここで財政出動をして、ここ2年間を乗り切るべきじゃないかと思えますが、市長はどうお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本日、そして昨日、おとといと、経済的に非常に厳しい状況であるということでございまして、そのことについて、市としましても緊急的に、臨時的に経済・財政の対策を行わなきゃならないということをお話をしているところでございます。

そのような中でも、当然、基本にするわけでございますが、健全財政運営を図るためには、財政計画がありまして、それを目標指数としながら、来年度の予算編成をしていくわけでございます。

来年度の予算編成につきましては、先ほど来、話をしておりますように、まだ地財対策がどういった形になるかということが明確になってないということで、1月以降にそのことについては明確になるかというふうに思いますが、私自身としましても、この市単独の緊急経済対策ということにつきましても、可能な限り、財政が可能な限り、対応はしていきたいというふうに検討を命じているところでございます。

○21番（上野直広君） 市長は可能な限りと言うけど、どのぐらいの財政措置か、それが分からんことには、こっちも質問しようがないのよね。

○市長（本田修一君） 誠に申し訳ございませんが、ただいまそのことにつきましては調査中のございまして、そのことは早いうちに明確にしていきたいと思えます。

○21番（上野直広君） こういうことは、早さが勝負になんですよ。先ほども言われましたけど、もう素早くせんことには、もう6か月後は、また別な問題が起きてるから、もうまた別な問題もごち

やごちゃになってしまって、もう早いほど良いわけですよ。財政の許す限りと言いますが、結局、市長はさっき財政再建を言われましたけど、今回、財政再建を考えたら、財政出動できませんよ。もう過度のやっぱり執行部も覚悟の上でやっていかんことには、住民も大変ですから。あまり借金すれば職員が困るかもしれませんが、まあ住民の目線で見ると考えた場合、結局、そういうことを、まあ169億円、21年度は予算規模はそうになっていますけど、これはもう切り詰めた予算ですので、これを、国も2011年まではもうプライマリーバランスは解決できないとさじを投じているわけですよ、もう経済対策をしないことには。それが終わった後、またしようと。市も財政状況を見ればあまり悪くはないので、相当な覚悟の上で、少々のできる限りの財政出動をしたって、それは効果はないですよ。もう市の産業を助けるために、何とかこれは執行部が頑張って、技術面でも頑張るでしょうし、金融面でもお金の問題でも、ある程度の覚悟がない限り、できる限りじゃ、とてもこの難局を乗り切ることはできません。市長はどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この経済不況につきましては、世界全体を覆っている問題でございまして、それに対しまして、我が国でも緊急的に対応すると。そして、長期的に見ても、財政計画を改めながら対応していくということになるかというふうに思います。

そのような中で、私どもの市としましても、今お話をしましたように、国の財政出動、地方財政対策を見極めながら、そのことについては対応していかなきゃならないと。当然、自主的にできる部分については市単独でやるわけですが、そのことが国の動向が前提となった形での私どもの対応になるかというふうに思います。市でも合併する時、あるいは合併直後につきましても、改めて財政計画を立てて、各種事業に取り組んできているところでございますが、今お話がありますように、現在の段階は非常に危機的な状況だということで、そのことについては見直すべき内容ではあるかというふうに思いますが、その数字について、額についていくらということにつきましては、今しばらく時間をいただければというふうに思うところでございます。

○21番（上野直広君） ということは、早さが必要だと私は言っておりますよ。なぜ政府が経済対策を急がないのか、理由が分かりますか。日本は輸出産業主要型ですよ。海外が回復しないことには、経済が回復しないことには、品物が売れんわけですから、政府は急いで経済対策をとってもあまり効果はないと見て、ちょっと遅らせておるわけですよ。だから、市は関係ないですよ。市の産業を2年間どうにかして持ちこたえるように支援していかんわけですから。国と市のやり方というのは違うわけですから。国は輸出産業を支援しているわけですから、そういう国ですから、私たちの日本というのは。でも、海外が世界不況で物を買えない状態ですので、それは海外が回復せんことには、日本の製品が売れんですよ。トヨタだって3割から4割、品物が売れんと、自動車が。売らなわけですから、結局、そういう関係上、政府としても早めに対策を打っても効果がないということで、ちょっと遅らしているというふうなことですよ。もうなんぼ錢をつぎ込んでも、海外に売る品物が売れんことにはどうしようもないと。だから、私は言っているわけですよ。市の支援策は2年はもてるような支援策をしてくれと言ってるんです。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

経済の回復が多分来年も厳しい、そして再来年ぐらいにはというようなことですので、当然、2年ぐらいにわたる緊急の経済対策が必要かというふうに思います。それらにつきましては、私どもは、できる内容から順次、整備をしまして、要望がありました事項についても調査しまして、実施を取り組んできているところでございます。21年度につきましては、更にその内容を濃くして、取り組みをしたいというふうに考えます。

○21番（上野直広君） 新聞などを見ればですよ、2年間、18か月は大企業でももてると、何とか乗り越えるだろうと。中小企業は別なんですよ。中小企業は乗り切るか、乗り切れんか、その瀬戸際で、乗り切れん方が強いという判断ですので、だからもう商業や農業に抜本的な対策をとらにゃいかんのじゃないか。今度は思い切って財政出動をして、後でまたやりくりしていけば、経済が立ち直ってから解決していけばいいわけですよ。今を乗り切らんことには、明日はないですよ。

私が何でこんなに酸っぱく言うかということ、市長は財政再建計画を言っているけど、財政再建と財政出動は反するものですよ。けんかをせんないかんわけですよ。結局、緊急予算はここ2年間ぐらいストップさせないかん。ストップして財政出動して、市の産業を助けるという方向にいかんないかん。借金が多くなれば、職員が困るから、したくないでしょうけど、それじゃやっぱり市は守っていませんから。

私がなぜこういうことを言うかといえば、1997年、日本が金融危機に陥りましたね。山一証券、それと北海道拓殖銀行がつぶれましたね。この時、日本はマイナス成長を、坂を転げ落ちました。その時とある程度、1997年の冬に重なり合っております。当時は橋本政権が首相でしたので、2兆円規模の所得・住民税減税を実施はしましたが、一方で財政構造改革を優先し、1998年度予算は、一般歳出当初予算でマイナス1.3%、減らしております。むしろ緊縮型予算を編成されました。1か月もたたないうち、4月には16兆円の規模の総合経済対策をしております。また、その時の日本はあまりマイナス成長になっておらなかったんですけど、その時の財政出動が遅れたために、不景気の長さが長くなったと、いけば不景気が長期化にわたったと。そして、景気後退の緊縮財政や増税は、デフレ圧力を高め、税収をかえって減らします。結局、財政再建を考えていけば、税金なんか減っていきますよ。景気対策をまず優先して、中長期的な財政再建路線と両立を目指す必要があるんじゃないかと。まあ財政再建は当分、二、三年やめて、財政出動をやって、それからするべきじゃないかと、私は思っております。

そこで、財政再建を維持するか、緊急避難の財政出動を優先するか、財政出動を優先するということが、金額が分かりませんので、その点のことについて、どのくらいの意気込みかをお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

21年度の予算につきましては、新規の事業というのは極力抑制しまして、景気対策を中心にしまして、財政出動に重きを置いて予算編成を図っていきたいというふうに思います。

額につきましては、先ほどからお話しますように、今しばらく時間をいただければというふうに思

います。

財政再建というのは、基本的に長期的に取り組むべき内容でございます。そして、そのことに向けて努力していかなきゃいけないということにつきましては、長期的に私どもの地域が維持・繁栄されるための手立てではなかろうかというふうに思います。そのことにつきましては、基本的には変えられない内容かというふうに思うわけでございますが、今回はそのような形で若干の対応をして、そしてそのことに基づきまして、見直し等も含めた形で検討をしていかなきゃならない時期かもしれないというふうには考えているところでございますので、その際には、また皆さん方にも御相談を申し上げたいというふうに考えているところでございます。

○21番（上野直広君） 金額を言えませんので、私もどのくらいの出動か分かりませんが、それではどうすればよいか、起債を増発する気があるのか、その点について。

○財務課長（溝口 猛君） 起債を増発するつもりはないのかということでございます。現在、平成20年度の今回お願いする予算におきまして、大体30億円程度の起債ということでございます。起債に関しましては、その必要性をかんがみまして起債を使うと。本年度におきましては合併特例債がメインの起債でございますが、ただ先ほど市長が申しました経済対策ということにつきましては、起債の該当事業になるものがあれば、当然、起債を使うと、そして有利な交付税措置のある起債を使うということでございます。

○21番（上野直広君） 課長の言われるのは、起債に該当するものがあればということですが、地方財政法によれば、赤字地方債は発行でけんけど、地方建設債は発行できるんじゃないのか、別枠じゃないのか。

○財務課長（溝口 猛君） 先ほど申しましたとおり、国におきましては、財源が不足した場合は、特例公債ということで、赤字国債が発行できます。市町村におきましては、許可制から、今、協議制に移っておりますが、財源不足が生じるということで、単に地方債が発行できるというような仕組みにはなっていないところでございます。ただ、税収等が減収するとした場合は、減収補てん債とか、そういうたぐいの地方債はございます。

○21番（上野直広君） 課長が言ってるのは、国からの補てんがある事業ばかりやがね。そうでしょう、減収補てん債でも何であっても、国の交付税措置があるでしょう。それだけでは済まないから、私は、補助事業だけじゃ済まないから、財政出動を多額にすべきだと言ってるわけです。何で市内に使うのに差し支えがあるか。市内の施設に使うのに、何で差し支えがあるか。ほかの所の施設を造ってあげるわけじゃない、市内で使うものに使うわけだから、別に差し支えないじゃないか。財政再建をしている間はもう駄目ですけどね。もう今回は別なんですから。課長、どうですか。

[何事か言う者あり]

○財務課長（溝口 猛君） 先ほど、臨時財政対策債のことを、増やせばいいじゃないかというような形の質問と理解してよろしいですかね。臨時財政対策債につきましては、先ほどから何度も言いますとおり、交付税会計が借金をできないということで、補てん措置としまして、その金額が定められて、志布志市においてはいくらということで発行されるシステムでございます。

何度も言うようでございますが、地方においては単純に財源が不足したからということで、地方債の許可ということは認められてないということでございます。

○21番（上野直広君） 地方建設債は発行許可が下りるんじゃないのかなあ。私は、そう理解しているんだけど。地方財政法でそう決まっていると私は理解しているんだけど。建設地方債ですよ、建設国債みたいなもの。地方財政法を看一看、それなら。

○財務課長（溝口 猛君） そういったたぐいの交付税措置のない起債もございます。ただし、何度も言うようでございますが、例えば箱物を造る際に、どうしても金が足りないと、資産形成をする段階で資金が足りないという部分のみに地方債の許可は認められておると。ソフト事業で、例えば金が足りないからといって、地方債が借りれるかということに関しては、地方債の許可は出ないということでございます。

○21番（上野直広君） 課長は、対策債でも国の交付税措置があるものに対するの答弁ばかりしているものだから、私は市の独自の政策を言うちょっとに、その中でいえば、それは財政出動でけんよね。財政出動できるわけがありません、その許可が下りらんわけだから、臨時財政対策債であっても。

○財務課長（溝口 猛君） 地方におきまして、財政出動ということ考えた場合、事業費枠がまだいくらになるかということは決定しておりませんが、例えば農業関係の支援、あるいは商工業関係の支援といったたぐいで、財源が足りないということに関しましては、地方債の許可は認められないと。何度も言うようでございますが、原則は資産の形成。それと、一部先ほど言いました、来年度、見込みより、例えば税収が落ちるとということに関しましては、減収見込み分のいくらか、割合はちょっと忘れましたが、一部を地方単独で発行できるシステムはございます。

○21番（上野直広君） そのシステムというのは、結局、国が内容、基準を決めたシステムですから、その制限があるわけですよ。あるでしょう。臨時財政対策債だって、そげん余計に借りられんわけですから、それはもう現状を維持するための対策債ですから。私が財政出動というのは、その中で財政出動しろといえ、できるわけがないがね、現状維持をするわけですから。それ以上に財政出動をしてくれということ言うちょいわけやっで。その国の内容・基準を決めた制限付きの対策債では、そげん国が許可して、ぼこぼこお金を出すわけがねがね。現状維持をするのがやっとかつとやがね。それをここ2年間を乗り切るために、市の独自のことをやれというわけやから。

[何事か言う者あり]

○議長（谷口松生君） ちょっと協議会に切り替えます。

○

午後4時00分 休憩

午後4時15分 再開

○

○議長（谷口松生君） 再開いたします。

執行部の見解を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成21年度の緊急経済対策につきましては、最優先課題として取り組みます。その財源等につきましては、地方債の活用も含めて対応してまいります。

○21番（上野直広君） みんなが小言を言うから最後にせんなら。

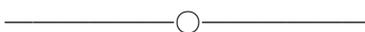
以上のことを考えればですよ、平成21年度の予算規模、中期財政計画の169億2,300万円ですね、この計画の見直しが必要ではないかといいますけど、どうですかね、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今後の動向を注視しますとともに、毎年1月末に発表されます地方財政計画及び総務省財政課長内かんを十分踏まえて、21年度の財源確保を図っていく必要がありますが、いずれにしましても、市税、地方交付税につきましては、大幅に変化する可能性があります。これらのことを踏まえまして、財政計画の内容を検証し、予算、決算と大幅に差異が生じてくるということになるとすれば、平成21年度中に見直しをしていく必要があるかというふうに考えております。

○21番（上野直広君） 終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、上野直広君の一般質問を終わります。



日程第3 議案第104号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第3、議案第104号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第104号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。本案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を見直すものであります。

内容につきましては、第6条第1項に但し書きとして、健康保険法施行令第36条の規定により、出産育児一時金に加算する額を定める規定を加えるものであります。

なお、この条例は、関係政令の施行の日と同じく、平成21年1月1日から施行するものであります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

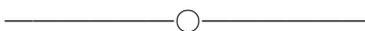
○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

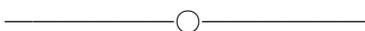
ただいま議題となっております議案第104号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで、文書配布のため、しばらく休憩します。



午後4時18分 休憩

午後4時20分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま配布しました追加日程表のとおり、本日の日程を追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、追加日程表のとおり、本日の日程を追加することに決定しました。

—————○—————

追加日程第1 報告

○議長（谷口松生君） 追加日程第1、報告を申し上げます。

お手元に配布の陳情文書表のとおり、陳情第11号は、総務常任委員会に付託いたしました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から12月24日までは、委員会審査等のため休会といたします。

12月25日は、午前10時から本会議を開きます。日程は、付議事件に対する委員長報告、質疑、討論、採決などがあります。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後4時21分 散会

平成20年第4回志布志市議会定例会（第5号）

期 日：平成20年12月25日（木曜日）午前11時14分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 事件の訂正について
- 日程第4 議案第 82号 志布志市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第5 議案第 83号 志布志市移動通信用鉄塔施設条例の制定について
- 日程第6 議案第 84号 志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第 85号 財産の無償譲渡について
- 日程第8 議案第 86号 財産の無償貸付けについて
- 日程第9 議案第 87号 志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第 88号 有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第104号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 99号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第13 議案第100号 平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第101号 平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第102号 平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第103号 平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 陳情第 9号 産業廃棄物安定型最終処分場計画反対について
- 日程第18 発議第 13号 志布志湾一帯における密航・密輸等事犯の防止に関する決議について
- 日程第19 発議第 14号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 日程第20 発議第 15号 「オラレ方式」による競艇場外発売場設置に関する調査特別委員会の設置
について
- 日程第21 議員派遣の決定
- 日程第22 閉会中の継続審査申出について
(総務常任委員長)
- 日程第23 閉会中の継続調査申出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)
- 追加日程第1 陳情第12号 WTO農業交渉に関する陳情書
- 追加日程第2 陳情第13号 WTO農業交渉に関する陳情書
- 追加日程第3 発議第16号 WTO農業交渉に関する意見書の提出について
- 追加日程第4 発議第17号 緊急経済・雇用対策を求める決議について

出席議員氏名 (33名)

1 番	下 平 晴 行	2 番	西江園 明
3 番	丸 山 一	4 番	八久保 壹
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	迫 田 正 弘	10 番	毛 野 了
11 番	立 平 利 男	12 番	本 田 孝 志
13 番	立 山 静 幸	14 番	小 野 広 嗣
15 番	長 岡 耕 二	16 番	金 子 光 博
17 番	林 勇 作	18 番	木 藤 茂 弘
19 番	岩 根 賢 二	20 番	吉 国 敏 郎
21 番	上 野 直 広	22 番	宮 城 義 治
23 番	東 宏 二	24 番	宮 田 慶一郎
25 番	小 園 義 行	26 番	上 村 環
27 番	鬼 塚 弘 文	28 番	重 永 重 久
29 番	丸 崎 幹 男	30 番	福 重 彰 史
31 番	野 村 公 一	32 番	谷 口 松 生
33 番	若 松 良 雄		

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	本 田 修 一	副 市 長	井 手 南海男
教 育 長	坪 田 勝 秀	総 務 課 長	中 崎 秀 博
情報管理課長	徳 満 裕 幸	企画政策課長	溝 口 敏 久
財 務 課 長	溝 口 猛	港湾商工課長	萩 本 昌一郎
市民環境課長	竹之内 宏 史	税 務 課 長	外 山 文 弘
福 祉 課 長	津 曲 兼 隆	保 健 課 長	今 井 善 文
農 政 課 長	永 田 史 生	耕地林務水産課長	立 山 広 幸
畜 産 課 長	中 崎 章 文	建 設 課 長	白 坂 照 雄
松山支所長	上 原 登	志布志支所長	五 代 豊 一
水 道 局 長	徳 田 俊 美	会 計 管 理 者	楠 川 昭 博
農業委員会事務局長	大 園 朗	教育総務課長	上 村 和 憲
学校教育課長	山 口 幸 彦	生涯学習課長	小 辻 一 海

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 重 昭 一	次長兼議事係長	徳 田 弘 美
調査管理係長	坂 元 正 知	議 事 係	武 田 賢一郎

午前11時14分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、坂元修一郎君と鶴迫京子さんを指名いたします。

—————○—————

日程第2 報告

○議長（谷口松生君） 日程第2、報告を申し上げます。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長及び産業建設常任委員長から、調査を終了した旨の報告書並びに監査委員から監査報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にしていただきたいと思っております。

—————○—————

日程第3 事件の訂正について

○議長（谷口松生君） 日程第3、事件の訂正についてを議題とします。

事件の訂正理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 皆様、こんにちは。本日はどうぞよろしくお願ひします。

事件の訂正請求の説明を申し上げます。

先に御提案申し上げました議案第102号、平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)の歳入歳出補正予算事項別明細書中の補正額の財源内訳に誤りがございましたので訂正をお願いするものであります。

内容につきましては、10ページの8居宅介護住宅改修費及び計の行の補正額の財源内訳を一般財源170万円の減としていましたが、これを国県支出金71万円の減、その他74万円の減、一般財源25万円の減に訂正するものであります。

また、11ページの6介護予防住宅改修費及び計の行の補正額の財源内訳を一般財源170万円の増としていましたが、これを国県支出金71万円の増、その他74万円の増、一般財源25万円の増に訂正するものであります。

今後、議案の慎重な取り扱いに気を付けてまいりますので、御承認くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷口松生君） お諮りします。ただいま議題となっております事件の訂正についてを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、事件の訂正については、承認することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。

○
午前11時17分 休憩

午前11時21分 再開
○

日程第4 議案第82号 志布志市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

日程第4、議案第82号、志布志市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第82号、志布志市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について、総務常任委員会における審査の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、12月11日、委員全員が出席し、情報管理課長ほか職員の出席を求め、審査を行いました。

まず最初に、鉄塔施設の建設場所の現地調査を行いました。計画の箇所は、標高198mの高台にあり、ロケーションもよく、道路も舗装され、さらには電源もきているなど、よい条件であると思われました。

続いて、内容の審査に入りました。

説明としまして、国からの補助金交付決定が10月にあり、地方税法第224条の規定に基づき、分担金徴収条例を制定する。参加通信業者はNTTドコモとKDDIの2社で、分担金の負担率は15分の2であると、概略、以上のような補足説明がありました。

質疑の主なものとその答弁としまして、この条例は平成21年3月31日限りで失効するが、事業完了予定と分担金納入の時期についてただしましたところ、事業完了予定日は3月31日を予定している。今のスケジュールでは1月末には事業費が確定するので、その時点で分担金は納入してもらうとの答弁でありました。

また、この事業により、携帯電話の通話可能な地域は拡大すると思うが、それでもなお通話できない地域はあるのか。あるとすれば、その地域に対する今後の考え方はとただしましたところ、馬庭、和田、柳井谷の3集落がエリア外となるのではないかと聞いている。エリア外の将来の計画については、潤ヶ野、八野地区の整備を行った後に、サービス開始ができるよう、市長とも協議していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、議案第82号、志布志市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

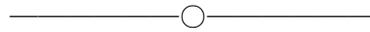
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第82号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第5 議案第83号 志布志市移動通信用鉄塔施設条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第5、議案第83号、志布志市移動通信用鉄塔施設条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第83号、志布志市移動通信用鉄塔施設条例の制定について、報告を申し上げます。

本委員会は、12月11日、委員全員出席の下、情報管理課長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

説明としまして、携帯電話の移動通信サービスの利用可能な地域を拡大し、情報通信格差の是正、地域住民の利便の向上、社会経済活動のため、潤ヶ野八野移動通信用鉄塔施設を設置する。設置場所は、志布志町内之倉2673番地14であるとの補足説明がありました。

これに対して、主な質疑としまして、鉄塔建設予定地は買収済みか、また買収単価はいくらかとただしたところ、現段階ではまだ買収していない。土地所有者については協力するとの承諾をいただいている。現地の測量を行い、面積を確定した上で土地買収の話を進めたい。また、くい打ちや測量立ち入りについては、了解を得ている。買収単価は志布志市用地買収価格の運用基準により、1㎡当たり400円を予定しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第83号、志布志市移動通信用鉄塔施設条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

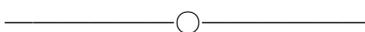
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第83号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第6 議案第84号 志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第85号 財産の無償譲渡について

日程第8 議案第86号 財産の無償貸付けについて

○議長（谷口松生君） 日程第6、議案第84号から日程第8、議案第86号まで、以上3件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

ただいま一括議題となりました議案第84号から議案第86号まで、以上3件については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま一括議題となりました議案第84号、志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第85号、財産の無償譲渡について、議案第86号、財産の無償貸付けについて、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月11日と12日、委員10名出席の下、福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、議案第84号、志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定については、野神保育所の民間移管に伴い、平成21年4月1日から民間移管する野神保育所を本条例から削除するものである。

議案第85号、財産の無償譲渡については、野神保育所分である。所在地、志布志市有明町野神3143番地2、種別は建物、数量は木造平屋建1棟、382.87㎡で、評価額は101万5,544円である。相手方は、志布志市志布志町内之倉1808番地10、社会福祉法人若草会である。無償返還の譲渡の条件を付している。

議案第86号、財産の無償貸付けについては、土地の所在地は志布志市有明町野神字穴倉3143番2、2,231㎡、貸付けの目的は児童福祉施設（保育所）用地である。貸付けの期間は、平成21年4月1日

から平成31年3月31日までの10年間とするものである。相手方は、社会福祉法人若草会である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑と答弁について申し上げます。

選考委員会が開かれた回数と選考委員数、選考基準の内容と若草会に決定した経緯をただしたところ、選考委員会は1回行い、選考委員の数は9名である。選考基準は現状の法人の運営状況、保育所の状況、職員体制、保育内容、移管後の保育所運営、保護者の意見の6項目であり、選考委員各自の採点の合計点を出して、若草会に決定したとの答弁がありました。

市長は、野神保育所の説明会に何回出席したのか。また、説明会への保護者の出席は半数にも満たないが、保護者の意向はどのように調査した上で理解が得られたと判断したのかとただしたところ、市長の説明会への出席は、6月2日と8月6日の2回である。野神保育所については、保護者説明会が終わった段階で、保護者、役員で出席していない人がいるので、今後必要であれば意見交換会をしたい。また、意見集約ができれば、それを伝えてほしいと申し上げた。その後、再度、役員が意見をまとめて、最後にはほとんどの人が理解を示したと報告を受けて判断したとの答弁がありました。

公告の中の保育所移管の内容及び条件を若草会が遵守するのは非常に厳しいのではないかと。特に職員体制について、園長、主任保育士については、おおぞら保育園、愛ゆみ幼稚園から採用予定とあるが、法人全体としての職員体制が危ぐされるが大丈夫か。また、経営上の観点からも、定数の見直しが必要ではないかとただしたところ、若草会は公告の内容及び条件を十分理解して判断した上で応募されたものと理解している。また、法人側が説明会等で、これらの点を遵守すること、4月の開園までに十分対応できると述べているとの答弁がありました。

議案第85号の財産の無償譲渡で、建物のみ評価額が出ているが、備品等は金額も示していないが、査定はしてあるのか。今後は当初で議案として金額も提示して出すべきではないかとただしたところ、備品の購入金額は836万円である。今回の上程は旧志布志町に倣って、このような形となったが、今後はそのようにしたいとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、まず議案第84号について討論を行い、次のような要旨の反対討論がありました。

1番目に、説明会等が行われているが、保護者の理解を求めるには不十分である。2番目に、応募のなかったさゆり保育所の保護者、子供たちに対し、その後、フォローがされていない。3番目に、今回の民間移管の大きな目的は経費節減であるが、保育行政は財源の次元で論議すべきではない。4番目に、民間移管の一番のリスクは休園であるが、それに対する対応がなされていない。5番目に、保育行政に対する公的責任の放棄につながる恐れがある。以上の理由で反対である。

賛成の立場として、次のような要旨の討論がありました。

現在、民間移管している保育所は、十分にニーズに応じた運営がなされている。野神保育所の保護者会が大方賛成している。以上の観点から、民間活力の導入により、保護者のニーズに応じた機能の充実が図られることを期待して賛成である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第84号、志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制

定については、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

引き続き、議案第85号について討論を行い、議案第84号と同様の要旨の反対討論がありました。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第85号、財産の無償譲渡については、起立多数につき、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第86号について討論を行い、議案第84号と同様の要旨の反対討論がありました。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第86号、財産の無償貸付けについては、起立多数につき、可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから3件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第84号に対する討論を行います。討論ありませんか。

○25番（小園義行君） 議案第84号、志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をします。

今、国が保育制度の新しく改変といいますか、方向性を取りまとめをやっております。厚生労働省の中にあります社会保障審議会少子化対策特別部会ですね、ここで、これまで自治体に保育義務、いわゆるその実施義務を定めていた、そういったものから、保育所が直接、保護者と契約をしてやっていくという方向をまとめております。これを年内に本来は、この部会でまとめ上げて発表するということになっていましたけれども、今朝ほどの新聞で、これを年明けに延期をするということが発表されております。なぜなら、もう一つの保育事業者検討会という委員会の中との議論のすり合わせが大変難しいと。冒頭言いました委員会の中で、いわゆる保育所と保護者と直接契約をすると。こういったものに対して、保育事業者そのもの、また団体等からいろんな反対の意見が出ている。これは国が公的責任を放棄する方向、また自治体にもそのことを求めてくる方向に対して、多くの反対が出ている、そういったことを表しているものと思います。

私は、国がこうした方向性を出してくるときには、やはり自治体によってきちんと声を上げていく、公的責任を果たしていく。特にこうした地方の自治体においては、そのことが大変重要だというふうには私は感じます。そうした観点から、公的責任の在り方をどうとらえたらいいのかということも含めて、私は反対の理由を述べたいと思います。

今回の民間移管は、保護者の方々から、公立保育所を民間の保育者に移管をしてくださいという要求がなされてない中での提案になっております。これは一昨年この議会でも、るるそういったものをみんなで審議をした時にも同じようなことでありました。今回、そうした状況がない中で、行政主導のやり方、行政の都合によるやり方によって問題が起きております。今回、委員会の審議の中で、今回の民間移管の目的はどこにあるのかと質疑をしました。答弁は、行財政政策を進めていく中で、職員の適正化計画も考えて、民間にできるものは民間で、その方向で検討した結果の提案である、こういったことでありました。実際、今回は野神保育所だけが民間移管をするという提案になっており

ますけれども、公立の6保育所について、それぞれ当局は説明会をし、民間移管をしたいという旨をやっております。そうした中で、住民からの要求がない、まさに行政の都合のやり方で、保護者の理解を求めて、十分に理解がされる、そのことをもって提案されるのなら了と、一昨年のものでありましたが、一昨年の議会の中でもやり取りがありました。今回、松山町地域においては、3つの保育所で、ただ1回だけでありました。しかも、その参加人数も大変少ない状況の中で終わっております。有明町地域については、保護者役員会、そして全保護者に対する説明会ということで、保護者の方々に対する説明会も1回であります。このことで、一昨年この議事が全会一致否決をした議案に対する、この民間移管、そういったものに対する取り組みとしては、私はまったく不十分と。保護者の方々が民間移管に対して理解を得られたという判断は、行政当局の私は勝手な判断というふうに思うところもあります。でも、今回、野神保育所は、先ほど委員長の報告もありましたように、保護者の方々はおおむね理解をいただいたということであります。そのことは当局の答弁であります。でも、私は今12月議会の一般質問と立平議員の質疑等を含めて、当局に再三、法人との検討会といえますか、話し合いをもってやれという質疑を何回も繰り返されました。ここに私は、その地域に住んでおられる方々の思いが少しあるのではないかとこのように理解をしたところであります。

今回、野神保育所は応募があったからOKと、ほかには理解がいただけないというところで、さゆり保育所についても理解があったということで、公募をかけたが、ここについては応募もなかったと。そして、その応募がなかったさゆり保育所に対して、どういう保護者の方々に対する説明をやったのかとやりましたら、電話で連絡をしているということであります。これではまさにさゆり保育所の保護者の方々は、行政の側が民間移管をしたいから、賛成してくれと。それに賛成した。公募をしたら、応募がなかったからごめんなさいと。これではあそこに通っている子供たち、保護者、そして働いておられる方々に対して、大変行政として失礼なやり方です。今、大変景気が不況ということで、働いておられる方々も、自分の身分の保障、どうなるのか大変心配なときに、追い打ちをかけるようなものであります。まさに、今回のこの公立保育所の移管、さゆり保育所に対して、あそこに通っておられる方々、保護者の方、子供たちに対してこんな冷たいやり方でいいんですかね。私はとてもこのこと一つをもっても、問題があるというふうに思います。今回、さゆり保育所に公募したときに応募がなかった時点で、いったん踏みとどまって、再度、すべての保育所に対して理解を求めながら、保護者の方々に理解を求めながら、私は民間移管をお願いをしてもよかったのではないかと、そういう思いがしてなりません。さゆり保育所の児童の方々、保護者の方々、2回も行政の側のこういった問題で、大変不安な気持ちになっておられる。行政不信を更に増幅されたのではないかとこのように私は思っております。

次に、今回の委員会の審議の中で、昨年この議会で指摘をされた保育所の果たしている役割、これがどれぐらい真剣にまちづくりとして、その地域づくりとして、行政当局が考えておられるのか、そのことをこれから先、野神校区の人口の推移、児童の推移、そういったものがどう把握されているのかということをお聞きをしましたら、国立社会保障・人口問題研究所の推計による、この一本であります。本当にその地域のことを考え、保育所が果たしてきた役割を考えるなら、当然、教育委員会、

福祉サイド、一緒になってこれから先の人口、児童の推移を含めて、保育所が果たすべき役割、地域の拠点として本当になくさないでほしいという思いの、そういった問題にこたえるべき真しな態度が私には見られませんでした。感じられませんでした。国立社会保障・人口問題研究所が出したこのことをもって、こういうことだと、これではあまりにも地域の方々は寂しいじゃないですか。また、そういうことを考えるときに、公的な責任として民間に移管をした際、どういったことが起きるかといいますと、志布志町地域で民間移管を進めました。田之浦保育所が今、休園をしております。そうしたときに、行政として民間に移管したから仕方がない、だから、法人の考えで休園されてもしょうがないと、こういうことではなくて、しっかりとその地域に住み、子供を地域で育てたいという保護者の思いにこたえるならば、何らかの対応があつてしかりであります。それが今回、真剣に野神校区、松山町地域も含めてですけど、そういった人口の推計、そういったものについて、真剣に取り組んだとは思えない、まさに公的責任の在り方としても、私は大変これは不十分である、そういう思いがしてなりません。野神校区の方々は、必死にこれまで行政と一緒にあって、あの保育所を守ってこられたわけじゃないですか。そこに対しても、これからどういうふうに人口が変わっていくのか、そしてそこで保育所がどういう役割を果たすものか、そういったものに対しての行政の私は思いというのが感じられない、それが一つの理由であります。

次に、財政の問題、民間移管の目的、何かと質疑をして、答弁は冒頭に言いました。財政の問題もあると考えていますが、本会議の一般質問等でやり取りをしました、野神保育所を民間に移管した場合と、公立で残した場合、どれぐらいの経費の削減ができますかと。その答弁は、約100万円ぐらいですと、これが当局の答弁であります。このことをもって考えたときに、いくらあなた方が財政的な問題ということで民間にお願いするんだと。結果、100万円は確かに大きいかな少ないかは、それぞれ判断があるでしょう。でも、皆さん方が考えておられるような経費節減、いわゆる財源をどんどんそういう問題から削っていく、そういうこととはとても考えられない金額ではありませんか。私は、保育をそうしたお金があるないと、こういった問題で論じるべきではないというふうに思います。なぜなら、本田市長は有明町時代から、志布志市になりましても、子育て支援日本一のまちづくり、このことを公約をしている。そういったところにはしっかりとした手当てを私はすべきだろうと思います。もちろん子育て支援等いろいろありますけれども、この保育所も当然大事な子育て支援の一環であります。そうした立場からしたときも、こういった約100万円ぐらい、100万円という、こういったことで本当に民間に移管をしてやる、それではなくて、公的責任として子供たちがそこに安心して通える、そして保護者の方々も安心して通わせる、それが本来、行政がやるべき私は責務だというふうに思います。

今回、いろいろ述べましたけれども、安心して保育所に行ける、こういった状況を作り出してやらなければならない行政の立場が、まさに自分たちの都合でやって、結果、それに対して、応じる法人がなかったら、何ら後のフォローをしないで、そこに通っている児童、そして保護者の方、働いている方々に、こんな不安を与えているようなやり方、こうしたことを行政がやるときは、しっかりと議会が私はそのことに対して駄目だよということを突き付けなきゃいかんというふうに思います。なぜ

なら、みんなでいいまちづくりをしていこうと、いつも本田市長が住民目線でやっていく、このことを訴えておられるじゃないですか。私は、そういった観点から、今回特に松山町地域のさゆり保育所の児童、そしてあそこに通わせておられる保護者の方々、働いている先生たち、そのことを思うと、とても今回のこの野神保育所の民間移管、これについては思いとどまって、しっかりとみんなの理解を得る、その努力をした上での提案であってよかったですのではないかという思いで反対いたします。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか、賛成の方。

○19番（岩根賢二君） 私は、文教厚生常任委員会での審査結果を尊重いたしまして、賛成の立場で討論をいたします。

賛成のポイントとしては、まず保護者の理解が得られたということ、また2つ目のポイントといたしましては、移管先の法人が公告の内容、また条件等を理解して、4月の民間移管開始までに十分対応ができるとしたこと、この2点であります。

しかしながら、賛成ではありますけれども、今後のこともありますので、当局の今後の取り組み方について、二、三希望を述べて賛成いたします。

まず1点目は、募集の在り方についてであります。今回は10月10日に公告がなされ、募集期間が10月10日から10月24日まででありました。移管先の決定から移管開始までは、人材確保や施設の整備、引き継ぎ業務等を考えますと、少なくとも6か月間は必要ではないかと私は思っております。それを逆算しますと、遅くとも9月定例会には提案があつてしかるべきではないかということでありました。今回の提案は、昨年提案があつた時と同じ法人でありましたので、法人側もそれなりの準備もできているということで賛成をいたしますけれども、今後については十分考慮してもらいたいと思います。また、移管先法人の募集のときの資格要件でございますが、意欲のある法人が積極的に取り組めるような配慮をすべきではないかと思っております。

次に、移管後のことについてであります。保育内容や保育サービスの充実・拡充、あるいは職員体制、これらが当局が示した内容どおりに遵守されているか絶えず検証して、保育に支障がないように心配りをしてもらいたいと思っております。

今後も民間移管にあたっては、自治体として、保育がどうあるべきかを念頭において、行政や法人側の都合ではなく、園児の保育の充実を図るということを忘れずに、保護者や地域住民の納得のいく十分な理解を得た上で進めていってもらいたいと思います。

以上、数点、希望を申しまして、本案に賛成をいたします。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか、反対の討論。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第84号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第84号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

これから議案第85号に対する討論を行います。討論ありませんか。

○25番（小園義行君） 反対の立場で討論します。

先ほど、議案第84号で申しました内容、そういったもので今回の民間移管、それについては反対という立場で討論としたいと思います。

○議長（谷口松生君） 次に賛成ですが、ほかに討論ありませんか。

○2番（西江園 明君） 議案について賛成の立場で討論申し上げます。

委員長の報告にもありましたように、公告の在り方等については疑問を持ちますけれども、旧志布志町の現状を見れば、民間移管したことによって、活性化した園の運営がなされており、老朽化した施設も役所の直営時代よりも更にきれいに改修され、環境も大きく変わっております。民間活力の導入を図るべきと考え、賛成するものであります。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第85号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第85号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

これから議案86号に対する討論を行います。討論ありませんか。

○25番（小園義行君） 反対の立場で討論します。

議案第84号で申し述べたとおりでございます。

○議長（谷口松生君） 次に賛成でございますが、ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第86号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第86号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

午後 0 時 02 分 休憩

午後 1 時 09 分 再開

日程第 9 議案第 87 号 志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 9、議案第 87 号、志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定についてを議題とします。本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第 87 号、志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月12日、委員10名出席の下、福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、志布志シルバーワークプラザについては、現在、指定管理を行っているが、指定期間が平成21年3月31日をもって終了するため、引き続き平成21年4月1日から平成26年3月31日まで指定管理を行うものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑と答弁について申し上げます。

シルバー人材センター志布志支所は、12月末で閉所して、来年1月からは有明本所に統合されるが、その理由と、志布志町の会員は説明と情報不足のため、非常に混乱して、会員をやめる人も出ている。1年くらいの延長を市長にも申し入れたが、今後の対応をただしたところ、合併当初から5年後の平成23年からは、国からの補助金が2団体分で1,900万円あったが、1団体分950万円になり、運営費が半分になる。この危機に対処するため、社団の理事会が真剣に考えて、煮詰めた上での事務一元化という判断であったと理解している。今後の対応は、朝職員1名が志布志支所に出向いて、業務の打ち合わせなどを行う。車や建物などは、以前と同様に使えるようにしていくとの答弁がありました。

発注者の皆様へという10月1日付けの散らしがあるが、配布対象者の範囲と、配布方法に問題はなかったか。また、今後の利用者への周知と対応は考えているのかとただしたところ、20年10月からの志布志町内の利用者の方に請求書に添付して郵送した。今後の利用者への周知は、集落単位での回覧も必要かと思うので申し入れる。また、当分の間、志布志支所の電話は転送にする。番号も471-1111と分かりやすく、今後の状況を見て対応を考えていくとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第87号、志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定については、賛成多数をもって、可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

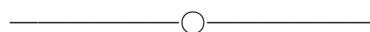
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第87号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第10 議案第88号 有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第10、議案第88号、有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第88号、有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月12日、委員10名出席の下、福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、有明シルバーワークプラザについては、現在、指定管理を行っているが、指定期間が平成21年3月31日をもって終了するために、引き続き平成21年4月1日から平成26年3月31日まで、5年間、指定管理を行うものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑もなく、引き続き討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第88号、有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定については、賛成多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○26番（上村 環君） 議案第87号でお伺いをすればよかったわけですが、今後のシルバー人材センターの財政難を踏まえて、本所への統合を進めるということではありますが、現在の職員体制、そしてそれぞれの旧町の登録会員数については、把握されておられるのかお伺いをいたします。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） まず、職員数についてお答えいたします。まず、常務理事兼事務局長が1名、次長1名、業務係長、有明本所、志布志支所、各1名の2名です。他に男性2名、

女性2名、計8名であります。

ちょっと会員数は時間をください。ちょっと調べますので。

○議長（谷口松生君） それは委員会が出たんですか。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） はい、出ました。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

○

午後1時18分 休憩

午後1時19分 再開

○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） 会員の登録者については、まず平成20年3月31日で、志布志207名、松山56名、有明188名の451名であります。次に、平成20年11月30日段階では、志布志203名、松山55名、有明205名の計463名であります。

以上であります。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第88号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

○

日程第11 議案第104号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第11、議案第104号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第104号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員10名出席の下、保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の改正は、通常の妊娠・分べんにかかわらず脳性まひとなった者に補償金を支払う制度、産科医療補償制度の創設に伴って、国保の出産育児一時金について改正するものである。

国民健康保険条例第6条第1項に、「ただし、市長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。」を加えるものである。

施行期日は、平成21年1月1日としている。

この産科医療補償制度については、分べん機関と妊産婦との契約に基づいて、通常の妊娠・分べんにかかわらず脳性まひとなった者に補償金を支払う制度である。また、分べん機関は補償金の支払いによる損害を担保するため、損害保険に加入することになっている。補償金額は3,000万円で、保険料は3万円となっている。

なお、規則に委任してある加算の金額は3万円を予定している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑と答弁について申し上げます。

この制度は、妊婦は全員保険を掛けないといけない仕組みになっているのかとただしたところ、今回の改正は分べん機関と妊婦との契約に基づいて3万円加算することになっているもので、強制的ではない。運営は、財団法人日本医療機能評価機構が行うとの答弁でありました。

3万円の国と市の負担割合はどうなっているのかとただしたところ、出産育児一時金は市の一般会計から3分の2、残りの3分の1は国保特会の一般財源で、この制度で国からの新たな財源措置はないとの答弁がありました。

この制度の市内での1年間の対象者は何人かとただしたところ、19年度で市内で285人出生していて、このうち国保は約60人くらいで、残りは社保等で対処しているとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第104号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

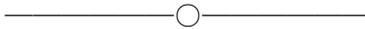
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第104号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第104号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第12 議案第99号 平成20年度志布志市一般会計補正予算（第6号）

○議長（谷口松生君） 日程第12、議案第99号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、9番、迫田正弘総務常任委員長。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました平成20年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査の経過の概要と、その結果について報告いたします。

本委員会は、12月11日、委員全員出席の下、関係課長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

最初に、財務課の審査に入り説明を受けました。

説明といたしまして、財務課の補正は歳入のみで、まず道路特定財源の一部であった地方譲与税並びに自動車取得税交付金の暫定税率の失効分を減額し、新たに減収分の補てん策として創設された地方税等減収補てん臨時交付金により、減収分と同額の284万2,000円を増額した。

地方交付税は、地方税等減収補てん臨時交付金の創設により、普通交付税の再算定が行われた結果、899万4,000円の増となり、交付税の総額は69億1,893万6,000円となった。

基金繰入金は、財政調整基金を2,385万9,000円繰り入れたなどの補足説明がありました。

質疑として、財政調整基金の残高はいくらかとただしたところ、平成19年度末の残高は19億3,541万2,000円であるとの答弁でした。

また、質疑として、平成19年度の決算について、特別委員長より報告があったが、これを踏まえて次年度の予算編成にどのように生かす考えかとただしたところ、答弁として、総合的な予算編成については、既に10月に方針を打ち出しており、決算報告が12月議会でもあることから、間に合わない状況である。議会から指摘のあった分については、予算査定の段階で反映される形を現在採っている。今後、決算報告について、早い時点で指摘あるいは意見等について、場内で協議する方向で進めていきたいとの答弁でありました。

以上で財務課分の審査を終わり、次に総務課分について報告申し上げます。

説明として、一般管理費のうち、旅費49万円は、県後期高齢者医療広域連合に派遣している職員の研修旅費の不足分の増額補正である。

同じく一般管理費、委託料78万8,000円の減額は、これまで本所、支所間の使送便送達をシルバー人材センターに委託していたが、これを現在雇用している市の嘱託職員で対応することにより節減を図ったことに伴う減額であるなどの補足説明がありました。

質疑として、自治会運営助成金が75万9,000円減額されているがなぜかとただしたところ、市内の自治会の世帯数が前年に比較して173戸減少したことによるものであるとの答弁でした。

また、質疑として、一般管理費の研修旅費の増額の内容についてただしたところ、県後期高齢者医療広域連合に志布志市から職員を1名派遣しているが、これまで既定予算で対応してきたが、予算に不足を生じたため、今回補正するということをございました。なお、派遣先の勤務地に滞在する職員の旅費については、市の規定に基づき日額旅費を支給しているとの答弁でございました。

以上で総務課の審査を終了し、次に情報管理課分について申し上げます。

説明として、移動通信用鉄塔施設整備事業にかかわる事業参加者分担金及び使用料は、これらの関係条例を制定することに伴い、当初計上費目の諸収入からそれぞれの当該費目へ組み替えるものであるとの補足説明がありました。

質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

以上で情報管理課分を終了し、次に税務課分について申し上げます。

説明として、市民税の収入を3,000万円追加して、現年課税分の見込み額を9億600万円とする。個人の滞納繰越分については、10月末の徴収実績が589万585円となり、今回189万円の増額補正をする。

固定資産税については、16億2,000万円を見込んで、今回1,000万円の増額補正をする。

市たばこ税については、20年度当初予算額を前年度より1,000万円減額し、3億1,500万円計上していたが、当初見込みより更に減少し、今回2,000万円の減額補正をする。減収の原因としては、健康増進法等の関係により、健康を考えられた喫煙者の減少によるものと思われる。

次に、歳出についての説明で、賦課徴収費の備品購入費10万8,000円は、タイヤロック止め金具4セット分であるとの補足説明がありました。

質疑として、備品のタイヤロックとはどんな品物かとただしたところ、滞納処分に伴い、自動車の差し押さえをするため、車を移動できないようにタイヤをロックするものであるとの説明でありましたが、形状につきましては、皆様方のお手元に配布した資料を御参照ください。

質疑として、市たばこ税2,000万円の減収の具体的な原因は何かとただしたところ、たばこを吸う人が減ったこともだが、タスポカードの普及率にも問題がある。カードを持っている人は喫煙者の約50%である。カードがなくてもコンビニエンスストアでは買えるため、その場合、たばこ消費税はコンビニの本店の所在地の収入になるため、志布志市の収入にならないということでありまして、このことについては年明けにでもコンビニ等を回り、支店等の所在地の収入となるよう働き掛ける計画であるとの答弁でありました。

さらに質疑として、滞納整理対策として、税金のみならず、住宅使用料など料金について統括して徴収する課の設置についてどう思うかとただしたところ、組織に関することなので、一存では決められない。そのような対応が必要な時代に来ているとの認識は持っているとの答弁でありました。

以上で税務課分の審査を終わり、次に港湾商工課分について申し上げます。

説明として、観光費の工事請負費300万円は、蓬の郷民宿村の4区画目の希望者があり、それに伴い、地盤補強工事を必要とするため予算を計上する。

港湾振興費の負担金補助及び交付金105万円は、志布志港湾振興協議会が主催する新若浜地区多目的国際ターミナルの一部供用開始に伴う竣工式典に要する経費の市の負担金であるなどの補足説明がありました。

質疑として、蓬の郷民宿村の補強工事は、4区画目ということで、今回の希望者に対しても審査委員会もパスしているということのようだが、費用対効果から見て、地盤強化工事に金が掛かりすぎる。残りの1区画については、見直しは考えられないかとただしたところ、この民宿村については旧有明町時代、平成15年度に地域間交流事業ということで、国庫補助事業を受け実施した経緯がある。残った区画は、応募の状況を見ながら、国・県とも相談し、別な形で利用はできないかも含めて検討していきたいとの答弁でありました。

以上で港湾商工課分を終了し、次に議会事務局分を申し上げます。

説明として、今回の補正は、議会事務局職員の人件費にかかわる補正のみで、扶養手当、時間外勤務手当が主なものである。

時間外勤務手当の40万円の増額補正は、組織改編に伴い、次長が課長補佐級となったため、時間外勤務手当が支給されることによるものであるとの補足説明がありました。

質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第99号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、総務常任委員会に付託となった所管分については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、8番、藤後昇一文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となっています議案第99号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月11日と12日、委員10名の出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査順に従い報告いたします。

まず、教育総務課、学校教育課及び給食センターの3課分について御報告いたします。

執行部の説明によりますと、教育総務課分の歳入の主なものは、小学校及び中学校の建物耐震診断委託事業に係る地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の2,415万2,000円と、施設整備事業基金繰入金の122万2,000円である。

歳出の主なものは、同じく建物耐震診断委託事業に係る委託料の小学校分2,035万7,000円と、中学校の762万5,000円である。

次に、学校教育課分については、歳出の県スクールソーシャルワーカー事業の予算の組み替えによる補正で、労災保険料と賃金を減額し、消耗品費を増額するものであり、不登校などの指導に関する図書の購入を考えている。

給食センターについては、学校給食センター費の光熱水費を599万9,000円増額補正するものである。新センターの稼働に伴う、A重油、電気代の増加によるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑と答弁について申し上げます。

今回の小・中学校の建物耐震診断調査をして、今後の工事着工の見込みや裏付けはあるのかとただしたところ、これまで優先度1、2の14棟について耐震調査を行った。今回は、3、4、5の小学校22棟、中学校8棟の調査費の計上で、優先度調査を行ったすべての建物の耐震診断を行うことになる。これまでのところ、すべてに最優先して直ちに耐震工事を行うべきISが0.3未満のものはなかったが、文科省が耐震基準としている0.7を超える建物も残念ながらなかった。今後、優先順位1、2については、補強工事を行う必要が出てくる。21年度においては、志布志中や松山中について、補強工事を2分の1の補助率で実施していく。ほかはまだ耐震診断が終わっていないので、結果が出そろった段階で老朽化に伴う床の張り替えなどの改修工事と併せて実施していくとの答弁がありました。

給食センターに係るA重油、電気代などの光熱水費の増額補正の詳細についてただしたところ、当初予算については新システム導入のもとでの予算編成であったため、近隣の状況や業者作成の情報によって、A重油の使用量を月4,000円と見込んでいたが、稼働から3か月経過した中で、光熱水費の不足が生じ、9月、10月の段階で、月8,000円使用していることが判明した。その理由としては、洗浄機や消毒保管庫、コンテナなどの増加や大型化、また新しい機械などの操作の不慣れが相まったことと、単価についても特にA重油が9月、10月で118円に上昇したことも大きく影響した。11月から75円に下がったので、3月まではその単価で補正を組んでいる。当初予算の段階でもっと深く調査した上で計上すべきであったと反省し、今後は十分に注意して取り組みたいとの答弁がありました。

次に、生涯学習課分について御報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入はなく、歳出の主なものは、香月校区公民館主事が病気のため、1か月不在となったため、公民館費の委託料を12万円減額するものである。

文化振興費は、国際青少年音楽祭の一環として開催する行事が、講師の都合により開催が困難になったため、委託料を100万円減額するものである。

文化財保護費は、民俗芸能等保存会連絡協議会の運営補助金として、負担金補助及び交付金を3万円増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑と答弁について申し上げます。

民俗芸能等保存会連絡協議会の3万円の増額は、当初予算より実績が増加したので12月補正で増加を認めるといふことか、それとも登録団体数の増加による補正かとただしたところ、平成20年度で予算額に不足が生じ、1件の増額をお願いするところである。本来ならば9月補正で計上すべきものを

失念したためであるとの答弁がありました。

公演委託事業の100万円の減額は、講師の都合が理由であるが、講師を替えるか、期日を来年の1月から3月に延期するかして、なぜ計画できなかったのかとただしたところ、19年度に来られた講師が非常に評判がよかったので、20年度に予算計上したが、お互いにいろいろ行事が重なって、協議をしたが、日程の調整がつかなかったとの答弁がありました。

公民館主事は、条例では、置くことができる、置かなければならないのどちらかとただしたところ、条例の第13条で主事を置くとなっているとの答弁がありました。

続けて、公民館条例で主事を置くと明記されているのであれば、兼務か休みで主事が空白のときは、即対応できるように考え方を明確にすべきではないかとただしたところ、主事が急病となり、公民館長と協議し、張り紙等や担当職員等で補ったが、指摘の主事を置く点については不注意で、公民館の皆さんには大変迷惑を掛けたとの答弁がありました。

次に、市民環境課分について御報告いたします。

執行部の説明によりますと、今回の補正は、職員1名分の職員手当などの減額と、合併浄化槽の設置基数について、5人槽を13基、10人槽を1基増加設置することに伴うもので、歳入で国庫支出金を162万1,000円、県支出金、保健衛生費補助金を126万5,000円増額するものである。

歳出では、戸籍住民基本台帳費の職員手当等を88万1,000円減額、し尿処理費の負担金補助及び交付金を486万4,000円増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑と答弁について申し上げます。

今回の合併浄化槽の10人槽の対象となる家はどのような基準となっているかとただしたところ、県から10月に補助対象の見直しの文書が来て、新築など見込みを調査した結果、確実に見込まれるのが14基で、そのうち1基が10人槽であった。補助金は交付要綱で個人専用住宅に対して限定されている。基準としては、5人槽は延べ面積130㎡以下、130㎡を超える場合は7人槽で、なおかつ個別浴室があれば10人槽である。補助申請にあたっての現地確認は市が行っているとの答弁でありました。

次に、保健課分について御報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の地域福祉基金繰入金は、給食サービス事業の補正に伴う447万4,000円の繰り入れである。

雑入の介護予防給付ケアマネジメント料は、今までの実績による本年度見込みで135万円の減額である。

歳出の社会福祉総務費の繰出金は、国保財政安定化支援事業の確定により、1,374万6,000円繰り出す分である。

老人福祉費の委託料は、給食サービス事業に不足額が生じる見込みであるため増額するものである。

保健衛生総務費の負担金補助及び交付金の都城北諸県郡救急医療施設分負担金は、確定に伴う74万7,000円の減額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑と答弁について申し上げます。

介護予防支援事業の委託料減額の要因は何かとただしたところ、介護予防プランは、地域包括支援センターの中の介護予防支援事業所と他の事業所に委託して作成しているが、当初、月に200件ほどと計上していた委託分が月に140件ぐらいの見込みとなり、減額するものである。減少した分は包括支援センターの直営による作成分が増えているとの答弁がありました。

給食サービス事業で9,300食増加している理由は何かとただしたところ、給食サービスについては、一般会計の老人福祉費でみる分と、介護特会の地域自立支援事業分でみる分とがあるが、当初の見込みより介護特会の対象となる人が少なく、その人たちの分を一般会計で対応するために増加するものである。したがって、介護特会の配食支援事業費は減額になっているとの答弁でありました。

次に、福祉課分について御報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の社会福祉総務費の扶助費112万円の減額は、中国残留邦人が亡くなったことに伴うものである。

老人福祉費の報償費110万6,000円の減額は、転出及び死亡などに伴う敬老祝金の減額である。

児童福祉総務費の報償費200万円の増額は、第三子以降の出産数の増加見込みによるものである。

保育所費の扶助費は、民間保育所の保育単価の改正、ゼロ歳児の入所により5,268万円の増額をするものである。

歳入の民生費国庫負担金の1,533万7,000円と、民生費県負担金の766万8,000円は、保育単価改正とゼロ歳児扶助費増の保育所運営費である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑と答弁について申し上げます。

出産祝金で、当初55名見込んだが、75名に増えた根拠は何かとただしたところ、増えたのは調査実績によるものではなく、19年度から増加傾向にあることに基づくものであるとの答弁がありました。

敬老祝金で、不用額が出た理由をただしたところ、当初予算は毎年11月に組んで、1月に再度見直し、その時点で1,618名が対象で、1,035万3,000円計上したが、9月1日の基準日で、2月から8月までの間に99名の転出及び死亡等があって、110万6,000円減額したとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第99号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となった所管分については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、11番、立平利男産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となっています議案第99号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、産業建設常任委員会に付託になった所管分の審査経過の概要と結果を御報告いたします。

当委員会では、12月11日、委員全員出席の下、執行部から関係課長、局長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、まず農政課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入の県補助金、農林水産業費県補助金、かごしま茶産地拡大チャレンジ事業1,038万円は、原油高騰対策として荒茶加工施設の機械整備に係る補助金、歳出の農業費で農業振興費22万円の減額は、帖五区農産加工研修センター増築工事の執行残、土地改良費3,160万4,000円の増額は、国営事業、県営事業の確定・追加に伴う補正である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、リーフ茶の利用を促進しなければいけないということが課題になっていると思うが、担当課としてはどのような取り組みがされているのかとただしたところ、市の振興会、県の茶生産協会が一体となって、本年の11月23日をお茶一杯の日として、県下一斉にお茶の消費拡大に取り組んできている。市としても農政課、振興会を挙げて、各種イベント等に参加しながら、リーフ茶の促進に努めているとの答弁でありました。

畑かんの県営事業が3,610万円増額になっている理由をただしたところ、当初の割り当てからすると、地区間流用等があって増えている分と、曾於南部地区に5,000万円の別枠の追加割り当てがあり、その分の地元負担の追加分である。曾於南部地区の5,000万円の追加分は、4町歩程度の園内工事で、曾於東部地区の1,870万円は、志布志の方の末端配水管の設置と給水栓設置等が主体であるとの答弁でありました。

県営事業で曾於南部と曾於東部を含めて、事業費がいくら増になり、その何%が市債と一般財源を充てなければならなかったのかとただしたところ、曾於東部については、事業費で9,450万円、地元負担分として1,821万2,000円、19.2%、曾於南部については、事業費1億6,350万円、負担金1,761万3,750円、10.77%ですとの答弁でありました。

曾於東部地区の給水栓設置工事の進捗よく率をただしたところ、全体的な進捗よく率として約90%であるとの答弁でありました。

かごしま茶産地拡大チャレンジ事業で、既存の製茶機械からすると、省エネルギー型の機械を導入すれば、どのぐらいのコスト減になるのかとただしたところ、燃費の削減率10%以上を目的としたもので、処理能力のアップと時間の短縮も出てくるので、1時間当たり480kgから520kgまでの処理能力アップになるようであるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、畜産課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものとして、農業費の畜産業費、報償費で、謝礼金315万5,000円の減額は、県肉用牛共進会への出品がなかったことなどによる執行残、負担金補助及び交付金の738万円の増額は、事業名が肥育経営緊急対策事業で、目的として、肥育牛経営においては、配合飼料価格の高騰による生産費の増加や、枝肉価格の低迷など、経営収支が悪化し、経営継続が困難な状況にあり、今回、緊急的に肥育経営を支援することにより、肥育経営の基盤の維持を図ることとあわせて、子牛の購買力を高め、肉用牛基盤の維持を図るために対策を講じようとするもので、内容は今年4月1日から12月31日までに出荷された肥育牛を対象に、1戸当たり30頭を限度に、1頭当た

り肉専用種については1万5,000円、交雑種については8,000円、乳用種については5,000円の支援をするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、肥育経営緊急対策事業で1頭当たり種類によって1万5,000円、8,000円、5,000円の支援をする金額の算定基準をただしたところ、肉用牛肥育等については、肉用牛肥育経営安定対策事業ということで、生産者の方々と国が積み立てをして、生産額と販売額との比較をしながら、農家の所得が赤字となる場合に、家族労働費の8割を限度に、事業の中で補てんすることになっている。肉専用種については、基準家族労働費が7万4,422円と国が定めているが、この8割である5万9,500円がマルキン事業として支援が発動されている。残り1万5,000円ほど、残額の2割が補てんされないの、その部分を市として独自に支援しようということにした。交雑種については、家族労働費が4万1,310円で、3万3,000円の補てんということで、8,000円不足する分。乳用種については、家族労働費が2万8,455円で、2万2,700円が補てんされ、残り5,000円という形で基準額を算出したとの答弁でありました。

配合飼料価格の高騰、枝肉価格の低迷については、具体的にどれくらいの高騰、低迷があるのかとただしたところ、飼料価格は平成18年の第3四半期から高騰が始まって、高騰前がおおむね4万3,000円、現在は6万7,600円で、6万7,600円のうち7,000円程度は飼料基金の補てんがあり、農家の実質負担が1万7,000円程度で、40%ぐらいの負担増になっている。肥育農家の価格の変化は、去勢で1頭当たり、志布志地区で85万3,000円から81万8,000円で、3万5,000円の安値、松山地区で91万9,000円から86万5,000円で、5万4,000円の安値、雌の方も同じように価格が下がっており、1頭の販売について10万円以上の赤字が生じている実状であるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、耕地林務水産課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入の農林水産業費県委託金の林業費委託金191万3,000円の増額は、松くい虫伐倒駆除に伴う委託金で、松598本を処理するもの、歳出の農業費、農地整備費44万2,000円の増額は、松山川路地区のほ場整備に伴うもので、平成21年度事業で1.4haを計画していたが、県から前倒して事業を実施したい旨の打診があり、それに伴う給水栓等の設置を行うもの、林業費の林業振興費、負担金補助及び交付金31万8,000円は、有害鳥獣捕獲事業で当初計画よりからす160羽、いのしし20頭、たぬき40頭が増になる見込みによる増額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、有害鳥獣捕獲事業の見込みをプラスした20年度分のトータルをただしたところ、からすが560羽、いのししが70頭、たぬきが50頭になるとの答弁でありました。

松くい虫伐倒駆除の作業方法と、伐倒駆除作業の本数の推移をただしたところ、作業方法は枯れ松を伐採して、同じ場所に集めて、ビニール等で覆って薬剤を入れて処理する形を採っている。推移については、過去2年間を調査したが、平成19年度が688本、平成18年度が478本であるとの答弁でありました。

樹幹注入が松くい虫駆除には一番効果が高いので、志布志湾岸の松林の景観保護について、森林環境税を活用できないのかとただしたところ、森林環境税を利用できるとなれば、より効果がある樹幹注入ができるのではないかと考えるので、研究させていただきたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、農業委員会分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入の農林水産業費県委託金の農業費委託金、強い農業づくり交付金の50万円の減額は、当初、この事業で遊休農地の実態を調査し、担い手農家等への利用権設定による解消に努める計画だったが、20年度全国一斉に耕作放棄地の調査を実施するようになり、国直轄採択事業で市町村の予算を通らずに、直接市町村の担い手育成総合支援協議会に交付される担い手アクションサポート事業の農地の利用調整活動事業で、耕作放棄地の調査及び解消対策検討会を実施することになり、減額するものである。

歳出で、農業費の農業委員会費、報酬64万4,000円の減額は、松山選挙区の農業委員の病気による辞任と、有明選挙区の委員の死亡により空白期間があったことによるもの、賃金65万7,000円の増額は、臨時職員1名の雇用と、現パート職員の時間延長による不足分である。

また、耕作放棄地の調査集計で、耕作放棄地Aが272ha、全体の28.6%、耕作放棄地Bが92ha、9.5%、耕作放棄地Cが586ha、61.9%、合計で950ha。このうち農業振興地域の農用地内が約29%、農用地外が71%、地域ごとには松山地区が89ha、志布志地区が593ha、有明地区が268haとの報告がありました。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、耕作放棄地Aについて、今後利用される見込みはどのような状況かとただしたところ、認定農業者や担い手農家に利用権設定を進めながら解消に努めていきたい。国の方でも新たに21年度から、この解消に向けての事業があるようなので、そういう事業等を活用しながら、少しでも解消に努めていきたいとの答弁でありました。

担い手アクションサポート事業の事業費は、どこに入るのかとただしたところ、国から県の担い手育成総合支援協議会に来て、そこから市町村の予算を通らずに、直接担い手育成総合支援協議会に交付するシステムで、市町村の予算を通らない直轄事業という形で組み入れられているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上、すべての課、局を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第99号、平成20年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

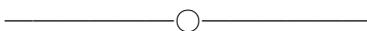
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第99号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第13 議案第100号 平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（谷口松生君） 日程第13、議案第100号、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第100号、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月11日と12日、委員10名の出席の下、保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は、システム改修に関する国庫補助金が見込まれたので、47万2,000円計上するものである。

繰入金は、財政安定化支援事業繰入金が確定したので、1,374万6,000円繰り入れるものである。

歳出では、一般被保険者療養費は特にはり・きゅう・マッサージが伸びて、不足が見込まれるため、471万4,000円増額補正するものである。

老人保健拠出金は、確定額で498万9,000円の減額補正である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑と答弁について申し上げます。

システム改修に関する国庫補助金が47万2,000円入っているが、歳出については既定の予算とあるが、この予算ではどこに入っているのかとただしたところ、一般管理費の財源振替で国県支出金に充当しているとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第100号、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第100号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第100号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第14 議案第101号 平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第14、議案第101号、平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第101号、平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員10名出席の下、保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入は、国庫支出金で、システム改修に対する高齢者医療制度円滑運営事業費補助金として804万3,000円計上している。

歳出は、総務費、一般管理費の委託料として、歳入と同額を計上している。これは長寿医療制度における保険料の軽減対策などに係るシステム改修委託料である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑と答弁について申し上げます。

法律では、正式には後期高齢者医療保険制度と言うが、執行部の説明では長寿医療制度と言われたが、正式にそのような法律があるのか、整合性がないのではないかとただしたところ、国からの通知で、通称として長寿医療制度を使用するよということで使用した。正式には、後期高齢者医療制度であるので訂正する。今後の説明等については、後期高齢者医療制度を使用していくとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第101号、平成20年度

志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第101号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第101号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第15 議案第102号 平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（谷口松生君） 日程第15、議案第102号、平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第102号、平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月11日と25日、委員10名出席の下、保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の国庫支出金は、地域支援事業費減に伴う国庫補助金の減額とシステム改修に関する補助金の増額、合わせて528万8,000円の減額補正である。

支払基金交付金と県支出金については、いずれも地域支援事業費減に伴う補正である。

繰入金についても、地域支援事業費とシステム改修に関する増減による補正である。

歳出は、一般管理費の委託料については、要介護認定や保険料の見直し及び住民税特別徴収開始に対応するシステム改修費の417万7,000円である。

介護予防特定高齢者施策事業費の委託料の1,187万7,000円の減額は、通所介護予防事業と特定高齢者デイサービス利用者の見込み数の減少による減額と、生活機能評価の受診者見込みの減少によるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑と答弁について申し上げます。

国庫補助金の事業費補助金52万5,000円は、電算委託料の国県支出金の52万5,000円と理解していいのかとただしたところ、事業費補助金は一般管理費の国県支出金に充当してあるので、そのとおりであるとの答弁でありました。

介護予防特定高齢者施策事業の減額は、特定健診を受けなくても元気であるということでの結果かとただしたところ、特定高齢者デイサービス利用者が当初見込みより減少したのと、生活機能評価については、真に必要な人だけの受診で支障がないことが分かったことによる見込み数の減少によるものであるとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第102号、平成20年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

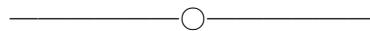
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第102号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第102号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第16 議案第103号 平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）

○議長（谷口松生君） 日程第16、議案第103号、平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第103号、平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月11日、委員10名出席の下、市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行い

ました。

執行部の説明によりますと、歳入は、諸収入の延滞金を1万8,000円追加するものである。

歳出は、職員手当等は、職員2名分の退職手当の率改正に伴い、35万5,000円を増額するものである。

需用費については、クリーンセンター、浄化センターなどの制御盤、ポンプなどの修繕料として200万円を増額するものである。

委託料は235万5,000円を減額し、予備費は1万8,000円を追加するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑と答弁について申し上げます。

野井倉地区浄化センターほかの委託料は、年間で決まっているのではないかと。200万円以上の減額の理由は何かとただしたところ、委託料については、例年予定価格の90%前後で推移しているが、20年度についても見積もりの90%であった。この残額を修繕料の増額補正としたとの答弁でありました。

修繕料はどこを修繕するのかとただしたところ、修繕は7か所で、松山地区のクリーンセンターの制御盤シーケンサとインバータ、通山地区のかくはんポンプ、蓬原地区の中継ポンプなどであるとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第103号、平成20年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

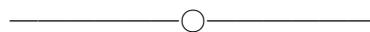
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第103号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第103号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第17 陳情第9号 産業廃棄物安定型最終処分場計画反対について

○議長（谷口松生君） 日程第17、陳情第9号、産業廃棄物安定型最終処分場計画反対についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました陳情第9号、産業廃棄物安定型最終処分場計画反対について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会では、12月11日、委員10名出席の下、市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、この陳情に対する執行部の意見を求めました。

執行部によりますと、陳情書は市にも提出されていて、その取り扱いの経緯については、8月27日に都城北諸地区清掃公社が、市長に面会し、安定型5品目埋め立て建設予定の説明を行った。その後、10月30日の南日本新聞において、処分場建設の白紙撤回が報道された。11月5日、清掃公社より2名来庁し、白紙撤回を市長にも報告した。市長としては、建設については厳しいものがあること、事前の地域住民への説明会が不可欠であり、住民の意向が何よりも尊重されなければならないとの基本的な考えを伝えたとの意見がありました。

この意見を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、市当局にも陳情が来ているとのことであるが、同じ内容かただしたところ、同じ内容であるとの答弁がありました。

その後、都城北諸地区清掃公社が、再度本市を訪れて、白紙撤回を申し入れたとのことであるが、その意味と市当局の判断はどうかとただしたところ、公社として計画を白紙に戻したいという表現であった。市としては、そのことを聞き置いただけであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、次のような意見がありました。

曾於市議会は、先に反対陳情を採択している。志布志市議会も建設計画に対し、明確に反対すべきである。

引き続き、採決の結果、陳情第9号、産業廃棄物安定型最終処分場計画反対については、採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

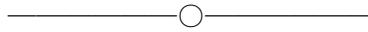
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。陳情第9号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり、採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は、所管委員長の報告のとおり、採択されました。

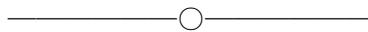


○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。

日程第18、発議第13号から日程第20、発議第15号まで、以上3件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第13号から発議第15号まで、以上3件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第18 発議第13号 志布志湾一帯における密航・密輸等事犯の防止に関する決議について

○議長（谷口松生君） 日程第18、発議第13号、志布志湾一帯における密航・密輸等事犯の防止に関する決議についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○9番（迫田正弘君） ただいま議題となりました発議第13号、志布志湾一帯における密航・密輸等事犯の防止に関する決議について、趣旨説明を申し上げます。

賛成者は、志布志市議会文教厚生常任委員長、藤後昇一議員、同じく産業建設常任委員長、立平利男議員であります。

提出の理由は、九州唯一の中核国際港湾である志布志港は、外国船の入港や外国人の往来が年々増加し、過去、密航・密輸等の事犯が発生しているほか、不法集団等によるテロの脅威は依然として高く、市民の平穏な生活を脅かし、不安を募らせているところであり、市民が安全で安心できる港湾及び沿岸の環境を創るため、市当局や関係機関・団体をはじめ、家庭や職場等、すべての市民が一体となって、志布志湾及びその沿岸地域における防犯意識の高揚と啓発活動に努め、密航・密輸等の各種犯罪を防止し、安全で安心な地域社会づくりに全力を挙げて取り組むことを決意しようとするものであります。

以下、案文を朗読し、説明に代えさせていただきます。

志布志湾一帯における密航・密輸等事犯の防止に関する決議案。

大隅半島の太平洋に広がる志布志湾及びその沿岸は、海岸一帯が国定公園に指定されるなど、その美しく自然に満ちあふれた景観は、志布志市民の誇りである。

また、九州唯一の中核国際港湾である志布志港は、農・畜産物等の物流拠点として発展を続けており、地域経済の振興に加え、アジア・太平洋を中心とした海外との国際交流都市を目指している。

一方、外国船の入港や外国人の往来も年々増加しているが、全国の港湾においては、密航・密輸等の事犯が後を絶たず、志布志港においても過去幾多の同種事犯が発生しているほか、不法集団等によるテロの脅威は依然として高く、これが市民の平穏な生活を脅かし、不安を募らせているところであ

る。

よって、本議会は、市民が安全で安心できる港湾及び沿岸の環境を創るため、市当局や関係の機関・団体をはじめ、家庭や職場等、すべての市民が一体となって、志布志湾及びその沿岸地域における防犯意識の高揚と啓発活動に努め、密航・密輸等の各種犯罪を防止し、安全で安心な地域社会づくりに全力を挙げて取り組むことを決意するものである。

以上、決議する。

平成20年12月25日、鹿児島県志布志市議会。

以上であります。

御賛同方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

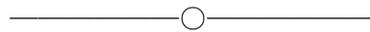
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

迫田正弘議員ほか2人から提出された発議第13号、志布志湾一帯における密航・密輸等事犯の防止に関する決議については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、迫田正弘議員ほか2人から提出の発議第13号は、原案のとおり決定されました。



日程第19 発議第14号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

○議長（谷口松生君） 日程第19、発議第14号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○9番（迫田正弘君） ただいま議題となりました発議第14号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

賛成者は、志布志市議会文教厚生常任委員長、藤後昇一議員、同じく産業建設常任委員長、立平利男議員であります。

提出の理由としては、現行の過疎地域自立促進特別措置法の失効を平成22年3月末に控え、本市を含む過疎地域の現状は、人口減少と高齢化は特に顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅の危機にひんするなど、極めて深刻な状況に直面していることから、新たな過疎対策法の制定により、引き続き総合的な過疎対策の充実・強化が図られるよう強く要望するため、地方自治法第99条の規定により、

配布してある意見書案のとおり、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣、麻生太郎、総務大臣、鳩山邦夫、財務大臣、中川昭一、農林水産大臣、石破茂、国土交通大臣、金子一義でございます。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

迫田正弘議員ほか2人から提出された発議第14号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、迫田正弘議員ほか2人から提出の発議第14号は、原案のとおり決定されました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。ただいま議決されました発議第14号の字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

日程第20 発議第15号 「オラレ方式」による競艇場外発売場設置に関する調査特別委員会の設置について

○議長（谷口松生君） 日程第20、発議第15号、「オラレ方式」による競艇場外発売場設置に関する調査特別委員会の設置についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○9番（迫田正弘君） ただいま議題となりました発議第15号、「オラレ方式」による競艇場外発売場設置に関する調査特別委員会の設置について、趣旨説明を申し上げます。

賛成者は、志布志市議会文教厚生常任委員長、藤後昇一議員、同じく産業建設常任委員長、立平利男議員であります。

提出の理由は、設置が計画されている「オラレ方式」による競艇場外発売場について、設置するためには国土交通省からの指導により、議会を含めた地元の調整が求められていることから、志布志

市の活性化方策を含め、設置による効果、問題点等について、早急に調査を行うため、特別委員会を設置しようとするものであります。

名称は「オラレ方式」による競艇場外発売場設置に関する調査特別委員会、委員の定数は議長を除く32人で、調査期間は調査終了までの継続審査とし、設置の根拠、目的、調査内容につきましては、配布してあるとおりであります。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） ただいま提出者から趣旨説明がありました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

迫田正弘議員ほか2人から提出された発議第15号については、設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、迫田正弘議員ほか2人から提出の発議第15号については、原案のとおり設置することに決定されました。

ここでしばらく休憩いたします。



午後2時48分 休憩

午後2時49分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました「オラレ方式」による競艇場外発売場設置に関する調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配布した名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、「オラレ方式」による競艇場外発売場設置に関する調査特別委員会の委員は、お手元に配布した名簿のとおり指名します。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において「オラレ方式」による競艇場外発売場設置に関する調査特別委員会を招集いたします。

ただいまから、議員控室において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩いたします。

なお、特別委員会終了後、議会運営委員会を開きますので、メンバーの方はその旨、よろしくお願いいたします。

午後 2 時 50 分 休憩

午後 3 時 45 分 再開

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。委員長に迫田正弘議員、副委員長に藤後昇一議員がそれぞれ互選されました。

日程第21 議員派遣の決定

○議長（谷口松生君） 日程第21、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定については、会議規則第162条第1項の規定により、お手元に配布してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は、配布してある内容のとおり決定しました。

日程第22 閉会中の継続審査申出について

○議長（谷口松生君） 日程第22、閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。閉会中の継続審査申出については、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第23 閉会中の継続調査申出について

○議長（谷口松生君） 日程第23、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程のため、ここで休憩いたします。

午後 3 時46分 休憩

午後 3 時47分 再開

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま配布しました追加日程表のとおり、本日の日程を追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、追加日程表のとおり、本日の日程を追加することに決定しました。

○議長（谷口松生君） お諮りします。追加日程第 1、陳情第12号から追加日程第 4、発議第17号まで、以上 4 件については、会議規則第39条第 3 項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第12号から発議第17号まで、以上 4 件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

追加日程第 1 陳情第12号 WT○農業交渉に関する陳情書

追加日程第 2 陳情第13号 WT○農業交渉に関する陳情書

○議長（谷口松生君） 追加日程第 1、陳情第12号から追加日程第 2、陳情第13号まで、以上 2 件については、同趣旨の陳情でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

これから 2 件に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから陳情第12号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

陳情第12号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口松生君） 起立多数です。したがって、陳情第12号は、採択することに決定しました。

次に、陳情第13号について採決します。この採決は起立によって行います。

陳情第13号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口松生君） 起立多数です。したがって、陳情第13号は、採択することに決定しました。

追加日程第3 発議第16号 WTO農業交渉に関する意見書の提出について

○議長（谷口松生君） 追加日程第3、発議第16号、WTO農業交渉に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○11番（立平利男君） ただいま議題となりました発議第16号、WTO農業交渉に関する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

賛成者は、志布志市議会総務常任委員長、迫田正弘議員、同じく文教厚生常任委員長、藤後昇一議員であります。

提出の理由としましては、WTOドーハ・ラウンド交渉による新たな農産物貿易ルールは、貧困の拡大、気候変動など地球規模の課題解決に資するものとして、世界の食料・農業のあるべき将来像と関連付けながら、中・長期的視点から議論される必要がある。

自給率が40%と著しく低い我が国にとって、食料増産を通じた食料主権の確立は、まさに国益そのものであり、途上国の人口増大等を背景とした国際的な食料自給のひっ迫が食料争奪を深刻化させているにもかかわらず、早期妥結のみを優先させていることは、世界各国の食と農の将来に重大な禍根を残しかねないと懸念する。

よって、交渉はこのような実情を賢察いただき、特段の配慮を賜りますよう強く要請するため、地方自治法第99条の規定により、配布してある意見書案のとおり、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣、麻生太郎、農林水産大臣、石破茂、外務大臣、中曽根弘文、経済産業大臣、二階俊博、自民党総合農政調査会長、谷津義男でございます。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。立平利男議員ほか2人から提出された発議第16号、WTO農業交渉に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第16号は、原案のとおり決定されました。

○議長（谷口松生君） お諮りします。ただいま議決されました発議第16号の字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することいたします。

追加日程第4 発議第17号 緊急経済・雇用対策を求める決議について

○議長（谷口松生君） 追加日程第4、発議第17号、緊急経済・雇用対策を求める決議についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○9番（迫田正弘君） ただいま議題となりました発議第17号、緊急経済・雇用対策を求める決議について、趣旨説明を申し上げます。

賛成者は、志布志市議会文教厚生常任委員長、藤後昇一議員、同じく産業建設常任委員長、立平利男議員であります。

提出の理由は、日本の経済・雇用情勢の悪化は、雇用労働者の雇用契約打ち切りや、採用予定者の内定取り消しが相次いで発生するなど、社会問題化しつつあり、志布志市内においても事業者の廃業による雇用労働者の解雇が生じ始めている。

については、中小企業等に対する支援の充実、雇用労働者等の雇用の維持・確保を図るため、特段の措置を講じられるよう、市当局に対して強く要請しようとするものであります。

以下、案文を朗読して説明に代えさせていただきます。

緊急経済・雇用対策を求める決議案。

米国に端を発した世界的な経済危機の影響を受け、日本の経済・雇用情勢は悪化し、先行きも不透明感の様相を呈している。経済・雇用情勢の悪化は、雇用労働者の雇用契約打ち切りや、採用予定者の内定取り消しが相次いで発生するなど、社会問題化しつつあり、志布志市内においても事業者の廃業による雇用労働者の解雇が生じ始めているなど、今後も更に失業者の増大が懸念されるところである。

このような状況下においては、行政がそのセーフティネットとしての役割を担うことは当然であり、については中小企業等に対する支援の充実、雇用労働者等の雇用の維持・確保を図るため、次の事項について特段の措置を講じられるよう、市当局に対して強く要請するものである。

- 1、経営支援及び雇用・就業支援を推進するため、相談・支援体制の一層の充実を図ること。
- 2、地域経済を守るため、金融機関に対し、いわゆる貸し渋りなどが行われないよう要請すること。
- 3、市内の雇用情勢の動向把握に努め、市の事業を通じた雇用の創出を図ること。

以上、決議する。

平成20年12月25日、鹿児島県志布志市議会。

以上であります。

御賛同方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

迫田正弘議員ほか2人から提出された発議第17号、緊急経済・雇用対策を求める決議については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、迫田正弘議員ほか2人から提出の発議第17号は、原案のとおり決定されました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） 以上で、今定例会に付議されましたすべての案件を終了いたしましたので、これをもって議事を閉じ、閉会といたします。

御苦労さまでございました。

午後3時58分閉会